

消 防 防 災 年 報

令和 3 年度版

三 重 県

「消防防災年報」の利用にあたって

本書は、三重県内の消防、予防、防災、保安行政に関する各種データをもとに、毎年度、その現況をお示し、消防関係者はもとより多くの方々に、消防防災に関する参考資料として刊行しています。

<ご利用にあたっての注意点>

- ① 本書は、令和3年度版報告書として、原則、令和4年4月現在及び令和3年(度)中における概況をとりまとめたものです。
- ② データによっては調査基準日が異なるため、図表ごとに調査時点などを記載していません。
- ③ 可能な限り過去からのデータの推移を示していますが、見やすさを考慮しているため、データによって掲載年数が異なっております。
- ④ 一部のデータは速報値を使用しているものもありますので、後に確定値に変更する場合があります。

目 次

第1 消防行政

1	消防組織	1
2	消防力の整備状況	9
3	消防の広域化及び連携・協力	10
4	消防救急デジタル無線の整備	10
5	緊急消防援助隊	12
6	消防相互応援協定等	15
7	消防財政	17
8	火災の現況	23
9	救急活動の現況	34
10	救助活動の現況	43
11	消防表彰	46

第2 予防行政

1	火災予防運動	49
2	防火管理制度	50
3	消防用設備等の規制、「重大違反对象物」の公表制度	52
4	防火対象物・防災管理定期点検報告制度・宿泊施設の防火対象物適合表示制度	53
5	消防設備士制度	55
6	危険物規制	58
7	危険物施設の状況	58
8	危険物施設の事故	60
9	危険物取扱者制度	61

第3 防災行政

1	防災対策の概要	63
2	防災業務	65
3	令和3年の天候概況	87

第 4	防災航空行政	
1	概要	103
2	防災ヘリコプターの性能・諸元	103
3	防災ヘリコプターの用途	103
4	運航体制	104
5	緊急運航の要請方法	104
6	防災ヘリコプターの性能・各種装備品	107
第 5	三重県防災通信ネットワーク	
1	防災通信ネットワークの整備	117
2	防災通信ネットワークの運用	117
3	防災ヘリコプター通信用無線の整備	121
4	市町村防災行政無線及び消防救急無線への活用	121
5	市町村防災行政無線等の整備	122
6	防災行政無線局無線従事者資格取得と現況	122
7	防災通信ネットワークの現状と課題	122
8	その他	122
第 6	保安行政	
1	高圧ガス指導事業	123
2	液化石油ガス指導事業	130
3	銃砲火薬類指導事業	135
4	電気工事業等指導事業	139
第 7	消防教育訓練	
1	教育訓練	141
第 8	附 表	
附表	1 消防の概要	153
	2 令和 3 年市町別火災発生件数及び火災による損害額	156
	3 令和 3 年救急活動状況	158
	4 令和 3 年事故種別救助出動件数及び救助活動件数	162
	5 階級別消防職員及び消防団員数	164
	6 消防ポンプ等現有状況	166
	7 消防水利等現有状況	168
	8 非常勤消防団員の報酬及び出動手当	170
	9 無線通信施設及び火災通報施設等の現況	172
	10 主な事故種別区分による月別出動件数	174
	11 消防本部別防火対象物数	176
	12 消防本部別 5 階以上（地階を除く）防火対象物数	178
	13 主な消防用設備の設置状況	180
	14 違反対象物公表制度の県内消防本部の実施時期	181
	15 危険物施設数の推移	182
	16 令和 3 年度消防本部別危険物施設数及び事業所数	184

掲 載 デ ー タ 索 引

第 1 消防行政

第 1 表	県内 15 消防本部の概況	1
第 2 - 1 表	階級別、年齢区分別消防吏員数	2
第 2 - 2 表	消防吏員における女性消防吏員の割合の推移	3
第 3 表	市町別消防団員数等一覧	4
第 4 表	階級別、年齢区分別消防団員数	5
第 5 表	婦人（女性）防火クラブの現況	8
第 6 表	少年消防クラブの現況	8
第 7 表	消防力の整備状況	9
第 8 表	緊急消防援助隊の登録状況	13
第 9 表	緊急消防援助隊三重県大隊（ブロック・本部別）	14
第 10 表	消防相互応援協定の締結状況	15
その 1	県内統一協定	15
その 2	市町間協定	15
その 3	県内・県外団体間	16
第 11 表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに 1 世帯当たり及び住民 1 人当たりの消防費の推移	17
第 12 表	市町の消防費性質別歳出決算額の推移	18
第 13 表	市町の消防費決算額の財源内訳	19
第 14 表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	20
第 15 表	国庫補助金による県内の消防施設等整備状況	20
第 16 表	消防組合の消防費性質別歳出決算額の推移	21
第 17 表	消防組合の消防費決算額の財源内訳	22
第 18 表	火災種別ごとの比較	24
第 19 表	季節別火災発生件数	25
第 20 表	月別発生件数	25
第 21 表	市町別出火率	26
第 22 表	火災による死者の年齢別理由別分類	26
第 23 表	出火原因別上位の推移	27
第 24 表	令和 3 年中の火災の出火原因別損害状況	28
第 25 表	1 日当たりの損害（365 日計算）	29
第 26 表	火災種別ごとの出火件数の割合	29
第 27 表	年次別焼損面積の推移	30
第 28 表	年次別建物火災状況	31
第 29 表	令和 3 年の主な火災	32
第 30 表	事故種別出動件数の推移	36
第 31 表	主な事故種別出動件数の構成比	36
第 32 表	傷病程度別搬送人員数の推移	37
第 33 表	年齢区分別事故種別搬送人員数	38
第 34 表	各種講習の実施状況	40
第 35 表	救助隊の設置状況	43
第 36 表	救助出動件数、救助活動件数、救助人員の推移	44
第 37 表	事故種別救助活動状況	45
第 38 表	消防表彰受章者数	46
	国が行う表彰	46
	県が行う表彰	47
	日本消防協会が行う表彰	47
	三重県消防協会が行う表彰	47
第 39 表	令和 3 年度春秋叙勲・危険業務従事者叙勲・春秋褒章受章者	48

第1図	消防吏員数の推移	2
第2図	年齢層別消防吏員数の推移	3
第3図	消防団員数の推移	5
第4図	年齢層別消防団員数の推移	5
第5図	消防団員の平均年齢の推移	6
第6図	消防団員の就業形態	6
第7図	女性消防団員数の推移	7
第8図	年次火災発生件数	23
第9図	死傷者の年次別比較	23
第10図	主な火災種別ごと割合の推移	24
第11図	火災の時間別発生状況	25
第12図	主な出火原因の年次推移	27
第13図	火災による損害額の推移	28
第14図	県民一人当たり損害額	29
第15図	年次別焼損面積の推移	30
第16図	建物火災の年次別比較	31
第17図	林野火災の年次別比較	32
第18図	救急救命士運用隊の推移	35
第19図	救急出動件数及び救急搬送人員数の推移	35
第20図	現場到着所要時間の推移	39
第21図	病院収容所要時間の推移	40
第22図	心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の 1ヶ月後生存率及び1ヶ月後社会復帰率等の推移	41
第23図	救助出動件数の推移	44
第24図	救助種別出動割合	45

第2 予防行政

第1表	県内の防火管理実施状況	51
第2表	防火管理者資格取得者数（消防長開催）	52
第3表	防火対象物定期点検報告制度実施状況	55
第4表	消防設備士免状取得者数	56
第5表	消防設備士義務講習受講者数	57
第6表	製造所等の区別事故発生件数及び事故の態様	60
第7表	危険物取扱者免状種別取得者数	61
第8表	危険物取扱者保安講習受講者数	62
第1図	危険物施設数の状況	59
第2図	危険物施設の規模別構成比	59
第3図	危険物施設等の事故発生件数の推移	60

第3 防災行政

第1表	市町地域防災計画の修正報告状況	65
第2表	防災啓発実績	71
第3表	防災関係機関の防災資機材等一覧	78
第4表	自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織等の 防災資機材等一覧	79
第5表	広域防災拠点等 資機材備蓄状況	84
第6表	津、尾鷲、上野、四日市の年および季節ごとの観測表	88
第7表	令和3年に県内で震度1以上を観測した地震	92
第8表	2021（令和3年）の警報・注意報の発表状況	96
第9表	令和3年災害の被害総括表	97

第4 防災航空行政

第1表	令和3年度防災ヘリコプター運行状況（総括表）	106
第2表	令和3年度緊急運航活動概要	109

第5 三重県防災通信ネットワーク

第1表	防災行政無線箇所数一覧	118
第2表	有線系設備箇所数一覧	119
第3表	防災ヘリコプター通信用無線設備箇所数一覧	119
第4表	市町村防災行政無線（移動系）とのシステム共用	121
第5表	市町村防災行政無線（同報系）	121
第1図	三重県防災通信ネットワークシステム系統図	120

第6 保安行政

第1表	高压ガス製造事業所処理量別区分	123
第2表	高压ガス製造事業所数	124
第3表	ガス種別移動式製造設備数	124
第4表	高压ガス貯蔵所貯蔵量区分	125
第5表	特定高压ガス消費者となる貯蔵量	125
第6表	高压ガス貯蔵所・特定高压ガス消費事業所数	126
第7表	高压ガス販売事業所数	126
第8表	製造保安責任者・販売主任者免状交付数 （新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない）	127
第9表	高压ガス関係試験実施状況（三重県実施分）	127
第10表	年度別高压ガス施設保安検査数	128
第11表	年度別事故件数（容器喪失・盗難を除く）	129
第12表	高压ガス保安関係団体一覧（令和4年3月末現在）	129
第13表	液化石油ガス販売所等数	131
第14表	管轄別販売事業者・販売所数	131
第15表	管轄別保安機関の認定数（事業者数）	131
第16表	液化石油ガス設備士免状交付数 （新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない）	132
第17表	液化石油ガス設備工事届数	132
第18表	特定液化石油ガス設備工事事業者数	132
第19表	立入検査件数	133
第20表	支援員による立入検査結果	133
第21表	L P ガス事故件数（全国・三重県）	134
第22表	L P ガス事故原因別内訳（令和3年）	134
第23表	県内L P ガス事故の概要	134
第24表	火薬類製造所等の事業所数及び火薬庫等設置状況	135
第25表	火薬類の許可件数	136
第26表	火薬及び爆薬の消費状況	136
第27表	猟銃等の製造所・販売所数	136
第28表	火薬類取扱保安責任者等試験実施状況	137
第29表	火薬類製造業者等立入検査の実施状況	138
第30表	火薬類製造業者等の違反件数	138
第31表	第一種電気工事士免状交付状況	139
第32表	第二種電気工事士免状交付状況	139
第33表	電気工事業者登録及び届出	139
第34表	電気工事業者立入検査等実施状況	139
第35表	電気用品販売業者立入検査実施状況	140

第7 消防教育訓練

第1表	教育訓練課程	142
第2表	令和3年度教育訓練実施状況	143
第3表	消防学校修了者数推移状況	143
第4表	消防職員教育訓練修了者数	144
第5表	消防団員修了者数	152

消 防 行 政

第 1 消防行政

1 消防組織

(1) 常備消防機関（消防本部）

令和 4 年 4 月 1 日現在、県内に 15 消防本部、28 消防署、61 分署・出張所が設置されており、消防吏員数は県全体で 2,593 人である。消防吏員数が 100 人未満の消防本部が 5 本部あり、そのうち、特に小規模な消防本部（消防吏員数が 50 人以下）が 1 本部となっている。

1 消防本部あたりの平均管轄人口は約 12 万人であり、30 万人以上の管轄人口を有するのは 1 本部、人口 10 万人以上 30 万人未満は 5 本部、10 万人未満は 9 本部となっており、比較的小規模な消防本部が多い状況にある。また、1 消防本部あたりの管轄面積は、約 100 km²から 700 km²超までと様々で平均管轄面積は約 385 km²となっている。

県内の 15 消防本部が行う県内 29 市町の消防事務の処理方式は、単独設置が 7 本部（7 市町）、事務委託方式が 5 本部（15 市町）、一部事務組合方式が 3 本部（8 市町）となっている。〔第 1 表〕

第 1 表 県内 15 消防本部の概況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

消防本部名	消防吏員数 (人)	消防署	分署・ 出張所	管轄人口 (人) ※ 1	管轄面積 (km ²)	管轄市町名 ※ 2	事務処理 方式
桑名市消防本部	254	3	5	217,025	394.93	◎桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	事務委託
四日市市消防本部	375	3	8	336,373	221.20	◎四日市市、 川越町、朝日町	事務委託
菰野町消防本部	57	1	0	41,476	107.01	菰野町	単独設置
鈴鹿市消防本部	213	2	4	197,512	194.46	鈴鹿市	単独設置
亀山市消防本部	81	1	2	49,438	191.04	亀山市	単独設置
津市消防本部	364	4	9	274,065	711.19	津市	単独設置
伊賀市消防本部	174	1	7	88,325	558.23	伊賀市	単独設置
名張市消防本部	116	1	2	76,909	129.77	名張市	単独設置
伊勢市消防本部	200	1	6	146,352	384.24	◎伊勢市、 玉城町、度会町	事務委託
鳥羽市消防本部	47	1	1	17,648	107.34	鳥羽市	単独設置
志摩市消防本部	146	1	5	54,114	287.80	◎志摩市 南伊勢町(旧南勢町)	事務委託
松阪地区広域消防組合 消防本部	292	4	5	197,787	767.68	松阪市 多気町、明和町	事務組合
紀勢地区広域消防組合 消防本部	88	1	3	21,380	729.22	大台町、大紀町 南伊勢町(旧南島町)	事務組合
三重紀北消防組合 消防本部	106	3	1	31,624	449.24	尾鷲市、紀北町	事務組合
熊野市消防本部	80	1	3	34,934	541.10	◎熊野市、 御浜町、紀宝町	事務委託
合 計	2,593	28	61	1,784,962	5,774.45		

※ 1 管轄人口は「令和 4 年度消防防災・震災対策現況調査」による

※ 2 ◎は事務を受託している市

(参考)

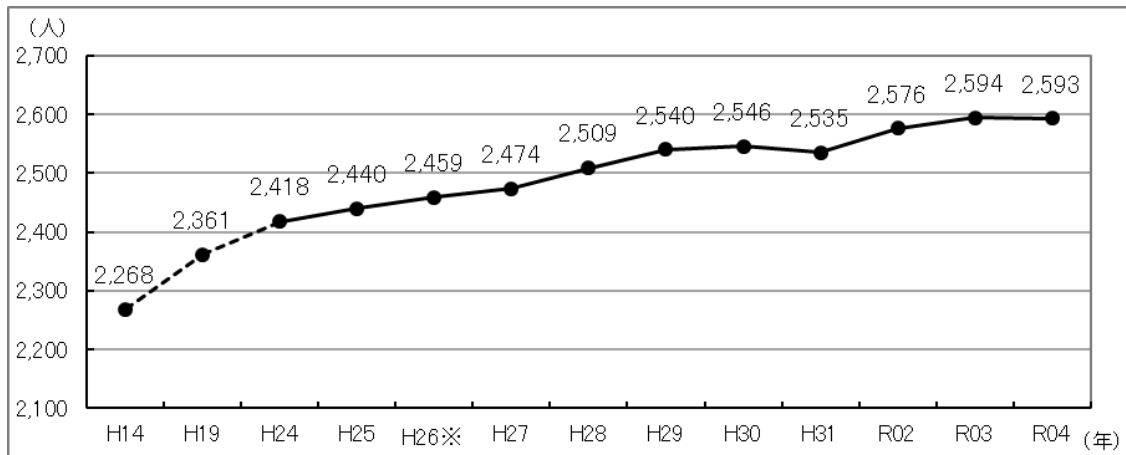
県内の常備消防体制は、平成9年4月2日付けで南牟婁郡の3町1村(当時)が消防体制の常備化にかかる政令指定を受け、平成10年4月1日に3町1村から委託を受けた熊野市消防本部が消防事務の受託業務を開始し、県内全市町村すべての常備化が完了した。

その後、平成18年1月1日に新「津市」(10市町村)が誕生し、従来の津市消防本部と久居地区広域消防組合が統合された。また、平成19年4月1日に名張市と伊賀市旧青山町地区を管轄していた伊賀南部消防組合消防本部が解散し、名張市は新設された名張市消防本部が、伊賀市旧青山町地区は伊賀市消防本部が管轄することとなり、現在の15消防本部体制となっている。

① 消防吏員数の推移

県内15消防本部に勤務する消防吏員数は増加傾向にあり、令和4年4月1日現在の吏員数は、前年度に比べ1人(0.04%)減の2,593人となっている。なお、平成14年4月1日現在の吏員数と比較すると、20年間で325人(14.3%)増加しており、年平均約16.3人の増員が行われている。〔第1図〕

第1図 消防吏員数の推移(各年4月1日現在)



※平成26年は4月2日現在

② 階級別年齢区分別にみる消防吏員数

消防吏員の階級は、消防正監から消防士まで8階級あり、その構成比を見ると、令和4年4月1日現在、最も多いのが消防士長で28.4%、次に消防司令補が26.5%となっている。また、年齢別では、40歳代が28.8%と最も多く、次に30歳代の28.6%、20歳代20.9%の順となっており、平均年齢は39.4歳となっている。〔第2-1表〕

また、年齢層別消防吏員数の推移をみると、30歳未満及び30歳以上50歳未満がほぼ横ばいであり、50歳以上が増加傾向にある。〔第2図〕

第2-1表 階級別、年齢区分別消防吏員数(令和4年4月1日現在)

【階級別】

(人(括弧内は構成比))

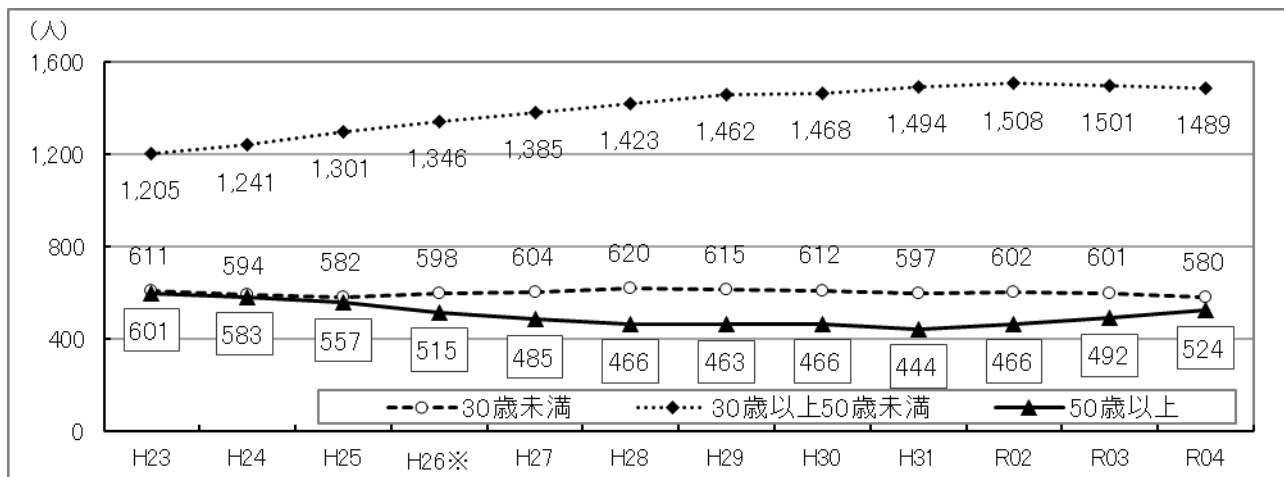
消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
6 (0.2%)	39 (1.5%)	115 (4.4%)	367 (14.2%)	687 (26.5%)	737 (28.4%)	44 (1.7%)	598 (23.1%)	2,593

【年齢区分別】

(人(括弧内は構成比))

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	平均年齢
37 (1.4%)	543 (20.9%)	741 (28.6%)	748 (28.8%)	463 (17.9%)	61 (2.4%)	39.4歳

第2図 年齢層別消防吏員数の推移（各年4月1日現在）



※平成26年は4月2日現在

③ 女性消防吏員の活躍の推進

全国の消防吏員に占める女性の割合は、令和4年4月1日現在 3.3%となっており、警察、自衛隊、海上保安庁といった他の分野と比較して、低い水準となっている。

このため、総務省消防庁では、全国の消防吏員に占める女性消防吏員の比率を令和8年度当初までに 5.0%に引き上げることを共通目標とし、各消防本部の実情に応じて、女性消防吏員比率の数値目標の設定と計画的な増員を全国の消防本部に対し要請している。

令和4年4月1日現在、県内の15消防本部のうち、12消防本部で73人の女性消防吏員が在籍しており、消防吏員に占める女性消防吏員の割合は 2.8%で、全国における女性消防吏員の割合より低くなっている。〔第2-2表〕

第2-2表 消防吏員における女性消防吏員の割合の推移（各年4月1日現在）

【三重県】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04
消防吏員数	2,418	2,440	2,459	2,474	2,509	2,540	2,546	2,535	2,576	2,594	2,593
うち女性消防吏員数	31	34	41	47	50	56	62	65	68	72	73
女性消防吏員の割合	1.3%	1.4%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%	2.6%	2.8%	2.8%

【全国】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04
消防吏員数	158,194	158,905	159,787	160,649	161,618	162,375	163,369	163,907	165,044	165,463	167,510
うち女性消防吏員数	3,358	3,527	3,711	3,850	4,035	4,240	4,475	4,736	5,021	5,304	5,585
女性消防吏員の割合	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.9%	3.0%	3.2%	3.3%

(2) 非常備消防機関（消防団）

消防団員数は、各市町の条例で定数が規定されており、令和4年4月1日現在、県内29市町の条例定数の総数は14,227人、実団員の総数は12,622人であり、定数に対する充足率は88.7%となっている。〔第3表〕

第3表 市町別消防団員数等一覧（令和4年4月1日現在）

市町名 (消防団名)	条例定数	実団員数	定数 充足率	市町名 (消防団名)	条例定数	実団員数	定数 充足率
津市	2,287	2,022	88.4%	東員町	98	93	94.9%
四日市市	620	543	87.6%	菰野町	168	160	95.2%
伊勢市	559	515	92.1%	朝日町	62	61	98.4%
松阪市	1,420	1,224	86.2%	川越町	118	112	94.9%
桑名市	776	643	82.9%	多気町	330	316	95.8%
鈴鹿市	475	463	97.5%	明和町	225	212	94.2%
名張市	500	419	83.8%	大台町	405	323	79.8%
尾鷲市	220	191	86.8%	玉城町	70	63	90.0%
亀山市	415	390	94.0%	度会町	165	165	100.0%
鳥羽市	490	468	95.5%	大紀町	320	263	82.2%
熊野市	500	363	72.6%	南伊勢町	610	552	90.5%
いなべ市	327	322	98.5%	紀北町	400	346	86.5%
志摩市	800	653	81.6%	御浜町	150	124	82.7%
伊賀市	1,450	1,374	94.8%	紀宝町	185	160	86.5%
木曽岬町	82	82	100.0%	合計	14,227	12,622	88.7%

(参考)

消防団は、市町村の非常備の消防機関で、原則として市町村単位に1団を置くこととされている。県内の消防団は、平成22年4月1日から現在の29市町29団体制となっている。また消防団は、地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）、要員動員力（消防団員数は消防職員数の約5倍）、即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）といった3つの特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防ぎよ等を、国民保護の場合は避難住民の誘導等を行うこととなっている。

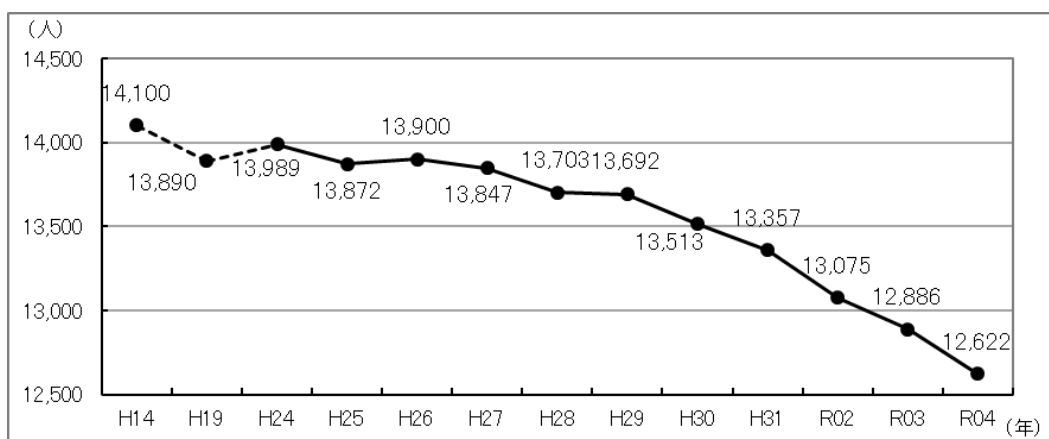
消防団員は、他に本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っており、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開し、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

① 消防団員数の推移

県内の消防団員数は、減少傾向にあり、平成14年と令和4年の4月1日現在の団員数を比較すると20年間で1,478人（10.5%）減少しており、これまで最少であった令和3年4月1日現在から更に264人減少して、過去最少人数となっている。

〔第3図〕

第3図 消防団員数の推移（各年4月1日現在）



② 階級別年齢区分別にみる消防団員数

消防団員の階級は、団長から団員まで7階級あり、最も多いのが団員（71.2%）で、次に班長（13.7%）、部長（6.2%）の順となっている。

また、年齢区分別では、40歳代（34.3%）が最も多く、次に30歳代（26.3%）、50歳代（21.0%）の順となっており、平均年齢は43.7歳となっている。〔第4表〕

さらに、年齢層別消防団員数の推移をみると、近年は、50歳以上の年齢層は増加するものの、50歳未満の年齢層はいずれも減少する傾向にある。〔第4図〕

第4表 階級別、年齢区分別消防団員数（令和4年4月1日現在）

【階級別】

（人（括弧内は構成比））

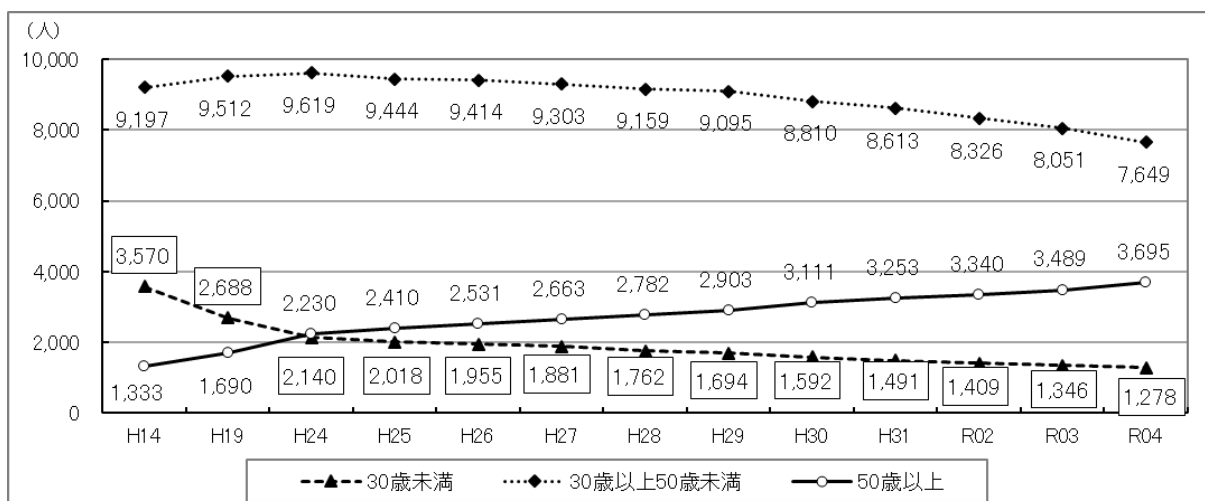
階級	人数	構成比
団長	29	(0.2%)
副団長	148	(1.2%)
分団長	442	(3.5%)
副分団長	506	(4.0%)
部長	779	(6.2%)
班長	1,725	(13.7%)
団員	8,993	(71.2%)
計	12,622	

【年齢区分別】

（人（括弧内は構成比））

年齢層	人数	構成比
20歳未満	74	(0.6%)
20～29歳	1,204	(9.5%)
30～39歳	3,314	(26.3%)
40～49歳	4,335	(34.3%)
50～59歳	2,653	(21.0%)
60歳以上	1,042	(8.3%)
平均年齢	43.7歳	

第4図 年齢層別消防団員数の推移（各年4月1日現在）

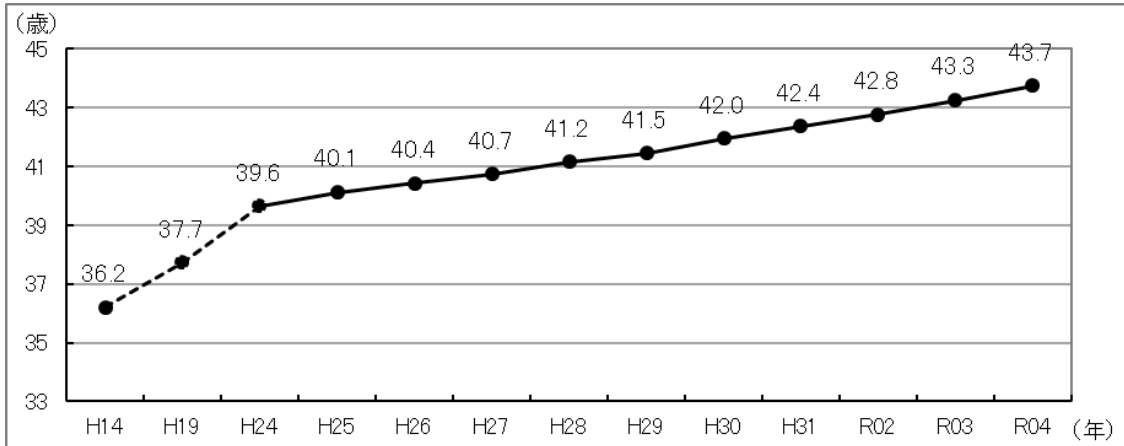


③ 消防団員の平均年齢の推移

県内の消防団員の平均年齢は、令和4年4月1日現在、43.7歳で、平成14年4月1日現在の平均年齢（36.2歳）から20年間で7.5歳上昇している。〔第5図〕

なお、令和4年4月1日現在の全国平均は43.2歳で、本県は全国平均をやや上回っている状況にある。

第5図 消防団員の平均年齢の推移（各年4月1日現在）

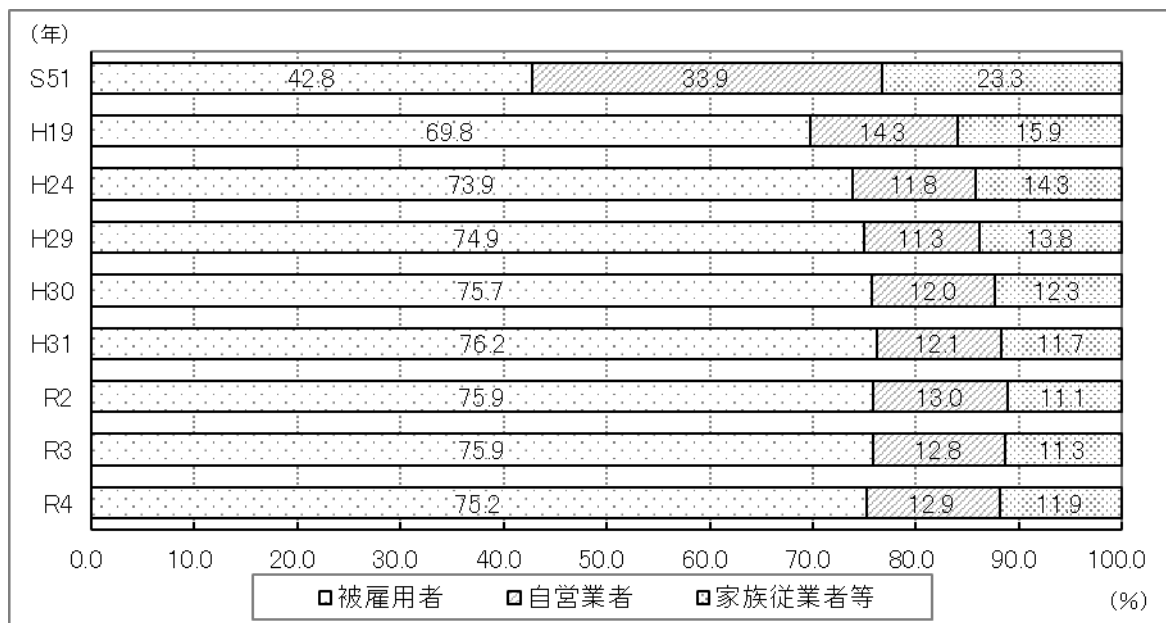


④ 消防団員の就業形態

消防団員のほとんどは、他に本業を持ちながら活動を行っているが、その就業形態（職業）は、被雇用者が圧倒的に多く、令和4年4月1日現在、その割合は75.2%となっている。

近年ほぼ同様の比率で推移しているが、46年前（昭和51年度）と比較すると、被雇用者の比率増と自営業者の比率減が顕著となっている。〔第6図〕

第6図 消防団員の就業形態（各年4月1日現在）



⑤ 女性消防団員の割合

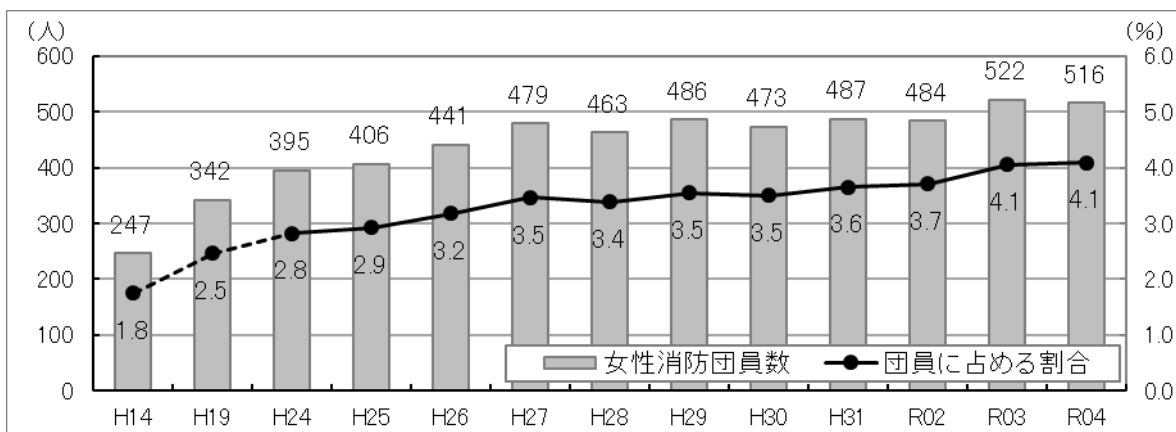
消防団員が長期的に減少している中、女性消防団員は全国的にも増加を続け、全国の消防団員に占める女性の割合は、令和4年4月1日現在で3.5%となっている。

総務省消防庁では、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、2026年度（令和8年度）末まで当面5%とする目標を掲げており、消防団員に占める女性の割合が、現時点で5%に満たない消防団においては早急に5%以上となるよう、また5%を超えている団体においては10%以上となるよう、全国の市町村に引き続き取組を要請している。

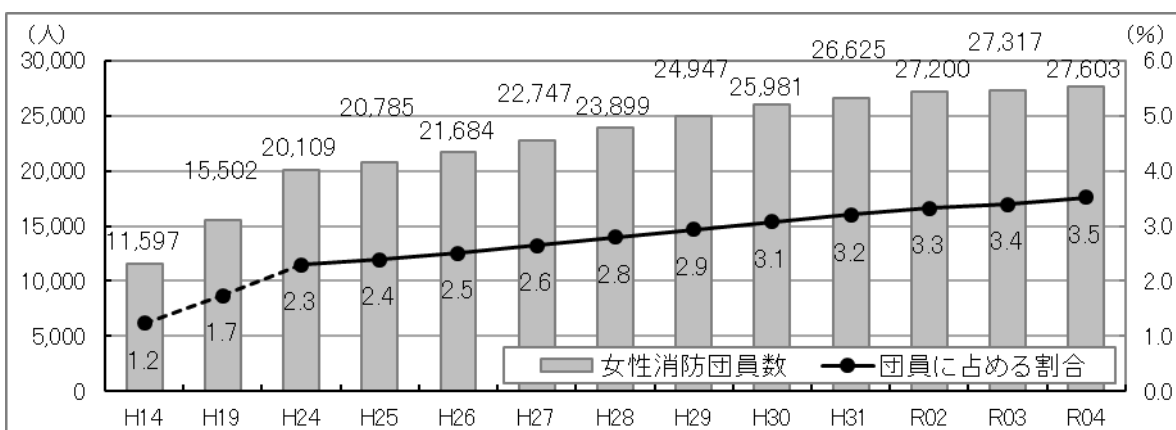
令和4年4月1日現在、県内の29消防団のうち、24消防団に516人の女性消防団員が在籍しており、消防団員に占める女性消防団員の割合は4.1%で、全国における女性消防団員の割合より高くなっている。〔第7図〕

第7図 女性消防団員数の推移（各年4月1日現在）

【三重県】



【全国】



(3) 自衛消防

① 婦人（女性）防火クラブ

婦人（女性）防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などの防火・火災予防の活動や地域の防災に関する取組など、地域において幅広い活動を行っている。

その数は、令和4年4月1日現在、17クラブ、1,967人となっており、前年度に比べ、1クラブ減少し、429人減少している。

また、婦人（女性）防火クラブの活動は、予防の啓発のみを行っているクラブが多く、次いで、消火活動を行うクラブが多くなっている。〔第5表〕

第5表 婦人（女性）防火クラブの現況（令和4年4月1日現在）

(ア) 現況

市 街 地		農山村地域		漁 村 地 域		そ の 他		合 計	
クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)
7	1,531	6	52	0	0	4	384	17	1,967

(イ) 活動状況別組織数

(a) 消火活動を行う		(b) 消火活動は行わないが、炊き出し、連絡、救護等を行う		(a)・(b)は行わず、予防の啓発のみ行う	
5クラブ	755人	1クラブ	100人	11クラブ	1,112人

② 少年消防クラブ

少年消防クラブは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、少年少女で結成されている自主的な防災組織で、クラブ員は日頃から、防火・防災思想に関する様々な訓練の実施や講習会等への参加などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めている。

その数は、令和4年4月1日現在、17クラブ、181人となっており、前年度に比べ、14人減少している。〔第6表〕

第6表 少年消防クラブの現況（令和4年4月1日現在）

組織別クラブ数					組織別クラブ員数（人）					合計	
小学校	中学校	市町単位	地区単位	その他	小学校	中学校	市町単位	地区単位	その他	クラブ数	クラブ員数
12	0	2	3	0	44	0	28	109	0	17	181

2 消防力の整備状況

令和4年4月1日現在、県内15消防本部の車両及び消防水利の整備状況は、別表のとおりである。〔第7表〕

(1) 車両の保有状況

消防ポンプ自動車及び救急自動車は、全ての消防本部が保有しており、県内全体で、消防ポンプ自動車は144台、救急自動車は122台保有されている。

また、救助工作車は13消防本部で計18台、はしご自動車は11消防本部で計16台、化学自動車は11消防本部で計16台保有されており、未保有の消防本部においては、実際に必要となった場合に他の消防本部から応援を受けて対応している。

(2) 消防水利の整備状況

消防水利の主なものは、消火栓と防火水槽等（貯水槽、井戸）であり、県内全体で、消火栓が41,436基、防火水槽等が9,707基整備されている。

なお、阪神・淡路大震災や東日本大震災の際には、断水により消火栓の使用が出来なくなり、消火活動に支障をきたしたことから、市町は大規模災害時の消防水利の確保に向けて、耐震性貯水槽の整備を進めている。

第7表 消防力の整備状況（令和4年4月1日現在）

消防本部名	ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助 工作車	消防水利		
						消火栓	防火水槽等	うち耐震性貯水槽
津市消防本部	19	2	2	16	2	7,874	1,294	233
四日市市消防本部	18	3	2	14	3	6,682	658	304
伊勢市消防本部	9	1	1	9	1	1,598	1,029	273
桑名市消防本部	15	2	3	10	2	6,336	1,184	227
鈴鹿市消防本部	13	2	1	9	1	2,651	434	215
名張市消防本部	7	1	1	6	1	1,312	564	106
亀山市消防本部	4	1	1	4	1	614	659	155
鳥羽市消防本部	2	1	1	3	0	449	114	33
熊野市消防本部	6	0	0	5	0	1,100	259	56
志摩市消防本部	8	0	0	8	1	1,635	281	44
伊賀市消防本部	12	1	1	9	1	1,155	1,086	608
菟野町消防本部	2	1	0	3	1	1,439	123	18
三重紀北消防組合	8	0	2	7	1	1,471	216	27
松阪地区広域消防組合	14	1	1	14	2	6,311	1,351	185
紀勢地区広域消防組合	7	0	0	5	1	809	455	136
計	144	16	16	122	18	41,436	9,707	2,620

※車両については、予備車も計上している。

3 消防の広域化及び連携・協力

(1) これまでの経緯

消防の広域化については、平成 18 年の消防組織法の一部改正と「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の制定を受けて、県では 19 年度に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、その後、25 年の基本指針の一部改正により「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を策定した。

消防庁では、平成 18 年の消防組織法改正から 10 年以上を経て、人口減少の更なる進展など消防を取り巻く状況が変わったこと、消防組織法改正後、30 年 4 月 1 日現在で 52 地域において広域化が実現したものの、未だ小規模消防本部が多数存在しており、消防体制の更なる充実強化が必要であることを受け、再度地域における「消防組織のあり方」を議論すべきタイミングであるとして、30 年 4 月 1 日に再び基本指針を改正し、広域化の推進期限を令和 6 年 4 月 1 日まで 6 年延長するとともに、都道府県に対しては、推進計画の再策定が求められた。あわせて、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防業務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」の推進が必要であるとし、都道府県が再策定する推進計画に消防の連携・協力についても対象となる市町村を定め、取組を推進することとされた。

(2) 「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」の策定

県では、広域化と広域化につなげる連携・協力にかかる市町の自主的な取組を進めることを目的に、各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づき現状や課題を聞き取るとともに、地域毎の広域化及び連携・協力の取組状況をふまえた今後の取組について議論を重ね、平成 31 年 3 月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定した。

(3) 広域化及び連携・協力の推進

県としては、引き続き、市町や消防本部に対し、広域化及び連携・協力のメリットや消防本部が抱える課題解決に役立つ先進事例等きめ細かな情報提供を行うとともに、地域における検討会等にオブザーバーとして参加するなど、関係市町や消防本部間の広域化及び連携・協力に関する幅広い仲介等の必要な支援を行っていく。

4 消防救急デジタル無線の整備

消防救急無線は、電波法令に基づく周波数割当計画の変更により、260MHz 帯のデジタル方式と規定され、これまで使用していた 150MHz 帯のアナログ方式は、その使用期限が平成 28 年 5 月 31 日までとされた。消防庁では、この消防救急無線のデジタル化にあたり、県域 1 ブロックでの共同整備（無線の広域化、無線の共同化）が望ましいとされたことから、県と県内消防本部では、協議検討を進め、平成 18 年度に「三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画」を、23 年度には「県内の消防救急デジタル無線システム広域化・共同化に係る全体計画」を策定した。

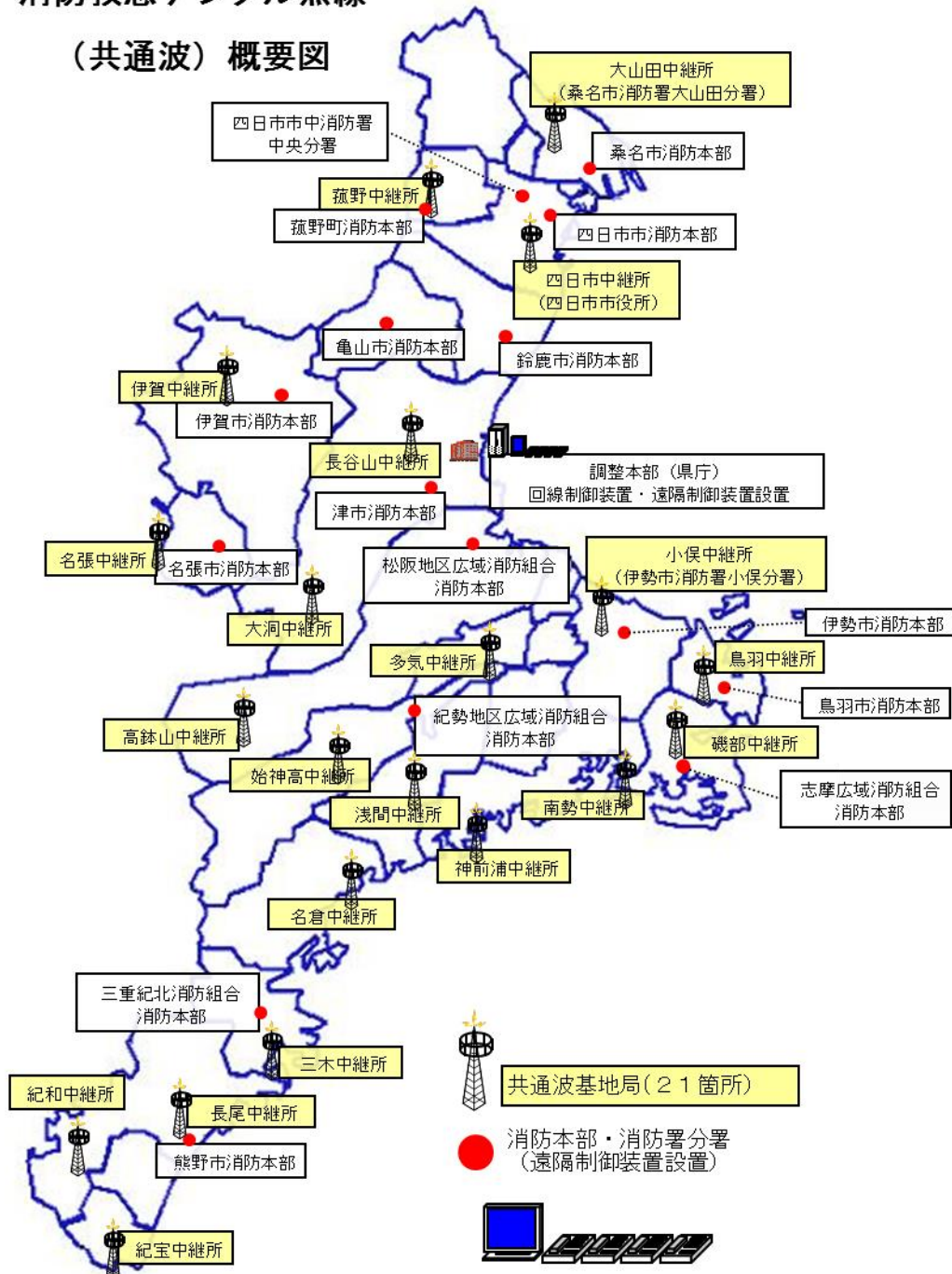
消防救急デジタル無線は、消防本部相互の応援活動等に使用する共通波と、消防本部の管轄区域の活動で使用する活動波で構成されている。

共通波については、三重県市町総合事務組合が主体となり、県域1ブロックでのデジタル化整備を行うこととし、平成24年度から26年度までの3年間、県が受託事務として工事発注及び施工管理を行った。この工事において、県内21箇所の基地局の整備、各消防本部への遠隔制御装置の設置等を行い、本工事については、平成26年度末に完了し、27年4月から運用を開始している。

また、活動波については、県内の各消防本部が主体となり、平成28年5月末までに整備を完了している。

消防救急デジタル無線

(共通波) 概要図



5 緊急消防援助隊

<緊急消防援助隊とは>

緊急消防援助隊とは、消防組織法第45条第1項に規定されている全国的な消防の広域応援を行う消防部隊で、被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、災害の発生した市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、災害発生市町村において消防の応援等を行う部隊である。

緊急消防援助隊の出動に関しては、消防庁長官による、緊急消防援助隊が出動のため必要な措置をとることを指示する規定（第44条第5項）、都道府県知事が消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示する規定（第44条第6項）が設けられている。

(1) 緊急消防援助隊発足の経緯

緊急消防援助隊は平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、同年6月に創設された。その後、平成15年6月の消防組織法の改正により、16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。

なお、緊急消防援助隊については、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、消防庁長官が緊急消防援助隊に関する政令で定めるところにより、緊急消防援助隊を登録している。

(2) 緊急消防援助隊の編成等

緊急消防援助隊は予め、基本計画に基づき部隊及び都道府県大隊を編成しその単位で被災地に赴き、被災地でまとまって活動することが原則とされている。

三重県大隊の編成、活動等の詳細については「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に示されており、出動する三重県大隊はこの計画に基づいて活動を行い、令和4年4月1日現在、重複を除く116隊【合計登録隊数120隊】の登録となっている。〔第8表〕〔第9表〕

緊急消防援助隊の登録隊数については、東日本大震災の教訓を活かし、南海トラフ地震等への対応力を強化するため、令和5年度末までに、全国で重複を除く6,600隊規模を目標とすることが示された（「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更内容等について」（平成31年3月8日付消防広第44号消防庁広域応援室長通知））。

これを踏まえ、本県においても、令和5年度末までに重複を除く117隊への増隊をめざすこととしている。

第8表 緊急消防援助隊の登録状況（令和4年4月1日現在）

	登録隊数	【参考】三重県隊は、 車両115台、航空機1機（三重県） 人員412名で構成されている。
全 国	6,606 隊	
三重県	116 隊	

※ 重複登録を除く

(3) エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの配備

東日本大震災の際に千葉県市原市や宮城県仙台市で発生したような石油コンビナート災害に対応するため、国民の安全・安心を脅かすだけでなく、サプライチェーンの途絶など経済的にも大きな影響を与えるエネルギー・産業基盤の被災に備え国土強靱化の観点から、応急対応能力を高めるため、緊急消防援助隊に、特殊災害対応に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を新設することとなった。

平成26年度末にその中核となる大型放水砲搭載ホース延長車（大容量放水を実施、延長1kmホース積載）と大容量送水ポンプ車（小型強力ポンプを積載し、海・川等の様々な水利に対応するとともに大容量送水を実施）の2台の車両が消防庁の無償使用制度を活用し、四日市市消防本部に全国で最初に配備された（全国12地域に部隊配備）。

(4) 土砂・風水害機動支援部隊・NBC災害即応部隊の新設

近年、局地的豪雨や台風による大雨等により、大規模な浸水被害、中小河川の氾濫、土砂災害、流木被害など多様な被害が生じており、風水害が多発化、大規模化していることから、大規模な土砂災害や風水害時における救助体制を強化するため、土砂・風水害現場での救助活動に特化した特殊車両を中核として構成される「土砂・風水害機動支援部隊」を新設し、被災地に機動的に投入する体制を整備することとなった。（令和5年度末までに、全国で50部隊程度の配備予定）

また、諸外国においてテロが発生していることや、日本国内で令和3年に開催された第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会におけるNBCテロ災害の発生に備え、負傷者の救助、除染活動を迅速かつ的確に実施するため、NBC災害に対応する特殊な装備・資機材を有した「NBC災害即応部隊」を新設し、消防庁長官が別に定める特別な運用計画に基づき迅速に出動する体制を整備することとなった。（令和5年度末までに、全国で50部隊程度の配備予定）

第9表 緊急消防援助隊三重県大隊（ブロック・本部別） 令和4年4月1日現在

ブロック	消防本部等	小隊数等	小 隊 名	人員		
北勢 ブロック長 桑名消防	桑名市消防本部	9隊 35名	消火小隊2隊 (タンク・ポンプ)	9		
			救助小隊 (Ⅱ型)	5		
			救急小隊2隊 (高規格)	6		
			特殊装備小隊2隊 (はしご・屈折はしご)	10		
			後方支援小隊2隊 (支援車Ⅳ型・資機材搬送車)	5		
	四日市市消防本部	19隊 69名 (重複3隊15名含む)	指揮隊4隊 (県大隊・統合機動部隊・NBC災害即応部隊・土砂・風水害機動支援部隊)	20		
			エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	4		
			消火小隊4隊 (タンク3隊・ポンプ)	16		
			救助小隊 (Ⅲ型)	5		
			救急小隊2隊 (高規格)	6		
			特殊災害小隊 [大規模危険物火災対応] 大型化学高所放水車、原液搬送車 大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車 [毒劇物対応]Ⅱ型	9		
			特殊装備小隊 (重機及び重機搬送車)	2		
			後方支援小隊 (支援車Ⅰ型)	3		
			菟野町消防本部	2隊 7名	消火小隊 (タンク)	4
					救急小隊 (高規格)	3
	鈴鹿市消防本部	9隊 32名	消火小隊5隊 (タンク2隊・ポンプ3隊)	20		
			救急小隊2隊 (高規格)	6		
			特殊装備小隊 (屈折はしご)	4		
			後方支援小隊 (資機材搬送車)	2		
	亀山市消防本部	4隊 12名	消火小隊 (タンク)	4		
救急小隊2隊 (高規格)			6			
特殊装備小隊 (小型水槽)			2			
中勢・伊賀 ブロック長 津消防	津市消防本部	15隊 57名	指揮隊 (県大隊)	5		
			消火小隊6隊 (タンク5隊・化学)	24		
			救助小隊2隊 (Ⅲ型・津波大規模風水害対策車)	10		
			救急小隊3隊 (高規格)	9		
			特殊装備小隊 (はしご)	5		
	伊賀市消防本部	10隊 32名	後方支援小隊2隊 (機動連絡車・支援車Ⅰ型)	4		
			消火小隊4隊 (タンク2隊・ポンプ2隊)	16		
			救急小隊4隊 (高規格)	12		
	名張市消防本部	8隊 30名	後方支援小隊2隊 (支援車Ⅲ型・支援車Ⅳ型)	4		
			消火小隊2隊 (タンク・ポンプ)	9		
松阪・紀勢・ 東紀州 ブロック長 松阪消防	松阪地区広域消防組合 消防本部	13隊 48名	救助小隊 (Ⅱ型)	5		
			救急小隊3隊 (高規格)	9		
			特殊装備小隊 (はしご)	5		
			後方支援小隊2隊 (支援車Ⅰ型・燃料補給車)	5		
			指揮隊 (県大隊)	4		
	紀勢地区広域消防組合 消防本部	4隊 13名	消火小隊2隊 (タンク・ポンプ)	8		
			救急小隊 (高規格)	3		
			後方支援小隊 (資機材搬送車)	2		
	三重紀北消防組合 消防本部	7隊 23名	消火小隊3隊 (ポンプ2隊・化学)	12		
			救急小隊3隊 (高規格)	9		
	熊野市消防本部	5隊 18名	後方支援小隊 (資器材搬送車)	2		
			消火小隊3隊 (タンク・ポンプ2隊)	12		
	伊勢・志摩 ブロック長 伊勢消防	伊勢市消防本部	5隊 18名	救急小隊2隊 (高規格2隊)	6	
消火小隊2隊 (タンク2隊)				8		
救助小隊 (Ⅱ型)				5		
鳥羽市消防本部		2隊 8名	救急小隊 (高規格)	3		
			後方支援小隊 (人員輸送車)	2		
志摩市消防本部		5隊 16名	消火小隊2隊 (タンク・化学)	8		
			消火小隊2隊 (タンク2隊)	8		
三重県防災航空隊	3隊 12名 (重複1隊3名含む)	救急小隊2隊 (高規格)	6			
		後方支援小隊 (資機材搬送車)	2			
		航空小隊	6			
			航空指揮支援小隊	3		
			航空後方支援小隊	3		

※下線については、重複を指す。

合計 116隊 412名 (※4隊18名重複除く)

6 消防相互応援協定等

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため（消防組
法第 39 条第 1 項）、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模な災害や
特殊な災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、県においては、全市町及び消防の一部事務組合が参加した消防相互応援協定が
締結されている。さらに、特殊な協定として、高速道路を対象としたものがある。〔第
10 表〕

第 10 表 消防相互応援協定の締結状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

その 1 県内統一協定

三重県内消防相互応援協定 県、市町（29）及び消防組合（4）	H15. 10. 1 (H19. 3. 1)
三重県防災ヘリコプター応援協定 県、市町（29）及び消防組合（4）	H10. 7. 1 (H19. 3. 1)

その 2 市町間協定

いなべ市・東員町	S41. 1. 1
朝日町・川越町	S24. 9. 20
津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・亀山市 木曾岬町・朝日町・川越町・菰野町・多気町・玉城町・大台町・大紀町・紀北町 松阪地区広域消防組合・紀勢地区広域消防組合・三重紀北消防組合（高速）	S50. 10. 22 (H 2. 12. 6) (H 5. 3. 29) (H 8. 3. 28) (H15. 3. 11) (H16. 12. 27) (H18. 3. 1) (H20. 2. 23) (H25. 3. 24) (H30. 5. 17)
松阪市・津市	S45. 5. 25
松阪市・多気町	S45. 4. 1
松阪市・明和町	S45. 4. 1
松阪市・大台町	S45. 5. 8
多気町・大台町・松阪市	S45. 6. 11
多気町・明和町	S45. 6. 11
大台町・大紀町	S42. 3. 1
鳥羽市・志摩市・南伊勢町	S45. 12. 20
鳥羽市・志摩広域消防組合	S48. 9. 4
玉城町・度会町	S62. 5. 1
度会町・大紀町・南伊勢町	S30. 4. 1
尾鷲市・熊野市	S42. 3. 1
熊野市・御浜町・紀宝町	S43. 9. 4
津市・伊賀市	H11. 2. 1
伊勢市・明和町	S45. 2. 4
伊勢市・紀勢地区広域消防組合	H14. 8. 26
三重紀北消防組合・紀勢地区広域消防組合	H15. 11. 4

その3 県内・県外団体間

桑名市・海部南部消防組合（高速）	S50. 10. 22 (H18. 3. 29)
桑名市・海部南部消防組合	S62. 12. 24
亀山市・甲賀広域行政組合（高速）	H20. 2. 23
津市・御杖村・宇陀広域消防組合	S49. 6. 15 (H18. 8. 11)
松阪地区広域消防組合・吉野広域行政組合	H 2. 4. 1
伊賀市・甲賀市	S52. 4. 1 (H17. 11. 1)
熊野市・北山村	S42. 3. 1
熊野市・新宮市・田辺市・串本町・那智勝浦町・白浜町	S52. 10. 1 (S54. 10. 1) (H 5. 7. 30) (H18. 11. 1)
熊野市・十津川村	S41. 5. 1
桑名市・愛西市・海津市	H 4. 8. 21 (H18. 12. 26)
桑名市・いなべ市・彦根市・多賀町	H 6. 8. 1
熊野市・新宮市	S34. 7. 1 (H18. 7. 1)
名張市・宇陀広域消防組合	H 7. 10. 11
松阪地区広域消防組合・宇陀広域消防組合	H 7. 12. 5
名張市・山辺広域行政事務組合	H12. 3. 1
名張市・宇陀市	H12. 3. 16 (H18. 5. 24)
伊賀市・奈良市	H17. 4. 1
尾鷲市・上北山村	H17. 5. 11
名張市・曾爾村	H12. 3. 16
伊賀市・南山城村	H18. 9. 1
伊賀市・相楽中部消防組合	H18. 9. 1
伊賀市・山辺広域行政事務組合	H18. 9. 1

7 消防財政

(1) 市町の消防費

① 消防費の決算状況

県内市町の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の決算状況は、下表〔第11表〕のとおりである。

令和3年度の消防費歳出決算額は35,651,093千円で、前年度に比べ415,827千円（1.2%）減少している。

なお、市町の普通会計歳出決算額834,786,647千円に占める消防費決算額の割合は4.3%で、前年度に比べ0.6%増加している。

また、1世帯当たりの消防費の県内平均額は44,166円、住民1人当たりでは19,973円となっており、前年度に比べ、1世帯当りでは566円（1.3%）減少、住民1人当たりでは56円（0.3%）減少している。

第11表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費の推移

年度	普通会計 決算額 (千円) (A)	消防費 決算額 (千円) (B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人当 たり消防費 (円)	(B)/(A) ×100 (%)	参 考	
						住 基 世帯数	住基人口
H23	685,889,155	31,073,710	42,190	16,901	4.5	736,521	1,838,613
H24	680,186,815	31,634,002	41,414	16,902	4.7	763,846	1,871,619
H25	705,875,306	32,679,488	42,523	17,486	4.6	768,510	1,868,860
H26	719,689,479	35,290,370	45,629	18,972	4.9	773,416	1,860,113
H27	738,736,165	43,807,838	56,326	23,680	5.9	777,756	1,850,028
H28	725,627,987	34,168,006	43,646	18,552	4.7	782,840	1,841,753
H29	735,864,621	34,109,369	43,179	18,596	4.6	789,961	1,834,269
H30	755,412,840	34,450,077	43,289	18,881	4.6	795,821	1,824,637
R元	761,511,547	34,299,697	42,725	18,910	4.6	802,803	1,813,859
R2	968,617,871	36,066,920	44,732	20,029	3.7	806,290	1,800,756
R3	834,786,647	35,651,093	44,166	19,973	4.3	807,206	1,784,968

※住基世帯数、住基人口は、平成23～24年度については各年3月31日現在、平成25～令和3年度については各年1月1日現在の住民基本台帳に基づく。平成24年度から令和3年度については、住基世帯数、住基人口に外国人を含む。

② 経費の性質別内訳

令和3年度の消防費歳出決算額 35,651,093 千円の性質別内訳は、構成比の高いものから順に人件費 18,046,747 千円（構成比 50.6%、前年度比 6.9%増）、補助費 7,902,076 千円（構成比 22.2%、前年度比 14.0%減）、普通建設事業費 5,897,601 千円（構成比 16.5%、前年度比 4.8%減）、物件費 3,493,350 千円（構成比 9.8%、前年度比 2.9%減）となっている。〔第12表〕

第12表 市町の消防費性質別歳出決算額の推移

（単位：千円、%）

区 分	令和2年度		令和3年度		対前年度比	
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100
人 件 費	16,884,312	46.8	18,046,747	50.6	1,162,435	6.9
（うち職員給）	13,041,577	36.2	13,970,335	39.2	928,758	7.1
物 件 費	3,595,952	10.0	3,493,350	9.8	△102,602	△2.9
維 持 補 修 費	200,064	0.6	298,486	0.8	98,422	49.2
補 助 費	9,188,944	25.5	7,902,076	22.2	△1,286,868	△14.0
普 通 建 設 事 業 費	6,194,367	17.2	5,897,601	16.5	△296,766	△4.8
（うち補助事業費）	702,374	1.9	1,489,262	4.2	786,888	112.0
（ " 単独事業費）	5,433,808	15.1	4,282,283	12.0	△1,151,525	△21.2
そ の 他	3,281	0.0	12,833	0.0	9,552	291.1
合 計	36,066,920	100	35,651,093	100	△415,827	△1.2

③ 財源構成

令和3年度の消防費歳出決算額の財源内訳は、一般財源が27,659,930千円（構成比77.6%、前年度比2.1%減）、特定財源が7,991,163千円（構成比22.4%、前年度比2.1%増）で、特定財源の内訳は、地方債3,644,100千円（構成比10.2%、前年度比11.2%減）、国庫支出金909,943千円（構成比2.6%、前年度比119.0%増）、県支出金312,525千円（構成比0.9%、前年度比34.4%増）などとなっている。〔第13表〕

なお、消防費財源内訳中の一般財源（27,659,930千円）は、消防費にかかる基準財政需要額（24,489,223千円）の112.9%となっている。

第13表 市町の消防費決算額の財源内訳

（単位：千円、%）

区 分	令和2年度		令和3年度		対前年度比		
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100	
決 算 額 (a)	36,066,920	100.0	35,651,093	100.0	△415,827	△1.2	
一 般 財 源 (b)	28,239,146	78.3	27,659,930	77.6	△579,216	△2.1	
特 定 財 源	国庫支出金	415,424	1.2	909,943	2.6	494,519	119.0
	県支出金	232,521	0.6	312,525	0.9	80,004	34.4
	使用料手数料	86,270	0.2	92,360	0.3	6,090	7.1
	地 方 債	4,105,434	11.4	3,644,100	10.2	△461,334	△11.2
	そ の 他	2,988,125	8.3	3,032,235	8.5	44,110	1.5
	計 (c)	7,827,774	21.7	7,991,163	22.4	163,389	2.1
(b) / (a) × 100%	78.3	—	77.6	—	—	—	
(c) / (a) × 100%	21.7	—	22.4	—	—	—	
消 防 費 基 準 財 政 需 要 額 (d)	24,603,946	—	24,489,223	—	—	—	
(b) / (d) × 100%	114.8	—	112.9	—	—	—	

● 地方交付税

地方交付税における消防費の単位費用については、市町における消防費の実情を勘案して算定されており、下表〔第14表〕のとおりとなっている。

第14表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用 (円)	対前年度伸率 (%)	本県の基準財政需要額 (千円)	対前年度比率 (%)
H24	11,300	0.9	25,568,311	100.9
H25	10,800	△4.4	24,617,864	96.3
H26	11,200	3.7	25,474,941	103.5
H27	11,300	0.9	25,720,646	101.0
H28	11,300	0.0	25,250,876	98.2
H29	11,300	0.0	25,207,784	99.8
H30	11,300	0.0	25,183,193	99.9
R元	11,300	0.0	25,053,939	99.5
R2	11,400	0.9	24,603,946	98.2
R3	11,700	2.6	24,489,223	99.5

● 国庫補助金

令和元年度から3年度までに市町等に対して交付された国庫補助金（消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金）による消防施設の整備状況は下表〔第15表〕のとおりである。

第15表 国庫補助金による県内の消防施設等整備状況（単位：千円、%）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		対前年度		
	数量	補助金	数量	補助金 (A)	数量	補助金 (B)	増減 (B)-(A)=(C)	比率 (C)/(A)	
消防防災施設整備費補助金	耐震性貯水槽 40㎡型	6	16,458	6	16,458			△16,458	皆減
	耐震性貯水槽 60㎡型	3	12,465						
	耐震性貯水槽 飲料水兼用地上設置40㎡型								
	耐震性貯水槽 飲料水兼用地上設置60㎡型								
	合計	9	28,923	6	16,458	0	0	△16,458	皆減
緊急消防援助隊設備整備費補助金	消防ポンプ自動車				2	21,102	21,102		皆増
	水槽付消防ポンプ自動車			1	16,331	2	31,427	15,096	92.4
	化学消防ポンプ自動車								
	救急自動車・高度救命処置用資機材	1	12,649	2	25,130	1	750	△24,380	△97.0
	救助工作車（Ⅲ型）								
	救助隊用支援資機材等								
	合計	1	12,649	3	41,461	5	53,279	11,818	28.5%

(2) 消防組合の消防費

① 消防費の決算状況

県内の消防組合における消防費の決算状況は、下表〔第16表〕のとおりである。
令和3年度の消防費歳出決算額は3,982,173千円で、前年度に比べ875,152千円(18.0%)減少している。

② 経費の性質別内訳

令和3年度の消防組合における消防費決算額の性質別内訳は、構成比の高いものから順に、人件費3,248,121千円(構成比81.6%、前年度比19.0%減)、普通建設事業費384,788千円(構成比9.7%、前年度比4.9%減)、物件費308,323千円(構成比7.7%、前年度比20.8%減)、補助費32,799千円(構成比0.8%、前年度比20.3%減)となっている。〔第16表〕

第16表 消防組合の消防費性質別歳出決算額の推移

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		対前年度比	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100
人 件 費	4,007,847	82.5	3,248,121	81.6	△ 759,726	△ 19.0
(うち職員給)	3,170,697	65.3	2,608,425	65.5	△ 562,272	△ 17.7
物 件 費	389,091	8.0	308,323	7.7	△ 80,768	△ 20.8
維 持 補 修 費	14,839	0.3	8,142	0.2	△ 6,697	△ 45.1
補 助 費	41,131	0.8	32,799	0.8	△ 8,332	△ 20.3
普 通 建 設 事 業 費	404,417	8.3	384,788	9.7	△ 19,629	△ 4.9
(うち補助事業費)	114,497	2.4	83,875	2.1	△ 30,622	△ 26.7
(" 単独事業費)	289,920	6.0	300,913	7.6	10,993	3.8
そ の 他	0	0	0	0	0	—
合 計	4,857,325	100	3,982,173	100	△ 875,152	△ 18.0

③ 財源構成

令和3年度の消防組合における消防費歳出決算額の財源内訳は、一般財源が3,763,608千円（構成比94.5%、前年度比19.1%減）、特定財源が218,565千円（構成比5.5%、前年度比5.2%増）で、特定財源の内訳は、地方債165,200千円（構成比4.1%、前年度比21.5%増）などとなっている。〔第17表〕

第17表 消防組合の消防費決算額の財源内訳

（単位：千円、%）

区 分	令和2年度		令和3年度		対前年度比		
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100	
決 算 額 (a)	4,857,325	100.0	3,982,173	100.0	△ 875,152	△ 18.0	
一 般 財 源 (b)	4,649,488	95.7	3,763,608	94.5	△ 885,880	△ 19.1	
特定財源	国庫支出金	46,656	1.0	10,642	0.3	△ 36,014	△ 77.2
	県支出金	0	0.0	16,331	0.4	16,331	皆増
	使用料手数料	0	0.0	0	0.0	0	—
	地 方 債	136,000	2.8	165,200	4.1	29,200	21.5
	そ の 他	25,181	0.5	26,392	0.7	1,211	4.8
	計 (c)	207,837	4.3	218,565	5.5	10,728	5.2
(b) / (a) × 100 (%)	95.7	—	94.5	—	—	—	
(c) / (a) × 100 (%)	4.3	—	5.5	—	—	—	

8 火災の現況

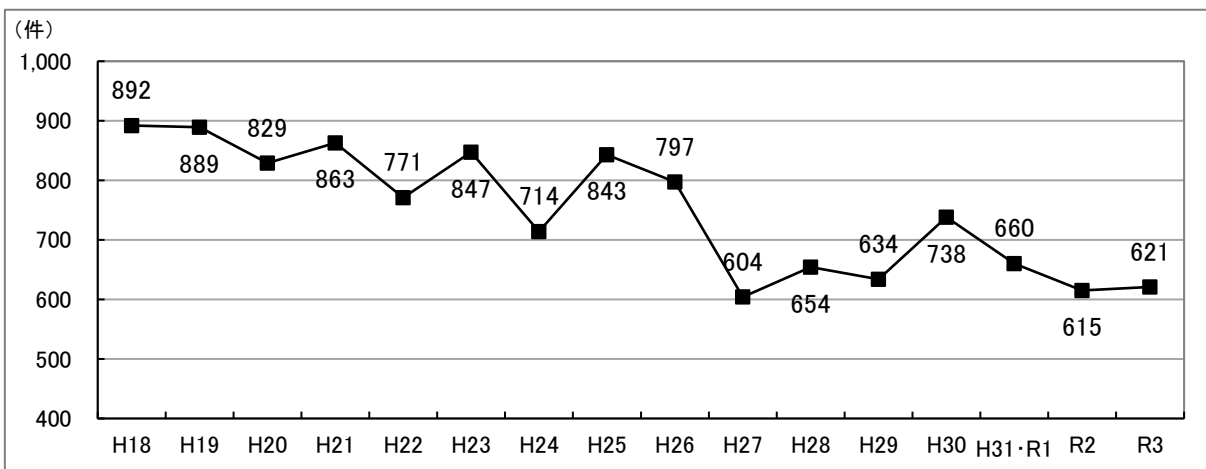
県内の令和3年の火災は621件で、前年より6件（1.0%）増加した。

火災発生件数の推移をみると、増加と減少を繰り返しながらも、長期的な傾向としては、おおむね減少傾向となっている。〔第8図〕

なお、火災発生件数を1日当たりでみると、令和3年は1日平均約1.7件の火災が発生していることとなる。

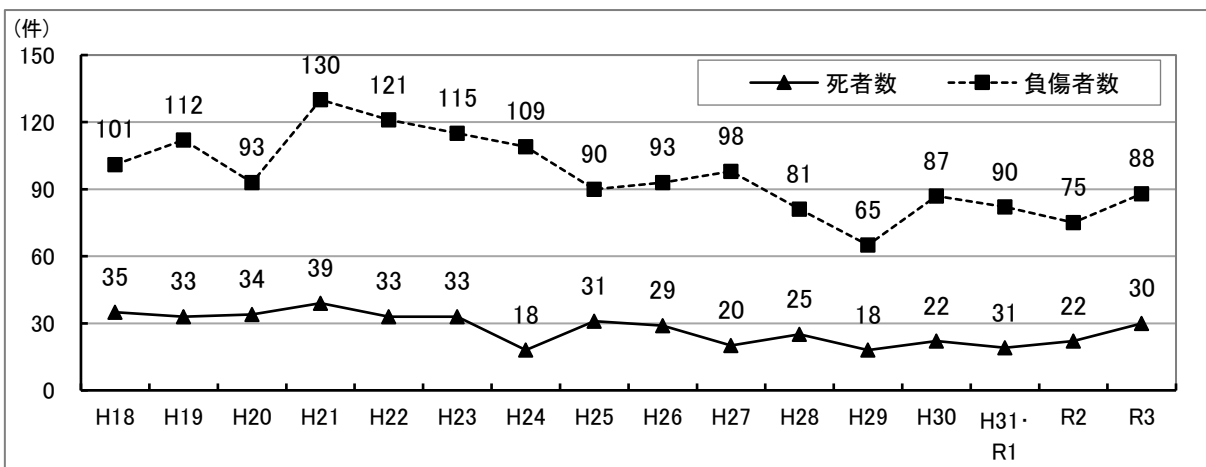
また、火災による死傷者数は、おおむね横ばいとなっているが、令和3年は、前年に比べ、死者数及び負傷者数ともに増加している。〔第9図〕

第8図 年次火災発生件数



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31-R1	R2	R3
1日当たり 件数	2.4	2.4	2.3	2.4	2.1	2.3	2.0	2.3	2.2	1.7	1.8	1.7	2.0	1.8	1.7	1.7

第9図 死傷者の年次別比較



(1) 出火状況

① 火災種別出火件数

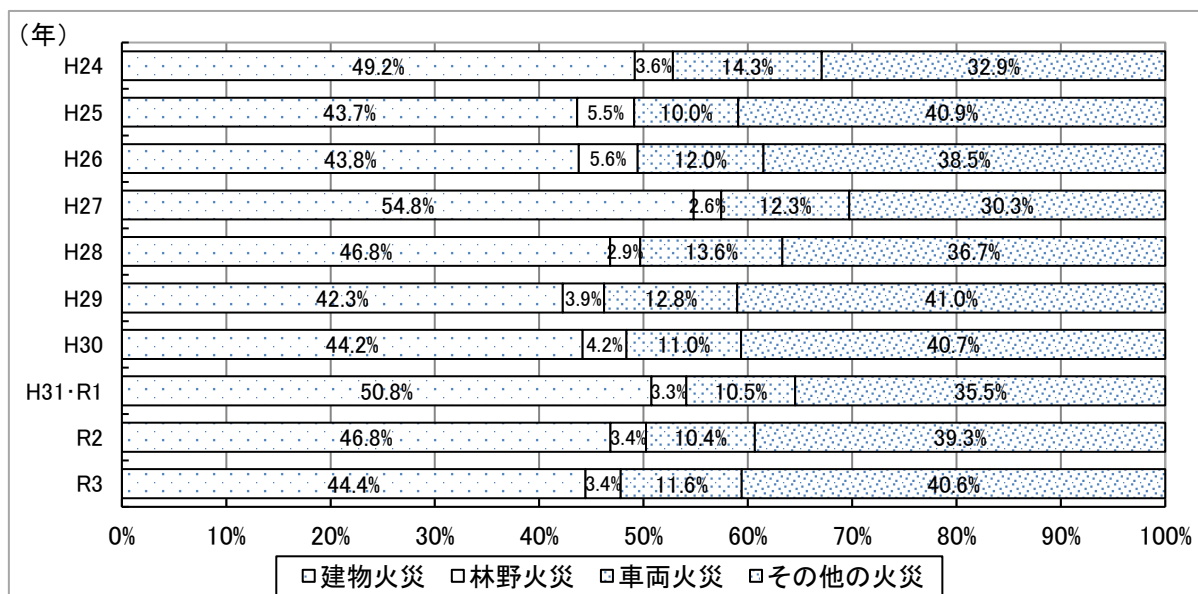
令和3年の出火件数を火災種別ごとにみると、多い順に、建物火災276件（前年比12件（4.2%）減）、車両火災72件（前年比8件（12.5%）増）、林野火災21件（前年比増減なし）、船舶火災2件（前年比増減なし）となっている。〔第18表〕

また、主な火災種別である建物火災、林野火災、車両火災の割合を最近10年間でみると、建物火災はおおむね40～50%で推移し、車両火災がおおむね10～15%、林野火災がおおむね3～6%で推移している。〔第10図〕

第18表 火災種別ごとの比較 (単位：件、%)

種別	令和2年	令和3年	前年増減数	前年増減率
建物	288	276	△12	△4.2
林野	21	21	0	0.0
車両	64	72	8	12.5
船舶	2	2	0	0.0
航空機	0	0	0	—
その他	240	250	10	4.2
総計	615	621	6	1.0

第10図 主な火災種別ごと割合の推移



② 月別火災発生件数

令和3年の火災発生件数を季節別にみると、冬季211件(34.0%)、次いで春季144件(23.2%)、秋季135件(21.7%)、夏季131件(21.1%)の順となっている。春季には件数が減少したものの、年間を通して増加している。〔第19表〕

また、月別では、2月の104件が最も多く、次いで1月、3月の順に多く発生した。また、少ない月は、5月、9月、12月の順となっている。〔第20表〕

第19表 季節別火災発生件数 (単位：件)

	春季(3~5月)	夏季(6~8月)	秋季(9~11月)	冬季(12~2月)	計
H31・R1	205 (31.1%)	137 (20.8%)	129 (19.5%)	189 (28.6%)	660
R2	194 (31.5%)	124 (20.2%)	127 (20.7%)	170 (27.6%)	615
R3	144 (23.2%)	131 (21.1%)	135 (21.7%)	211 (34.0%)	621

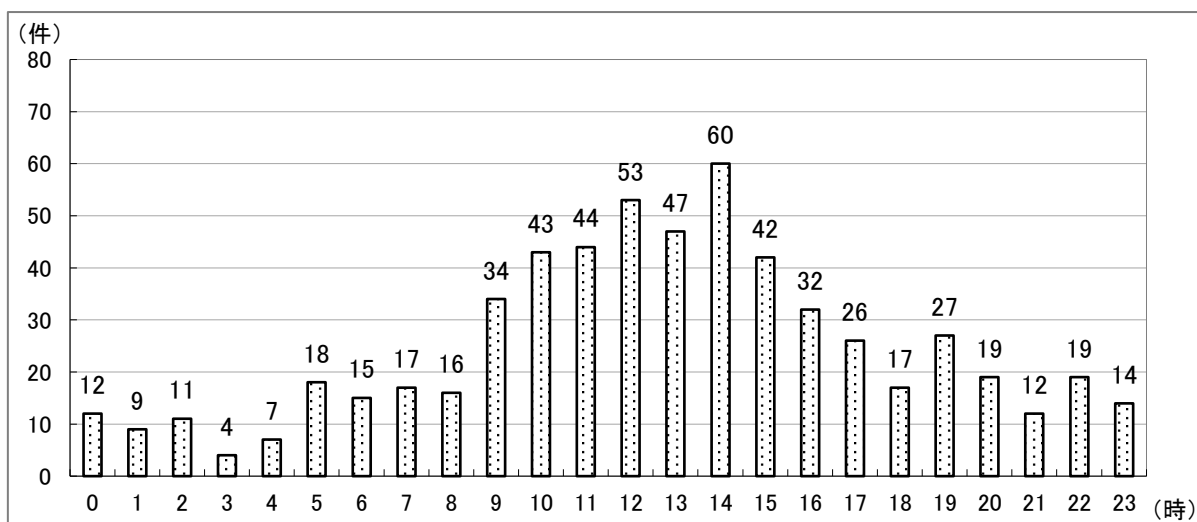
第20表 月別発生件数 (単位：件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H31・R1	83	70	68	64	73	54	40	43	44	30	55	36	660
R2	54	54	69	69	56	42	24	58	29	47	51	62	615
R3	74	104	74	41	29	49	48	34	33	42	60	33	621

③ 時間帯別火災発生件数

令和3年の火災の発生件数を時間帯別(不明の23件を除く)にみると、最も多いのが14時台で、次いで12時・13時・11時台と昼間に多く発生している。また、最も少ないのが3時台、4時台で、次いで1時台と未明の時間帯が少なくなっている。〔第11図〕

第11図 火災の時間帯別発生状況



④ 市町別出火率

令和3年の市町別の出火率（人口1万人当りの出火件数）は、伊賀市が8.4と最も高く、次いで紀北町7.9となっている。低かったのは、朝日町が0.0、名張市が1.9となっている。なお、県全体では3.4となっている。〔第21表〕

第21表 市町別出火率 (単位：件)

市 町		出火率	市 町		出火率
市	津市	3.4	町	木曾岬町	3.2
	四日市市	2.2		東員町	3.9
	伊勢市	2.5		菰野町	3.4
	松阪市	4.2		朝日町	0.0
	桑名市	2.7		川越町	3.3
	鈴鹿市	2.9		多気町	4.9
	名張市	1.9		明和町	2.2
	尾鷲市	3.5		大台町	4.5
	亀山市	3.8		玉城町	4.6
	鳥羽市	7.2		度会町	3.8
	熊野市	4.3		大紀町	2.5
	いなべ市	4.0		南伊勢町	6.7
	志摩市	4.8		紀北町	7.9
	伊賀市	8.4		御浜町	7.2
				紀宝町	3.7
		県計	—	3.4	

(2) 火災による死者の状況

令和3年の火災による死者30人の年齢及び理由は、下表のとおりとなっている。

年齢別では、51～60歳、71～80歳が7人と最も多く、次いで61～70歳、81歳以上が6人となっている。〔第22表〕

第22表 火災による死者の年齢別理由別分類 (単位：人)

年齢 理由	0	11	21	31	41	51	61	71	81歳	不明	合計	理由別 割合
	5	5	5	5	5	5	5	以上				
	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳				
逃げ遅れ	0	0	0	0	0	3	2	2	2	0	9	30.0%
放火自殺	0	0	0	3	0	2	1	1	0	0	7	23.3%
着衣着火	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3.3%
その他	0	0	0	0	1	2	3	4	3	0	13	43.3%
合計	0	0	0	3	1	7	6	7	6	0	30	
年齢別割合	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	3.3%	23.3%	20.0%	23.3%	20.0%	0.0%		

(3) 出火原因

令和3年の出火件数を出火原因別にみると、たき火(83件)、放火・放火の疑い(70件)、火入れ(56件)、たばこ(39件)、こんろ(27件)が上位5つとなっており、全体の約4割を占めている。〔第23表〕

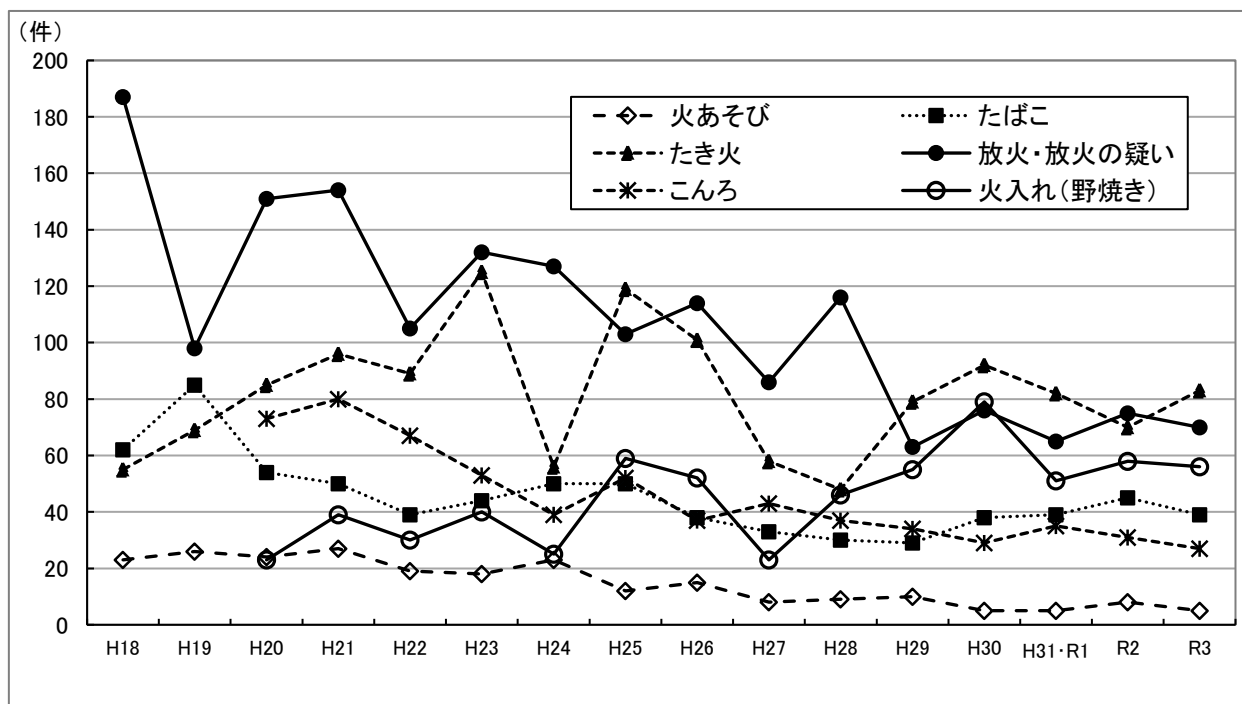
なお、火災の原因は、ほとんどが失火であり、特にたばこ・たき火・火あそびについては毎年注意を呼びかけているところであり、住民1人ひとりの防火意識の徹底が必要である。〔第12図〕

第23表 出火原因別上位の推移

※ () 内は件数

年	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
H24	放火・放火の疑い(127)	たき火(56)	たばこ(50)	こんろ(39)	火入れ(25)
H25	たき火(119)	放火・放火の疑い(103)	火入れ(59)	こんろ(52)	たばこ(50)
H26	放火・放火の疑い(114)	たき火(101)	火入れ(52)	たばこ(38)	こんろ(37)
H27	放火・放火の疑い(86)	たき火(58)	こんろ(43)	たばこ(33)	火入れ(23)
H28	放火・放火の疑い(86)	たき火(58)	火入れ(46)	こんろ(37)	たばこ(30)
H29	たき火(79)	放火・放火の疑い(63)	火入れ(55)	こんろ(34)	たばこ(29)
H30	たき火(92)	火入れ(79)	放火・放火の疑い(76)	たばこ(38)	電灯電話等の配線(32)
H31・R1	たき火(82)	放火・放火の疑い(65)	火入れ(51)	たばこ(39)	こんろ(35)
R2	放火・放火の疑い(75)	たき火(70)	火入れ(58)	たばこ(45)	こんろ(31)
R3	たき火(83)	放火・放火の疑い(70)	火入れ(56)	たばこ(39)	こんろ(27)

第12図 主な出火原因の年次推移



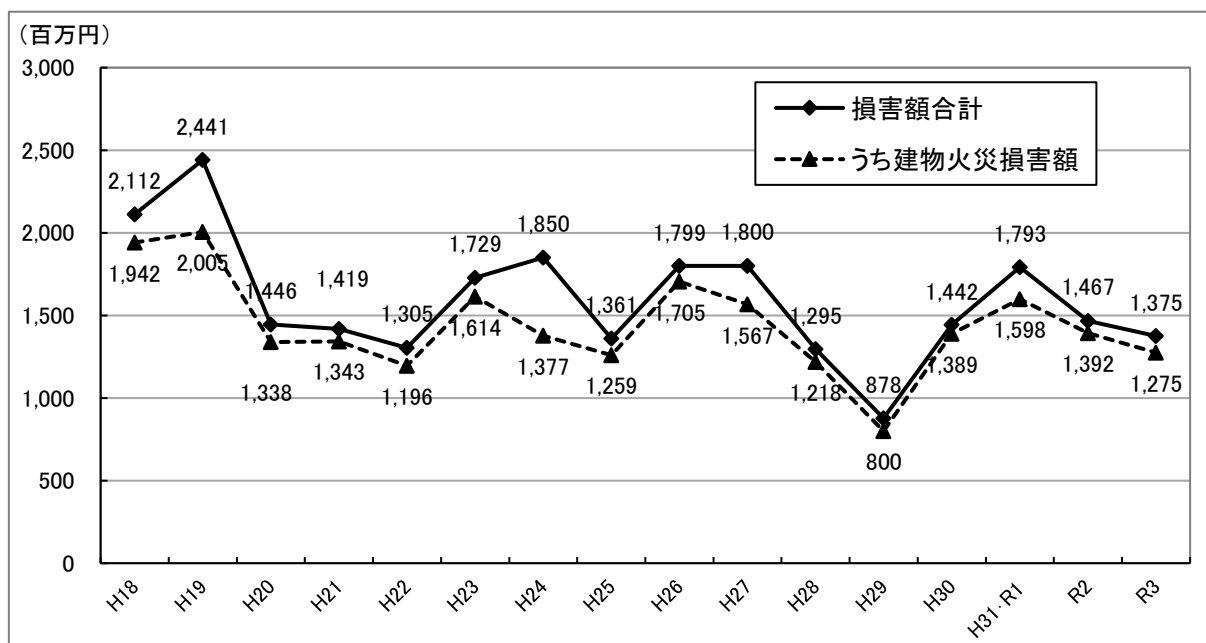
(4) 火災による損害額

令和3年中の火災による損害額は13億7,485万円で、前年に比べ9,290万円(6.3%)減少している。火災による損害額のうち、建物火災にかかる損害額が12億7,467万円(92.7%)を占めている。〔第13図〕

また、出火原因別の損害額等損害状況では、必ずしも出火件数と損害額が相對していないことがうかがえる。〔第24表〕

なお、令和3年中の損害額を1日当りに換算すると377万円で、県民1人当りに換算すると763円となる。〔第25表〕〔第14図〕

第13図 火災による損害額の推移



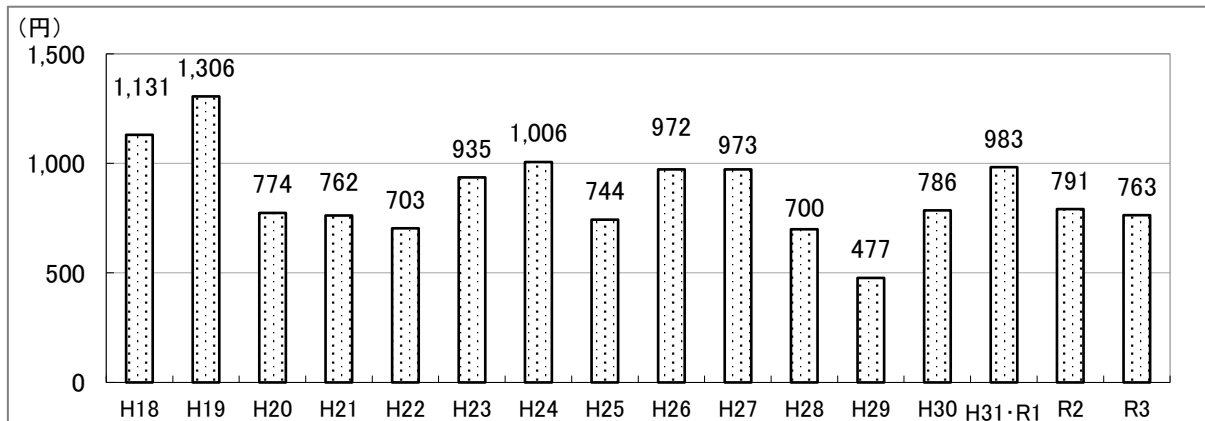
第24表 令和3年中の火災の出火原因別損害状況

順位	出火原因	出火件数	構成比 (%)	建物焼損床面積(m ²)	同表面積(m ²)	林野焼損面積(a)	焼損棟数	罹災世帯数	損害額(千円)
1	たき火	83	13.4%	391	42	27	9	2	6,810
2	放火・放火の疑い	70	11.3%	1,014	70	2	38	16	51,043
3	火入れ	56	9.0%	53	6	112	5	0	1,369
4	たばこ	39	6.3%	1,321	93	0	34	22	407,052
5	こんろ	27	4.4%	114	62	0	28	19	19,306
6	ストーブ	18	2.9%	1,047	32	0	23	21	83,093
7	電気機器	20	3.2%	370	122	0	19	10	25,768
8	配線器具	17	2.7%	1,054	202	0	30	17	32,294
9	排気管	12	1.9%	0	0	0	0	0	7,441
	その他	193	31.1%	7,840	472	39	132	55	324,985
	不明・調査中	86	13.9%	4,920	287	0	86	59	415,684
	合計	621	100.0%	18,124	1,388	180	404	221	1,374,845

第 25 表 1日当たりの損害（365日計算）

区分	一日当たり	区分	一日当たり
損害額	3,767 千円	罹災世帯数	0.6 世帯
建物焼損棟数	1.1 棟	罹災人員数	1.2 人
建物焼損面積	49.7 m ²	死者	0.08 人
林野焼損面積	0.5 a	負傷者	0.24 人
火災発生件数	1.7 件		

第 14 図 県民 1 人当たり損害額



(5) 火災種別ごとの状況

令和 3 年中の出火種別ごとの構成割合は、建物火災が全体の 44.4% を占め、次いで車両火災が 11.6%、林野火災が 3.4% となっており、前年度より、車両火災、その他の火災の割合が増加し、建物火災の割合が減少している。〔第 26 表〕

焼損面積は、建物火災で 18,124 m² が焼損し、これは前年に比べ 659 m² 減少している。林野火災では 180 a が焼損し、前年に比べ 69a 増加している。〔第 27 表〕〔第 15 図〕

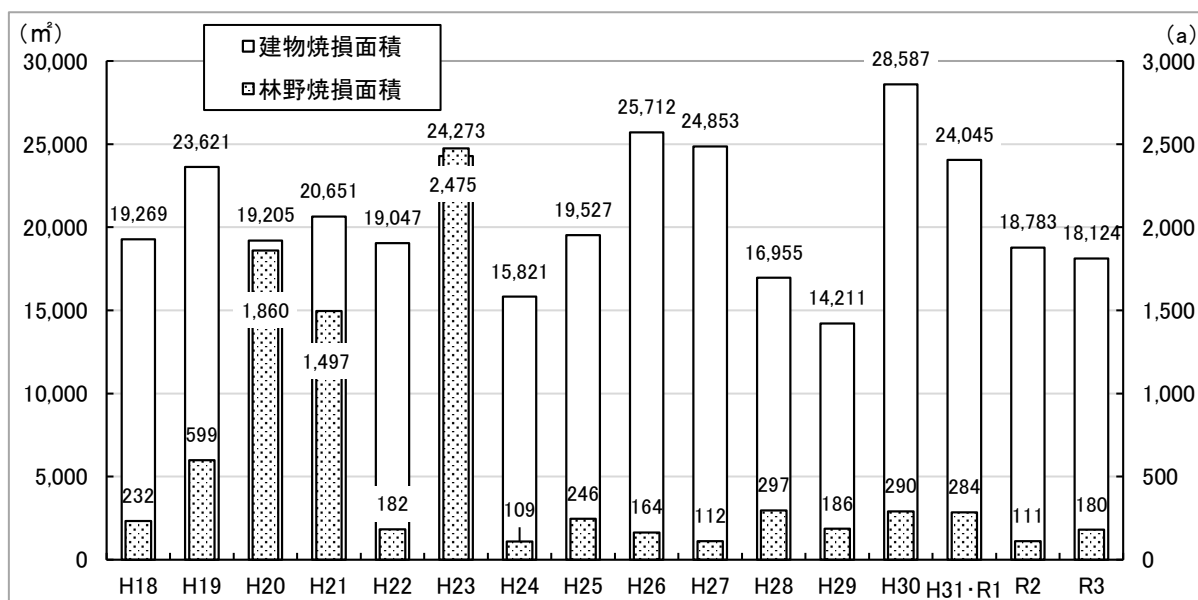
第 26 表 火災種別ごとの出火件数の割合 (単位：%)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3
建物火災	45.0	49.2	43.7	43.8	54.8	46.8	42.3	44.2	50.8	46.8	44.4
林野火災	6.5	3.6	5.5	5.6	2.6	2.9	3.9	4.2	3.3	3.4	3.4
車両火災	11.6	14.3	10.0	12.0	12.3	13.6	12.8	11.0	10.5	10.4	11.6
船舶火災	0.1	0.7	0.1	0.3	0.2	0.1	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3
航空機火災	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他火災	36.8	32.2	40.8	38.3	29.9	36.6	40.7	40.4	35.0	39.0	40.3

第 27 表 年次別焼損面積の推移

年次	区分	建 物 (㎡)	林 野 (a)
H18		19,269	232
H19		23,621	599
H20		19,205	1,860
H21		20,651	1,497
H22		19,047	182
H23		24,273	2,475
H24		15,821	109
H25		19,527	246
H26		25,712	164
H27		24,853	112
H28		16,955	297
H29		14,211	186
H30		28,587	290
H31・R1		24,045	284
R2		18,783	111
R3		18,124	180

第 15 図 年次別焼損面積の推移

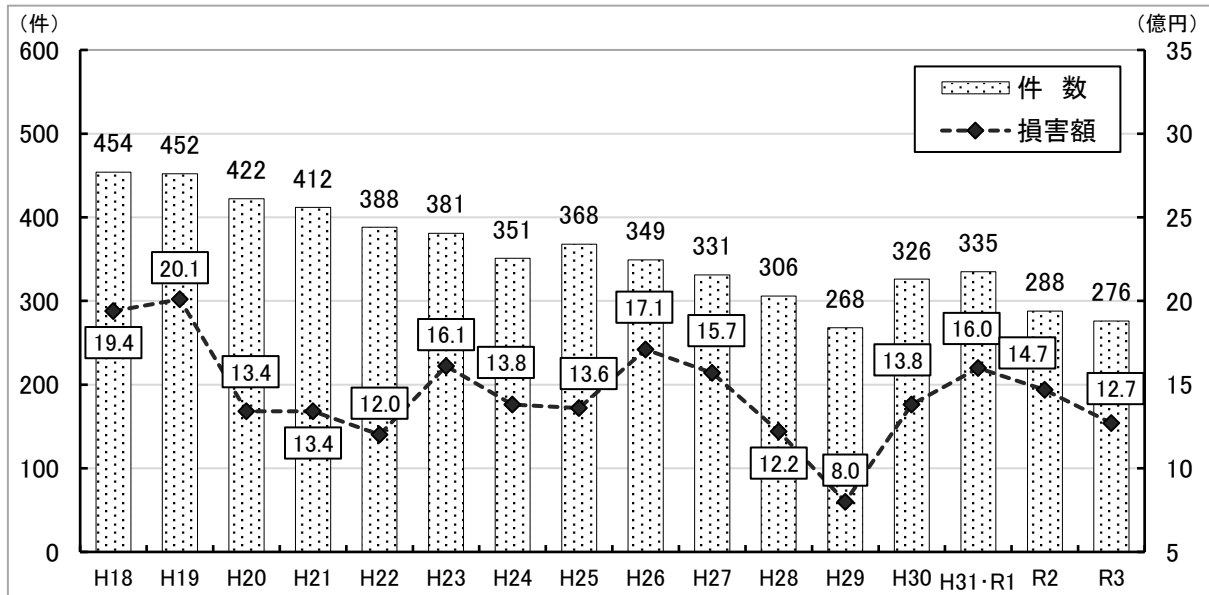


① 建物火災

建物火災は、近年減少傾向で推移している。

令和3年は、発生件数276件、損害額12.7億円で、前年に比べ発生件数は12件、損害額は2.0億円減少している。〔第16図〕〔第28表〕

第16図 建物火災の年次別比較



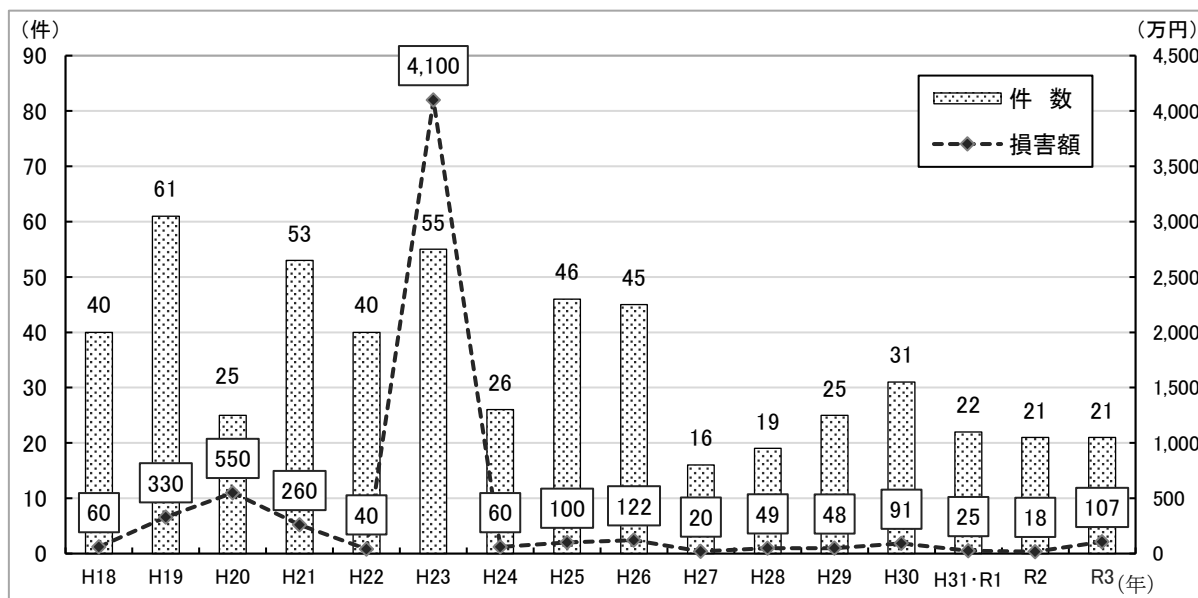
第28表 年次別建物火災状況

年	出火件数	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡)	焼損棟数	り災世帯数	り災人員
H18	454	1,941,718	19,269	605	341	908
H19	452	2,005,326	23,621	651	388	1,047
H20	422	2,164,660	19,205	569	340	908
H21	412	1,343,097	20,651	568	306	758
H22	388	1,196,090	19,047	576	359	884
H23	381	1,613,892	24,273	561	303	769
H24	351	1,377,282	15,821	477	265	674
H25	368	1,258,763	19,527	560	325	747
H26	349	1,705,394	25,712	337	237	542
H27	331	1,566,635	24,853	579	262	604
H28	306	1,217,938	16,955	476	242	509
H29	268	800,036	14,211	417	201	456
H30	326	1,442,387	28,587	521	248	576
H31・R1	335	1,598,399	24,045	463	219	501
R2	288	1,467,752	18,783	417	222	494
R3	276	1,274,672	18,124	404	221	441

② 林野火災

林野火災は近年減少傾向にあり、令和3年は発生件数21件、焼損面積180a、損害額1,073千円で、前年に比べ発生件数は同じであるが、焼損面積は69a、損害額は898千円増加している。〔第27表〕〔第17図〕

第17図 林野火災の年次別比較



(6) 令和3年の主な火災

第29表 令和3年の主な火災

月	日	出火場所	火災種別	損害額 (千円)	焼損面積 (m ² ・a)	死者数	負傷者数	出火原因
1	26	四日市市	建物火災	32,018	431	0	0	不明・調査中
4	7	志摩市	建物火災	29,631	457	1	0	不明・調査中
4	10	津市	建物火災	21,525	4,224	0	0	電灯電話等の配線
5	3	紀北町	建物火災	21,964	114	0	1	たばこ
5	24	鈴鹿市	建物火災	26,017	515	0	0	煙突・煙道
6	26	伊勢市	建物火災	34,700	48	0	0	その他
7	6	津市	建物火災	26,115	124	0	0	その他
7	8	伊勢市	建物火災	349,304	553	1	0	たばこ
7	14	松阪市	建物火災	3,836	165	2	0	放火
7	16	桑名市	建物火災	20,292	512	0	0	その他
9	2	桑名市	建物火災	25,909	278	1	0	不明・調査中
10	14	亀山市	車両火災	40,020	0	0	0	その他
10	24	鳥羽市	建物火災	53,715	498	1	2	不明・調査中
10	25	松阪市	建物火災	79,073	344	0	2	不明・調査中
11	28	鈴鹿市	建物火災	21,842	447	1	0	不明・調査中

月	日	出火場所	火災種別	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡・a)	死者 数	負傷 者数	出火原因
11	28	松阪市	建物火災	20,573	75	0	1	ストーブ

※基準 1. 損害額 2,000 万円以上、2. 建物焼損面積 1,000 ㎡以上、3. 林野焼損面積 200 a 以上
4. 死者 2 名以上、5. 負傷者 10 名以上、6. その他特殊な事例

9 救急活動の現況

救急活動においては、近年、救急現場や搬送途上における救命処置の充実、いわゆる病院前救護の質の向上が求められており、救急救命士が行うことのできる救命処置の範囲が、心肺機能停止傷病者に対する除細動をはじめ、気管挿管、薬剤投与等、年々拡大されてきており、平成 26 年 4 月 1 日からは、心肺機能停止前の傷病者に対するブドウ糖溶液の投与等の処置が追加された。このような状況から、各消防本部は救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図っている。

しかしながら、高齢者人口の増加や核家族化の進展などの社会構造の変化に伴って救急需要は年々増加の一途をたどっており、県内の救急出動件数は、平成 16 年から令和 3 年の間で 1.38 倍を超えて増加している。

令和 3 年の救急出動件数は 90,460 件、救急搬送人員数は 83,437 人となり、救急出動のうち急病の割合が最も多く、全体の 66.2%となっている。

また、救急活動における現場到着所要時間（119 番の覚知から現場到着までの時間）及び病院収容所要時間（119 番の覚知から病院収容までの時間）は、いずれも延伸傾向にあり、平成 16 年と比較し、現場到着所要時間は 2.8 分、病院収容所要時間は 12.0 分延伸している。

（1）救急業務実施体制（令和 4 年 4 月 1 日現在）

① 救急隊

救急隊は、県内に 106 隊設置されている。

② 救急隊員

県内の救急隊員数は 1,805 人で前年（1,787 人）より 18 人増加した。

救急隊員のうち救急業務のみに専従している専任隊員は 60 人（全救急隊員の 3.3%）と前年（60 人）と変わらず、救急業務以外の消防業務を兼務している兼任隊員は 1,745 人（全救急隊員の 96.7%）と前年（1,727 人）より 18 人増加している。なお、全国では、救急隊員数 65,853 人中、専任隊員 20,867 人（全救急隊員の 31.7%）、兼任隊員 44,986 人（全救急隊員の 68.3%）となっており、三重県は、全国に比べ兼任隊員の割合が高くなっている。

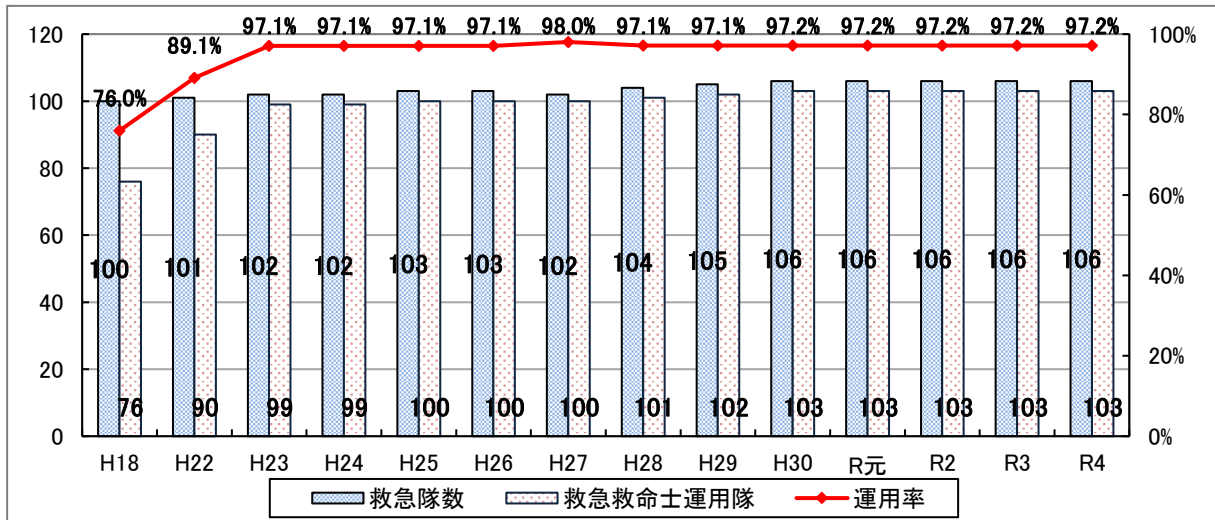
③ 救急救命士運用隊数、救急救命士の資格を有する消防職員及び救急隊員数

県内の救急救命士運用隊数は 103 隊（前年度同数）であり、運用率（救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合）は 97.2%となっている。〔第 18 図〕

また、救急救命士の資格を有する救急隊員数は 592 人と前年（575 人）より 17 人増加しており、救急隊員のうち救急救命士として運用されている隊員数は 542 人と前年（531 人）より 11 人増加している。

さらに、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、気管挿管認定救命士は 179 人（前年 177 人）、アドレナリン投与認定救命士は 548 人（前年 558 人）で、うち気管挿管・アドレナリン投与両認定救急救命士は 177 人（前年 176 人）となっている。

第 18 図 救急救命士運用隊の推移（各年 4 月 1 日現在）

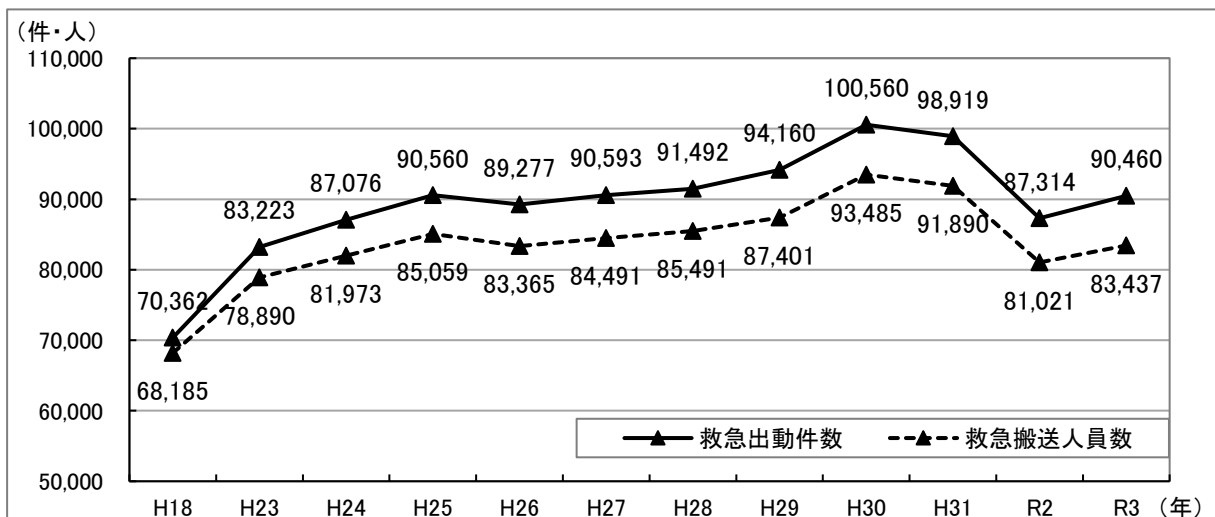


(2) 救急の現状

① 救急出動件数及び搬送人員数

救急出動件数は平成 24 年と 25 年に 2 年続けて対前年比全国 1 位の増加率で推移していたが、26 年は救急出動件数、搬送人員数ともに前年よりも減少し、その減少率は全国で最高となった。平成 30 年には、救急出動件数が 10 万件を超え、過去最多となったが、その後令和 2 年まで減少した。令和 3 年には救急出動件数及び救急搬送人員数がともに増加に転じ、救急出動件数は 90,460 人、救急搬送人員は 83,437 人となっている。〔第 19 図〕

第 19 図 救急出動件数及び救急搬送人員数の推移



② 事故種別出動件数の推移

三重県及び全国の事故種別出動件数の推移は下表のとおりである。

主な事故種別である急病、一般負傷、交通事故について、三重県と全国を比較すると、過去 4 年間の伸び率に差異はあるものの一般負傷が増加し、急病、交通

事故が減少している。〔第 30 表〕

また、三重県と全国の主な事故種別の構成比を比較すると、三重県と全国の間
に大きな差異はなく、ほぼ同様の傾向となっている。〔第 31 表〕

第 30 表 事故種別出動件数の推移

【三重県】事故種別出動件数推移

事故種別	H29		H30		R元		R2		R3		H29→R3の 伸び率
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	
火災	268	-1.1%	323	20.5%	336	4.0%	290	-13.7%	310	6.9%	15.7%
自然災害	21	2000.0%	39	85.7%	13	-66.7%	4	-69.2%	3	-25.0%	-85.7%
水難	68	-20.0%	76	11.8%	96	26.3%	78	-18.8%	74	-5.1%	8.8%
交通事故	7,675	-5.2%	7,769	1.2%	7,092	-8.7%	5,875	-17.2%	5,880	0.1%	-23.4%
労働災害	999	3.6%	1,094	9.5%	999	-8.7%	861	-13.8%	877	1.9%	-12.2%
運動競技	505	9.3%	568	12.5%	609	7.2%	360	-40.9%	444	23.3%	-12.1%
一般負傷	14,045	6.3%	14,345	2.1%	15,020	4.7%	13,935	-7.2%	14,130	1.4%	0.6%
加害	320	-14.4%	308	-3.8%	314	2.0%	299	-4.8%	230	-23.1%	-28.1%
自損行為	677	4.0%	695	2.7%	624	-10.2%	611	-2.1%	668	9.3%	-1.3%
急病	61,119	3.5%	66,580	8.9%	65,187	-2.1%	57,570	-11.7%	59,886	4.0%	-2.0%
転院搬送	8,132	1.6%	8,430	3.7%	8,288	-1.7%	7,132	-14.0%	7,524	5.5%	-7.5%
その他 (転院搬送除く)	331	7.8%	333	0.6%	341	2.4%	299	-12.3%	434	45.2%	31.1%
合計	91,492	1.0%	100,560	9.9%	98,919	-1.6%	87,314	-11.7%	90,460	3.6%	-1.1%

【全国】事故種別出動件数推移

事故種別	H29		H30		R元		R2		R3		H29→R3の 伸び率
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	
火災	23,169	4.7%	22,925	-1.1%	23,485	2.4%	21,727	-7.5%	21,798	0.3%	-5.9%
自然災害	755	-8.7%	2,540	236.4%	1,105	-56.5%	544	-50.8%	736	35.3%	-2.5%
水難	5,060	-2.4%	5,249	3.7%	5,071	-3.4%	4,923	-2.9%	4,487	-8.9%	-11.3%
交通事故	481,473	-1.5%	459,977	-4.5%	432,492	-6.0%	366,255	-15.3%	368,491	0.6%	-23.5%
労働災害	53,579	2.7%	58,891	9.9%	57,308	-2.7%	52,121	-9.1%	53,397	2.5%	-0.3%
運動競技	42,356	3.2%	43,785	3.4%	42,102	-3.8%	23,874	-43.3%	28,919	21.1%	-31.7%
一般負傷	965,376	4.2%	997,804	3.4%	1,013,435	1.6%	952,128	-6.1%	969,130	1.8%	0.4%
加害	33,754	-4.2%	32,709	-3.1%	30,074	-8.1%	27,061	-10.0%	24,569	-9.2%	-27.2%
自損行為	52,347	-3.6%	51,994	-0.7%	52,286	0.6%	54,937	5.1%	55,752	1.5%	6.5%
急病	4,061,989	2.2%	4,294,924	5.7%	4,335,687	1.0%	3,850,497	-11.2%	4,054,706	5.3%	-0.2%
転院搬送	534,072	2.4%	542,026	1.5%	552,175	1.9%	490,897	-11.1%	518,483	5.6%	-2.9%
その他 (転院搬送除く)	88,217	1.6%	92,389	4.7%	94,547	2.3%	88,313	-6.6%	93,113	5.4%	5.6%
合計	6,209,964	2.6%	6,605,213	6.4%	6,639,767	0.5%	5,933,277	-10.6%	6,193,581	4.4%	-0.3%

第 31 表 主な事故種別出動件数の構成比

事故種別出動件数推移

事故種別	三重県				全国			
	R2		R3		R2		R3	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
急病	57,570	65.9%	59,886	66.2%	3,850,497	64.9%	4,054,706	65.5%
一般負傷	13,935	16.0%	14,130	15.6%	952,128	16.1%	969,130	15.6%
交通事故	5,875	6.7%	5,880	6.5%	366,255	6.2%	368,491	5.9%
転院搬送	7,132	8.2%	7,524	8.3%	490,897	8.3%	518,483	8.4%
その他 (上記以外)	2,802	3.2%	3,040	3.4%	273,500	4.6%	282,771	4.6%
合計	87,314	100.0%	90,460	100.0%	5,933,277	100.0%	6,193,581	100.0%

③ 傷病程度別搬送人員数の推移

令和3年の三重県と全国の構成比を比較すると、三重県は、死亡（1.0ポイント高）、重症（1.9ポイント高）、軽症（6.4ポイント高）と全国平均よりも高くなっており、中等症は9.3ポイント全国平均よりも低くなっている。〔第32表〕

第32表 傷病程度別搬送人員数の推移

【三重県の状況】

		H29	H30	R元	R2	R3	H29→R3 の増加率
死亡	搬送人員	2,062	2,172	2,073	2,053	2,053	
	構成比	2.4%	2.3%	2.3%	2.5%	2.5%	-0.4%
重症	搬送人員	8,895	9,196	9,109	8,228	8,680	
	構成比	10.2%	9.8%	9.9%	10.2%	10.4%	-2.4%
中等症	搬送人員	29,650	30,495	31,073	28,904	29,922	
	構成比	33.9%	32.6%	33.8%	35.7%	35.9%	0.9%
軽症	搬送人員	46,765	51,594	49,606	41,820	42,760	
	構成比	53.5%	55.2%	54.0%	51.6%	51.2%	-8.6%
その他	搬送人員	29	28	29	16	22	
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-24.1%
合計	搬送人員	87,401	93,485	91,890	81,021	83,437	
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-4.5%

【全国の状況】

		H29	H30	R元	R2	R3	H29→R3 の増加率
死亡	搬送人員	77,684	78,139	76,697	77,674	81,448	
	構成比	1.4%	1.3%	1.3%	1.5%	1.5%	4.9%
重症	搬送人員	482,685	487,413	486,164	458,063	466,440	
	構成比	8.4%	8.2%	8.1%	8.7%	8.5%	-3.4%
中等症	搬送人員	2,387,407	2,482,018	2,543,545	2,343,933	2,481,532	
	構成比	41.6%	41.6%	42.6%	44.3%	45.2%	3.9%
軽症	搬送人員	2,785,158	2,909,546	2,869,027	2,412,001	2,460,460	
	構成比	48.6%	48.8%	48.0%	45.6%	44.8%	-11.7%
その他	搬送人員	3,152	3,179	2,575	2,159	1,864	
	構成比	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-40.9%
合計	搬送人員	5,736,086	5,960,295	5,978,008	5,293,830	5,491,744	
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-4.3%

※死 亡…初診時において死亡が確認されたもの

重 症…傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの

中等症…傷病程度が重症又は軽症以外のもの

軽 症…傷病程度が入院加療を必要としないもの

その他…医師の診断が無いもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したもの

④ 年齢区分別事故種別搬送人員数

三重県と全国の年齢区分別の構成比を比較すると、三重県は、乳幼児（0.1ポイント高）、少年（0.3ポイント高）、高齢者（1.1ポイント高）がやや高くなっているが、構成比について全国との大きな差異はなく、ほぼ同様の傾向となっている。〔第33表〕

第33表 年齢区分別事故種別搬送人員数（令和3年）

【三重県の状況】

事故種別 年齢区分		急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計
新生児	搬送人員	26	0	9	160	195
	構成比	0.1%	0.0%	0.1%	1.7%	0.2%
乳幼児	搬送人員	1,918	113	1,091	122	3,244
	構成比	3.5%	2.0%	8.3%	1.3%	3.9%
少年	搬送人員	1,214	548	492	411	2,665
	構成比	2.2%	9.8%	3.7%	4.3%	3.2%
成人	搬送人員	15,533	3,368	2,357	3,514	24,772
	構成比	28.2%	60.0%	17.9%	36.6%	29.7%
高齢者	搬送人員	36,338	1,585	9,247	5,391	52,561
	構成比	66.0%	28.2%	70.1%	56.2%	63.0%
合計	搬送人員	55,029	5,614	13,196	9,598	83,437
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【全国の状況】

事故種別 年齢区分		急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計
新生児	搬送人員	1,802	27	274	10,200	12,303
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.2%
乳幼児	搬送人員	131,175	8,639	59,676	11,472	210,962
	構成比	3.6%	2.5%	6.8%	1.7%	3.8%
少年	搬送人員	74,197	31,120	28,487	27,091	160,895
	構成比	2.1%	9.1%	3.2%	4.1%	2.9%
成人	搬送人員	1,101,077	204,713	161,162	240,830	1,707,782
	構成比	30.5%	60.1%	18.3%	36.1%	31.1%
高齢者	搬送人員	2,296,928	96,074	629,904	376,896	3,399,802
	構成比	63.7%	28.2%	71.6%	56.5%	61.9%
合計	搬送人員	3,605,179	340,573	879,503	666,489	5,491,744
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※新生児…生後28日未満の者

乳幼児…生後28日以上満7歳未満の者

少年…満7歳以上満18歳未満の者

成人…満18歳以上満65歳未満の者

高齢者…満65歳以上の者

⑤ 月別（事故種別）出動件数の推移

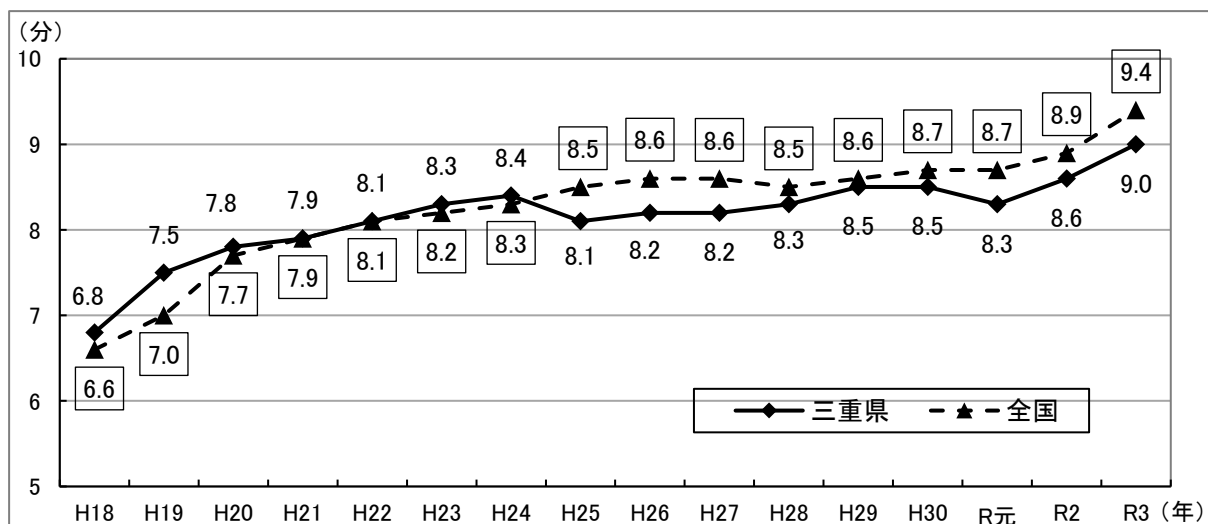
令和3年中で最も出動件数の多い月（年間構成比の高い月）は、県が8月、7月、12月の順であるのに対し、全国では8月、12月、7月となっている。

また、事故種別の「急病」においては、県が8月、7月、12月の順であるのに対し、全国でも8月、7月、12月の順で出動が多く、「交通事故」は、県が11月、12月、7月の順であるのに対し、全国では12月、10月、11月の順で出動が多くなっている。また、「一般負傷」については、県が12月、10月、11月の順であるのに対し、全国でも12月、10月、11月の順で出動が多くなっている。〔附表10参照〕

⑥ 現場到着所要時間の推移

119番覚知から現場到着までの所要時間は、平成16年以降、全国、三重県とも延びている。三重県の平均所要時間は平成16年を除き、24年までは全国平均と同じか0.1～0.5分全国平均を上回る状況が続いていたが、25年からは全国平均より0～0.4分短くなり、令和3年では0.4分短くなっている。〔第20図〕

第20図 現場到着所要時間の推移

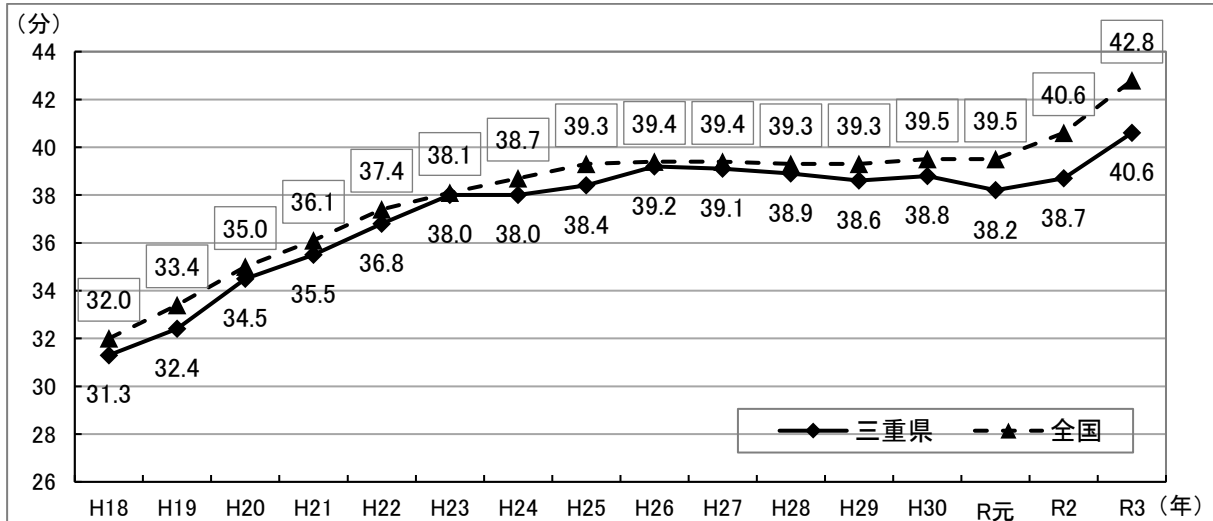


⑦ 病院収容所要時間の推移

119番覚知から病院収容までの所要時間の推移をみると、全国、三重県とも伸びているものの、三重県は全国を下回って推移している。令和3年は40.6分となっており、平成18年と比べ、三重県の平均所要時間は9.3分延びている。また、この間全国平均は10.8分の延びとなっている。

病院収容までの三重県の平均所要時間について、平成23年までは、大きな延びを続けていたが、24年以降は、その延びが鈍化し、27年から若干短縮されたものの、令和3年は前年より1.9分長くなった。〔第21図〕

第 21 図 病院収容所要時間の推移



(3) 応急手当の普及啓発活動等の状況及び応急手当の救命効果

① 応急手当の普及啓発活動等の状況

応急手当の普及啓発活動については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号消防庁次長通知。平成 28 年 4 月 25 日一部改正)に基づき行われている。

その内容は、リーダー育成を目的とした応急手当指導員講習(普通救命講習又は上級救命講習の指導にあたる応急手当指導員を養成する講習)、応急手当普及員講習(事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に当たる応急手当普及員を養成する講習)、バイスタンダー育成を目的とした普通救命講習(自動体外式除細動器(AED)の使用法を含む心肺蘇生法及び大出血時の止血法の講習)並びに上級救命講習(普通救命講習の内容に加え、傷病者管理法、外傷の手当及び搬送法の講習)である。

県内における過去 3 年間の各種講習(応急手当普及員養成講習、上級救命講習、普通救命講習)の実施状況は次のとおりである。〔第 34 表〕

第 34 表 各種講習の実施状況

講習の種別	令和元年		令和2年		令和3年	
	講習回数	養成数	講習回数	養成数	講習回数	養成数
応急手当普及員養成講習	26	291	6	69	23	177
上級救命講習	39	661	14	202	13	135
普通救命講習	954	15,707	372	5,476	403	4,421

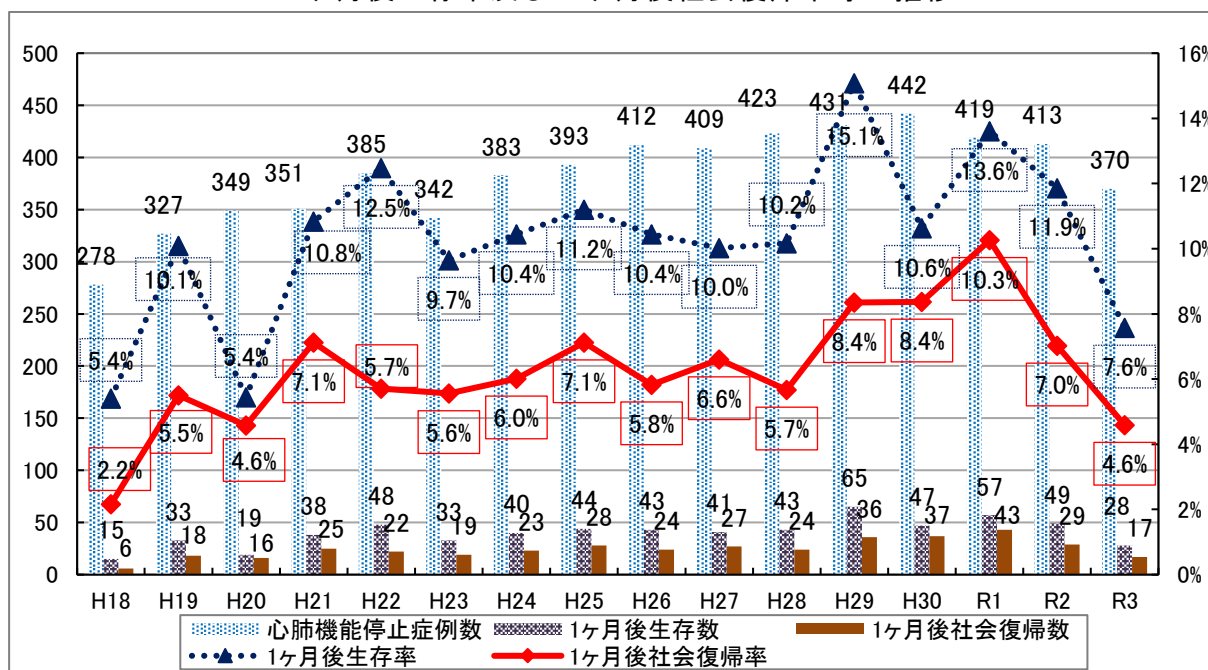
② 応急手当の救命効果

令和 3 年中の救急自動車による三重県の現場到着平均所要時間は 9.0 分であるが、それまでに救急現場近くの一般住民による応急手当が適切に実施されれば、

より高い救命効果が期待できる。

下表は、平成 18 年から令和 3 年の間における「心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の 1 ヶ月後生存率及び 1 ヶ月後社会復帰率」の推移を示したものである。平成 18 年の 1 ヶ月後生存率は 5.4%、1 ヶ月後社会復帰率は 2.2%であったものが、令和 3 年の 1 ヶ月後生存率は前年よりも 4.3 ポイント減の 7.6%（平成 18 年比 2.2 ポイント増）となり、1 ヶ月後社会復帰率は前年より 2.4 ポイント減の 4.6%（平成 18 年比 2.4 ポイント増）となっている。〔第 22 図〕

第 22 図 心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の 1 ヶ月後生存率及び 1 ヶ月後社会復帰率等の推移



（４）救急救命活動の向上に向けた取組

① 三重県救急搬送・医療連携協議会

傷病者の状況に応じた適切な医療が提供される医療機関への搬送及び当該医療機関における受入れの円滑化を図るため、総務省消防庁と厚生労働省が共同で国会に法案を提出し、「消防法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 34 号）」が平成 21 年 5 月 1 日に公布され、同年 10 月 30 日に施行された。

このことを受け、県は、従前、三重県医療審議会救急医療部会の中にあつたメディカルコントロール協議会を、発展的に改組し、消防機関と医療機関等が参画する「三重県救急搬送・医療連携協議会」を平成 22 年 1 月に設置した。

② 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用

現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するための基準として、「実施基準」

を定め、平成 23 年 4 月からその運用を開始した。

③ 救急救命士の教育訓練に係る取組

救急搬送患者の増加と共に、病院前救護の重要性が認識され、救急救命士の役割が次第に増加することに伴い、救急救命士等が医療行為を実施する場合に、当該医療行為を医師が指示又は指導・助言及びその後の検証を通して、その役割の増加に応じた医学的な質を確保していくことが求められている。

このことから、救急救命士の処置拡大に対応するための講習の開催、救急救命士が現場で実施する特定行為や処置を円滑に推進するための資質向上に係る講習やセミナーを開催し、救命率の向上を図っている。

ア 救急救命士教育について

県では、三重県消防学校や三重県メディカルコントロール協議会と連携し、救急救命士に対し、その手技等の維持・向上のための講習を実施し、病院前救護体制の充実強化を図っている。

- i) 気管挿管に際し、ビデオ喉頭鏡が使用できる認定救急救命士養成のための講習を開催
- ii) 平成 26 年 4 月から救急救命士が行う特定行為を行う対象として、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が追加されたことから、これらの処置に関する専門的知識と技術の習得のための講習を開催
- iii) 県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう、救急救命士をはじめ救急隊員を指導できる指導的役割を果たす救命士の養成研修を実施
なお、令和 3 年度の救急救命士に対する教育の実施状況、受講者数等については、「第 7 消防教育訓練」においてその詳細を記している。

イ 三重県救急救命指導者セミナー

救急医療に関する指導者の育成と、外傷や脳卒中等の観察及び処置、災害医療対応に関する標準化プログラムを学習するためのセミナーを実施し、病院前救護体制の充実を図り、救命率の向上を図っている。

10 救助活動の現況

(1) 救助隊の範囲

昭和 61 年 4 月の消防法の改正により救助隊が法的に位置付けられ、さらにこれを受けて同年 10 月に救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年 10 月 1 日自治省令第 22 号）が公布（昭和 62 年 1 月 1 日施行）されたことに伴い、同省令に基づき市町村が配置する人命の救助を行うための必要な特別の救助器具を装備した消防隊を救助隊としている。

(2) 救助隊の設置状況

県内で救助隊を設置している消防本部は、14 消防本部となっている。このうち、単独市町の消防本部で救助隊を設置しているのは 11 消防本部、一部事務組合で救助隊を設置しているのは 3 消防本部となっている。

令和 4 年 4 月 1 日現在、県内に設置されている救助隊は 19 隊、特別救助隊が 9 隊、高度救助隊が 2 隊、水難救助隊が 8 隊となっている。〔第 35 表〕

第 35 表 救助隊の設置状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

	救助隊	特別救助隊	高度救助隊	水難救助隊
桑名市消防本部	2			
四日市市消防本部	3	3	1	1
菰野町消防本部	1			
鈴鹿市消防本部	1	1		1
亀山市消防本部	1			
津市消防本部	2	2	1	1
伊賀市消防本部	1	1		
名張市消防本部	1			
伊勢市消防本部	1	1		1
鳥羽市消防本部	1			1
志摩市消防本部	1			1
松阪地区広域消防組合	2	1		1
紀勢地区広域消防組合	1			
三重紀北消防組合	1			1
熊野市消防本部				
三重県計	19	9	2	8

(3) 救助業務実施状況

令和3年中における県内の救助活動の状況は、救助出動件数 930 件（対前年比 52 件（5.9%）増）、救助活動件数 637 件（対前年比 62 件（10.8%）増）、救助人員 702 人（対前年比 69 人（10.9%）増）であり、前年と比べ、いずれも増加しており、火災、交通事故、建物等による事故の増加が要因となっている。〔第 36 表〕

また、過去の救助出動件数の推移をみると、前年から増加している年があるものの、平成 24 年までは概ね減少していたが、25 年以降は増加傾向となっている。〔第 23 図〕

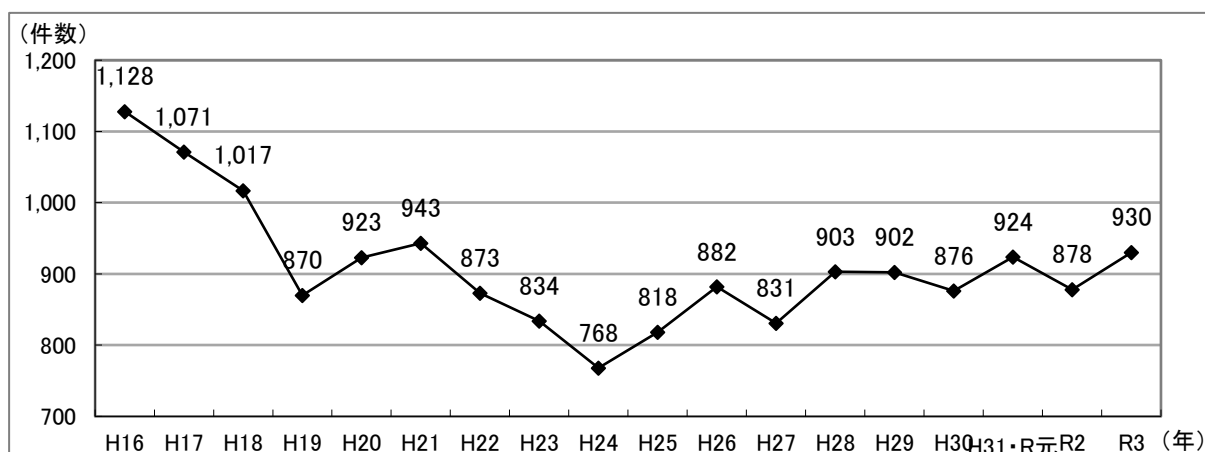
第 36 表 救助出動件数、救助活動件数、救助人員の推移

年	救助出動件数	救助活動件数	救助人員
平成24年	768	505	584
平成25年	818	507	565
平成26年	882	610	926
平成27年	831	496	513
平成28年	903	552	605
平成29年	902	560	664
平成30年	876	582	620
平成31・令和元年	924	606	725
令和2年	878	575	633
令和3年	930	637	702

※救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数

※救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数

第 23 図 救助出動件数の推移



(4) 事故種別ごとの救助活動状況

令和3年中の救助活動の状況を事故種別ごとにみると、救助出動件数では「交通事故」が408件（対前年比13件（3.3%）増）と最も多く、次いで「建物等による事故」が201件（対前年比30件（17.5%）増）、「水難事故」が53件（対前年比22件（29.3%）減）の順に多くなっている。救助活動件数及び救助人員についても同じ順に多くなっている。

また、令和3年と令和2年を比較すると、救助出動件数及び救助活動件数、救助人員はいずれも増加している。特に、「火災」「交通事故」「建物による事故」「ガス及び酸欠事故」については、全ての項目において増加している一方、他種別は同程度か減少している。〔第37表〕

次に、事故種別の構成比を救助出動件数でみると、「交通事故」が全体の43.9%を占めており、「建物等による事故」21.6%と「水難事故」5.7%を合わせると全体の約7割を占めている。〔第24図〕

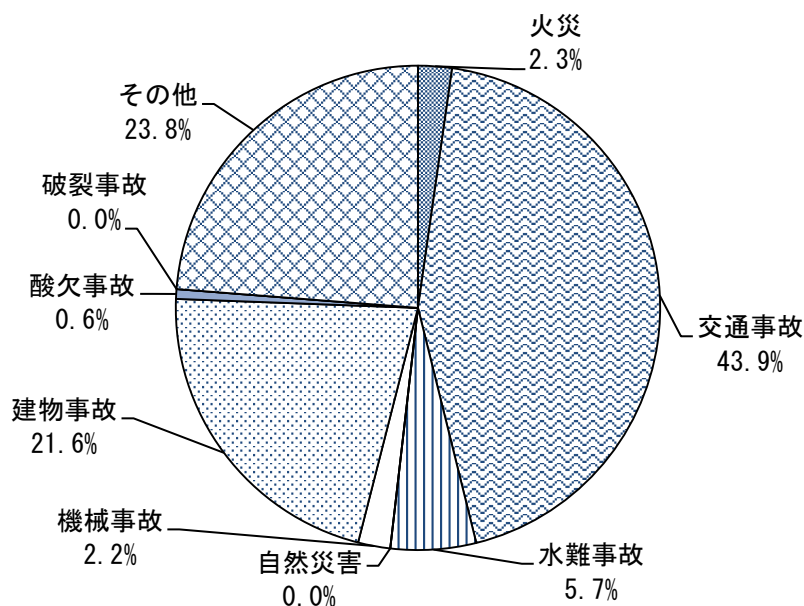
第37表 事故種別救助活動状況

（数値は上段：令和3年、下段：令和2年）

	火 災	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機 械 に よる事故	建物等 に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他	合 計
救助 出動	21	408	53	0	20	201	6	0	221	930
	9	395	75	1	15	171	3	0	209	878
救助 活動	21	239	38	0	11	156	4	0	168	637
	9	212	59	1	11	137	2	0	144	575
救助 人員	18	311	48	0	11	140	4	0	170	702
	6	265	60	3	16	123	2	0	158	633

※火災時の救助出動件数は、出動して実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上している。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっている。

第24図 救助種別出動割合（令和3年中）



11 消防表彰

消防活動は、地域社会において発生する災害から住民の生命・財産を守るという活動であり、著しく危険度が高いという特殊性を持っている。

その活動に対して精神面から報いる表彰制度は、地域社会のための消防の士気高揚を図るという極めて重要な意義を持っている。

令和3年度に表彰された消防表彰受章者数は、国が行った表彰が431人と2団体、県が行った表彰が193人と3団体、日本消防協会が行った表彰が155人と2団体、三重県消防協会が行った表彰が889人であった。

また、過去5年間に行われた各種消防表彰受章者数の推移は第38表のとおりであり、令和3年度叙勲・褒章受章者は第39表のとおりである。

第38表 消防表彰受章者数

① 国が行う表彰

種 類		年 度				
		H29	H30	R 元	R2	R3
叙 位 ・ 死 亡 叙 勲		13	11	5	9	14
叙 勲	春の叙勲・秋の叙勲	12	12	14	14	16
	危険業務従事者叙勲	19	18	19	20	20
	高 齢 者 叙 勲	5	2		3	1
褒 章	紅 綬 褒 章					
	藍 綬 褒 章	6	5	5	5	5
	紺 綬 褒 章					
内 閣 総 理 大 臣 表 彰						1
総 務 大 臣 表 彰		1	1	2	1	4
消 防 庁 長 官 表 彰	功 勞 章	6	9	5	10	2
	永 年 勤 続 功 勞 章	35	35	35	35	33
	表 彰 旗					
	竿 頭 綬	1	1	1	1	1
退 職 消 防 団 員 報 償 (銀 杯)	1 号	102	118	118	133	100
	2 号	146	204	199	161	236

② 県が行う表彰

種 類 \ 年 度	H29	H30	R 元	R2	R3
特 別 功 労 章					
消 防 功 労 賞	3	3	3	10	3
消 防 功 績 章	80	80	80	80	80
消 防 精 勤 章	110	110	110	110	110
頭 章 状					
表 彰 状					
感 謝 状	5	4	5	4	3

③ 日本消防協会が行う表彰

種 類 \ 年 度	H29	H30	R 元	R2	R3
特 別 功 労 章					
功 績 章	14	14	14	14	14
精 績 章	33	34	34	34	33
勤 続 章	83	92	79	112	108
ま と い	1				
表 彰 旗	1				
竿 頭 綬	1	1			2
永年勤続功労章（※）					

※永年勤続功労章については、自治体消防発足に係る記念式典（消防庁、日本消防協会等の主催により5年に1度開催されるもの）において表彰される。

④ 三重県消防協会が行う表彰

種 類 \ 年 度	H29	H30	R 元	R2	R3
功 績 章	60	60	60	60	60
精 勤 章	200	200	200	200	200
表 彰 徽 章	617	599	613	612	629
感 謝 状					

第 39 表 令和 3 年度春秋叙勲・危険業務従事者叙勲・春秋褒章受章者

	賞賜	主 要 経 歴	受章者氏名	
令和 3 年春の叙勲	瑞双	元 明和町消防団 団長	藪谷 一雄	
	瑞単	元 松阪市消防団 団長	小林 憲行	
	瑞単	元 志摩市消防団 団長	山下 三男	
	瑞単	元 津市消防団 副団長	木下 榮雄	
	瑞単	元 鈴鹿市消防団 副団長	岡田 欣三	
	瑞単	元 亀山市消防団 副分団長	舟橋 博	
	瑞単	元 紀宝町消防団 部長	福中 博	
	第 36 回危険業務従事者叙勲	瑞双	元 四日市市 消防監	奥村 俊雄
		瑞双	元 桑名市 消防監	城田 正之
		瑞双	元 桑名市 消防監	森 満
		瑞双	元 名張市 消防司令長	福田 剛士
		瑞双	元 松阪地区広域消防組合 消防監	北川 文雄
		瑞単	元 津市 消防監	前川 強
		瑞単	元 四日市市 消防監	星 守男
		瑞単	元 鳥羽市 消防司令	家田 成久
		瑞単	元 三重紀北消防組合 消防司令	峯 清也
		瑞単	元 松阪地区広域消防組合 消防監	高山 新一
令和 3 年春の褒章	藍綬	四日市市消防団 分団長	舘 一夫	
	藍綬	鈴鹿市消防団 分団長	白木 三四士	
令和 3 年秋の叙勲	瑞双	元 津市消防団 団長	松島 昇	
	瑞双	元 大紀町消防団 団長	西 正光	
	瑞単	元 南島町消防団 団長	西川 愼一	
	瑞単	元 津市消防団 副団長	中村 光夫	
	瑞単	元 四日市市消防団 副分団長	加藤 清男	
	瑞単	元 鈴鹿市消防団 副団長	村田 弘之	
	瑞単	元 大台町消防団 副団長	坂東 均	
	瑞単	元 紀宝町消防団 副団長	向井 住和	
	瑞単	元 熊野市消防団 副分団長	岡崎 年	
	第 37 回危険業務従事者叙勲	瑞双	元 伊勢市 消防正監	竜田 博史
		瑞双	元 伊勢市 消防監	芳田 耕一
		瑞双	元 桑名市 消防監	福田 廣也
		瑞双	元 名張市 消防司令長	中堀 昌充
		瑞双	元 熊野市 消防司令長	岡田 敏哉
		瑞単	元 津市 消防監	岡 金次郎
		瑞単	元 亀山市 消防監	草川 勝秀
		瑞単	元 亀山市 消防監	宮崎 郁太郎
		瑞単	元 熊野市 消防司令	前川 眞澄
		瑞単	元 菰野町 消防司令	栗本 正美
	令和 3 年秋の褒章	藍綬	津市消防団 副団長	森 貴司
藍綬		鈴鹿市消防団 副団長	石田 久雄	
藍綬		四日市市消防団 副分団長	服部 道典	

※瑞小、瑞双、瑞単、藍綬は瑞宝章（小綬章、双光章、単光章）、藍綬褒章の略

予 防 行 政

第2 予防行政

1 火災予防運動

(1) 火災予防運動概要

令和3年中の火災の発生状況は、発生件数621件、死者30人、負傷者88人で、前年に比べ発生件数は6件の増加、死者は8人増加、負傷者は13人の増加となっている。出火原因は、たき火(83件)、放火・放火の疑い(70件)、火入れ(56件)、たばこ(39件)、コンロ(27件)の上位5つで44.3%を占めている。

また、近年における建築物の密集、高層化並びに生活様式の多様化などに伴い、火災の要因は複雑多岐にわたっている。

このような観点から、毎年春季及び秋季に県民の防火思想の高揚を図り、火災を防止し、火災による死傷者の発生を防止することを目的とした火災予防運動を実施している。

ア 秋季火災予防運動(令和3年11月9日～11月15日)

「おうち時間 家族で点検 火の始末」を統一標語とし、次の6項目を重点目標とし、県内一斉に運動を展開した。

① 住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進、住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進、たばこ火災に係る注意喚起広報の実施、防災品の周知及び普及促進、消防団、女性(婦人)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進、地域の実情に即した広報の推進、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進、地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進など

② 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進

延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底、火災予防広報の実施、たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行、火気取扱いにおける注意の徹底、工事等における火気管理の徹底など

③ 放火火災防止対策の推進

放火火災に対する地域の対応力の向上、ガソリンスタンドにおけるガソリン容器詰替え販売における本人確認等の徹底、パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底、効果的な放火火災被害の軽減対策の実施など

④ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

防火管理体制の充実、避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底、二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の放出事故の発生を踏まえた安全対策の再徹底、防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進、防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底、違反のある防火対象物に対する是正指導の推進、ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底、表示制度及び公表制度の取組の推進、高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防

火安全対策の徹底、有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底、飲食店における防火安全対策の徹底、大規模倉庫における防火安全対策の徹底、生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底、外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進など

⑤ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

⑥ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

催しを主催する者に対する指導、ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導、火気器具を使用する屋台等への指導、照明器具の取扱いに係る指導など

イ 春季火災予防運動（令和4年3月1日～3月7日）

前年秋季の運動と同一の標語のもとに、秋季の重点目標6項目に「林野火災予防対策の推進」を加え実施した。

2 防火管理制度

(1) 防火管理・防災管理実施状況

消防法第8条によって、多数の者が出入り又は勤務する防火対象物の管理について権原を有するものに、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用、取扱の監督等防火管理上必要な業務を実施させることを義務付けている。

また、消防法第36条では、大規模・高層の建築物等において、地震その他の「火災以外の災害」による被害を軽減するため、防災管理対象物の管理権原者は、防災管理者を選任して、防災管理に係る消防計画の作成のほか防災管理上必要な業務を実施させることを義務付けている。

防火対策と防災対策との一元化を図るため、防災管理対象物においては、「防火管理者が行うべき防火管理業務は、防災管理者が行うこと」とされている。

消防機関としても、管理権原を有する者及び防火対象物・防災管理対象物の関係者の防火・防災に対する意識は火災等の災害の発生時の被害低減に重要な役割を果たすため、違反の早期是正に努めているところである。令和4年3月31日現在の県内の防火管理実施状況は〔第1表〕のとおりである。

(2) 防火管理者講習・防災管理者講習

防火管理者・防災管理者の資格は、知事又は消防長の行う防火管理者・防災管理者資格附与講習を受講することにより取得することができ、令和3年度の県内の防火管理者資格附与講習実施状況は〔第2表〕のとおりである。

なお、高度な防火・防災管理が必要な特定防火対象物（収容人員が300人以上）等の甲種防火管理者及び防災管理者に対しては、一定期間（原則5年）ごとに再講習が義務付けられている。

第1表 県内の防火管理実施状況

令和4年3月31日現在

防火対象物の区分		事項	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任して いる防火対象物数		消防計画を作成してい る防火対象物数	
				選任率(%)		作成率(%)	
1 項	イ	劇場等	60	55	91.7	53	88.3
	ロ	公会堂等	2,060	1,538	74.7	1,408	68.3
2 項	イ	キャバレー等	16	11	68.8	8	50.0
	ロ	遊技場等	115	108	93.9	105	91.3
	ハ	性風俗関連特殊営業を 営む店舗等	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	41	38	92.7	36	87.8
3 項	イ	料理店等	47	42	89.4	37	78.7
	ロ	飲食店	1,493	1,117	74.8	1,030	69.0
4 項		百貨店等	2,059	1,584	76.9	1,458	70.8
5 項	イ	旅館等	542	518	95.6	510	94.1
	ロ	共同住宅等	1,341	825	61.5	741	55.3
6 項	イ	病院等	423	343	81.1	319	75.4
	ロ	自力避難困難者入所福 祉施設等	690	643	93.2	609	88.3
	ハ	老人福祉施設、児童養護 施設等	901	841	93.3	814	90.3
	ニ	幼稚園等	136	131	96.3	129	94.9
7 項		学校	711	652	91.7	623	87.6
8 項		図書館等	74	70	94.6	65	87.8
9 項	イ	特殊浴場	13	13	100.0	13	100.0
	ロ	一般浴場	16	14	87.5	14	87.5
10 項		停車場	7	5	71.4	4	57.1
11 項		神社・寺院等	323	199	61.6	180	55.7
12 項	イ	工場等	883	736	83.4	686	77.7
	ロ	テレビスタジオ等	2	1	50.0	1	50.0
13 項	イ	駐車場等	7	3	42.9	1	14.3
	ロ	航空機格納庫等	0	0	0	0	0
14 項		倉庫	130	89	68.5	75	57.7
15 項		事務所等	1,351	1,093	80.9	995	73.6
16 項	イ	特定複合用途防火対象 物	2,696	1,919	71.2	1,711	63.5
	ロ	一般複合用途防火対象 物	257	165	64.2	142	55.3
(16の3) 項		地下街	0	0	0	0	0
(16の3) 項		準地下街	0	0	0	0	0
17 項		文化財	14	10	71.4	9	64.3
合 計			16,408	12,763	77.8	11,776	71.8

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である。

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。

第2表 防火管理者資格取得者数（消防長開催）

種 類		甲 種		乙 種	計
区分	年度	R3		R3	
		新規	再講習		
消防長が資格を附与した者	津 市	210	50	31	291
	四 日 市 市	249	47	45	341
	伊 勢 市				
	桑 名 市	82	25	5	112
	鈴 鹿 市	170	24	14	208
	亀 山 市	29	6		35
	鳥 羽 市				
	熊 野 市		3		3
	菰 野 町	39			39
	三 重 紀 北	37			37
	伊 賀 市	60	8		68
	名 張 市		17		17
	松 阪 地 区 広 域				
	志 摩 市				
	紀 勢 地 区 広 域				
小 計	876	180	95	1,151	
県知事が資格を附与した者					
合 計		876	180	95	1,151

(注) 防火管理者を選任しなければならない防火対象物のうち、旅館、デパート、病院等の不特定多数が出入りする施設にあっては300㎡未満、その他の施設にあっては500㎡未満のものについては甲種又は乙種の防火管理者を、これ以外の大規模な施設については甲種の防火管理者を選任する必要がある。また、社会福祉施設で主として入所を伴うもの（消防法施行令別表第一6項（ロ））では、面積に関係なく甲種が必要となる。

なお、乙種防火管理者の区分は昭和62年度から設けられた。

3 消防用設備等の規制、「重大違反对象物」の公表制度

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備及び消防用水等の施設をいい、生命、財産を保護し、火災の早期発見及び被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠である。

消防法第17条では、一定規模以上の防火対象物には、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、消防用設備等の設置を義務付けるとともに適正に維持しなければならない。県内の防火対象物は、〔附表11〕、〔附表12〕のとおりである。

県内における主たる消防用設備等の設置状況は、〔附表13〕に示すとおりで、自動火災報知設備の設置率98.1%（特例によるものを含む）、屋内消火栓設備の設置率93.9%（同）、スプリンクラー設備の設置率99.8%（同）となっている。なお、これら3つの消防用設備の未設置及び過半に及ぶ不備は「重大な違反」として、早期是正の徹底に取り組んでいる。

また、建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページ等で公表する「違反对象物の公表制度」が、令和2年4月から県内全ての消防本部

で開始され、〔附表 14〕 に示すとおりである。

4 防火対象物・防災管理定期点検報告制度・宿泊施設の防火対象物適合表示制度

平成 13 年 9 月 1 日に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を踏まえ、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化を図るため消防法が一部改正され、平成 15 年 10 月 1 日から、防火対象物の防火基準適合性を示すものとして、防火対象物定期点検報告制度が実施されている。

また、平成 21 年 6 月 1 日から大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化され上記の制度とともに運用されている。

この制度は、多数の人が出入りする一定の防火対象物について点検資格者による定期点検（1 年 1 回）を行い、その結果を消防機関へ報告するもので、点検基準に適合している場合は、「防火・防災基準点検済証」を表示することができる消防機関が優良と認めた（特例認定を受けた）場合は、点検報告の義務が 3 年間免除され、「防火・防災優良認定証」を表示することができる。

防火対象物点検報告の実施状況及び特例認定済防火対象物は、〔第 3 表〕のとおりであり、今後更に関係各機関による本制度の周知と効率的な制度運用を図ることが必要となる。

防火基準点検済証



防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防火優良認定証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証



また、平成 24 年 5 月に発生した広島県福山市のホテル火災を受けて、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する防火対象物における防火安全体制を確立するため「防火対象物に係る表示制度の実施について」(平成 25 年 10 月 31 日消防庁通知)により、消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する宿泊施設の防火対象物適合表示制度の運用が 4 月 1 日より開始され、8 月 1 日から、表示基準に適合しているホテル・旅館等に対し交付された表示マークの掲出及び使用が開始された。

三重県内では、令和 4 年 3 月 31 日現在で表示制度の対象となる防火対象物は 404 件ある中で、当年度は 14 件の交付申請（内訳にあっては、金マーク申請 11 件、銀マーク申請 3 件）に対し 14 件の表示マークを交付している。

宿泊施設の防火対象物適合表示制度における表示マーク



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

第3表 防火対象物定期点検報告制度実施状況

(令和4年3月31日現在)

防火対象物の区分			事項	該当防火対象物数	点検報告済防火対象物数		特例認定済防火対象物数	
					基準適合	基準適合率(%)		
1項	イ	劇場等		58	30	11	36.7	8
	ロ	公会堂等		350	169	52	30.8	20
2項	イ	キャバレー等		1	0	0	0	0
	ロ	遊技場等		88	31	12	38.7	12
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等		10	5	0	0.0	0
3項	イ	料理店等		5	2	0	0.0	0
	ロ	飲食店		52	6	2	33.3	2
4項		百貨店等		352	184	87	47.3	31
5項	イ	旅館等		128	56	25	44.6	14
6項	イ	病院等		64	34	12	35.3	7
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等		10	3	2	66.7	0
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等		17	4	2	50	0
	ニ	幼稚園等		9	2	0	0.0	2
9項	イ	特殊浴場		12	1	1	100.0	1
16項	イ	特定複合用途防火対象物		376	155	42	27.1	41
(16の2)項		地下街		0	0	0	0.0	0
合計				1,532	682	248	36.4	138

5 消防設備士制度

(1) 消防設備士試験

消防法に基づいて設置しなければならない消防用設備等の設置工事又は整備のうち一定のものについては、消防設備士試験に合格し、消防設備士免状の交付を受けた者でなければ行ってはならない。

平成16年6月1日から甲種消防設備士の指定区分に、「特殊消防用設備等」の工事又は整備を行うことができる特類が新たに創設された。

消防設備士試験は昭和60年度から国の指定試験機関である(一財)消防試験研究センターに実施を委任しており、この試験に合格した者に対し、申請に基づき知事が消防設備士免状を交付している。令和3年度における消防設備士免状取得者数は〔第4表〕のとおりである。

第4表 消防設備士免状取得者数

種類	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	計
	甲種	特類	5	3	4	1	3	2	0	2	5	1
1		17	29	27	28	27	28	25	28	34	39	282
2		13	8	9	18	14	14	14	14	12	18	134
3		6	9	7	12	13	10	7	10	15	16	105
4		54	49	55	55	64	53	55	53	72	91	601
5		16	8	11	16	9	14	10	14	7	21	126
小計		111	106	113	130	130	121	111	121	145	186	1,274
乙種		1	13	10	15	18	14	9	9	9	6	21
	2	9	4	5	3	4	3	4	3	4	3	42
	3	1	5	3	4	3	3	0	3	5	6	33
	4	30	34	31	22	34	43	23	43	39	40	339
	5	7	8	10	7	6	5	5	5	4	14	71
	6	90	91	116	96	71	86	126	86	136	191	1,089
	7	34	36	30	35	37	30	30	30	34	38	334
	小計	184	188	210	185	169	179	197	179	228	313	2,032
合計	295	294	323	315	299	300	308	300	373	499	3,306	

(2) 消防設備士講習

消防用設備に関する技術の進歩に対応するなど、消防設備士としての資質の維持向上のため、消防設備士に対し講習が義務付けられ、消防設備士は免状の交付を受けた日以後の最初の4月1日から2年以内に講習を受け、その後も講習を受けた日以後の最初の4月1日から5年以内ごとにこの講習を受けなければならない。

昭和56年度から本講習は(一財)三重県消防設備安全協会に委託し実施しており、令和3年度における受講者数は〔第5表〕のとおりである。

第5表 消防設備士義務講習受講者数

年度 講習区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
消火設備	216	200	242	214	165	206	197	218	203	164
警報設備	398	383	436	421	395	418	361	405	347	375
避難設備 ・消火器	315	330	339	288	264	349	319	308	271	299
合計	929	913	1,017	923	824	973	877	931	821	838

(注) 消火設備とは、甲種・乙種の第1～3類

警報設備とは、甲種の第4類・乙種の第4類及び第7類

避難設備・消火器とは、甲種の第5類・乙種の第5類及び第6類に対する講習です。

6 危険物規制

一定数量以上の危険物は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはいけない。このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。また、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査）を受けなければならない。

加えて一定規模以上の危険物施設は危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選任、予防規程の作成、定期点検の実施、自衛消防組織の設置等保安に関する措置を講じなければならない。

このような危険物規制事務は、消防本部及び消防署を設置している 12 市町の市町長（事務委託を含む。）及び 3 消防組合の管理者が実施している。

県内には四日市臨海地区に石油コンビナートがあり、他府県に比べ原油、重油等第 4 類の危険物を扱う製造所、屋外タンク貯蔵所が数多く設置され、これらの危険物施設の事故を防止するため立入検査を積極的に実施する等保安体制の強化を図っている。

7 危険物施設の状況

令和 4 年 3 月 31 日現在における県内の危険物施設の総数は 9,920 施設（完成検査済証交付施設数）で前年に比べ 104 施設減少している。

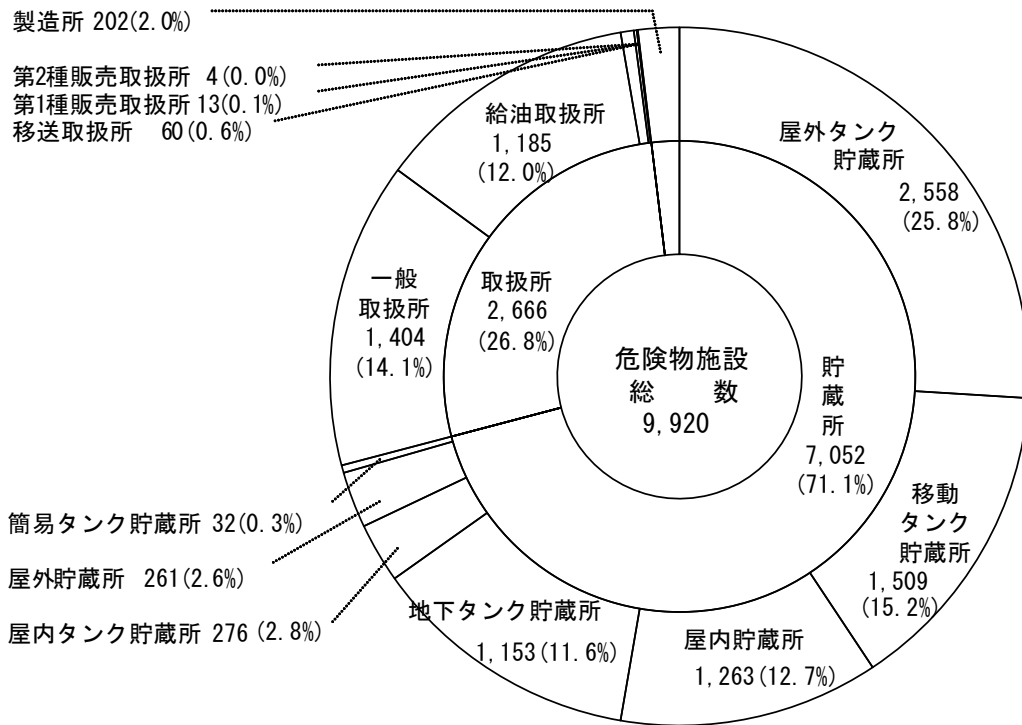
施設別にみると〔第 1 図〕のように屋外タンク貯蔵所 2,558 施設（全体の 25.8%）が最も多く、次いで移動タンク貯蔵所 1,509 施設（15.2%）、一般取扱所 1,404 施設（14.1%）、屋内貯蔵所 1,263 施設（12.7%）等となっている。

なお、これらのうち、石油製品を中心とする第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、9,518 施設と全体の 95.9%を占めている。

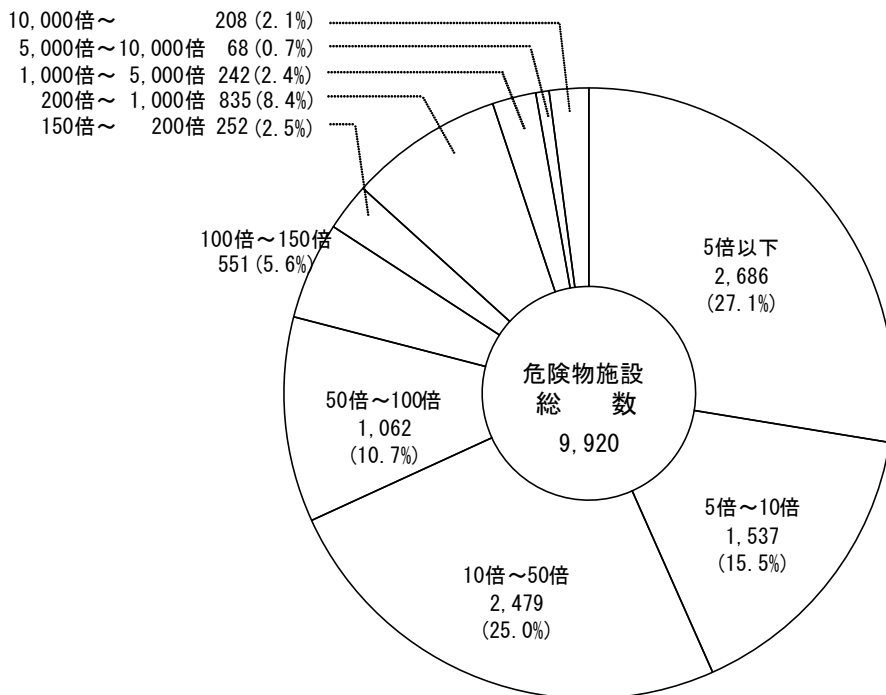
また、規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量の指定数量の倍数による。）にみると、その構成は〔第 2 図〕のとおりであり、構成比は前年とほとんど変わっていない。

第1図 危険物施設数の状況

(令和4年3月31日現在)



第2図 危険物施設の規模別構成比 (指定数量の倍数による。)



8 危険物施設の事故

令和3年中における危険物施設等の事故発生件数は、〔第6表〕のとおり20件である。このうち、石油コンビナート等特別防災区域内の事故は6件である。

危険物施設の事故は、危険物の特性から事業所はもとより、周囲の住民の生命、財産にまでその被害が及ぶ場合があり、設置者及び危険物取扱者は危険意識をもって取り組み、事業所全体の防災体制の確立に努めなければならない。

なお、消防庁では6月の第2週を危険物安全週間と定め、各種の安全啓発活動、事業所における危険物施設の自主点検、消防訓練及び保安研修の実施、消防機関による立入検査等を積極的に実施しているところである。

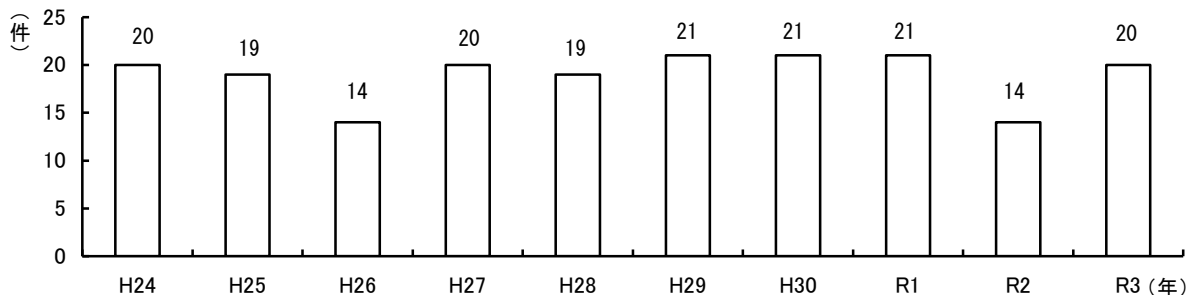
また、過去10年間における事故発生件数は〔第3図〕のとおりである。この中には石油コンビナート等特別防災区域内の危険物施設でない施設の事故も含まれている。

危険物施設の総数は減少しているが、事故の件数は高止まりしている。

第6表 製造所等の区分別事故発生件数及び事故の態様（令和3年）

製造所等の区分	件数	事故の態様				
		流出	爆発	火災	破損	その他
製造所	3	1		2		
屋外タンク貯蔵所	2	2				
移動タンク貯蔵所						
地下タンク貯蔵所	2	2				
給油取扱所	8			1	6	1
一般取扱所	3	2		1		
その他	2	2				
合計	20	9		4	6	1

第3図 危険物施設等の事故発生件数の推移



9 危険物取扱者制度

(1) 危険物取扱者試験

危険物施設における危険物の取扱いは、危険物取扱者でなければ行ってはならず、それ以外の者が取扱う場合は、甲種又は乙種の危険物取扱者の立ち会いが必要とされている。

危険物取扱者試験は昭和 60 年度から国の指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに実施を委任しており、この試験に合格した者に対し、申請に基づき知事が危険物取扱者免状を交付している。

令和 3 年度における危険物取扱者免状取得者は、〔第 7 表〕のとおりである。

第 7 表 危険物取扱者免状種類別取得者数

年度 種類		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	合 計
甲 種		181	182	180	114	127	153	152	154	168	154	1,565
乙 種	第 1 類	434	409	447	492	398	374	316	283	245	270	3,668
	第 2 類	456	388	448	401	458	362	372	308	280	266	3,739
	第 3 類	428	423	425	353	464	318	307	252	228	238	3,436
	第 4 類	2,214	2,280	2,145	2,034	1,974	2,290	2,012	1,977	1,744	2,218	20,888
	第 5 類	472	458	474	480	349	344	311	273	252	254	3,667
	第 6 類	526	455	507	488	469	341	384	272	291	289	4,022
	小 計	4,530	4,413	4,446	4,248	4,112	4,029	3,702	3,365	3,040	3,535	39,420
丙 種		401	396	363	280	257	286	402	174	100	180	2,839
合 計		5,112	4,991	4,989	4,642	4,496	4,468	4,256	3,693	3,308	3,869	43,824

(2) 危険物取扱者保安講習

消防法の改正並びに危険物の貯蔵及び取扱い技術の進歩に対応するなど、危険物取扱者としての資質維持のため、危険物取扱作業に継続して従事する危険物取扱者に対し、受講を義務付けており、原則として免状の交付を受けた日又は保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内にこの講習を受けなければならない。

平成2年度から本講習は（一社）三重県危険物安全協会に実施を委託しており、その受講者数は〔第8表〕のとおりである。

第8表 危険物取扱者保安講習受講者数

区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
給油取扱所	580	586	514	550	526	496	581	516	501	487
コンビナート事業所	1,470	1,765	1,630	1,955	1,939	1,740	1,913	1,885	1,811	2,060
移動タンク貯蔵所	206	163	189	206	159	205	106	140	89	144
その他事業所	1,895	1,518	1,441	1,520	1,560	1,531	1,776	1,803	1,544	1,783
計	4,151	4,032	3,774	4,231	4,184	3,972	4,376	4,344	3,945	4,474

防 災 行 政

第3 防災行政

1 防災対策の概要

(1) 阪神・淡路大震災以降

三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画については、平成7年に発生した阪神・淡路大震災により提起された課題を克服し、県の防災体制を強化するため、平成10年度に総合改定を行った。その後、平成13年度の都市型水害対策や国の組織改正にあわせた改定、平成20年度の防災基本計画の修正にあわせた男女共同参画の視点からの改定など、毎年度見直しを重ねてきた。その間、地震対策面では、平成14年度には、東海地震の想定震源域の見直しが行われたことに伴い、平成14年4月に県内18の市町村（当時。現在は、市町村合併により10市町）が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定された。これに伴い、地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき地震防災応急対策に係る内容（地震防災強化計画）を盛り込んだ改定を行った。さらに、平成15年7月には、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（東南海・南海地震対策特措法）が施行され、県内の全市町村が同法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。これに伴い、平成16年度には、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する内容（東南海・南海地震防災対策推進計画）を盛り込んだ改定を行った。

(2) 東日本大震災以降

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災により、わが国の地震・津波対策は、抜本的な見直しを迫られることとなった。平成24年度以降、相次いで災害対策基本法が改正され、国による被災地方公共団体への支援強化をはじめ、指定緊急避難場所・指定避難所の指定等からなる住民の安全な避難場所等の確保、避難行動要支援者名簿の作成義務化等による災害時要援護者（要配慮者）対策の充実、安否情報の提供や被災者台帳の整備等による被災者保護対策の改善など、大規模広域な災害に対する即応力の強化が図られた。また、災害発生により道路上に放置された車両が交通障害を引き起こし、救助部隊の通行や緊急物資の輸送等に支障をきたすことから、緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策等が盛り込まれることとなった。

こうした災害対策基本法の改正をもとに、国の防災基本計画についても抜本的に内容が見直されるとともに、平成25年12月には東南海・南海地震対策特措法の一部が改正され、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（南海トラフ地震対策特措法）と改められて、津波避難対策に係る新たな措置が盛り込まれた。

このような国の動きを踏まえ、本県においても、地震・津波対策及び風水害対策に係る計画の抜本的な改定を行った。三重県地域防災計画については、これまでも毎年三重県防災会議を開催し、随時必要な修正を行ってきたところだが、東日本大震災や平成23年の紀伊半島大水害の教訓、国の法改正の内容等も反映し、平成24年度から26年度にかけて地域防災計画（震災対策編）、地域防災計画（風水害等対策編）及び地域防災計画

添付資料の全面的な見直しを行うとともに、地域防災計画（震災対策編）の名称を地域防災計画（地震・津波対策編）と改めた。

また、国の中央防災会議は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策は改める必要があるとし、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁はこれまでの「東海地震に関連する情報」に替えて「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することに変更したことから、三重県においても『南海トラフ地震に関連する情報』が発表された際の県の対応」を定め、平成29年11月から運用を開始した。その後、令和元年5月に、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更されたことに伴い、気象庁からは、従来の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」が発表されることとなった。そのため、三重県においても対応について修正を行った。

令和3年5月には、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、避難勧告・避難指示の一本化等の避難情報のあり方の見直し、市町における個別避難計画作成の努力義務化、災害が発生するおそれのある段階で広域避難の実施などを内容として災害対策基本法が改正されたことに伴い、三重県においても必要な対応を進めている。

（3）行動計画の変遷

ア 地震・津波への対策

三重県地域防災計画に基づく地震対策に関する行動計画としては、平成14年度に第一次の『三重地震対策アクションプログラム』、平成19年度に第二次のアクションプログラムを策定し、対策を進めてきた。平成20年度には、災害応急対策面での具体計画となる「三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動計画」を作成した。行動計画面でも、東日本大震災を受けて、これまでの地震・津波対策の抜本的な見直しを図ることとし、喫緊の課題となった津波避難対策に重点を置いた「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、平成23年10月に公表した。さらに、前述の地域防災計画（地震・津波対策編）とあわせて新たな県の総合的な地震・津波対策にかかる行動計画となる「三重県新地震・津波対策行動計画」を平成26年3月にとりまとめて公表した。

イ 風水害への対策

風水害対策については、県として防災対策を風水害対策も含めて総合的かつ計画的に推進するため、「三重県地震対策推進条例」を全部改正して「三重県防災対策推進条例」を制定し、平成21年3月に施行した。これに伴い、平成22年3月には、風水害等への対策強化を図ることを目的とした「三重風水害等対策アクションプログラム」を策定した。しかし、その後、平成23年9月には、紀伊半島大水害が発生し、これら風水害対策についても抜本的な見直しを迫られることとなった。このことから、紀伊半島大水害時の災害対応で得た教訓を踏まえ、平成23年度には、県災害対策本部体制の抜本的な見直しを、平成24年度には地方部体制の見直しを行った。さらに、平成26

年度には、地域防災計画（風水害等対策編）の全面的な改定と併せて、近年国内で発生した風水害で明らかになった課題などを踏まえ、「三重風水害等対策アクションプログラム」を引き継ぐ「三重県新風水害対策行動計画」を策定した。

ウ 行動計画の一本化

「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」は、平成29年度に計画期間が終了となるため、両計画を一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定した。これまでの取組の検証結果や近年の災害から明らかになった課題に対応するため、「自助」「共助」「公助」にかかる7つの「重点的取組」を定め、特に注力して取組を進めている。

2 防災業務

(1) 三重県防災会議の開催状況等

災害対策基本法第14条に基づき設置する三重県防災会議を毎年度開催し、主に、後述の「三重県地域防災計画」の修正案について議論いただいている。

また、県内各市町においても、各市町の地域防災計画を修正する際には、同様に各市町防災会議を開催し、修正案の承認を得たうえで、県に報告することとされている。

ア 直近の三重県防災会議開催状況等：令和4年3月15日（火）

イ 県内各市町からの修正報告の状況：下表のとおり

第1表 市町地域防災計画の修正報告状況

市 町	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市（14）	6	6	7	4	7
町（15）	4	4	5	5	3
計（29）	10	10	12	9	10

(2) 防災訓練

三重県総合防災訓練は、国、県、市町、関係機関の連携強化を図るとともに、地域住民の防災意識向上を図ることを目的に実施している。

令和3年度の三重県総合防災訓練は三重県、熊野市、御浜町、紀宝町が主催し、令和3年11月14日（日）に熊野市民会館及び熊野市立木本小学校をメイン会場として実施した。

(3) 地震・津波対策

これまで、想定東海地震や、東南海地震など、南海トラフを震源域とするプレート境界型地震や、陸域に存在する活断層を震源とする内陸直下型地震による災害に対応するための防災対策を推進してきたが、東日本大震災の発生を受け、南海トラフ沿いで発生するプレート境界型地震に伴い想定される様相のうち、特に津波からの避難対策に重点をおいた取組を強化することとなった。

平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、平成23年度には、待ったなしの危機感から、県民を守ることを最優先として、避難を主軸に「緊急」かつ「集中的」に取り組む

べき対策をまとめた「三重県緊急地震対策行動計画」を策定した。また、東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震と同規模の東海・東南海・南海地震を想定した、県独自の津波浸水予測結果を公表して、市町等による津波避難対策面での早期取組を促進させるための基礎資料とした。

平成24年度からは、東日本大震災から得られた知見や、国から新たに提示された地震被害想定なども参考にしながら、新たな地震被害想定調査に着手したほか、「地域防災計画」の抜本的な改訂と併せて名称を「震災対策編」から「地震・津波対策編」へと変更するとともに、新たな地震・津波対策に取り組んでいくため、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定を進め、平成26年3月にそれぞれの計画を公表した。なお、行動計画については、平成29年度に計画期間が終了となるため、「風水害対策」の行動計画と一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定した。

また、平成24年度には、東日本大震災で課題として明らかになった、津波避難や避難所運営に関する県内でのモデル事業の実施や、指針の改定を行った。さらに、平成28年3月には、「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つとして、全国で初の試みとなる「三重県復興指針」を策定・公表した。これは、南海トラフ地震のような大規模災害が発生した場合、速やかな復興作業を円滑に進めるための事前準備として、復興対策の手順を明確化し、「手順書」「マニュアル」として策定したものである。

さらに、平成27年度には、熊野灘沖の南海トラフ震源域に展開されている国の「地震・津波観測監視システム（DONET）」を活用した「津波・予測伝達システム」について、平成28年5月から伊勢志摩地域を対象に運用を開始した。なお、「津波・予測伝達システム」による津波即時予測情報を県以外の機関に提供することは、気象業務法上の予報業務にあたることから、同法に基づく津波予報の許可を取得して、南部9市町（鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）への津波予報業務を令和2年3月から開始した。

平成29年度には、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に対応する計画として、三重県独自の3分野（「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）」、「ボランティア」及び「自治体応援職員」）の受入れを加えた「三重県広域受援計画」を策定した。

ア 地域防災計画の見直し

阪神・淡路大震災で提起された課題を克服し、本県の防災体制を強化するため、三重県地域防災計画の総合的見直しを平成7年度より3か年をかけて実施し、従来の計画から地震対策に係る部分を別冊として抜き出す形として、三重県地域防災計画（震災対策編）を策定した。また、三重県地域防災計画被害想定調査の結果をベースに平成10年修正を作成し、平成14年には地震防災強化計画を盛り込んだ修正を行った。

その後も、必要な時点修正を繰り返してきたが、東日本大震災を受け、特に津波災害対策を中心とした抜本的な計画の見直しを迫られることとなり、平成24年5月の防

災会議に見直し方針を諮り、その内容を刷新するとともに、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」と名称を改めた。見直しの内容としては、国の災害対策基本法の改正で盛り込まれた内容を計画に反映するとともに、従来からの「公助」に加え、「自助」「共助」の取り組みについても、県民や地域の実施する対策として計画に位置付けた。

また、平成24年度に行った災害対策本部体制の見直しの結果を反映し、危機管理統括監を統括本部長とした「災害対策統括部」の各部隊による活動体制に改めるとともに、復興・復旧対策についても計画に盛り込んだ。

これらの内容を取り入れた計画案は、平成26年3月の三重県防災会議において承認を得た後、公表を行った。その後、平成28年3月には、「三重県復興指針」の策定に伴い、復旧・復興対策の記述の修正等を行った。

平成29年3月には、前年4月に発生した熊本地震で明らかになった課題を受け、県災害対策本部の代替施設、県立学校の非構造部材の耐震対策、避難所外避難者の支援、福祉避難所等に関し、所要の修正を行った。平成30年3月には、主に次の3点を修正内容に反映した。(1)「三重県防災・減災対策行動計画」の重点的取組において新規に取り組む項目、(2)「三重県広域受援計画」にかかる基本的な事項、(3)中央防災会議防災対策実行会議の下に設置されたワーキンググループの報告に基づく、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の「当面の対応」を踏まえて整理した本県の対応。

平成31年3月には、平成30年度に発生した大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震の課題等を踏まえ、帰宅困難者対策、停電に関わる情報収集、市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備にかかる修正等を行った。

令和2年3月には、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」・「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に基づく南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応や、「DONET を活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の提供・活用にかかる修正等を行った。

令和4年3月には、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法が改正されたことに伴い、避難情報の見直し、市町における個別避難計画作成の努力義務化、広域避難の実施など必要な修正を行った。

イ 地震被害想定調査の実施

地域防災計画の総合的見直しをはじめとする県の防災体制強化の基礎資料とするため、平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降これまで、三度にわたって県地震被害想定調査を行ってきた。

第一次の地震被害想定は、県内に影響を与える可能性がある海溝型地震や活断層を震源とする地震を対象として、平成7～8年度に調査を実施し、平成9年3月に結果を公表した。第二次の地震被害想定は、平成15～16年度に調査を実施し、平成17年3

月に結果を公表した。海溝型地震については、中央防災会議が新たに提示した東海・東南海・南海地震の断層モデルや、被害想定手法を参考として、陸域の活断層については、阪神・淡路大震災を契機として実施された主要な活断層の調査結果を活用した。また、この際、東海・東南海・南海地震が連動発生した場合の津波シミュレーションをあわせて行い、三重県にとって初めての本格的な、県内沿岸部における津波浸水予測図を作成した。

平成23年度には、東日本大震災の発生を受けて、県内の津波浸水予測地域における避難所配置の検証を含む、津波避難対策について早急に検討する必要が生じたことから、上記の平成15年度に提示した津波浸水予測結果では十分反映できていない規模の津波に対応するため、緊急的な取組として、東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測結果を提示し、県及び県内各地域において、津波対策を立案するための基礎資料とした。第三次の地震被害想定は、平成24～25年度に調査を実施し、平成26年3月に結果を公表した。今回の地震被害想定では、南海トラフの地震については、過去概ね100年から150年間隔で繰り返し発生してきた「過去最大クラスの南海トラフ地震」と、あらゆる可能性を科学的な見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る「理論上最大クラスの南海トラフ地震」の二つのレベルの地震を想定した。このうち、後者については、国が平成24年3月及び8月に提示した、南海トラフにおける最大クラスの地震に関する強震断層モデルと津波断層モデルを活用した。陸域の活断層を震源とする地震については、「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯」、「頓宮断層」の三つの活断層を対象とした。最新の地盤データや地形データ、建物データ等を用いるとともに、東日本大震災での教訓を踏まえ、これまでの想定では対象としてこなかった医療機能支障や住機能支障といった生活支障に関連した内容についても、想定内容の中にも含めることとした。また、津波避難の具体的な検討に生かすため、「どこまで逃げるべきか」の情報を示した従来の「津波浸水予測図」に加えて、避難行動がとれなくなる目安である浸水深30cmに到達するまでの時間変化（時系列）を示した「津波浸水深30cm 到達予測時間分布図」を作成することにより、「いつまでにどの方向に逃げるべきか」の情報を新たに提示した。

第三次の想定調査における主な被害想定項目は次のとおりである。

（ハザード予測結果）

- ・強震動予測結果（震度分布、液状化危険度）
- ・津波予測結果（津波浸水予測図、津波浸水深30cm 到達予測時間分布図）

（リスク予測結果）

- ・人的被害（死者、負傷者）
- ・建物被害
- ・ライフライン被害（上水道への影響等）
- ・交通施設障害（道路施設等）

- ・生活支障等（避難者、医療機能支障、住機能支障等）
- ・災害廃棄物等
- ・経済被害額
- ・その他の被害（孤立集落の発生等）

ウ 緊急地震対策行動計画の推進

東日本大震災の発生を受けて、待ったなしの危機感から「緊急地震対策行動計画（平成23年10月～24年度）」を策定した。この計画では、県民を守るために、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に掲げ、避難路や避難所の安全点検と整備、津波避難訓練の実施、住宅の耐震化、防災教育の推進などの対策について、13の「行動」として整理を行い、「緊急」かつ「集中的」に取り組んだ。

主な取組結果として、例えば、「行動1 避難計画・避難訓練」では、「最大クラスの津波」への住民避難対策として、県独自の津波浸水予測調査を活用した避難計画づくりと住民の避難訓練が実施されるよう、取組を促進したほか、津波浸水が予測される19市町に対しハザードマップの作成支援を行うなど、具体的な取組を進めることにより、計画策定時の目的に沿った成果を収めることができた。

エ 新地震・津波対策行動計画の推進

「新地震・津波対策行動計画（平成25年度～29年度）」は、「緊急地震対策行動計画」で取組を進めてきた津波避難対策や防災教育などの取組に加えて、災害時要援護者対策や観光客対策、緊急輸送・拠点機能の強化、復興プロセスの検討など、総合的な観点から、これからの三重県の地震・津波対策の方向性と道筋を示したものである。

平成24年度から、策定に着手し、庁内検討、市町等との意見交換、有識者からの意見聴取、パブリックコメントによる意見募集等を経て、とりまとめを行うとともに、地震被害想定調査の結果等もふまえた上で、平成26年3月に公表した。

この計画では、地震・津波対策が非日常的な特別な活動ではなく、日々の業務や生活と一体となった当たり前のものとなること、つまり「防災の日常化」をめざしていくことを掲げるとともに、「施策の柱」には、災害対応の時間軸に沿った対策に取り組むことができるよう、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を据え、その柱のもと、必要となる施策を、23の「施策項目」として分類し、また、具体的な行動の取組内容を、192の「行動項目」として掲げた。

さらに、地震・津波から県民の皆さんの命を守り抜き、また被災後にいち早く県民生活の再建を図るという観点から、計画期間中に特に注力すべき取組課題を、10の「選択・集中テーマ」として整理し、強力に取り組を進めることとした。

計画の進捗状況については、毎年度公表するとともに、平成27年度は計画の中間年度にあたることから中間評価を行うこととしていた。これを受け、平成28年度には、同27年度までの実績を受けた中間評価を行った。

なお、行動計画については、平成29年度に計画期間が終了となったため、「風水害対策」の行動計画と一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・

減災対策行動計画」を策定した。

オ 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開

男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、避難所における障がい者や外国人への対応などの課題に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、令和2年12月までに22市町148地区で「避難所運営マニュアル」の作成に向けた取組が行われた。

また、新しい生活様式に対応したアセスメントを実施し、市町における新たな避難スタイルの確立・定着を促進した。

カ 情報伝達体制の確保

平成15年度から3か年をかけて、三重県防災通信ネットワークの地上系及び有線系の再整備を、平成23年度から3か年をかけて衛星系の再整備を行い、設備の信頼性と機能を向上させた。

また、災害時における通信手段確保のため、三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）の適正な維持管理に努めた。

なお、地上系及び有線系については、老朽化や電波関係法令の改正に対応するために、令和元年度から4か年をかけて再整備を行っている。

キ 震度情報収集体制の確保

平成20年度から3か年をかけて、三重県震度情報システムのシステム、計測震度計の更新を行い、設備の信頼性と機能を向上させた。

また、地震発生時における市町での初動対応及び広域応援体制の確立を迅速に行えるよう、三重県震度情報システムの適正な維持管理に努めた。

さらに、老朽化に対応するため、平成30年度から3か年をかけて、三重県震度情報システムのサーバー及び計測震度計の更新を行った。

ク 普及啓発活動

防災啓発について、県民の「防災意識」を「防災行動」へつなげるため、県政だよりや県政チャンネル、ラジオ放送「三重県からのお知らせ」等を活用するとともに、地域における研修会やイベントに防災技術指導員を派遣し、防災に関する講話を行うなどして、住民や地域が主体となった取組を促した。また、9月26日が「みえ風水害対策の日」であり、紀伊半島大水害から10年の節目を迎えたことから、令和3年9月11日にオンラインで「紀伊半島大水害10年シンポジウム」を開催するとともに、12月7日が「みえ地震・津波対策の日」であることから、令和3年12月5日に桑名市で「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」を開催した。

体験・体感型の防災啓発としては、県民に、地震に備える知識や技術を実践的な体験により習得していただくことを目的に、防災啓発車「そなえちゃん」「まもるくん」「まなぶくん」を市町の防災行事等へ派遣した。〔第2表〕

第2表 防災啓発実績

啓発箇所数	体験者数
265	16,771

ケ DONET を活用した津波予測・伝達システム

平成 27 年度、熊野灘沖の南海トラフ震源域に展開されている「地震・津波観測監視システム (DONET)」を活用した「津波・予測伝達システム」について、伊勢志摩サミットの開催決定を契機に整備を行い、平成 28 年 5 月から伊勢志摩地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町（旧南勢町エリア）を対象に運用を開始した。このシステムは、次の 2 つの機能がある。(1) 緊急速報メール：津波を観測したことを伝え、高台避難を促す内容のメールを対象地域の住民等へ一斉送信。(2) 津波即時予測機能：津波が沿岸部に到達する時間や高さ、陸地での浸水域や浸水深等を予測し、県庁のモニター等に表示。

なお、「津波・予測伝達システム」による津波即時予測情報を県以外の機関に提供することは、気象業務法上の予報業務にあたることから、同法に基づく津波予報の許可を取得して、南部9市町（鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）への津波予報業務を令和 2 年 3 月から開始した。

コ 受援体制の構築

国や都道府県等からの応援活動を円滑に受け入れるため、平成 29 年度に「三重県広域受援計画」を策定した。その後、全国で発生した災害の教訓などを取り入れ、ブラッシュアップを図っている。また、市町が受援計画を策定する際の手引書を配布したり、研修会を実施するなど、市町の受援体制の整備について水平展開を図っている。

(4) 風水害等対策

ア 三重風水害等対策アクションプログラム

伊勢湾台風から50年の節目の年である平成21年3月に、自然災害全般を対象とした「三重県防災対策推進条例」に全面的に改正し、この条例の理念である「自助」「共助」「公助」に基づき、県民、自主防災組織、事業者及び行政などが相互の緊密な連携の下に、風水害等が発生した場合における被害の軽減（減災）を図るための施策をより実効的に推進するため、平成22年3月に「三重風水害等対策アクションプログラム」を策定（計画期間：平成23年度～26年度）した。

この計画の推進により、公立・私立学校での防災教育の実施や災害時要援護者に配慮した施設整備、避難誘導體制の確立など、成果が得られた。

イ 地域防災計画の見直し

地域防災計画（風水害等対策編）については、従来から毎年内容を見直し、時点修正等を行ってきたが、平成23年の紀伊半島大水害で得た知見や、平成25年度に改訂を行った地域防災計画（地震・津波対策編）の内容等を踏まえ、平成26年度に全面的な

見直しを行った。

見直し内容の主なものとしては、台風や前線に伴う大雨等、数日前から三重県への影響をある程度予測できる気象現象については、災害が発生するまでのリードタイムを活用するための対策を新たに講じることとし、平成29年度までに「三重県版タイムライン（仮称）」を策定することを計画に掲げ、策定後には、その内容を反映した事前対策を新たに計画に盛り込むこととした。

また、近年の気象変動等により発生が頻発する局地的大雨や竜巻、大雪などの特定自然災害対策や、従来から風水害等対策編の中で扱ってきた事故等対策の一環として、新たに原子力災害対策についても記載を加えることとした。

その他、地震・津波対策編と同様に、従来からの「公助」に加え、「自助」「共助」の取組について計画に位置付けるとともに、発災後の対策については、県災害対策本部における災害対策統括部の部隊活動を前提とした内容へと改めた。

平成29年3月には、台風第10号がもたらした水害を教訓として避難準備情報等の名称が前年12月に変更されたことに伴って、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更するなど、所要の修正を行った。平成30年3月には、主に次の3項目を修正内容に反映した。(1)「三重県防災・減災対策行動計画」の重点的取組において新規に取り組む項目、(2)「三重県広域受援計画」にかかる基本的な事項、(3)台風の事前対策として被害の最小化へつなげるために策定した「三重県版タイムライン」（平成30年4月1日から運用開始）の基本的な考え方や事前行動項目。また、平成29年6月に、水防法・土砂災害防止法の改正に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となったこと等を踏まえ、「災害時要援護者」を「要配慮者」または「避難行動要支援者」に置き換える修正を同時に行った。

平成31年3月には、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号にかかる課題等を踏まえ、住宅災害の防止、市町タイムライン策定に向けた支援、停電に関わる情報収集、市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備にかかる修正等を行った。

令和2年3月には、「避難勧告等に関するガイドライン」の改定による「警戒レベル」の発令や、SNS等を活用した情報発信にかかる修正等を行った。

令和4年3月には、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法が改正されたことに伴い、避難情報の見直し、市町における個別避難計画作成の努力義務化、災害が発生するおそれのある段階での広域避難の実施など必要な修正を行った。

ウ 三重県新風水害対策行動計画

三重県では、「三重風水害等対策アクションプログラム」を策定し、平成22年度から風水害対策の推進を図ってきた。

これにより、本県の風水害対策は一定の進展が図られたものの、平成23年の紀伊半

島大水害や平成26年8月豪雨などの豪雨災害、竜巻等の突風被害など、近年、地球温暖化等の影響を受け、対応の厳しさを増す気象現象が頻発する傾向が見られ、従来の対策だけでは災害を防ぎきれないという課題にも直面することとなった。

このため、これまで進めてきた対策のさらなる加速を図るとともに、新たに必要となる対策に着手するため、平成26年度に「三重県新風水害対策行動計画（平成27年度～29年度）」を策定することとした。

計画策定にあたっては、庁内検討や市町等との意見交換、有識者からの意見聴取、パブリックコメントによる意見募集等を経て、1年で計画のとりまとめを行い、平成27年3月に公表を行った。

この計画では、地震・津波対策同様、風水害対策においても「日々の備え」としての「防災の日常化」をめざすとともに、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つを「施策の柱」に据え、その柱のもと、必要となる施策を21の「施策項目」として分類し、また、具体的な行動の取組内容を151の「行動項目」として掲げた。

さらに、風水害では、発生から発災までのリードタイムの有無に着目し、「発災までに時間的余裕のある風水害」と「発災までに時間的余裕のない風水害」に大別した上で、近年の風水害被害や対策上の課題などをふまえ、本県が取り組むべき対策を7つの「重点的取組」として設定し、計画期間中、これらの対策を特に強力に進めていくこととした。

なお、行動計画については、平成29年度に計画期間が終了となるため、「地震・津波対策」の行動計画と一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定した。

エ タイムライン

タイムラインとは、発災前から予測できる風水害である台風に対し、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理したもので、事前対策として被害の最小化へつなげることを目的としている。平成28年12月に津地方气象台と共に設置した「県防災施策に関する研究会」において、市町、气象台、河川国道事務所等の関係機関とともに、「三重県版タイムライン」を平成30年3月に策定した。タイムラインによって、県庁内の組織を超えた取組を行うとともに、関係機関とも連携を図り、一体的に災害対策を行うことで防災・減災をめざしている。

また、県だけでなく被害が想定される市町も一体的に取り組むことが重要であるため、平成31年3月に作成した「市町タイムライン基本モデル」を活用して、市町のタイムライン策定を支援し、令和2年度に全市町がタイムラインを策定した。

オ 地域への普及活動

地区防災計画の促進としては、熊野市で地区でのワークショップを開催し、MYまっぷラン+（プラス）の活用など避難計画の作成支援を行った。

災害リスクの高い地域における要配慮者利用施設の避難の実効性を高めるため、社

会福祉施設への有識者調査を行い、課題整理を行った。

(5) 自主防災組織の育成・強化

ア 自主防災組織リーダー研修

自主防災組織リーダーとして必要な知識・技能を習得し、消防団との連携の重要性についての理解を深め、組織の活性化に取り組む人材の育成をめざし、みえ防災・減災センターと連携し、基礎知識・組織運営・消防団との連携を主な内容とした「自主防災組織リーダー研修」をオンラインで開催した。

- ・受講者数 73名
- ・会場 オンライン開催

イ 自主防災組織交流会

自主防災組織のリーダー等が交流する場として、「三重県自主防災組織交流会」を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、開催を中止した。

他にも、市町または地域が主体となった避難所開設や避難所運営訓練等の実践的訓練への実地支援を行った。

ウ みえの防災大賞

県内で先進的かつ意欲的に活動している自主防災組織などの団体を表彰し、これらの活動を広報することにより、災害に強い三重づくりを進めることを目的に、平成18年度から「みえの防災大賞」を開催している。

【令和3年度受賞団体】

- ・みえの防災大賞
津本地区自主防災会（紀宝町）
- ・みえの防災特別賞
株式会社山下組（志摩市）
- ・みえの防災奨励賞
神前女性防災の会「アイリス」（四日市市）
大和地区自主防災連絡協議会（桑名市）
玉城町防災ボランティア（玉城町）
宮前まちづくり協議会（松阪市）

(6) 防災ボランティアコーディネーターの養成

阪神・淡路大震災や日本海重油流出事故等、大規模災害発生時における災害救援ボランティアの活動が注目されるなかで、被災地でのボランティア等の調整役を担う「防災ボランティアコーディネーター」が必要となったことから、平成13年度から平成18年度で約200名の養成を行った。

平成19年度からは、特定非営利活動法人みえ防災市民会議が、県のパートナーとして独自に事業展開を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに幹事団体のひと

つとして参画している。

(7) みえ防災コーディネーター等の防災人材の育成と活用

県内の地域や企業における防災活動を積極的に推進する人材の育成を目的に育成講座や防災研修を実施した。みえ防災コーディネーターみえ防災コーディネーター育成講座では44名（うち女性16名）が修了、みえ防災塾さきもり応用コースでは9名（うち女性2名）が修了、医療・看護、保健・福祉・介護の分野の方を対象とした専門職防災研修では23名（うち女性20名）が修了した。

また、これまで育成してきたみえ防災コーディネーターが、継続した活動を展開できるよう、相互の交流を図り、連携のとれた活動を促進することを目的として設立（平成23年2月11日）した「みえ防災コーディネーター連絡会」の活動を支援した。

このほか、平成26年度に「みえ防災人材バンク」を創設し、みえ防災コーディネーター等が市町や地域の防災活動支援の場で活躍できる仕組みを構築して、地域等における防災・減災活動の支援を行うとともに、バンクへの登録を促進した（現在543名）。

(8) 美し国おこし・三重さきもり塾

三重大学が三重県と連携して開講している「美し国おこし・三重さきもり塾」は、三重県で発生する自然災害に備えて、県内の地域、企業、行政における防災に関するリーダーを養成するため、防災・減災のための各種計画やマネジメントについて教育・研究する教育プログラムであり、平成22年度から25年度の4か年で、特別課程生（7科目26講座）55名、入門コース生（2科目10講座）182名の、のべ237名が卒塾した。

卒塾生による「美し国おこし・三重さきもり倶楽部」が設立され、情報交換、知識・能力の更なる向上、協力・連携に取り組んでいる。

「美し国おこし・三重さきもり塾」は、文部科学省の戦略推進費による事業であり、平成25年度で終了した。

(9) 「みえ防災・減災センター」の設立と運営

三重県と三重大学が相互に連携・協力し、防災に関する人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的に、平成26年4月1日に「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」を設立し、運営を行っている。

ア みえ防災・減災センターのめざすもの

- ・みえ防災・減災センターへの市町や企業、県内他大学の参画を進め、県内外の研究機関等と連携することで、シンクタンク機能を持ちながら地域の防災・減災対策を実践できるセンターをめざす。
- ・実践的なカリキュラムの構築、大学教員等によるOJT、育成者のネットワーク強化などに取り組み、「地域に信頼される防災人材」を育成することで、現場での人材活用や地域の防災活動への参画を促進する。
- ・防災対策・防災学習・防災研究に役立てるため、県内における防災・減災に関する

様々な情報を収集することで、防災・減災アーカイブを構築し、県における防災の知の拠点をめざす。

- ・みえ防災・減災センターが、三重県と三重大学の持つ強みを活かし、県内の市町、大学、企業、地域などを結びつける「防災ハブ」としての機能を持ちながら、各々の機関の連携を促進する。

イ みえ防災・減災センターの主な取組

① 人材育成・活用

「即戦力としての活用を目指した育成」

- ・プログラムによる防災人材の育成（さきもり応用コース、さきもり基礎コース（みえ防災コーディネーター育成講座））
 - ・実践的なカリキュラムによる市町職員、教員、専門職、自主防災組織リーダーの育成
 - ・学校防災リーダーの育成
- 「人材資源の発掘と活用」
- ・地域活動支援で活躍する人材と場をマッチングする枠組みとして構築した「みえ防災人材バンク」の運用

② 地域・企業支援

「防災相談窓口の運用と多様な主体の交流の促進」

- ・市町・企業・地域等が活用できる相談窓口の設置と運用
- ・地域防災研究会の開催
- ・みえ企業等防災ネットワークの運営支援
- ・病院 BCP 整備に係る研修

③ 情報収集・啓発

「県民の防災意識の向上と、新たな防災・減災対策の展開」

- ・みえ防災・減災アーカイブのコンテンツの充実と活用の促進
- ・「みえ風水害対策の日」、「みえ地震対策の日」などにおける防災啓発イベントの企画・実施

④ 調査・研究

「災害に関する県内の地域課題の解決に資する実践的な調査及び研究を実施」

- ・南海トラフ地震に関する調査研究
- ・風水害に関する調査研究
- ・防災・減災一般に関する調査研究

(10) 石油コンビナート等防災対策

石油コンビナートは、危険物、高圧ガス等が大量に貯蔵、取扱い、処理されていることにより、一旦災害が発生した場合には極めて大規模な災害に拡大するおそれがあり、これらの災害の鎮圧には特殊な技術、防災資機材等を必要とする。〔第3表〕〔第4表〕昭和51年7月施行された「石油コンビナート等災害防止法」は、これら石油コンビナ

ート地域について、従来の物の性状別による個別法の規制から業種業態別による地域的面的な規制を相乗りさせたものであり、三重県四日市市に特別防災区域「四日市臨海地区」が指定され、これらが所在する四日市市の消防力の強化等が図られている。

第4表 自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織等の防災資機材等一覧

(令和4年1月現在)

特別防災区域			防 災 要 員													船 艇			消 火 薬 剤		油 処 理 資 材			そ の 他							
			専任	兼任	大型化学高所放水車	大型化学高所放水車	大型化学消防車	泡原液搬送車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車	普通高所放水車	普通消防車	小型消防車	その他消防車	広報車	救急車	パキユーム車	消防艇	油回収船	オイルフェンス展開船	(kl) / (kg) 固定	(kl) / (kg) 移動可能	(kl) 乳化分散型処理剤	(枚) 吸着マット	(m) オイルフェンス	空気呼吸器	耐熱防火服	移動式ガス検知器	携帯用無線機		
四日市臨海地区	第1コンビナート	自衛防災組織	95	770	2		2	1	3						1	6	1	2	1	1	(1)	$\frac{610}{5,481}$	$\frac{123}{2,880}$	9.85	9,094	4,900	423	75	691	322	
		共同防災組織(昭石隊)	12	8	1			1														(1)(IBK)		$\frac{11.16}{3,541}$				1	1	2	
	第2コンビナート	自衛防災組織	44	41			1		1							5				1	1	2	$\frac{207}{14,458}$	$\frac{14}{3,030}$	6.99	3,112	3,580	70	5	482	78
		共同防災組織(コスモ隊)	8	20	1			1														(1)(IBK)		$\frac{11.2}{}$				2	1	1	9
	第3コンビナート	自衛防災組織	59	272					2							1	9	1				(1)	$\frac{305}{55,498}$	$\frac{37}{2,203}$	3.59	1,314	2,660	107	20	183	121
		共同防災組織(霞隊)	16		1			1														(1)(IBK)		$\frac{11.2}{}$				6	3	1	8
	合 計			234	1,111	5		3	4	6					2	20	2	2	2	2	2	(5)	$\frac{1121.12}{75,437}$	$\frac{208.08}{8,116.5}$	20.4	13,520	11,140	609	105	1,360	538

第4表 自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織等の防災資機材等一覧

(令和4年1月現在)

	ポンプ			ホース													泡薬剤						放水砲		その他			
	水中ポンプ (式)	メインポンプ (台)	中継ポンプ (台)	ソフトホース 8B (本)			保形ホース 8 (本)		メインホース 12B (本)						布ホース (本)		混合装置(送液部) (式)	混合装置(混合部) (式)	混合装置(吸液部) (式)	吸液管 (本)	泡立ち防止配管 (本)	原液ピックアップ管 (本)	泡原液 (kg)	簡易原液槽 (個)	可変ノズル (基)	台車 (台)	耐熱服 (個)	空気呼吸器 (個)
				(m)			(m)		(m)						(m)													
				20	15	10	10	5	150	100	50	20	10	5	20	10												
中京地区 広域共同防災協議会	2	2	2	8	8		8	16	14	4	2	2	6	6	20	2	2	2	2	6	2	6	74	2	2	2	4	4
合計	2	2	2	8	8		8	16	14	4	2	2	6	6	20	2	2	2	2	6	2	6	74	2	2	2	4	4

(11) 広域防災拠点について

【中勢防災拠点】鈴鹿市石薬師町地内

平成8年度に実施した基本構想調査結果に基づき、中勢拠点となる三重県消防学校に拠点施設として必要とされる機能の整備を行った。

消防学校サブグラウンドに以下の施設の整備を行った。

(平成11年度)

- ① 保管倉庫（保管機能）整備
構 造：鉄骨平屋建、床面積：1,398㎡
- ② ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備
離発着場×1、駐機場×3

(平成13年度)

非常用電源設備の整備
自家発電装置の設置

(平成15～17年度)

無線整備
県防災行政無線の設置

(平成21～22年度)

電源設備の整備
太陽光発電設備の設置

【東紀州防災拠点】

東紀州地域は災害時に孤立する可能性が高く、中勢拠点に次いで優先的に整備する必要があることから、紀南地区・紀北地区に拠点施設の整備を行った。

(平成15年度)

東紀州防災拠点施設基本構想調査

【紀南】熊野市久生屋町地内

(平成17～19年度)

- ① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備
離発着場×1、駐機場×3
- ② 保管倉庫（保管機能）整備
構 造：鉄骨平屋建、床面積：495㎡
- ③ 無線整備
県防災行政無線の設置
- ④ 非常用電源設備の整備
自家発電装置の設置

(平成21～22年度)

電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

(平成27～28年度)

ヘリコプター用燃料備蓄倉庫の設置

構造：鉄筋コンクリート壁式造 鉄骨屋根、床面積：77㎡

【紀北】尾鷲市光ヶ丘地内

(平成17～18年度)

① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×3

② 保管倉庫（保管機能）整備

東紀州くろしお学園おわせ分校校舎を活用、床面積：136㎡

③ 無線整備

県防災行政無線の設置

④ 非常用電源設備の整備

自家発電装置の設置

(平成21～22年度)

電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

【伊勢志摩防災拠点】伊勢市朝熊町地内

東紀州地域に次いで孤立する可能性の高い、伊勢志摩地域に広域防災拠点の整備を行った。

(平成20～21年度)

① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×6

② 保管倉庫（保管機能）整備

構造：鉄骨平屋建、床面積：1,184㎡

③ 無線整備

県防災行政無線の設置

④ 非常用電源設備の整備

自家発電装置の設置

⑤ 電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

【伊賀防災拠点】伊賀市荒木地内

県内の他地域の支援拠点として、また他県からの支援受入窓口としての機能から、伊勢志摩地域に次いで、伊賀地域に広域防災拠点の整備を行った。

(平成23～24年度)

① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×4

- ② 保管倉庫（保管機能）整備
既存校舎を改築して活用、床面積：608㎡
- ③ 無線整備
県防災行政無線の設置
- ④ 非常用電源設備の整備
自家発電装置の設置
- ⑤ 電源設備の整備
太陽光発電設備の設置

【北勢防災拠点】四日市市中村町地内

他県からの支接受入窓口としての機能から、伊賀地域に次いで、北勢地域に広域防災拠点の整備を行った。

（平成26～29年度）

- ① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備
離発着場×2
※うち1箇所は、四日市市北消防署北部分署の屋上ヘリポートを使用
- ② 保管倉庫（保管機能）整備
構造：鉄骨平屋建、床面積：1,547㎡
- ③ 無線整備
県防災行政無線の設置
- ④ 非常用電源設備の整備
自家発電装置の設置
- ⑤ 電源設備の整備
太陽光発電設備の設置

第5表 広域防災拠点等 資機材備蓄状況

施設名 資機材名	単位	北勢拠点備蓄倉庫	中勢拠点備蓄倉庫	伊賀拠点備蓄倉庫	名張市防災センター	伊勢志摩拠点備蓄倉庫	県志摩庁舎	東紀州〔紀北〕拠点備蓄倉庫	東紀州〔紀南〕拠点備蓄倉庫	合計
フォークリフト	台	4	2	2		2		2	3	15
発電機 (ガソリン) 定格出力 交流0.9KVA以上	台	242	289	52	28	223	15	15	15	879
発電機 (ガソリン) 定格出力 交流2.4KVA以上	台		62	8		0				70
発電機 (ガソリン) 定格出力 交流2.8KVA以上	台		69			2				71
発電機 (LPガス) 定格出力 交流0.9KVA以上	台	6	6			7		3	2	24
投光機 500W×1灯	台	173	432	52	28	181	15	16	13	910
投光機 500W×2灯	台		62	8					4	74
担架	台	345	1,040	99	60	463	9	30	30	2,076
防水シート 3.6m×5.4m	枚	1,160	2,260	190	150	1,300	90	71	118	5,339
防水シート 5.4m×5.4m	枚		130							130
仮設トイレ(組立式)	台		185	10		2		2	3	202
携帯トイレ(薬剤セット) 汚物パック100袋 薬剤100袋/セット	セット	376	786	147	87	683	30	45	45	2,199
携帯トイレ(薬剤セット) 汚物パック200袋 薬剤200袋/セット	セット	550		50		150		6	44	800
簡易(箱型)トイレ	セット	717	921	232	87	1,042	30	48	129	3,206
簡易トイレ用テント	張	200		60		200		5	45	510
浄水器	台	11	58						6	75
救助用ゴムボート	艇		5			5			1	11
E7-テント 6m×6m	基		2			2		1	1	6
夜間航空灯火	セット		1	1		1		1	1	5
救助工用具セット	セット	2	2	2		4		2	2	14
簡易ベッド	台	1,176	112			56			56	1,400
間仕切り (段ボール)	個	140								140
間仕切り (簡易テント)	個	1,053	108			51			48	1,260
簡易エアマット	セット	1,400								1,400

<参考>

1 総合防災訓練

令和3年度は以下のとおり総合防災訓練を実施した。

(1) 訓練名

紀伊半島大水害10年防災訓練

(2) 目的

令和3年は紀伊半島大水害から10年の節目の年であることから、被災された住民や、当時、災害対応に当たった市町、関係機関、本県と同じく被害を受けた奈良県、和歌山県にも参加いただき、紀伊半島地域におけるこの10年間の復興や防災・減災対策について検証を行い、成果や課題を共有することで、自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上に取り組む「紀伊半島大水害10年プロジェクト」を実施した。

このプロジェクトの一つとして、和歌山県、奈良県の参画を得て、自治体・関係機関がより一層連携して災害に対応することや、地域の防災力の向上を図ることを目的として、以下のとおり紀伊半島大水害10年防災訓練を開催した。

(3) 日時

令和3年11月14日（日） 9時00分から12時00分

(4) 場所

(メイン会場) 熊野市民会館、熊野市立木本小学校

(サブ会場) 熊野市内、御浜町内、紀宝町内、
三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）

(5) 参加機関

自治体：三重県、熊野市、御浜町、紀宝町、和歌山県、奈良県、奈良県桜井市

関係機関：陸上自衛隊第33普通科連隊、航空自衛隊中部航空方面隊、
航空自衛隊笠取山分屯基地、航空自衛隊白山分屯基地、
自衛隊三重地方協力本部、海上保安庁尾鷲海上保安部、
総務省東海総合通信局、熊野市消防本部、三重県警察本部、NHK津放送局、
株式会社ケーブルコムネット三重、関西電力送配電株式会社和歌山支社、
一般社団法人三重県LPガス協会、NTT西日本三重支店、
株式会社NTTドコモ東海三重支店、KDDI株式会社中部総支社、
ソフトバンク株式会社、日本アマチュア無線連盟三重県支部
三重県石油商業組合、一般社団法人三重県トラック協会、
一般社団法人三重県警備業協会、ヤマト運輸株式会社、三重DMAT、
紀南病院組合立紀南病院、一般社団法人三重県建設業協会、
特定非営利活動法人和歌山災害救助犬協会、
一般社団法人三重県ドローン協会、一般社団法人全日本ドローン協会、
日産プリンス三重販売株式会社、三重日産自動車株式会社、
天理教災害救援ひのきしん隊、DRT-JAPAN 三重、
特定非営利活動法人レスキューストックヤード、
社会福祉法人熊野市社会福祉協議会、社会福祉法人御浜町社会福祉協議会、
社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会、みえ災害ボランティア支援センター
（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、
特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、
三重県ボランティア連絡協議会、
公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、
日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会）

2 図上訓練

令和3年度は以下のとおり図上訓練を実施した。

(1) 訓練名

三重県総合図上訓練

(2) 目的

本訓練では、三重県地域防災計画及び三重県版タイムラインに基づき、台風が三重県へ上陸する前の事前対策、通過後の被害への対応について、市町・防災関係機関との連携及び能動的な情報収集・分析活動により、災害対策本部及び地方災害対策部の災害対応能力向上を図ることを目的とした。

(3) 日時

令和3年9月1日（水）9時～16時30分

(4) 場所

三重県庁行政棟及び講堂棟

(5) 参加機関

ア 県内市町

東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、多気町、明和町、大台町、志摩市、鳥羽市、南伊勢町、度会町、伊賀市、名張市、紀北町、尾鷲市、御浜町、熊野市、紀宝町

イ 関係機関

三重河川国道事務所、木曾川下流河川事務所、紀勢国道事務所、紀南河川国道事務所、津地方気象台、陸上自衛隊第33普通科連隊第3科、陸上自衛隊第10飛行隊、自衛隊三重地方協力本部、第四管区海上保安本部、四日市海上保安部、四日市市消防本部消防救急課、津市消防本部、名張消防本部、三重県警察本部、四日市港管理組合、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社和歌山支社、東邦ガス株式会社三重地域センター、(一社)三重県LPガス協会、西日本電信電話株式会社 三重支店、ドコモCS東海三重支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、一般社団法人三重県トラック協会、東海倉庫協会、近畿日本鉄道株式会社、宇宙航空研究開発機構、株式会社パスコ、日本赤十字社三重県支部

3 令和3年の天候概況

(1) 天候の特徴

○平均気温

月の特徴としては、2月、3月、10月は高くなり、特に2月、3月は暖かい空気に覆われたため、かなり高くなりました。年平均気温は、すべての地点で高くなりました。

○降水量

月の特徴としては、3月は中旬に低気圧や前線の影響により大雨が降ったため、顕著な多雨となりました。7月と8月は低気圧や前線、12月は前線、気圧の谷や湿った空気の影響により多雨となりました。一方、6月は梅雨前線の影響を受けにくく、10月は高気圧に覆われて晴れた日が多くなり、降水量は少なくなりました。年降水量は、多くの地点で平年より多くなりました。

○日照時間

月の特徴としては、2月、11月は晴れた日が多くなり、多照となりました。一方、5月は前線の影響で日照時間は少なくなりました。9月は台風第14号、低気圧、前線や湿った空気の影響により、顕著な寡照となりました。年間日照時間は、津、上野で多く、四日市で少なくなりました。

○大雪

12月18日、27日及び31日は強い寒気の影響により、北部を中心に大雪となりました。いなべ市北勢の積雪は18日13時に24センチ、27日09時に65センチ、31日21時に37センチ、四日市市曾井町では27日09時に17センチの積雪を観測しました。

○梅雨

梅雨入り： 6月13日ごろ 「遅い」 (平年：6月6日ごろ、昨年：6月10日ごろ)

梅雨明け： 7月17日ごろ 「平年並」 (平年：7月19日ごろ、昨年：8月1日ごろ)

6月～7月の降水量は津では平年比124%、尾鷲では平年比92%となりました。

○台風

年間の台風発生数は22個で、平年(25.1個)より少なくなりました。上陸した台風は3個(平年：3.0個)、東海地方に接近した台風は3個(平年：3.5個)でした。

○突風(竜巻)

5月1日17時00分頃、志摩市大王町波切(なきり)で発生した突風により、住家の屋根瓦のめくれなどの被害がありました。突風をもたらした現象の種類は、竜巻の可能性のあるものの特定には至りませんでした。また、同日17時10分頃、志摩市大王町名田(なた)でも突風があり、住家の屋根瓦のめくれなどの被害がありました。突風をもたらした現象の種類は、ダウンバーストまたはガストフロントの可能性はあるものの特定には至りませんでした。

12月1日02時00分頃、志摩市志摩町越賀(こしか)で発生した突風により、住家の屋根瓦の飛散やトタンのめくれなどの被害がありました。突風をもたらした現象の種類は、竜巻の可能性のあるものの特定には至りませんでした。

(2) 気候統計値 (冬：12-2月 春：3-5月 夏：6-8月 秋：9-11月)

第6表 津、尾鷲、上野、四日市の年および季節ごとの観測表

2021年	年平均気温(°C)				年降水量(mm)				年日照時間(h)			
	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	16.9	16.3	+0.6	高い	1839.5	1612.9	114	多い	2165.6	2108.6	103	多い
尾鷲	17.1	16.4	+0.7	高い	4486.0	3969.6	113	多い	1969.8	1965.9	100	平年並
上野	15.3	14.6	+0.7	高い	1663.0	1440.9	115	多い	1894.0	1806.9	105	多い
四日市	15.9	15.2	+0.7	高い	2004.0	1807.3	111	多い	1921.9	1988.0	97	少ない

2021年	冬(12~2月)平均気温(°C)				冬(12~2月)降水量(mm)				冬(12~2月)日照時間(h)			
	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	7.3	6.5	+0.8	高い	142.5	153.3	93	平年並	550.1	490.5	112	かなり多い
尾鷲	8.6	7.5	+1.1	かなり高い	241.5	346.7	70	少ない	575.7	524.9	110	かなり多い
上野	5.1	4.4	+0.7	高い	132.0	162.3	81	少ない	485.5	380.2	128	かなり多い
四日市	6.2	5.3	+0.9	高い	157.0	181.3	87	平年並	467.7	453.4	103	多い

2021年	春(3~5月)平均気温(°C)				春(3~5月)降水量(mm)				春(3~5月)日照時間(h)			
	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	15.2	14.1	+1.1	かなり高い	496.0	400.8	124	多い	571.5	576.7	99	平年並
尾鷲	15.6	14.6	+1.0	かなり高い	1423.5	889.7	160	かなり多い	510.1	565.6	90	少ない
上野	13.9	12.6	+1.3	高い	428.0	348.1	123	多い	519.2	512.8	101	平年並
四日市	14.4	13.1	+1.3	かなり高い	644.5	460.8	140	多い	536.8	565.7	95	平年並

2021年	夏(6~8月)平均気温(°C)				夏(6~8月)降水量(mm)				夏(6~8月)日照時間(h)			
	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	26.0	25.8	+0.2	平年並	690.0	520.3	133	かなり多い	543.3	547.8	99	平年並
尾鷲	25.0	24.8	+0.2	平年並	1387.0	1269.2	109	平年並	472.1	458.5	103	平年並
上野	25.0	24.8	+0.2	平年並	714.5	525.0	136	かなり多い	462.1	488.2	95	平年並
四日市	25.0	24.7	+0.3	平年並	687.0	615.9	112	平年並	485.1	506.4	96	平年並

2021年	秋(9~11月)平均気温(°C)				秋(9~11月)降水量(mm)				秋(9~11月)日照時間(h)			
	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	19.1	18.8	+0.3	平年並	425.0	539.1	79	少ない	510.4	493.6	103	平年並
尾鷲	19.1	18.7	+0.4	高い	1275.5	1464.8	87	平年並	415.0	419.4	99	平年並
上野	17.2	16.7	+0.5	平年並	312.5	406.1	77	少ない	434.2	421.4	103	平年並
四日市	17.9	17.5	+0.4	高い	397.5	549.5	72	少ない	451.8	462.5	98	平年並

(3) 各月の天候

【1月 高温、多雨】

上旬は冬型の気圧配置が続いたため、晴れた日が多く、平年に比べて降水量は少なく、寒気の影響により気温は低くなりました。中旬以降は低気圧や前線の影響により天気は周期的に変化しました。特に下旬は平年に比べて気温はかなり高く、降水量は北中部ではかなり多くなりました。月としては、平年に比べて気温は高く、降水量は多くなりました。

【2月 顕著な高温、多照】

高気圧に覆われ晴れた日が多く、暖かい空気にも覆われたため、平年に比べて平均気温はかなり高く、日照時間は多くなりました。

【3月 顕著な高温】

本州付近を低気圧と高気圧が交互に通過し、天気は数日の周期で変わりました。中旬には低気圧や前線の通過により大雨となり、降水量も多くなりました。暖かい空気にも覆われたため、月平均気温もかなり高くなり、月平均気温は、県内全域の地点で、統計開始以来3月として最も高い記録を更新しました。

【4月 高温、夏日】

天気は周期的に変わり、高気圧に覆われて晴れた日もありましたが、前線や気圧の谷の影響により、曇りや雨の降った日もありました。暖かい空気にも覆われて気温は高くなり、中旬・下旬には日最高気温が25℃以上の夏日となった所がありました。

【5月 多雨】

上旬と下旬は周期的に変わりましたが、中旬は前線が停滞して曇りや雨の日が多くなりました。このため、気温は平年並となりましたが、降水量は多くなり、日照時間は少なくなりました。

【6月 北中部で高温】

上空の寒気や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多くなりましたが、梅雨前線の影響を受けることが少なく、日照時間は平年並か多く、降水量は平年並か少なくなりました。また、期間の前半は気温が平年より高くなった日が多く、北中部では月の平均気温が高くなりました。

【7月 梅雨明け、多雨】

中旬まで梅雨前線と上空の寒気の影響で曇りや雨の日が多くなりました。下旬からは高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。

【8月 多雨、北中部では寡照】

上旬から中旬は、台風、熱帯低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多くなりました。このため、月降水量は多く、日照時間は平年並か少なく、かなり少ない所がありました。下旬の後半には高気圧に覆われて晴れとなりました。

【9月 中部、南部で顕著な寡照】

前線や台風、湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、降水量は平年並か多く、日照時間は中部と南部でかなり少なくなりました。

【10月 高温、小雨】

高気圧に覆われて晴れた日が多く、降水量は平年に比べて少なく、またはかなり少なくなりました。寒気の影響は一時的で、気温は平年に比べて高くなりました。日照時間は平年並か、平年に比べて多くなりました。

【11月 多照】

上旬の後半は気圧の谷や湿った空気の影響で雨の日が多くなりましたが、高気圧に覆われ晴れた日が多くなりました。このため日照時間は多くなりました。

【12月 突風、多雨、北部の大雪、初雪、初氷】

月の前半は前線、気圧の谷や湿った空気の影響を受けやすく、月降水量が平年に比べて多くなりました。月の後半は、強い冬型の気圧配置となり、北部を中心に積雪となった所がありました。いなべ市北勢では18日13時に24センチ、27日09時に65センチ、四日市市曾井町では27日09時に17センチの積雪を観測しました。また、津では17日に初雪、19日に初氷を観測しました。

(4) 大雪

12月17日から18日にかけて、冬型の気圧配置が強まり、東海地方の上空約1500メートルに氷点下9度以下の強い寒気が流れ込みました。このため、県北部を中心に大雪となり、いなべ市北勢では18日13時に24センチの積雪を観測しました。

12月25日から28日にかけて、強い冬型の気圧配置となり、東海地方の上空約1500メートルに氷点下12度以下の強い寒気が流れ込みました。このため、県北部を中心に大雪となり、いなべ市北勢では27日09時に65センチ、四日市市曾井町では27日09時に17センチの積雪を観測しました。

12月31日には、強い冬型の気圧配置となり、東海地方の上空約1500メートルに氷点下12度以下の強い寒気が流れ込みました。このため、県北部を中心に大雪となり、いなべ市北勢では31日21時に37センチの積雪を観測しました。

(5) 台風の概況

(台風第14号)

9月7日09時にフィリピンの東で発生した台風第14号は、西に進んだ後、次第に進路を北よりに変えました。北緯30度線を越えた後、進路を東よりに変え、17日19時前に福岡県福津市付近に上陸しました。その後も東に進み、18日06時過ぎに和歌山県有田市付近に上陸後、18日08時に尾鷲市付近、18日09時に松阪市付近、18日10時に鳥羽市付近を通過し、18日15時に東海沖で温帯低気圧に変わりました。

三重県では、台風第14号や前線の影響により、16日明け方から雨となり、18日明け方には

南部の所々で非常に激しい雨を観測しました。降り始め（16日03時）から18日16時までの総雨量は、尾鷲で308.5ミリ、大台町宮川で275.0ミリ、熊野新鹿で269.5ミリを観測しました。

尾鷲では、最大風速は11.0メートル（18日01時10分、南南東）、最大瞬間風速23.6メートル（18日02時21分、南南東）を観測しました。

第7表 令和3年に県内で震度1以上を観測した地震

番号	震源時 月日時分	震央地名	深さ (km)	規模 (マグニチュード)
		各地の震度		
1	2月13日23時07分	福島県沖	55km	M7.3
		震度 2 : 四日市市日永, 四日市市新浜町*, 四日市市諏訪町* 四日市市楠町北五味塚*, 桑名市中央町*, 桑名市多度町多度* 桑名市長島町松ヶ島*, 木曾岬町西対海地*, 菰野町潤田* 三重朝日町小向*, 川越町豊田一色*, 津市香良洲町* 震度 1 : 鈴鹿市西条, 鈴鹿市神戸*, 東員町山田* いなべ市員弁町笠田新田*, いなべ市藤原町市場* 亀山市椿世町*, 亀山市本丸町*, 津市島崎町 津市西丸之内*, 津市河芸町浜田*, 津市芸濃町椋本* 津市安濃町東観音寺*, 津市久居明神町*, 松阪市曾原町* 伊賀市緑ヶ丘本町, 伊賀市下柘植*, 伊賀市平田* 三重紀北町相賀*, 伊勢市岩淵*, 伊勢市二見町茶屋*		
2	2月18日03時58分	愛知県西部	39km	M4.2
		震度 2 : 鈴鹿市西条 震度 1 : 四日市市日永, 四日市市新浜町*, 四日市市諏訪町* 四日市市楠町北五味塚*, 桑名市中央町*, 桑名市多度町多度* 桑名市長島町松ヶ島*, 鈴鹿市神戸*, 木曾岬町西対海地* 東員町山田*, 菰野町潤田*, 三重朝日町小向* 川越町豊田一色*, いなべ市藤原町市場* いなべ市北勢町阿下喜*, 亀山市椿世町* 亀山市本丸町*, 亀山市関町木崎*, 津市島崎町, 津市西丸之内* 津市河芸町浜田*, 津市芸濃町椋本*, 津市香良洲町* 津市安濃町東観音寺*, 津市白山町川口*, 津市一志町田尻* 津市美杉町八知*, 津市久居明神町*, 松阪市上川町 松阪市魚町*, 松阪市曾原町*, 松阪市殿町*, 伊賀市小田町* 伊賀市島ヶ原*, 伊賀市平田*, 伊賀市四十九町* 伊勢市楠部町*, 伊勢市二見町茶屋*, 玉城町田丸*		
3	3月15日00時25分	和歌山県北部	4km	M4.6
		震度 2 : 紀宝町神内* 震度 1 : 津市安濃町東観音寺*, 津市美杉町八知*, 伊賀市島ヶ原* 伊賀市平田*, 尾鷲市南陽町, 尾鷲市南浦*, 尾鷲市中央町* 熊野市有馬町*, 三重御浜町阿田和*, 紀宝町鶴殿* 三重大紀町錦*, 三重紀北町相賀*, 三重紀北町東長島*		
4	3月20日18時09分	宮城県沖	59km	M6.9
		震度 2 : 桑名市長島町松ヶ島*, 木曾岬町西対海地* 震度 1 : 四日市市楠町北五味塚*, 桑名市中央町*, 鈴鹿市西条 三重朝日町小向*, 川越町豊田一色*, 津市香良洲町*		

5	4月5日06時22分	静岡県西部	36km	M4.3
		震度 1 : 伊勢市楠部町*, 伊勢市二見町茶屋*, 志摩市阿児町鵜方*		
6	4月13日16時54分	和歌山県南部	18km	M4.2
		震度 2 : 熊野市紀和町板屋*, 紀宝町神内* 震度 1 : 津市安濃町東観音寺*, 津市一志町田尻*, 尾鷲市南陽町 尾鷲市南浦*, 尾鷲市中央町*, 熊野市有馬町* 熊野市井戸町*, 三重御浜町阿田和*, 紀宝町鵜殿* 三重紀北町相賀*		
7	4月14日06時01分	三重県南部	3km	M2.3
		震度 1 : 尾鷲市南浦*		
8	5月1日10時27分	宮城県沖	51km	M6.8
		震度 1 : 桑名市長島町松ヶ島*, 木曾岬町西対海地*		
9	5月11日15時08分	大阪府北部	12km	M3.6
		震度 1 : 伊賀市下柘植*, 伊賀市島ヶ原*, 伊賀市馬場*, 伊賀市平田*		
10	5月26日08時57分	和歌山県南部	51km	M3.9
		震度 2 : 熊野市紀和町板屋* 震度 1 : 熊野市有馬町*, 三重御浜町阿田和*, 紀宝町神内* 三重紀北町相賀*		
11	7月31日13時09分	徳島県南部	45km	M4.5
		震度 1 : 津市安濃町東観音寺*, 津市美杉町八知* 伊賀市平田*, 熊野市紀和町板屋*, 紀宝町神内*		
12	8月16日05時03分	滋賀県北部	13km	M4.6
		震度 2 : 四日市市新浜町*, 桑名市多度町多度*, 桑名市中央町* 鈴鹿市西条, 鈴鹿市神戸*, 東員町山田*, 菟野町潤田* 三重朝日町小向*, いなべ市藤原町市場* いなべ市北勢町阿下喜*, 亀山市椿世町* 津市安濃町東観音寺*, 伊賀市四十九町*, 伊勢市二見町茶屋* 震度 1 : 四日市市日永, 四日市市諏訪町*, 四日市市楠町北五味塚* 桑名市長島町松ヶ島*, 木曾岬町西対海地*, 川越町豊田一色* いなべ市員弁町笠田新田*, いなべ市大安町丹生川久下* 亀山市本丸町*, 亀山市関町木崎*, 津市島崎町, 津市西丸之内* 津市河芸町浜田*, 津市芸濃町棕本*, 津市美里町三郷* 津市香良洲町*, 津市一志町田尻*, 津市美杉町八知* 津市久居明神町*, 松阪市上川町, 松阪市魚町*, 松阪市殿町* 名張市鴻之台*, 伊賀市緑ヶ丘本町, 伊賀市小田町* 伊賀市下柘植*, 伊賀市島ヶ原*, 伊賀市阿保*, 伊賀市平田* 伊賀市馬場*, 伊勢市楠部町*, 伊勢市岩淵* 伊勢市御園町長屋*, 玉城町田丸*		
13	8月16日08時17分	滋賀県北部	13km	M4.4
		震度 2 : 四日市市楠町北五味塚*, 鈴鹿市神戸*, 東員町山田* 三重朝日町小向*		

		震度 1 : 四日市市日永, 四日市市新浜町*, 四日市市諏訪町* 桑名市多度町多度*, 桑名市長島町松ヶ島*, 桑名市中央町* 鈴鹿市西条, 木曾岬町西対海地*, 菟野町潤田* 川越町豊田一色*, いなべ市員弁町笠田新田* いなべ市大安町丹生川久下*, いなべ市藤原町市場* いなべ市北勢町阿下喜*, 亀山市椿世町*, 亀山市本丸町* 津市島崎町, 津市西丸之内*, 津市河芸町浜田* 津市安濃町東観音寺*, 津市美杉町八知*, 伊賀市緑ヶ丘本町 伊賀市小田町*, 伊賀市下柘植*, 伊賀市島ヶ原*, 伊賀市阿保* 伊賀市四十九町*, 伊賀市平田*, 伊賀市馬場* 伊勢市二見町茶屋*, 伊勢市御園町長屋*
14	9月1日02時55分	和歌山県北部 46km M3.8 震度 2 : 熊野市紀和町板屋*, 紀宝町神内* 震度 1 : 尾鷲市南浦*, 尾鷲市中央町*, 熊野市有馬町* 三重御浜町阿田和*, 紀宝町鶴殿*, 三重紀北町相賀*
15	9月9日11時18分	和歌山県南部 31km M3.2 震度 1 : 熊野市紀和町板屋*, 紀宝町神内*
16	10月7日22時41分	千葉県北西部 75km M5.9 震度 1 : 桑名市長島町松ヶ島*, 木曾岬町西対海地*, 川越町豊田一色*
17	10月15日16時53分	三重県中部 56km M3.6 震度 2 : 鈴鹿市西条 震度 1 : 四日市市新浜町*, 四日市市諏訪町*, 四日市市楠町北五味塚* 桑名市多度町多度*, 鈴鹿市神戸*, 菟野町潤田* 亀山市椿世町*, 津市島崎町, 津市西丸之内* 津市河芸町浜田*, 津市芸濃町椋本*, 津市美里町三郷* 津市安濃町東観音寺*, 津市一志町田尻*, 津市美杉町八知* 津市久居明神町*, 松阪市魚町*, 松阪市殿町* 伊賀市下柘植*, 伊賀市平田*, 大台町江馬*
18	11月1日05時35分	和歌山県南方沖 20km M5.0 震度 2 : 熊野市紀和町板屋*, 紀宝町神内* 震度 1 : 紀宝町鶴殿*, 三重紀北町相賀*
19	12月3日09時28分	紀伊水道 18km M5.4 震度 4 : 熊野市紀和町板屋* 震度 3 : 尾鷲市南陽町, 尾鷲市南浦*, 尾鷲市中央町* 三重御浜町阿田和*, 紀宝町神内*, 三重紀北町相賀* 三重紀北町東長島* 震度 2 : 鈴鹿市西条, 鈴鹿市神戸*, 津市島崎町, 津市西丸之内* 津市香良洲町*, 津市安濃町東観音寺*, 津市白山町川口* 津市一志町田尻*, 津市美杉町八知*, 津市久居明神町* 松阪市上川町, 松阪市魚町*, 松阪市曾原町* 松阪市飯高町宮前*, 多気町相可*, 伊賀市島ヶ原*

		<p>伊賀市平田＊, 熊野市井戸町＊, 紀宝町鶴殿＊, 三重大紀町錦＊ 三重大紀町大内山＊, 南伊勢町神前浦＊, 三重紀北町十須 伊勢市岩淵＊, 伊勢市二見町茶屋＊, 伊勢市御園町長屋＊ 大台町江馬＊</p> <p>震度 1 : 四日市市日永, 四日市市新浜町＊, 四日市市諏訪町＊ 四日市市楠町北五味塚＊, 桑名市多度町多度＊ 桑名市長島町松ヶ島＊ 桑名市中央町＊, 木曾岬町西対海地＊ 東員町山田＊, 菰野町潤田＊, 三重朝日町小向＊ 川越町豊田一色＊, いなべ市北勢町阿下喜＊, 亀山市椿世町＊ 亀山市本丸町＊, 亀山市関町木崎＊, 津市片田薬王寺町 津市河芸町浜田＊, 津市芸濃町棕本＊, 津市美里町三郷＊ 松阪市殿町＊, 松阪市飯南町粥見＊, 松阪市嬉野町＊ 名張市鴻之台＊, 多気町朝柄＊, 三重明和町馬之上＊ 伊賀市緑ヶ丘本町, 伊賀市小田町＊, 伊賀市下柘植＊ 伊賀市阿保＊, 伊賀市四十九町＊, 伊賀市馬場＊ 三重御浜町寺谷総合公園, 三重大紀町滝原＊ 南伊勢町五ヶ所浦＊, 伊勢市矢持町, 伊勢市小俣町元町＊ 鳥羽市鳥羽＊, 志摩市志摩町布施田＊, 志摩市大王町波切＊ 志摩市阿児町鶴方＊, 志摩市浜島町浜島＊, 大台町佐原＊ 玉城町田丸＊, 度会町棚橋＊</p>
--	--	--

- ・ 資料は、後日の調査により変更されることがあります。
- ・ ＊は三重県または防災科学技術研究所の観測点です。

第8表 2021（令和3）年の警報・注意報の発表状況（気象）

種 別	月 別												備 考			
	合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12		
特 別 警 報	暴風特別警報	0														
	暴風雪特別警報	0														
	大雨特別警報	0														
	大雪特別警報	0														
	高潮特別警報	0														
	波浪特別警報	0														
警 報	暴風警報	0														
	暴風雪警報	0														
	大雨警報	9			2		1			2	3	1				
	大雪警報	0												3		
	高潮警報	0														
	波浪警報	3		1						1	1					
注 意 報	洪水警報	7			1				1	1	3	1				
	風雪注意報	3	1											2		
	強風注意報	69	11	7	9	6	6	2	1	4	3	5	5	10		
	大雨注意報	60		1	5	2	3	9	11	11	12	3	2	1		
	大雪注意報	9	2	2											5	
	高潮注意報	30		1	2				2	6	12	6	1			
	波浪注意報	55	4	4	5	7	6	4	1	5	4	8	3	4		
	洪水注意報	42		1	2	2	2	1	8	10	13	3				
	着雪注意報	2													2	
	乾燥注意報	47	6	4	8	4	5	1		1		5	5	8		
	濃霧注意報	50	5	1	6	3	8	2	4		4	7	8	2		
	霜注意報	18			13	5										
	なだれ注意報	1													1	
	融雪注意報	0														
	低温注意報	13	7	5											1	
着氷注意報	0															
雷注意報	67	3	3	5	6	6	10	8	6	7	4	6	3			

※同一種類の警報・注意報を継続する場合に発表された警報・注意報は、発表回数に含めない。

第9表 令和3年災害の被害総括表

災 害 名			2021年01月28日 三重県気象注意 報（大雪、強風 注意報）	2021年03月12日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報、洪水注 意報）	2021年03月28日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報、洪水注 意報）	2021年05月01日 三重県突風被害
発 生 年 月 日 時			2021/1/29	2021/3/12	2021/3/28	2021/5/1
人 的 被 害	死 者	人				
	行 方 不 明 者	人				
	負 傷 者	重 傷	人			
		軽 傷	人			
住 家 被 害	全 壊	棟				
		世帯				
		人				
	半 壊	棟				
		世帯				
		人				
	一 部 破 損	棟				26
		世帯				26
		人				26
	床 上 浸 水	棟				
		世帯				
		人				
床 下 浸 水	棟					
	世帯					
	人					
そ の 他	学 校	箇所				
	病 院	箇所				
	道 路	箇所		1		
	橋 り よ う	箇所				
	河 川	箇所		5		
	港 湾	箇所				
	砂 防	箇所				
	清 掃 施 設	箇所				
	崖 く ず れ	箇所				
	鉄 道 不 通	箇所				
	被 害 船 隻	隻				
水 道	戸					
非 住 家 被 害	棟					
り 災 世 帯 数	世帯					
り 災 者 数	人					
被 害 総 額	千円	2,262,316	202,519			
内 訳	一 般 被 害	千円				
	公 共 文 教 施 設 被 害	千円				
	農 林 水 産 業 被 害	千円				
	公 共 土 木 施 設 被 害	千円	2,262,316	202,519		
	そ の 他 公 共 施 設 被 害	千円				
	農 林 畜 水 産 商 工 関 係 被 害	千円				
そ の 他	千円					
三 重 県 災 害 対 策 本 部	設 置		3/12 20:56	3/28 21:07		
	廃 止		3/13 13:26	3/28 23:01		

災 害 名			2021年05月21日 三重県気象警報・注意報（大雨警報）	2021年05月28日 三重県名張市・避難指示（崖くずれ）	2021年06月15日 三重県気象注意報（大雨注意報、洪水注意報）	2021年07月03日 三重県気象警報・注意報（洪水警報、大雨注意報）
発 生 年 月 日 時			2021/5/26	2021/5/28	2021/6/15	2021/7/3
人的被害	死者	人				
	行方不明者	人				
	負傷者	重傷	人			
軽傷		人				
住家被害	全壊	棟				
		世帯				
		人				
	半壊	棟				
		世帯				
		人				
	一部破損	棟				
		世帯				
		人				
	床上浸水	棟				
		世帯				
		人				
床下浸水	棟					
	世帯					
	人					
その他	学校	箇所				
	病院	箇所				
	道路	箇所	1			2
	橋りょう	箇所				
	河川	箇所	2		4	1
	港湾	箇所				
	砂防	箇所				
	清掃施設	箇所				
	崖くずれ	箇所	1	1		
	鉄道不通	箇所				
被害船舶	隻					
水道	戸					
非住家被害	棟					
り災世帯数	世帯					
り災者数	人					
被害総額	千円	32,179		44,144	1,700	
内訳	一般被害	千円				
	公共文教施設被害	千円				
	農林水産業被害	千円				1,700
	公共土木施設被害	千円	32,179		44,144	
	その他公共施設被害	千円				
	農林畜水産商工関係被害	千円				
その他	千円					
三重県災害設置		5/21 6:07			7/3 2:30	
対策本部廃止		5/25 15:38			7/3 4:37	

災 害 名			2021年07月09日 三重県気象注意報（大雨注意報、洪水注意報）	2021年07月12日 三重県気象注意報（大雨注意報、洪水注意報）	2021年07月14日 三重県気象注意報（大雨注意報、洪水注意報）	2021年07月30日 三重県気象注意報（大雨注意報）
発 生 年 月 日 時			2021/7/9	2021/7/12	2021/7/14	2021/7/30
人的被害	死者	人				
	行方不明者	人				
	負傷者	重傷	人			
軽傷		人				
住 家 被 害	全 壊	棟				
		世帯				
		人				
	半 壊	棟				
		世帯				
		人				
	一 部 破 損	棟				
		世帯				
		人				
	床 上 浸 水	棟				
		世帯				
		人				
床 下 浸 水	棟					
	世帯					
	人					
そ の 他	学 校	箇所	1	1		
	病 院	箇所				
	道 路	箇所				2
	橋 り よ う	箇所				
	河 川	箇所		1		
	港 湾	箇所				
	砂 防	箇所				
	清 掃 施 設	箇所				
	崖 く ず れ	箇所		1		
	鉄 道 不 通	箇所				
被 害 船 隻	隻					
水 道	戸					
非 住 家 被 害	棟					
り 災 世 帯 数	世帯					
り 災 者 数	人					
被 害 総 額	千円	25,000	28,707	1,640	43,198	
内 訳	一 般 被 害	千円				
	公 共 文 教 施 設 被 害	千円	25,000	3,000		
	農 林 水 産 業 被 害	千円		17,500	1,640	
	公 共 土 木 施 設 被 害	千円		8,207		43,198
	そ の 他 公 共 施 設 被 害	千円				
	農 林 畜 産 商 工 関 係 被 害	千円				
そ の 他	千円					
三 重 県 災 害 設 置	置					
対 策 本 部	廃 止					

災 害 名			2021年08月06日 三重県気象注意報（大雨注意報）	2021年08月13日 三重県気象警報・注意報（大雨警報）	2021年08月17日 三重県気象警報・注意報（大雨警報）	2021年09月02日 三重県気象警報・注意報（洪水警報）
発 生 年 月 日 時			2021/8/6	2021/8/13	2021/8/17	2021/9/2
人的被害	死者	人				
	行方不明者	人				
	負傷者	重傷	人			
軽傷		人				
住 家 被 害	全 壊	棟				
		世帯				
		人				
	半 壊	棟				
		世帯				
		人				
	一 部 破 損	棟			5	
		世帯			5	
		人			9	
	床 上 浸 水	棟				
		世帯				
		人				
床 下 浸 水	棟			4		
	世帯			4		
	人			10		
そ の 他	学 校	箇所	5			
	病 院	箇所				
	道 路	箇所			7	
	橋 り よ う	箇所			2	
	河 川	箇所			23	
	港 湾	箇所				
	砂 防	箇所			2	
	清 掃 施 設	箇所				
	崖 く ず れ	箇所			13	
	鉄 道 不 通	箇所				
被 害 船 隻						
水 道 戸						
非 住 家 被 害	棟					
り 災 世 帯 数	世帯					
り 災 者 数	人					
被 害 総 額	千円	832	52,935	588,229		
内 訳	一 般 被 害	千円				
	公 共 文 教 施 設 被 害	千円	832			
	農 林 水 産 業 被 害	千円		32,608		
	公 共 土 木 施 設 被 害	千円			588,229	
	そ の 他 公 共 施 設 被 害	千円				
	農 林 畜 水 産 商 工 関 係 被 害	千円				
そ の 他	千円		20,327			
三 重 県 災 害 設 置	策 本 部	廃 止		8/13 18:13	8/17 3:33	9/2 17:35
				8/15 10:30	8/17 14:10	9/2 20:08

災 害 名			2021年09月05日 三重県気象警報・注意報（大雨警報）	2021年09月17日 三重県気象警報・注意報（大雨警報）	2021年09月26日 三重県気象警報・注意報（大雨警報、洪水注意報）	2021年10月13日 三重県気象警報・注意報（大雨警報、洪水警報）				
発 生 年 月 日 時			2021/9/5	2021/9/17	2021/9/26	2021/10/13				
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者	重傷	人							
軽傷		人								
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
その他	学	校	箇所							
	病	院	箇所							
	道	路	箇所		1	3				
	橋	りよ	う	箇所						
	河		川	箇所	10	2				
	港		湾	箇所						
	砂		防	箇所						
	清	掃	施	箇所						
	崖	く	ず	れ	箇所	3				
	鉄	道	不	通	箇所					
被	害	船	隻							
水		道	戸							
非	住	家	被	棟						
り	災	世	帯	数						
り	災	者	数	人						
被	害	総	額	千円						
内	一	般	被	千円						
	公	共	文	千円						
	農	林	水	千円	84,757					
	公	共	土	千円	185,243	2,094,888				
	そ	の	他	千円						
	農	林	畜	千円						
所	の	他	千円	200						
三	重	県	災	害	設	置	9/5 22:27	9/17 18:35	9/26 6:10	10/13 3:51
						廃	止	9/5 23:40	9/18 10:15	9/26 12:54

災 害 名			2021年12月1日 三重県突風被害	2021年12月18日 三重県気象警報・注意報（大雪警報）	2021年12月26日 三重県気象警報・注意報（大雪警報、着雪注意報）	2021年12月31日 三重県気象警報・注意報（大雪警報、着雪注意報）
発 生 年 月 日 時			2021/12/1	2021/12/18	2021/12/26	2021/12/31
人的被害	死者	人				
	行方不明者	人				
	負傷者	重傷	人			
軽傷		人			2	
住家被害	全壊	棟				
		世帯				
		人				
	半壊	棟				
		世帯				
		人				
	一部破損	棟	44			
		世帯	44			
		人	96			
	床上浸水	棟				
		世帯				
		人				
床下浸水	棟					
	世帯					
	人					
その他	学校	箇所				
	病院	箇所				
	道路	箇所				
	橋りょう	箇所				
	河川	箇所				
	港湾	箇所				
	砂防	箇所				
	清掃施設	箇所				
	崖くずれ	箇所				
	鉄道不通	箇所				
被害船舶	隻	7				
水道	戸					
非住家被害	棟					
り災世帯数	世帯					
り災者数	人					
被害総額	千円	6,000		2,515		
内訳	一般被害	千円				
	公共文教施設被害	千円				
	農林水産業被害	千円				
	公共土木施設被害	千円				
	その他公共施設被害	千円				
	農林畜水産商工関係被害	千円				
その他	千円	6,000		2,515		
三重県災害対策本部	設置		12/18 9:45	12/26 14:25	12/31 21:27	
	廃止		12/18 14:37	12/27 13:00	1/1 4:04	

防 災 航 空 行 政

第4 防災航空行政

1 概要

近年、社会経済の進展に伴う土地利用の変化や都市化社会の進行により、災害の態様もますます複雑、多様化し、また大規模化する傾向にある。

このような状況の中、県民の尊い生命と貴重な財産を守り、県民生活の安全と安定を確保するためには、より質の高い広域的かつ迅速な消防防災活動を展開することが必要となってきた。

このため、本県においては、空中停止、垂直離着陸が可能な防災ヘリコプターを平成5年4月に導入し、県内の消防防災機関と連携のもと、救急救助や消火活動、災害時における被害状況調査、緊急物資の輸送等に活用しており、平成29年9月に新機体に更新し、県内消防防災体制のさらなる充実強化を図っている。

2 防災ヘリコプターの性能・諸元

- (1) 名称 三重県防災ヘリコプター「みえ」
- (2) 機種 レオナルド式 AW139型
- (3) 性能・装備品等 (P. 116～117 参照)

3 防災ヘリコプターの用途

(1) 救急活動

- ア 救急車で搬送するよりも病院到着までの時間を短縮できる傷病者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 移植のための臓器搬送
- オ その他救急活動上、有効と認められる活動

(2) 救助活動

- ア 河川、海等での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
- オ 高速道路及び自動車専用道路上での事故で、地上から収容、搬送が不可能と認められる救助
- カ その他救助活動上、有効と認められる活動

(3) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- イ 津波情報等の広報及び海面の監視
- ウ 離島、被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- エ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- オ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- カ その他災害応急対策活動上、有効と認められる活動

(4) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火
- イ 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報
- ウ 交通遠隔地への消火資器材、消火要員等の輸送
- エ その他火災防御活動上、有効と認められる活動

(5) 広域航空消防防災応援活動

緊急消防援助隊の関係規定及び他県等との相互応援協定等に基づく活動

(6) 防災対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 住民への災害予防の広報
- ウ その他防災対策上、必要と認める活動

4 運航体制

(1) 組織

平成5年4月1日に消防防災課防災航空係（現防災対策総務課防災航空班）を設置し、三重県防災航空隊と呼称（県内の消防本部から派遣の消防職員を県職員に併任発令し、9名で構成）

(2) 航空隊基地

津市伊勢湾ヘリポート（津市雲出鋼管町2-2）

(3) 運航管理業務

操縦、整備点検等運航の管理は、中日本航空株式会社に委託

(4) 運航時間

日の出から日没まで

5 緊急運航の要請方法

(1) 要請者

市町長等（消防事務に関する一部事務組合の機関の長を含む）

(2) 要請先

防災対策総務課 防災航空班（防災航空隊）に電話及びファックスにより要請

(3) 防災航空隊への連絡方法

- ・ 事務用電話 059-235-2555、2556
- ・ ファックス 059-235-2557
- ・ 緊急運航要請専用電話 059-235-2558
- ・ 防災行政無線ファックス（地上系） 8 * 145

(4) 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- ア 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

イ 緊急性

差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

ウ 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

第1表 令和3年度防災ヘリコプター運航状況 (JA119M)

区 分	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計	総 計		
緊急運航	救急活動	件数	4	3			4	5	4	4	1	1	3	2	31	78件 70:13	
		時間	02:57	00:58			01:09	01:31	01:36	02:01	00:17	00:33	02:25	00:50	14:17		
	救助活動	件数	5	4			7	7	6	4	1	3	2	3	42		
		時間	05:06	04:09			07:56	08:10	06:39	04:14	01:22	03:35	03:07	04:05	48:23		
	火災防 御活動	件数	1										1	2	4		
		時間	01:45										00:55	02:33	05:13		
	災害応 急対策活動	件数										1			1		
		時間										02:20			02:20		
	受 援	件数	2	2	5		2	1	3	2	2				19		19件
	災害予 防運 航	自隊訓練	件数	16	9			15	12	11	15	8	18	11	8		123
時間			22:47	12:41			20:29	16:46	16:20	22:25	11:03	24:57	16:36	12:42	176:46		
県 関 係 防災訓練		件数	2							1	3				6		
		時間	01:42							01:57	04:21				08:00		
市 町 村 防災訓練		件数							5	3	1	1			10		
		時間							05:45	03:58	01:53	00:49			12:25		
災害危険 個所調査		件数													0		
		時間													00:00		
その他運 航	一般行政 飛行	件数						1	1					2	11件 11:54		
		時間						01:24	01:16					02:40			
	試験飛行 その他	件数		1		5	2				1			9			
		時間		01:54		05:05	01:55				00:20			09:14			
合 計	件数	28	17	0	5	28	24	27	28	15	24	17	15	228件			
	受援 件数	2	2	5	0	2	1	3	2	2	0	0	0	19件			
	時間	34:17	19:42	00:00	05:05	31:29	26:27	31:44	35:51	19:16	32:14	23:03	20:10	279:18			
運航実日数	日数	21	12	0	3	19	15	19	22.3	13.5	21	14	12	172日			
運航休止日数	日数	2	15	30	31	6	2	2	3.7	6.5	2	2	9.5	111.7日			

6 防災ヘリコプターの性能・各種装備品

(1) 概要

- ア 製造会社……………レオナルド S. p. A. 社製 (イタリア)
- イ 型式名……………レオナルド式 AW139型
- ウ 全長／全幅／全高……………16.6m／4.2m／4.9m
- エ 主回転翼……………直径13.8m
- オ エンジン (2基) …… 最大出力3,358SHP

(2) 性能

- ア 最大搭乗者数……………15名 (操縦席含む)
- イ 空虚重量……………約4,600kg
- ウ 最大離陸重量……………6,800kg
- エ 航続距離……………798km
- オ 航続時間……………約3時間53分
- カ 最大速度……………310km/h
- キ 高度限界……………6100m

(3) 主要装備品

[防災用装備品]

- ア 空中消火装置 (バケツ型の消火器具を機体下に吊り下げ、機内より操作して使用)
 - ※ 消火バケツ 容量1,000L
- イ ヘリコプターテレビ伝送システム (可視カメラ・赤外線カメラで撮影した画像を受信局へ送信)
- ウ 投光装置 (サーチライト) (夜間における地上の各種活動支援、捜索等に使用)
- エ 機外拡声装置 (災害時の避難誘導、各種広報等に使用)
- オ ホイスト装置 (隊員の降下・引き上げ、要救助者の救助等を行う装置)
 - ※ 272kg まで吊り上げ可能、ケーブル長約88m
- カ ストレッチャー装置 (救急用ストレッチャー) (救急活動時、傷病者を機内へ収容するために使用)
- キ 無線装置 防災行政用 (150MHz・アナログ)、消防用 (260MHz・デジタル)
防災ヘリコプター通信用 (260MHz・デジタル)

[飛行用装備品等]

- ア 無線装置 (航空用120MHz・アナログ)
- イ 気象用レーダー (経路上及び周辺の気象状況を、夜間及び視野不良状態でも、操縦士が十分に把握できる装置)
- ウ 電波高度計 (電波により高度を求めるものであり、山岳地帯での飛行に有効)
- エ 応答高度計 (航空管制官に機体の位置、高度を知らせる計器で、この計器がないと主要航空管制区域への進入が許可されない)

- オ 機内乗員通話装置（パイロット、乗員等が相互に通話を行うために必要な装置）
- カ 空中衝突警告装置（機体から電波を出すことにより、機体間の位置を把握し、警告することにより衝突を防止する）
- キ 緊急位置発信装置（遭難時において無線電波を発信し、避難位置を知らせるための装置）
- ク ワイヤークッター（コクピットの機外上方と機首下面に鋭い剣先のような刃物で、航行上において索道等に遭遇し危険を回避できない場合にケーブルを切断し、安全を確保する）

(4) 購入価格

機体本体及び特別装備品 1,678,000,000円（消費税込）

(5) 購入先

三井物産株式会社中部支社

(6) 搭載資器材

[救急用資器材]

生体情報モニター 除細動器 蘇生バッグ 自動吸引器 頸椎固定カラー
ソフトシーネ 酸素投与器具一式 その他

[救助用資器材]

エバックハーネス デラックスサバイバースリング レスキューリング
ペリカンバック レスキューストレッチャー バックボード
フルボディハーネス GPS ロープ カラビナ ライフジャケット
ウェットスーツ ドライスーツ マスク フィン シュノーケル ブーツ
グローブ 浮環 その他

[その他資器材]

テント シュラフ ランタン ザック 訓練用ダミー モッコ その他

第2表 令和3年度 緊急運航活動概要

出動件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行時間
1	山岳	R3.4.3(土)08:34 ○菰野町消防本部 <発生場所> 御在所岳本谷ルート 不動滝付近	7名で登山中の男性1名が4m滑落し動けないとの通報により救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 10:14 現 着 捜 索 _____ 10:25 救 助 開 始 _____ 10:35 救 助 完 了 _____ 11:06	0:52
2	救急 救助からの 移行	R3.4.3(土)08:34 ○菰野町消防本部 <発生場所> 御在所岳本谷ルート 不動滝付近	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 _____ 11:06 収 容 先 着 _____ 11:12 引 継 完 了 _____ 11:17 帰 隊 _____ 11:29	0:18
3	救急 転院搬送	R3.4.9(金)09:00 <発生場所> 搬送元:市立四日市病院 搬送先:静岡県立 こども病院	四日市市霞ヶ浦第2野球場→静岡県立こども病院屋上へリポート 出 動 _____ 09:38 収 容 先 着 _____ 09:51 収 容 先 離 陸 _____ 10:17 搬 送 先 着 陸 _____ 10:59 搬 送 先 離 陸 _____ 11:37 静 岡 HP 着 陸 _____ 11:41 給油 静 岡 HP 離 陸 _____ 12:18 帰 隊 _____ 13:08	1:49
4	山岳	R3.4.14(水)05:56 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町地内大杉谷 父ヶ谷付近	登山中の男性1名が滑落負傷し歩行不能との通報により救助の要請があったもの。現場付近にて要救助者及び地上消防隊を確認するも現場上空の気流が不安定なため救助活動困難と判断。その後、再度の活動の際のピックアップポイントの確認、要救助者の滑落ポイントから林道までの救助見積時間の共有を図り現場上空を離脱し帰投する。 出 動 _____ 09:30 現 着 捜 索 _____ 09:55 現 場 離 脱 _____ 10:23 帰 隊 _____ 10:45	1:15
5	山岳	R3.4.14(水)13:19 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町地内大杉谷 父ヶ谷付近	No.4に引き続き要請があったもの。現場付近にて要救助者及び地上消防隊を確認。航空隊員2名降下させ要救助者を地上消防隊と協力しピックアップポイントまで搬送、レスキューストレッチャーにて、機内収容する。 出 動 _____ 13:37 現 着 捜 索 _____ 13:58 救 助 開 始 _____ 14:14 救 助 完 了 _____ 14:46	1:09
6	救急 救助からの 移行	R3.4.14(水)13:19 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町地内大杉谷 父ヶ谷付近	救助後、上三瀬へり離着陸場にて紀勢地区広域消防組合消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 14:46 収 容 先 着 _____ 14:56 引 継 完 了 _____ 15:04 帰 隊 _____ 15:18	0:24
7	山岳	R3.4.18(日)16:04 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市藤原町地内 藤原岳8合目付近	登山中の女性1名が右足首骨折の疑いにより歩行不可との通報により救助の要請があったもの。現場付近にて要救助者及び地上消防隊を確認するも現場上空の気流が不安定なため救助活動困難と判断。現場上空を離脱し帰投する。 出 動 _____ 16:34 現 着 捜 索 _____ 16:56 現 場 離 脱 _____ 17:08 帰 隊 _____ 17:25	0:51
8	山岳	R3.4.19(月)06:55 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市藤原町地内 藤原岳8合目付近	No.7に引き続き要請があったもの。山頂の藤原山荘で消防隊とビバークするも右足首激痛で歩行困難。航空隊員2名降下させ要救助者をエバックハーネスにて機内収容する。 出 動 _____ 09:33 現 着 捜 索 _____ 09:52 救 助 開 始 _____ 10:05 救 助 完 了 _____ 10:32	0:59
9	救急 救助からの 移行	R3.4.19(月)06:55 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市藤原町地内 藤原岳8合目付近	救助後、いなべ市藤原運動公園にて桑名市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 10:32 収 容 先 着 _____ 10:40 引 継 完 了 _____ 10:46 帰 隊 _____ 11:04	0:26
10	消火	R3.4.22(木)13:24 ○滋賀県 <発生場所> 滋賀県甲賀市土山町 山中地内	山の中から炎が見えるとの通報が滋賀県防災航空隊に入ったが滋賀県防災航空隊は機体不具合のため「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に基づき出動する。バンビマックスにて計7回(3,600ℓ)散水実施する。 出 動 _____ 13:59 場 外 着 陸 _____ 14:13 場 外 離 陸 _____ 14:15現場上空確認 場 外 着 陸 _____ 14:28バンビマックス取付 場 外 離 陸 _____ 14:32 場 外 着 陸 _____ 15:37バンビマックス離脱 場 外 離 陸 _____ 15:41 帰 隊 _____ 15:54	1:45

出動件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行時間
11	山岳	R3.5.2(日)14:07 ○津市消防本部 <発生場所> 津市芸濃町河内地内	家族4人で登山中に遭難し上空からの捜索の要請があったもの。 現場上空付近到着後間もなく要救助者発見。現場指揮本部に報告すると、小児2名の救助要請を受ける。その後、隊員2名を降下させるも降下ポイント付近の傾斜がきつく降下不可との判断を現場指揮本部へ報告。 地上隊にて救助可能との連絡を受け隊員2名を機内収容し帰投する。 出 動 _____ 14:46 現 着 捜 索 _____ 14:56 現 場 離 脱 _____ 15:36 帰 隊 _____ 15:46	1:00
12	山岳	R3.5.4(火)14:12 ○孤野町消防本部 <発生場所> 御在所岳裏道分岐 (中道)付近	3名で登山中の13歳男児1名が3m滑落負傷し救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 14:28 現 着 捜 索 _____ 14:42 救 助 開 始 _____ 14:59 救 助 完 了 _____ 15:28	1:00
13	救急 救助からの 移行	R3.5.4(火)14:12 ○孤野町消防本部 <発生場所> 御在所岳裏道分岐 (中道)付近	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 _____ 15:28 収 容 先 着 _____ 15:34 引 継 完 了 _____ 15:39 帰 隊 _____ 15:49	0:16
14	山岳	R3.5.10(月)16:05 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町地内大杉谷 京良谷付近	登山中の男性1名が滑落負傷し救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 16:31 現 着 捜 索 _____ 16:51 救 助 開 始 _____ 17:00 救 助 完 了 _____ 17:32	1:01
15	救急 救助からの 移行	R3.5.10(月)16:05 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町地内大杉谷 京良谷付近	救助後、上三瀬へり離着陸場にて紀勢地区広域消防組合消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 17:32 収 容 先 着 _____ 17:45 引 継 完 了 _____ 17:53 帰 隊 _____ 18:05	0:25
16	山岳	R3.5.13(木)12:23 ○桑名市消防本部 <発生場所> 桑名市多度町小山 地内多度分署北西 250m地点	伐採作業中の木が男性の足に当たり負傷したとの通報により救助の要請があったもの。要救助者をレスキューストレッチャーにて、機内収容する。 出 動 _____ 12:50 現 着 捜 索 _____ 13:03 救 助 開 始 _____ 13:16 救 助 完 了 _____ 13:58	1:08
17	救急 救助からの 移行	R3.5.13(木)12:23 ○桑名市消防本部 <発生場所> 桑名市多度町小山 地内多度分署北西 250m地点	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 _____ 13:58 収 容 先 着 _____ 14:05 引 継 完 了 _____ 14:12 帰 隊 _____ 14:22	0:17
18	山岳	R3.8.8(日)17:29 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市藤原町地内 藤原岳8合目付近	2名で下山中の女性1名が手足が痺れて動けないとの通報により救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 17:48 現 着 捜 索 _____ 18:03 救 助 開 始 _____ 18:16 救 助 完 了 _____ 18:31	0:43
19	救急 救助からの 移行	R3.8.8(日)17:29 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市藤原町地内 藤原岳8合目付近	救助後、日没間際であったため津市伊勢湾ヘリポートにて津市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 18:31 帰 隊 _____ 18:47 引 継 完 了 _____ 18:47	0:16
20	水難	R3.8.16(月)14:47 ○伊勢市消防本部 <発生場所> 伊勢市村松町地先 村松町民会館西側 堤防付近	小型ボートが転覆しテトラポットに引っかかっているが要救助者の有無は不明との通報により捜索活動を実施するも発見に至らず帰投する。 出 動 _____ 15:25 現 着 捜 索 _____ 15:37 活 動 終 了 _____ 16:10 救 助 完 了 _____ 16:20	0:55
21	山岳	R3.8.24(火)16:08 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市大安町地内 竜ヶ岳尾根砂山	3名で下山中の男性1名が3m滑落し動けないとの通報により救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 16:43 現 着 捜 索 _____ 16:57 救 助 開 始 _____ 17:19 救 助 完 了 _____ 17:45	1:02
22	救急 救助からの 移行	R3.8.24(火)16:08 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市大安町地内 竜ヶ岳尾根砂山	救助後、いなべ市ヘリポートにて桑名市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 17:45 収 容 先 着 _____ 17:52 引 継 完 了 _____ 17:57 帰 隊 _____ 18:14	0:24

出動件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行時間
23	山岳	R3.8.28(土)11:05 ○鈴鹿市消防本部 <発生場所> 鈴鹿市西庄内町地内 野登山 通報ポイント③付近	下山中の男性1名が滑落し右足首を負傷したとの通報により救助の要請があったもの。現場付近を捜索するも発見に至らず一時帰投し待機する。再度の要請により出動、捜索開始し、要救助者と携帯電話にて通話し位置確認する。上空からは要救助者の姿は確認できず付近の降下ポイントを探し、降下を試みるも急傾斜で地上活動不可と判断、隊員を機内回収し再度上空から捜索を実施。その後、活動限界となり現場上空を離脱し伊勢湾ヘリポートへ帰投する。 ① 出 動 ——— 11:40 現着捜索 ——— 11:55 現場離脱 ——— 12:32 帰 隊 ——— 12:44 ② 出 動 ——— 14:46 業務開始 ——— 15:00 現場離脱 ——— 16:00 帰 隊 ——— 16:12	2:30
24	山岳	R3.8.29(日)10:36 ○鈴鹿市消防本部 <発生場所> 鈴鹿市西庄内町地内 野登山 通報ポイント③付近	No.23に引き続き要請があったもの。 現場上空到着後、要救助者と地上活動隊を発見し要救助者を発見したものの、航空隊員を降下させる場所がなく航空救助活動は困難と判断。その後、地上隊が再度、要救助者と接触したため現場上空を離脱し帰投する。 出 動 ——— 11:18 現着捜索 ——— 11:32 現場離脱 ——— 12:15 帰 隊 ——— 12:27	1:09
25	山岳	R3.8.29(日)13:47 ○鈴鹿市消防本部 <発生場所> 鈴鹿市西庄内町地内 野登山 通報ポイント③付近	No.24に引き続き要請があったもの。 現場上空到着後、要救助者と地上活動隊を発見。地上活動隊が要救助者付近の立木を伐採し、ピックアップ可能な状態にあるとの情報に上空から隊員投入可能であるかを確認し、可能と判断。隊員2名を同時降下させエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 ——— 14:04 現着捜索 ——— 14:14 救助開始 ——— 14:24 救助完了 ——— 14:56	0:52
26	救急 救助からの 移行	R3.8.29(日)13:47 ○鈴鹿市消防本部 <発生場所> 鈴鹿市西庄内町地内 野登山 通報ポイント③付近	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 ——— 14:56 収容先着 ——— 15:02 引継完了 ——— 15:06 帰 隊 ——— 15:15	0:15
27	山岳	R3.8.29(日)15:20 ○鈴鹿市消防本部 <発生場所> 鈴鹿市山本町地内 入道ヶ岳北尾根コース 通報ポイント⑤付近	女性1名が転倒し右足首負傷し動けないとの通報により救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 ——— 16:08 現着捜索 ——— 16:24 救助開始 ——— 16:32 救助完了 ——— 16:53	0:45
28	救急 救助からの 移行	R3.8.29(日)15:20 ○鈴鹿市消防本部 <発生場所> 鈴鹿市山本町地内 入道ヶ岳北尾根コース 通報ポイント⑤付近	救助後、鈴鹿川防災ステーションにて鈴鹿市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 ——— 16:53 収容先着 ——— 16:59 引継完了 ——— 17:04 帰 隊 ——— 17:12	0:14
29	山岳	R3.9.1(水)12:05 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市北勢町新町 地内青川峡銚子谷 治田峠道分岐付近	2日前から行方不明の要救助者らしき人を県警ヘリが発見したとの通報により救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 ——— 12:30 現着捜索 ——— 12:49 救助開始 ——— 12:59 救助完了 ——— 13:43	1:13
30	救急 救助からの 移行	R3.9.1(水)12:05 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市北勢町新町 地内青川峡銚子谷 治田峠道分岐付近	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 ——— 13:43 収容先着 ——— 13:51 引継完了 ——— 13:06 帰 隊 ——— 14:08	0:20
31	山岳	R3.9.5(日)12:37 ○三重紀北消防組合 消防本部 <発生場所> 尾鷲市大字南浦地内 天狗倉山山頂付近	山頂付近にて男性1名が手足の痺れ、息苦しさを訴えて自力下山できないとの通報により救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 ——— 12:58 現着捜索 ——— 13:18 救助開始 ——— 13:46 救助完了 ——— 14:19	1:21
32	救急 救助からの 移行	R3.9.5(日)12:37 ○三重紀北消防組合 消防本部 尾鷲市大字南浦地内 天狗倉山山頂付近	救助後、銚子川河川敷にて三重紀北消防組合消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 ——— 14:19 収容先着 ——— 14:27 引継完了 ——— 14:35 帰 隊 ——— 14:55	0:28

出動件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行時間
33	山岳	R3.9.15(水)21:55 ○四日市市消防本部 <発生場所> 四日市市水沢町地内 宮妻峽キャンプ場 付近	下山中の男性1名が約10m滑落し両手足を負傷したとの通報により救助の要請があったもの。地上隊が現着するも周囲が暗く活動は危険と判断し翌日の救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 9月16日 出 動 _____ 05:40 現 着 捜 索 _____ 05:54 救 助 開 始 _____ 06:06 救 助 完 了 _____ 06:28	0:48
34	救急救助からの移行	R3.9.15(水)21:55 ○四日市市消防本部 <発生場所> 四日市市水沢町地内 宮妻峽キャンプ場 付近	救助後、水沢運動広場にて四日市市消防本部救急隊に引継ぐ。 9月16日 出 動 _____ 06:28 収 容 先 着 _____ 06:34 引 継 完 了 _____ 06:40 帰 隊 _____ 06:52	0:18
35	山岳	R3.9.20(月)16:20 ○津市消防本部 <発生場所> 津市芸濃町河内地内 錫杖ヶ岳	夫婦で道に迷い男性が擦傷、二人とも歩行可能であるが搬送困難と判断し救助の要請があったもの。 要救助者2名をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 16:45 現 着 捜 索 _____ 16:57 救 助 開 始 _____ 17:05 救 助 完 了 _____ 17:30	0:45
36	救急救助からの移行	R3.9.20(月)16:20 ○津市消防本部 <発生場所> 津市芸濃町河内地内 錫杖ヶ岳	救助後、津市伊勢湾ヘリポートにて津市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 17:30 帰 隊 _____ 17:41 引 継 完 了 _____ 17:41	0:11
37	水難	R3.9.20(月)19:45 ○桑名市消防本部 <発生場所> 桑名市大字星川地内 員弁川 坂井橋～桑部橋付近	中学生が川に飛び込み、行方不明との通報により捜索救助の要請があったもの。 上空から現場付近を捜索するも発見に至らず帰投する。 9月21日 出 動 _____ 05:58 現 着 捜 索 _____ 06:15 活 動 終 了 _____ 07:30 救 助 完 了 _____ 07:48	1:50
38	水難	R3.9.21(火)08:15 ○桑名市消防本部 <発生場所> 桑名市大字星川地内 員弁川 坂井橋～桑部橋付近	No.37に引き続き要請があったもの。 上空から捜索を実施後、間もなく要救助者を発見し、地上消防隊に発見場所を提供し、帰投する。 出 動 _____ 08:43 現 着 捜 索 _____ 08:57 要 救 発 見 _____ 09:03 現 場 離 脱 _____ 09:30 帰 隊 _____ 09:45	1:02
39	山岳	R3.9.23(木)13:26 ○津市消防本部 <発生場所> 津市芸濃町河内地内 錫杖ヶ岳	山中にて作業中の男性が首の痛みを訴え、鼻出血しているとの通報により救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 13:51 現 着 捜 索 _____ 14:00 救 助 開 始 _____ 14:23 救 助 完 了 _____ 15:02	1:11
40	救急救助からの移行	R3.9.23(木)13:26 ○津市消防本部 <発生場所> 津市芸濃町河内地内 錫杖ヶ岳	救助後、安濃ダム場外離着陸場にて津市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 15:02 収 容 先 着 _____ 15:07 引 継 完 了 _____ 15:12 帰 隊 _____ 15:21	0:14
41	山岳	R3.10.2(土)15:13 ○菟野町消防本部 <発生場所> 菟野町大字菟野地内 御在所岳裏道6合目 付近	登山中の男性1名が両下肢痙攣により歩行不可との通報により捜索救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 15:39 現 着 捜 索 _____ 16:00 救 助 開 始 _____ 16:14 救 助 完 了 _____ 16:32	0:53
42	救急救助からの移行	R3.10.2(土)15:13 ○菟野町消防本部 <発生場所> 御在所岳裏道6合目 付近	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 _____ 16:32 収 容 先 着 _____ 16:39 引 継 完 了 _____ 16:43 帰 隊 _____ 16:52	0:16
43	山岳	R3.10.9(土)04:51 ○津市消防本部 <発生場所> 津市榑原町地内 三重県いなば園 南側山林	男性1名が入山するも帰宅しないとの通報により捜索救助の要請があったもの。 現場付近到着後、上空から障害物及び捜索範囲確認し活動するも活動限界となったため、現場離脱し帰投する。 出 動 _____ 05:58 現 着 捜 索 _____ 06:07 現 場 離 脱 _____ 07:30 救 助 完 了 _____ 07:38	1:40

出動件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行時間
44	山岳	R3.10.9(土)10:18 ○奈良県 ＜発生場所＞ 奈良県吉野郡 上北山村地内 大台ヶ原千石壷付近	4名でロッククライミング場所を探している途中、男性1名が落石で手掌部を負傷、現場が急傾斜地のため救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 11:28 現 着 捜 索 _____ 11:53 救 助 開 始 _____ 12:07 救 助 完 了 _____ 12:28	1:00
45	救急救助からの移行	R3.10.9(土)10:18 ○奈良県 ＜発生場所＞ 奈良県吉野郡 上北山村地内 大台ヶ原千石壷付近	救助後、リバーパークおおよどにて奈良県広域消防組合救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 12:28 収 容 先 着 _____ 12:39 引 継 完 了 _____ 12:49 帰 隊 _____ 13:13	0:35
46	山岳	R3.10.9(土)15:54 ○紀勢地区広域消防組合消防本部 ＜発生場所＞ 大台町大杉地内 大杉谷溪谷シン淵付近	男性1名が滑落し顔面及び上肢に出血ありとの通報により捜索救助の要請があったもの。 現着後、要救助者を発見するも、現場離脱時間までに救助完了は不可能と判断。要救助者へ機外スピーカーで広報し位置情報を紀勢地区広域消防組合消防本部へ共有し帰投する。 出 動 _____ 16:25 現 着 捜 索 _____ 16:45 現 場 離 脱 _____ 16:54 帰 隊 _____ 17:17	0:52
47	山岳	R3.10.10(日)18:30 ○紀勢地区広域消防組合消防本部 ＜発生場所＞ 大台町大杉地内 大杉谷溪谷シン淵付近	No.46に引き続き要請があったもの。 現着後、関係者及び要救助者を発見、航空隊員2名をホイスト降下させレスキューストレッチャーにて、機内収容する。 10月11日 出 動 _____ 09:37 現 着 捜 索 _____ 10:10 救 助 開 始 _____ 10:14 救 助 完 了 _____ 10:44	1:07
48	救急救助からの移行	R3.10.10(日)18:30 ○紀勢地区広域消防組合消防本部 ＜発生場所＞ 大台町大杉地内 大杉谷溪谷シン淵付近	救助後、津市伊勢湾ヘリポートにて紀勢地区広域消防組合消防本部に引継ぐ。 10月11日 出 動 _____ 10:44 帰 隊 _____ 11:02 引 継 完 了 _____ 11:03	0:18
49	山岳	R3.10.11(月)11:30 ○紀勢地区広域消防組合消防本部 ＜発生場所＞ 大台町大杉地内 大杉谷溪谷光滝付近	男性1名が疲労及び膝の負傷により動けないとの通報に救助の要請があったもの。 出 動 _____ 12:01 現 着 捜 索 _____ 12:20 救 助 開 始 _____ 12:48 救 助 完 了 _____ 13:08	1:07
50	救急救助からの移行	R3.10.11(月)11:30 ○紀勢地区広域消防組合消防本部 ＜発生場所＞ 大台町大杉地内 大杉谷溪谷光滝付近	救助後、上三瀬ヘリ離着陸場にて紀勢地区広域消防組合消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 13:08 収 容 先 着 _____ 13:23 引 継 完 了 _____ 13:27 帰 隊 _____ 13:39	0:27
51	救急転院搬送	R3.11.2(火)11:40 ○名張市消防本部 ＜発生場所＞ 搬送元:名張市立病院 搬送先:大阪大学 医学部附属病院	名張市立病院駐車場→淀川河川公園→津屋防災公園(大阪府摂津市) 11月2日 出 動 _____ 09:20 収 容 先 着 _____ 09:37 収 容 先 離 陸 _____ 09:54 搬 送 先 着 陸 _____ 10:13 搬 送 先 離 陸 _____ 10:26 名 張 場 外 着 陸 _____ 10:43 帰院搬送 名 張 場 外 離 陸 _____ 10:47 帰 隊 _____ 11:03	1:09
52	山岳	R3.11.14(日)12:27 ○名張市消防本部 ＜発生場所＞ 名張市赤目町長坂地内 赤目四十八滝溪谷 百畳岩付近	男性1名が遊歩道から滑落し左下腿部骨折の疑いとの通報に救助の要請があったもの。要救助者をレスキューストレッチャーにて、機内収容する。 出 動 _____ 13:42 現 着 捜 索 _____ 14:00 救 助 開 始 _____ 14:09 救 助 完 了 _____ 14:58	1:16
53	救急救助からの移行	R3.11.14(日)12:27 ○名張市消防本部 ＜発生場所＞ 名張市赤目町長坂地内 赤目四十八滝溪谷 百畳岩付近	救助後、メイハンスタジアムにて名張市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 14:58 収 容 先 着 _____ 15:03 引 継 完 了 _____ 15:10 帰 隊 _____ 15:25	0:20
54	山岳	R3.11.21(日)10:22 ○桑名市消防本部 ＜発生場所＞ いなべ市大安町石樽南 竜ヶ岳中道登山道	3名パーティーのうち女性1名が転倒し、頭頂部及び右肩を負傷し救助の要請があったもの。要救助者をレスキューストレッチャーにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 11:12 現 着 捜 索 _____ 11:30 救 助 開 始 _____ 11:42 救 助 完 了 _____ 12:26	1:14

出動件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行時間
55	救急 救助からの移行	R3.11.21(日)10:22 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市大安町石榑南 竜ヶ岳中道登山道	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 _____ 12:26 収 容 先 着 _____ 12:34 引 継 完 了 _____ 12:41 帰 隊 _____ 12:52	0:19
56	水難	R3.11.23(火)12:50 ○津市消防本部 <発生場所> 津市香良洲町地先	海岸先約2kmで無人のゴムボートが漂流しているとの通報に捜索活動の要請があったもの。上空から捜索するも発見に至らず帰投する。 出 動 _____ 13:21 現 着 捜 索 _____ 13:23 活 動 終 了 _____ 14:21 帰 隊 _____ 14:25	1:04
57	山岳	R3.11.27(土)11:48 ○松阪地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 松阪市嬉野森本町 観音岳登山道上	6名パーティーのうち男性1名が急に倒れCPA状態との通報に、救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 12:08 現 着 捜 索 _____ 12:19 救 助 開 始 _____ 12:26 救 助 完 了 _____ 12:48	0:40
58	救急 救助からの移行	R3.11.27(土)11:48 ○松阪地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 松阪市嬉野森本町 観音岳登山道上	松ヶ崎公園場外離着陸場にて松阪地区広域消防組合消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 12:48 収 容 先 着 _____ 12:55 引 継 完 了 _____ 12:59 帰 隊 _____ 13:05	0:13
59	山岳	R3.12.5(日)13:53 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町大字菰野地内 御在所岳一ノ谷新道 見晴台	女性1名が約20m～30m滑落し、頸部の痛みで動けないとの通報により救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 14:38 現 着 捜 索 _____ 14:51 救 助 開 始 _____ 15:20 救 助 完 了 _____ 16:00	1:22
60	救急 救助からの移行	R3.12.5(日)13:53 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町大字菰野地内 御在所岳一ノ谷新道 見晴台	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 _____ 16:00 収 容 先 着 _____ 16:06 引 継 完 了 _____ 16:10 帰 隊 _____ 16:21	0:17
61	山岳	R4.1.1(土)11:38 ○奈良県 <発生場所> 奈良県御所市大字伏見 金剛山伏見登山口から 西500m付近	4名パーティーで下山中、男性1名が約20m滑落し、右足首骨折疑いとの通報に救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 12:08 現 着 捜 索 _____ 12:42 救 助 開 始 _____ 12:58 救 助 完 了 _____ 13:28	1:20
62	救急 救助からの移行	R4.1.1(土)11:38 ○奈良県 <発生場所> 奈良県御所市大字伏見 金剛山伏見登山口から 西500m付近	救助後、新庄第1県民運動場にて要救助者を奈良県広域消防組合消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 13:28 収 容 先 着 _____ 13:35 引 継 完 了 _____ 13:41 帰 隊 _____ 14:07	0:33
63	山岳	R4.1.4(火)15:00 ○滋賀県 <発生場所> 滋賀県米原市上野地先 伊吹山6合目付近	男性1名が雪崩に巻き込まれ負傷したとの通報により救助の要請があったもの。現場上空付近到着するも、気流が不安定なため救助活動困難と判断。現場上空を離脱し帰投する。 出 動 _____ 15:20 現 場 離 脱 _____ 15:53 帰 隊 _____ 16:15	0:55
64	水難	R4.1.14(金)14:25 ○桑名市消防本部 <発生場所> 桑名市長島町地内 長良川	桑名東インターと長島インターの間の橋から男性が飛び降りたとの通報に捜索救助の要請があったもの。現場上空から捜索するも15:51指揮本部から「県警がドライブレコーダーを確認した結果、愛知県側と判明」との無線を傍受、指揮本部の命により捜索活動終了、基地帰投する。 出 動 _____ 14:47 現 着 捜 索 _____ 15:04 活 動 終 了 _____ 15:51 帰 隊 _____ 16:07	1:20
65	災害応急 対策活動	R4.1.16(日)02:52 ○三重県災害対策 本部長 <発生場所> 三重県南部地方	三重県災害対策本部の指示を受け、津波注意報発令中に伴い、三重県南部地方の被害状況等の調査のため、災害応急対策活動を実施した。 出 動 _____ 07:41 映 像 送 信 _____ 08:12 送 信 終 了 _____ 09:55 帰 隊 _____ 10:01	2:20
66	山岳	R4.2.3(木)10:52 ○熊野市消防本部 <発生場所> 熊野市飛鳥町小阪地内 熊野むすびの里北西 約400m山中	男性1名が山の伐採作業中に左脇腹痛を訴えているとの通報により救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 11:42 現 着 捜 索 _____ 12:09 救 助 開 始 _____ 12:19 救 助 完 了 _____ 12:47	1:05

出動件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行時間
67	救急救助からの移行	R4.2.3(木)10:52 ○熊野市消防本部 <発生場所> 熊野市飛鳥町小阪地内 熊野むすびの里北西 約400m山中	救助後、熊野救急ヘリ場外発着場にて熊野市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 ————— 12:47 収 容 先 着 ————— 12:53 引 継 完 了 ————— 12:58 帰 隊 ————— 13:26	0:34
68	山岳	R4.2.13(日)07:17 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町大字菰野地内 御在所ロープウェイ 山上公園駅から南へ 約170m付近	前日から道迷いの2名を警察官が発見しビバークしていたが安全に下山できないため5名の救助の要請があったもの。 現場到着後、優先順位を決定し要救助者2名をエバックハーネスにて機内収容、菰野町役場三滝川堤防にて菰野町消防本部消防隊に引継ぐも残りの活動時間で3名の救助は困難と判断、給油のため基地帰投する。 給油後、基地離陸し現場付近の気流確認後、救助可能と判断し3名をエバックハーネスにて救助、機内収容する。 ① 出 動 ————— 08:44 現 着 捜 索 ————— 09:00 救 助 開 始 ————— 09:10 2名救助完了 ————— 09:36 ② 出 動 ————— 10:30 現 着 捜 索 ————— 10:43 救 助 開 始 ————— 10:51 3名救助完了 ————— 11:40	2:02
69	救急救助からの移行	R4.2.13(日)07:17 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町大字菰野地内 御在所ロープウェイ 山上公園駅から南へ 約170m付近	救助後、2名及び3名を機内収容後、菰野町役場南三滝川堤防に着陸し要救助者を菰野町消防本部消防隊に引継ぎ、帰投する。 ① 出 動 ————— 09:36 収 容 先 着 ————— 09:41 引 継 完 了 ————— 09:46 帰 隊 ————— 10:00 ② 出 動 ————— 11:40 収 容 先 着 ————— 11:45 引 継 完 了 ————— 11:49 帰 隊 ————— 12:01	0:36
70	消火	R4.2.26(土)15:00 ○紀勢地区広域消防組合消防本部 <発生場所> 大台町栗谷地内 山中	山林1,000㎡が延焼拡大中で防災ヘリによる空中消火の要請があったもの。 現場上空にて火災、煙及び延焼状況を目視し、ヘリテレカメラ(可視カメラ及び赤外線カメラ)で情報収集活動を実施。その情報を消防無線(統制波)にて、紀勢地区広域消防組合消防本部通信室を介して現場指揮本部へ状況報告する。 状況把握調査の結果、現場指揮本部が鎮圧状態となり空中消火は不要と判断、現場離脱し帰投する。 出 動 ————— 15:16 現 着 ————— 15:29 活 動 終 了 ————— 15:48 帰 隊 ————— 16:11	0:55
71	救急転院搬送	R4.2.27(日)13:10 ○熊野市消防本部 <発生場所> 搬送元:紀南病院 搬送先:伊勢赤十字病院	三重大学陸上競技場→熊野救急ヘリ場外発着場→御蘭ラブリバー公園内 出 動 ————— 13:50 三重大着陸 ————— 13:56 三重大離陸 ————— 14:02 熊 野 着 陸 ————— 14:30 熊 野 離 陸 ————— 14:45 伊 勢 着 陸 ————— 15:11 伊 勢 離 陸 ————— 15:21 帰 隊 ————— 15:36	1:15
72	山岳	R4.3.10(木)10:52 ○津市消防本部 <発生場所> 津市美杉村太郎生地内山中	山中にて伐採作業中、倒木により胸部を挟まれ痛みを訴えているとの通報により救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 ————— 10:09 現 着 捜 索 ————— 10:24 救 助 開 始 ————— 10:35 救 助 完 了 ————— 11:16	1:07
73	救急救助からの移行	R4.3.10(木)10:52 ○津市消防本部 <発生場所> 津市美杉村太郎生地内山中	救助後、津市伊勢湾ヘリポートにて津市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 ————— 11:16 帰 隊 ————— 11:30 引 継 完 了 ————— 11:31	0:14
74	消火	R4.3.11(金)11:58 ○伊賀市消防本部 <発生場所> 伊賀市波敷野地内 波敷野棚田の展望所 南約20m	枯草から山林に延焼拡大中で防災ヘリによる空中消火の要請があったもの。 現場上空にて火災の状況を目視で確認し阿山第1運動公園にてバンビマックスを取付けたため池にて給水、消火活動を実施。 活動限界時間を迎えたため帰投する。 バンビマックスにて計20回(11,190ℓ)散水実施する。 出 動 ————— 12:37 場 外 離 陸 ————— 12:51現場上空確認 場 外 着 陸 ————— 13:08バンビマックス取付 場 外 離 陸 ————— 13:12 散 水 開 始 ————— 13:17 場 外 着 陸 ————— 14:12バンビマックス離脱 場 外 離 陸 ————— 14:16 帰 隊 ————— 14:34	1:48
75	救助(その他)	R4.3.13(日)14:14 ○熊野市消防本部 <発生場所> 熊野市須野町地内 神須ノ鼻(大鼻)	クライミング中の男性1名が8m滑落、負傷したとの通報により救助の要請があったもの。要救助者をレスキューストレッチャーにてピックアップし、機内収容する。 出 動 ————— 14:56 現 着 捜 索 ————— 15:23 救 助 開 始 ————— 15:33 救 助 完 了 ————— 16:11	1:15
76	救急救助からの移行	R4.3.13(日)14:14 ○熊野市消防本部 <発生場所> 熊野市須野町地内 神須ノ鼻(大鼻)	救助後、三重県広域防災拠点(紀南拠点)にて熊野市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 ————— 16:11 収 容 先 着 ————— 16:20 引 継 完 了 ————— 16:31 帰 隊 ————— 16:58	0:36

出動 件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行 時間
77	山岳	R4.3.17(木)15:35 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市北勢町 川原地内山中	山中で男性が倒れているとの通報に救助の要請があったもの。 現着後、要救助者の捜索活動を実施するも要救助者を発見するに至らず、活動 限界時間となり帰投する。 出 動 _____ 16:05 現 着 捜 索 _____ 16:25 活 動 終 了 _____ 17:30 帰 隊 _____ 17:48	1:43
78	消火	R4.3.20(日)07:56 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町大字菰野 鶯花荘跡	廃旅館から出火し、山林に延焼拡大の危険性があることから、防災ヘリによる空中 消火の要請があったもの。 現場上空にて火及び煙は目視できる山林への影響は見られず現場指揮本部へ 報告する。一旦場外離着陸場(三重用水菰野調整池)へ着陸。待機中、菰野町消防 本部から空中消火の必要なしとの連絡を受け帰投する。 出 動 _____ 08:53 水 利 確 認 _____ 09:06 場 外 着 陸 _____ 09:24 場 外 離 陸 _____ 10:11 帰 隊 _____ 10:26	0:45

三重県防災通信ネットワーク

第5 三重県防災通信ネットワーク

1 防災通信ネットワークの整備

災害対策基本法及び三重県地域防災計画に基づき、県民の生命、財産の確保及び社会秩序の維持を図るため、昭和49年に、県庁、県出先機関、市町村等防災関係機関、県有自動車等をネットワーク構成局とする防災行政無線（地上系）を整備した。

平成3年度に設備の老朽化や高度情報通信システム化へ対応するため、地上系幹線設備の更新と衛星系設備の新規導入を行い、平成7年の「阪神・淡路大震災」を教訓として県庁第2統制局、衛星可搬型地球局、県庁非常用発電機、衛星地球局（防災関係機関33局）を増設する等ネットワークの充実を図った。

平成17年度には地上系の周波数を60MHz帯から260MHz帯へ移行し、デジタル通信技術を活用した防災行政無線（260MHz帯都道府県デジタル総合通信システム）の再整備を行った。

また、高速データ通信が容易となるようにインターネットを利用して、安価な専用ネットワーク（有線系）を構築し、気象庁の「防災情報提供システム」から提供を受けた気象情報や地震情報などを、自動配信するシステムを新設した。

さらに、防災通信ネットワークの信頼性確保並びに高機能化を図るため、衛星系の設備更新に着手し、平成22年度に県内15消防本部に可搬型地球局を配備、平成25年度に県庁及び防災関係機関（一部を除く）に衛星系防災行政無線設備を更新した。

一方、東日本大震災や阪神・淡路大震災のような広域的な災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための広域的な活動拠点として、中勢防災拠点、東紀州防災拠点（紀北拠点）、東紀州防災拠点（紀南拠点）、伊勢志摩防災拠点、伊賀広域防災拠点及び北勢防災拠点の整備に合わせ、通信手段として防災通信ネットワークを整備した。

また、大規模災害時に医療機関との連携を強化するための通信手段として、災害拠点病院に防災通信ネットワークの地上系設備を整備した。

2 防災通信ネットワークの運用

現在、有線系及び地上系に自治体衛星通信機構が運営する地域衛星通信ネットワーク（衛星系）を加え、大規模災害時でも複数の通信手段を確保できるように運用している。

なお、令和3年度末での無線設備等設置箇所数は次のとおりである。〔第1表〕〔第2表〕〔第3表〕

第1表 防災行政無線箇所数一覧

(令和3年度末現在)

種 別 等	箇所数	設 置 場 所 等	
地 上 系 設 備	県 庁	1	県庁
	県 庁 舎 等	12	県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	県 地 域 機 関 係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、NPO班、動物愛護センター、四日市港管理事務所、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、宮川)
	市 町	43	全市町役場(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)
	消 防 本 部	15	全消防本部
	警 察 関 係	19	県警察本部、全警察署
	医 療 関 係	18	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部[県庁内ch使用]
	国 関 係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点
	報 道 関 係	3	NHK津、三重テレビ、FM三重
	ラ イ フ ラ イ ン 関 係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支店、NTT西日本三重支店、東邦ガス[長谷山中継所内渡し]
	中 継 所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面
	携 帯 型 及 び 車 載 型	128	県庁(36)、県庁舎等(88)、防災ヘリコプター管理事務所(3)、三重大学(勢水丸)
	計	294	
衛 星 系 設 備	県 庁	1	県庁
	県 庁 舎	9	県庁舎
	市 町	31	全市町役場
	消 防 本 部	15	全消防本部
	警 察 関 係	1	県警察本部
	医 療 関 係	4	総合医療センター、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部[県庁内ch使用]
	国 関 係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部

	県地域機関関係	11	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道（北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、宮川）、防災ヘリコプター管理事務所
	可搬型	24	県庁(2)、防災拠点(6)、消防本部(15)、防災ヘリコプター管理事務所(1)
	計	99	

第2表 有線系設備箇所数一覧

(令和3年度末現在)

種別等	箇所数	設置場所等	
有線系設備	県庁	1	県庁
	県庁舎等	12	県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	県地域機関関係機関	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点
	市町	39	全市町役場（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
	計	84	

第3表 防災ヘリコプター通信用無線設備箇所数一覧

(令和3年度末現在)

種別等	箇所数	設置場所等
中継所	5	消防学校、青山、朝熊、浅間、長尾
防災ヘリコプター	1	
携帯型	4	
計	10	

3 防災ヘリコプター通信用無線の整備

県では、東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生した場合、道路が寸断され孤立する地域が発生することが想定されることから、迅速な対応をするため、防災ヘリコプターを運航しており、平成4年度に県と防災ヘリコプター等との通信用無線設備を整備した。

平成28年度には使用周波数を60MHz帯から260MHz帯に移行し、260MHz帯デジタル方式での再整備を行い、平成29年度の新しい防災ヘリコプターの運航開始に合わせて運用を開始した。

4 市町村防災行政無線及び消防救急無線への活用

県では、市町村防災行政無線、消防救急無線等の整備費用の低減を図るため、市町の要望に応じ、防災通信ネットワークの活用を進めている。

(1) システム共用

防災通信ネットワークのシステムを共用した鳥羽市の市町村防災行政無線（移動系）が平成19年3月30日、全国に先駆けて開局し、市町村防災行政無線（移動系）が協力して、非常時の情報収集・伝達等が行えることとなった。

このシステムの共用化にあたっては、「非常時の通信に関する応援協定」及び「共用化に関する協定」を締結し、現在、次表のとおりとなっている。〔第4表〕

第4表 市町村防災行政無線（移動系）とのシステム共用

（令和3年度末現在）

自治体名	使用許可年月日	非常時の通信に関する応援協定	共用化に関する協定	使用する中継局数
鳥羽市	H19.3.20	H19.4.10 締結	H19.4.10 締結	1
大紀町	H20.3.24	H20.3.24 締結	H20.3.24 締結	1
名張市	H21.10.6	H21.3.10 締結	H21.3.10 締結	1
玉城町	H26.2.24	H26.3.26 締結	H26.2.3 締結	1

(2) 施設の共用

防災通信ネットワークの多重回線、局舎、空中線柱、非常用電源設備等を利用した市町村防災行政無線（同報系）等の整備は次表のとおりとなっている。〔第5表〕

第5表 市町村防災行政無線（同報系）

（令和3年度末現在）

自治体名	使用許可年月日	使用する中継局数
多気町	H20.7.16	1
松阪市	H21.3.10	1
津市	H22.2.3	4
尾鷲市	H26.4.1	1

また、消防救急無線の周波数移行及びデジタル方式化に対応するため、平成 19 年 7 月 25 日に三重県消防長会から要望のあった「将来における県防災行政無線施設の使用について」に基づく消防救急無線（共通波）の県域 1 ブロックでの共同整備（無線の広域化、無線の共同化）において、防災通信ネットワーク設備を利用している。

さらに、各消防本部が実施する消防救急無線（活動波）の周波数移行及びデジタル方式化での整備においても、防災通信ネットワーク設備を利用している。

5 市町村防災行政無線等の整備

市町において、住民への情報伝達手段として市町村防災行政無線（同報系）やコミュニティ FM 放送等を、また市町内及び関係機関との通信手段として市町村防災行政無線（移動系）や MCA 無線、IP 無線等の導入を行っている。

6 防災行政無線局無線従事者資格取得と現況

無線局の管理運用には無線従事者の配置が義務付けられていることから、無線従事者（第 3 級陸上特殊無線技士）養成講習会を開催し無線従事者の確保に努めている。

7 防災通信ネットワークの現状と課題

防災通信ネットワークの地上系及び有線系の再整備が平成 17 年度に、衛星系の再整備が平成 25 年度に完了した後も、新たに整備された防災拠点施設、災害拠点病院等について、防災通信ネットワークの整備を行った。また、防災ヘリコプター通信用無線設備については、平成 29 年度に 260MHz 帯でのデジタル化再整備とともに、ヘリコプターからのテレビ映像を電送するシステムの整備を行った。

平成 17 年に無線機器の規格が改正され、地上系の防災行政無線機器を新しい規格に適合させる必要があること及び令和 4 年度には前回の整備から 17 年が経過することから、安定かつ確実な運用を確保するために、地上系設備及び有線系設備について令和 4 年度までの予定で再整備を行っている。

衛星システムの管理運営を行う自治体衛星通信機構は、現行の第 2 世代システムの運営を原則令和 7 年度まで（可能な限りの延命化を図った場合でも最大令和 9 年度まで）で終了し、以降は第 3 世代システムと呼ばれる新規格のみを運営することとしているため、衛星系設備の更新を行う必要がある。

8 その他

非常災害時における、円滑な通信を確保するため、非常通信訓練及び非常通信実施体制の総点検を実施した。

保 安 行 政

第6 保安行政

1 高圧ガス指導事業

昭和26年に制定された高圧ガス取締法は、平成8年3月に抜本的改正が行われ、平成9年4月から高圧ガス保安法として施行された。

これは、材料、計装、検査技術といった保安管理技術の高度化の進展を背景とした近年の高圧ガス業務を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、事業者による自主保安体制の推進をめざしたものである。

この改正により、許可対象事業者の範囲の縮小、許可から届出への移行、届出対象の縮小といった各種の規制緩和が行われるとともに、従来行政が行ってきた各種検査についても民間事業者が行えるようになるなど、大幅な制度の見直しとなっている。

本県においても、これらの背景をふまえ、事業者による自主保安活動の推進を働きかけるなど、関係者と一致協力して保安レベルの一層の向上に努めるとともに、事故防止のための諸施策を講じている。

(1) 高圧ガス製造事業所

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造事業所の処理量別区分は〔第1表〕に、適用規則別の高圧ガス製造事業所数を〔第2表〕に示す。

第1表 高圧ガス製造事業所処理量別区分

	第一種製造者（許可）	第二種製造者（届出）
一般ガス	処理量100N m ³ /日以上 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気）については300N m ³ /日以上 ※第1種ガスとその他のガスが混在する場合については、所定の計算式により求められる値以上	処理量100N m ³ /日未満 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気）については300N m ³ /日未満 ※第1種ガスとその他のガスが混在する場合については、所定の計算式により求められる値未満
LPガス	処理量100N m ³ /日以上	処理量100N m ³ /日未満
冷凍	フロン冷媒、二酸化炭素冷媒 又はアンモニア冷媒 50トン/日以上 その他冷媒 20トン/日以上	フロン冷媒（不活性なもの） 20トン/日以上 50トン/日未満 フロン冷媒（不活性なもの以外）、二酸化炭素冷媒又はアンモニア冷媒 5トン/日以上 50トン/日未満 その他冷媒 3トン/日以上 20トン/日未満

第2表 高圧ガス製造事業所数

令和4年3月末現在

形態	適用規則	事業所数	合計
第一種製造	一般則	126	227
	液石則	61	
	一般・液石	12	
	コンビ則	28	
	冷凍則	106	
第二種製造	一般則	291	297
	液石則	6	
	一般・液石	0	
	冷凍則	1,526	

冷凍製造事業所を除く第一種製造事業所は県内に227事業所、第二種製造事業所は297事業所が存在する。

なお、冷凍製造事業所は、第一種製造事業所が106事業所、第二種製造事業所が1,526事業所と、合わせて1,632事業所である。(冷凍製造事業所は原則として、一冷凍施設を一事業所として扱っている。)

一方、移動式製造設備である高圧ガスタンクローリーの保有状況をみると、県内の35事業所に186台のタンクローリーがあり、その内訳は〔第3表〕のとおりとなる。液化石油ガスのタンクローリーで全体の4割を占めており、また、使用の本拠地の半数程度は四日市市にある。

第3表 ガス種別移動式製造設備数

令和4年3月末現在

高圧ガス名	車両台数(台)
液化石油ガス	72
液化酸素	15
液化アンモニア	6
液化窒素	40
液化炭酸ガス	11
液化アルゴン	14
液化天然ガス	28
合計	186

(2) 高圧ガス貯蔵所

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス貯蔵所の貯蔵量別区分は〔第4表〕のとおりである。ただし、第一種製造者が製造許可を受けて貯蔵する場合及び液化石油ガス法に基づいて貯蔵する場合は貯蔵所に含まれない。

第4表 高圧ガス貯蔵所貯蔵量区分

	第一種貯蔵所（許可）	第二種貯蔵所（届出）
一般ガス LPガス	貯蔵量1,000m ³ 以上 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気） については3,000m ³ 以上 ※第1種ガスとその他のガスが混在 する場合については、所定の計算 式により求められる値以上	貯蔵量300m ³ 以上1,000m ³ 未満 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気） については300m ³ 以上3,000m ³ 未満 ※第1種ガスとその他のガスが混在 する場合については、所定の計算 式により求められる値未満

注) 液化ガスについては、10kgを1m³とする。

(3) 特定高圧ガス消費者（届出）

特定高圧ガスは、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス及び液化塩素の6種類並びに特殊高圧ガス（ジシラン、ホスフィン、モノシラン、ジボラン、モノゲルマン、アルシン及びセレン化水素）の合計13種類が指定されている。

これらの圧縮水素を始めとする6種類の高圧ガスは、一定数量以上の貯蔵能力を有する貯蔵設備により貯蔵して消費する場合のみ特定高圧ガスとなり、その数量は〔第5表〕のとおりである。一方、特殊高圧ガスは他の高圧ガスより発火性、自燃性、爆発性及び強毒性を有していることから、消費量に関わらず厳しい消費基準が適用されている。

第5表 特定高圧ガス消費者となる貯蔵量

高圧ガスの種類	数 量
圧 縮 水 素	300m ³
圧 縮 天 然 ガ ス	300m ³
液 化 酸 素	3,000kg
液 化 ア ン モ ニ ア	3,000kg
液 化 石 油 ガ ス	3,000kg (一般消費者等が消費する場合は10,000kg)
液 化 塩 素	1,000kg
特 殊 高 圧 ガ ス	数量に関係なく全て

〔第6表〕には適用規則別の貯蔵所数及び特定高圧ガス消費事業所数を示している。県内に第一種貯蔵所は97事業所、第二種貯蔵所は198事業所ある。また、特定高圧ガス消費者は、県内で106事業所ある。

第6表 高圧ガス貯蔵所・特定高圧ガス消費事業所数

令和4年3月末現在

形態 \ 適用規則	一般則	液石則	一般+液石	合計
第一種貯蔵	65	22	10	97
第二種貯蔵	167	19	12	198
特定消費	61	40	5	106

(4) 高圧ガス販売事業所（届出）

高圧ガスの販売事業所は、一般ガスと液化石油ガスに大別される。一般ガス販売事業所では、冷媒用のフロン関係の販売事業所が一番多く、次に炭酸ガス、窒素の販売事業所となっている。また、溶断、溶接、雰囲気ガス用として酸素、アセチレン、アルゴン等を販売している事業所が多い。

なお、液化石油ガス販売事業所は、工業用途で販売を行う事業所であり、後述の一般家庭用販売事業所とは異なる。

高圧ガス保安法に基づく届出を行っている販売事業所数を〔第7表〕に示す。

第7表 高圧ガス販売事業所数

令和4年3月末現在

形態 \ 適用規則	一般則	液石則	一般+液石	冷凍則	合計
販売事業所	778	338	260	166	1,542

(5) 高圧ガス関係試験及び免状交付状況

高圧ガス保安法に基づき実施される試験には、製造保安責任者試験及び販売主任者試験がある。

製造保安責任者は、甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石、特別）、第一種、第二種及び第三種冷凍機械の9種類がある。また、販売主任者は第一種及び第二種販売主任者の2種類がある。

これらの試験に合格した者は、免状の交付を受けることができるが、これらの免状のうち、甲種化学、甲種機械及び第一種冷凍機械免状については、経済産業大臣が交付し、その他の免状については都道府県知事が交付することとなっている。なお、本県では平成10年度から免状交付事務を高圧ガス保安協会に委託している。

〔第8表〕に各年度の免状交付数を、〔第9表〕に高圧ガス関係試験実施状況を示す。

第8表 製造保安責任者・販売主任者免状交付数

(新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
乙種化学	34	39	52	26	28
乙種機械	136	79	120	50	120
丙種化学(液石)	30	29	38	19	40
丙種化学(特別)	99	86	89	45	74
第二種冷凍機械	38	47	16	14	23
第三種冷凍機械	65	59	50	36	71
第一種販売主任者	22	21	37	16	30
第二種販売主任者	98	76	79	80	67
合計	522	436	481	286	453

第9表 高圧ガス関係試験実施状況(三重県実施分)

		乙種 化学	乙種 機械	丙種 化学 (液石)	丙種 化学 (特別)	第二種 冷凍 機械	第三種 冷凍 機械	第一種 販売 主任者	第二種 販売 主任者	合計
平成 29 年度	受験者	90	264	79	169	64	121	30	138	955
	合格者	35	134	26	104	42	68	20	95	524
	合格率	38.9%	50.8%	32.9%	61.5%	65.6%	56.2%	66.7%	68.8%	54.9%
平成 30 年度	受験者	98	245	92	163	67	97	33	117	912
	合格者	41	83	29	82	43	63	23	74	438
	合格率	41.8%	33.9%	31.5%	50.3%	64.2%	64.9%	69.7%	63.2%	48.0%
令和 元 年度	受験者	99	293	120	178	51	114	44	142	1,041
	合格者	50	118	34	89	21	49	36	83	480
	合格率	50.5%	40.3%	28.3%	50.0%	41.2%	43.0%	81.8%	58.5%	46.1%
令和 2 年度	受験者	62	188	76	121	30	124	29	112	742
	合格者	26	49	18	47	14	33	16	68	271
	合格率	41.9%	26.1%	23.7%	38.8%	46.7%	26.6%	55.2%	60.7%	36.5%
令和 3 年度	受験者	72	264	79	132	38	150	46	107	888
	合格者	29	122	41	72	21	77	33	69	464
	合格率	40.3%	46.2%	51.9%	54.5%	55.3%	51.3%	71.7%	64.5%	52.3%

(6) 高圧ガス製造施設の保安検査

第一種製造事業者の高圧ガス製造施設は、県、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が実施する保安検査を原則として毎年1回受けなければならないが、その実施状況は〔第10表〕のとおりである。

なお、本県では、平成3年度からコールドエバポレーター（CE）のみを設置している事業所の保安検査（保安検査の周期は、3年に1回）は、高圧ガス保安協会が主として行っている。

冷凍に係る第一種製造施設の保安検査（保安検査の周期は、3年に1回）については、高圧ガス保安協会三重県冷凍教育検査事務所（以下「冷凍検査事務所」という）がその大半を行っている。また、自ら保安検査を行うことができるものとして経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という）も保安検査を実施している。（認定保安検査実施者の制度は、平成9年度から施行されている。）

県では保安検査時において、高圧ガス保安法の技術上の基準に適合していることの確認検査だけでなく、保安教育、訓練等のソフト面での助言、指導を行い、自主保安意識の向上に努めている。

第10表 年度別高圧ガス施設保安検査数

適用規則		年 度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
		県					
一 般 則	県	109	117	96	108	90	
	高圧ガス保安協会	9	13	13	9	9	
	指定保安検査機関	65	64	56	77	84	
液 石 則	県	37	39	40	37	37	
	指定保安検査機関	21	21	19	21	19	
コ ン ビ 則	県	49	47	50	54	41	
	高圧ガス保安協会	0	0	0	0	0	
	指定保安検査機関	7	7	8	7	6	
	認定保安検査実施者	60	59	59	62	59	
冷 凍 則	県	1	1	0	0	0	
	高圧ガス保安協会	38	37	35	32	27	
合 計		396	405	376	407	372	

(7) 高圧ガス事故

高圧ガス事故（容器喪失・盗難を除く。）は、19件であった。〔第11表〕

本県では高圧ガス各保安団体と協力し、製造事業所の自主保安・自己責任意識の高揚を図るほか、運搬者や販売店の指導、一般消費者に対する啓発活動を実施し、保安意識の向上に努めている。

第 11 表 年度別事故件数（容器喪失・盗難を除く。）

区分	製造所			販売所			貯蔵所			消費者			運搬中			合計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
29年度	19		1													19		1
30年度	22		1							1						23		1
令和 元年度	22						3									25		
2年度	18	1	1							1		1				19	1	2
3年度	10	1	1				2									12	1	1

(8) 高圧ガス移動車両路上点検

高圧ガス移動車両路上点検を、三重県内主要道路の 13 箇所を実施した。

高圧ガス移動車両 21 台の点検を実施し、違反車両が 2 台あり、違反事項についての改善報告を事業所に提出を求めた。

(9) 高圧ガス保安関係団体

本県の高圧ガス関係の保安団体は、〔第 12 表〕のとおりであり、県と連絡を密に取りながら各種講習会の開催、液化石油ガス販売店の指導等、各高圧ガス事業所の自主保安の推進のための事業を実施している。

なお、三重県高圧ガス地域防災協議会は平成 26 年 5 月 15 日付けで三重県高圧ガス安全協会に統合された。

第 12 表 高圧ガス保安関係団体一覧

(令和 4 年 3 月末現在)

団体名（所在地）	会員等 内容	会員数	電 話
三重県高圧ガス安全協会 四日市市馳出町3-29	コンビナート事業所 一般高圧ガス製造事業所 一般高圧ガス販売・貯蔵・ 消費事業所	217	059-346-1009
三重県高圧ガス溶材組合 四日市市馳出町3-29	一般高圧ガス販売事業所	33	059-346-1009
(一社)三重県LPガス協会 津市柳山津興369の2	液化石油ガス製造事業所 液化石油ガス販売店	410	059-227-6238
三重県冷凍設備保安協会 津市広明町323-1	冷凍製造事業所	51	059-228-2284

2 液化石油ガス指導事業

液化石油ガスは、石油、電気、都市ガスとともに国民生活に不可欠なエネルギーとして広く利用されているが、その反面消費者の不注意による事故も発生するため、消費者の保安を確保することが極めて重要な課題となっている。

こうした事故の防止を図るため、昭和 43 年 3 月に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」が施行され、消費者保安の確保を図ってきたところ、安全器具の普及等により事故の件数を大幅に減少させることができた。そこで、平成 8 年 3 月には、規制緩和・自主保安を念頭に置いた抜本的な改正が行われ、平成 9 年 4 月 1 日から施行された。

この法改正では、液化石油ガス販売事業の実態に即した規制体系とし、液化石油ガス販売事業を許可制から登録制への移行、一定の保安水準を確保するため保安機関制度の創設、バルク供給システムに関する制度の導入のほか、販売事業者の自主保安を促進するための認定販売事業者制度が創設され、高度な保安体制を確保した者については、規制の合理化が行われた。

特に、液化石油ガス販売事業者を消費者保安の総括的推進者として位置づけ、一般消費者等に対する保安啓発、供給設備・消費設備の点検調査、緊急時の対応等の義務を課している。

本県では、これら販売事業者への立入検査により、消費者の保安確保の充実を図るよう指導し、事故の防止に努めている。

(1) 販売事業者の状況

県内のみの販売所を設置して販売事業を行う者については県知事の登録、2 県以上にまたがって販売所を設置して販売事業を行う者にあつては経済産業大臣等の登録を受ける必要がある。なお、本県では、各地域防災総合事務所及び地域活性化局管内のみに販売所を設置して販売事業を行う者については地域防災総合事務所及び地域活性化局が、2 以上の地域防災総合事務所及び地域活性化局管内にまたがって販売所を設置して販売事業を行う者については消防・保安課が登録業務を行っている。

知事登録の販売所総数は 309 で、近年減少傾向にある。また、県下販売店の約 60% は消費者戸数 500 戸未満の比較的小規模な業者であり、容器の配送、供給設備・消費設備の定期点検調査についても外部業者に委託する傾向がある。

特定供給設備については、法改正以前は販売事業許可に含まれていたが、法改正により販売事業が登録制となったことから、特定供給設備ごとの許可となった。〔第 13 表〕〔第 14 表〕

第13表 液化石油ガス販売所等数

種別	年度				
	H29	H30	R元	R2	R3
販売所（知事登録）	413	395	319	318	309
特定供給設備	155	118	118	121	126

※特定供給設備

貯蔵能力が容器で3,000kg以上、貯槽で1,000kg以上である供給設備

第14表 管轄別販売事業者・販売所数

令和4年3月末現在

管轄	本庁	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	南勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
販売事業者	10	29	47	40	24	38	69	19	15	18	309
販売所	53	29	47	40	24	40	82	21	15	18	369

（県内に販売所を持つ国登録の事業者は除く）

（2）保安機関の認定

平成9年4月までに許可を受けていた販売事業者等については、保安機関の認定を受けなくても保安業務を行うことができたが、法改正による経過措置の期間が平成12年3月31日で終了したことにより、県内全ての販売事業者が自ら保安認定を受けるか又は委託することによって保安業務を行っている。

保安機関の認定は、県内の販売所に係る保安業務のみを行う者にあつては県知事の認定、販売所の保安業務を2県以上にまたがって行う者にあつては経済産業大臣等の認定を受ける必要がある。なお本県では、各地域防災総合事務所及び地域活性化局管内の販売所に係る保安業務のみを行う者にあつては地域防災総合事務所及び地域活性化局が、販売所の保安業務を2以上の地域防災総合事務所及び地域活性化局管内にまたがって行う者にあつては消防・保安課が認定業務を行っている。〔第15表〕

第15表 管轄別保安機関の認定数（事業者数）

令和4年3月末現在

管轄	本庁	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	南勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
保安機関	21	28	42	39	24	36	73	27	15	18	323

(3) 液化石油ガス設備士

昭和 54 年度から液化石油ガス設備士制度が設けられ、硬質管相互の接続作業等、災害発生防止のために重要とされる作業については、液化石油ガス設備士でないと従事できない。

本県では、液化石油ガス設備士免状の交付事務を平成 10 年度から高压ガス保安協会に委託している。〔第 16 表〕

第 16 表 液化石油ガス設備士免状交付数

(新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない)

年 度	H29	H30	R 元	R2	R3
交付数	77	60	55	37	65

(4) 液化石油ガス設備工事

学校、病院、料理飲食店等の多数の人が出入りする施設及び共同住宅に、貯蔵量 500kg を超える設備の設置工事等を行った場合には、県知事への届出が義務づけられている。〔第 17 表〕

また、一般消費者等のガス配管等の設備工事を行う業者は、特定液化石油ガス設備工事事業者としての届出をしなければならない。〔第 18 表〕

第 17 表 液化石油ガス設備工事届数

年 度	H29	H30	R 元	R2	R3
届出数	94	115	103	141	119

第 18 表 特定液化石油ガス設備工事事業者数

年 度	H29	H30	R 元	R2	R3
届出数	833	828	843	837	837

(5) 立入検査等の実施

販売事業者及び保安機関に対する立入検査は主に 2 人の LP ガス点検指導事務支援員が行っているほか、地域防災総合事務所及び地域活性化局による検査も随時実施している。〔第 19 表、第 20 表〕

支援員の指摘事項が最も多い保安業務では、定期点検が期日までに実施されていないことによる指摘が多い。

第19表 立入検査件数

年度	H29	H30	R元	R2	R3
販 売 所	417	407	402	375	378
特定供給設備	8	12	11	8	7
保 安 機 関	413	408	403	372	384
充てん設備	20	28	24	15	14
合 計	858	855	840	770	783

※件数はのべ数

第20表 支援員による立入検査結果

令和3年度

項 目		件 数	比率 (%)
立 入 検 査 販 売 所 数		365	—
うちA評価		104	28.5
うちB評価		164	44.9
うちC評価		97	26.6
指 摘 区 分	保 安 業 務	58	15.9
	供給設備の維持基準	22	6.0
	安全器具の更新率	18	4.9
	貯 蔵 施 設	8	2.2
	帳 簿 類	8	2.2

※件数はのべ数

指摘区分はC、D評価のワースト5を掲載

(6) 一般消費者等に係る事故発生状況

全国におけるLPガス事故の発生件数は、昭和50年代は毎年500件以上の事故が発生していたが、昭和61年から始まったマイコンメーター等の安全器具普及促進運動に伴って急激に減少し、平成9年には68件と最少の事故件数を記録した。しかし、その後、事故件数は増加に転じ、平成24年には260件にまで増加し、平成になって事故件数は最大となった。経済産業省は「液化石油ガス販売業者等保安対策指針」を策定し、事業者に対しては自主保安の更なる高度化を、行政に対しては保安規制の実効性の担保を求めた。

近年、事故件数は200件前後で推移しており、令和3年は事故件数が212件であった。また、負傷者数は20人と液石法が交付された昭和42年以降最も少ない数となっ

た。〔第 21 表〕

県内での L P ガス事故は年間数件程度で推移しており、平成 17 年以降死者が発生する事故は発生していない。〔第 22 表〕〔第 23 表〕

第 21 表 L P ガス事故件数（全国・三重県）

年		H29	H30	R 元	R2	R3
全 国	事故件数	195	212	203	198	212
	死者数	0	1	1	0	1
	負傷者数	50	46	29	31	20
三 重 県	事故件数	2	0	1	0	4
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	2	0	0	0	0

※暦年による集計

第 22 表 L P ガス事故原因別内訳（令和 3 年）

現 象 別 事 故 件 数	三 重 県	全 国
漏 え い	3	160
漏 え い 火 災 ・ 爆 発	1	52
C O 中 毒 ・ 酸 欠	0	0
合 計	4	212

※暦年による集計

第 23 表 県内 L P ガス事故の概要（令和 3 年）

事故の概要		件数
漏 え い	工事業者等が配管を棄損	2
	販売事業者の施工ミス	1
漏えい火災・爆発	保安機関のミス	1
C O 中毒・酸欠	-	0
合計		4

3 銃砲火薬類指導事業

火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、廃棄の各段階における指導を実施するとともに、火薬類保安協会が実施する各種講習会を通じて、取扱関係者の保安意識の高揚を図り、火薬類による事故発生の未然防止を図っている。

また、武器等製造法に基づき、猟銃等の製造所、販売所に対する指導を実施し、猟銃等の盗難防止等公共の安全確保に努めている。

(1) 銃砲、火薬類の許認可の状況

火薬類の製造、販売、譲渡、譲受、消費、廃棄については県知事の所管となっており、製造、販売については消防・保安課が、譲渡、譲受、消費、廃棄については各地域防災総合事務所又は各地域活性化局が事務処理を行っている。また、猟銃等の製造、販売については、消防・保安課が所管している。〔第24表〕〔第25表〕〔第26表〕〔第27表〕

第24表 火薬類製造所等の事業所数及び火薬庫等設置状況

区分		年度	H29	H30	R元	R2	R3
煙火製造所	仕掛打揚		3	3	3	3	3
	がん具用		0	0	0	0	0
	計		3	3	3	3	3
販売所	競技用紙雷管のみ		33	33	32	32	31
	その他		18	18	17	16	17
	計		51	51	49	48	48
火薬庫	一級		36	36	36	36	34
	二級		0	0	0	0	0
	三級		1	1	1	1	1
	実包		0	0	0	0	1
	煙火		16	16	16	16	15
	計		53	53	53	53	51
庫外貯蔵所	販売業者		7	7	6	6	7
	土木関係		3	3	3	3	3
	その他		30	30	30	30	30
	計		40	40	39	39	40

※煙火火薬庫の庫数に、がん具煙火貯蔵庫1棟を含めている。

第 25 表 火薬類の許可件数

区分		年度		H29	H30	R 元	R2	R3
		譲渡	譲受					
譲渡				2	3	3	4	2
譲受				88	76	79	79	75
消費	産業火薬			73	53	70	56	61
	煙火			139	135	130	35	0

第 26 表 火薬及び爆薬の消費状況

(消費量の単位：トン／年)

区分		年度		H29	H30	R 元	R2	R3
		事業者数	消費量					
鉱山	事業者数	0	0	0	0	0	0	0
	消費量	0	0	0	0	0	0	0
石灰岩	事業者数	3	3	3	3	3	3	3
	消費量	550	426	488	447	444		
土木	事業者数	7	5	6	5	8		
	消費量	95	77	297	20	102		
碎石	事業者数	25	24	24	27	26		
	消費量	164	222	245	259	259		
その他	事業者数	1	0	0	0	0		
	消費量	1	0	0	0	0		
合計	事業者数	36	32	33	35	37		
	消費量	810	725	1,030	726	805		

(小数点以下切り上げ)

第 27 表 猟銃等の製造所・販売所数

区分		年度		H29	H30	R 元	R2	R3
		製造所	販売所					
製造及び販売所				4	4	4	4	4
製造所				0	0	0	0	0
販売所				1	1	1	1	1

(2) 火薬類取扱保安責任者等試験

資格制度として甲、乙、丙種火薬類製造保安責任者及び甲、乙種火薬類取扱保安責任者があり、丙種火薬類製造保安責任者及び甲、乙種火薬類取扱保安責任者について県として年1回試験を行っていたが、昭和62年度から公益社団法人全国火薬類保安協会に委任し、実施されている。〔第28表〕

第28表 火薬類取扱保安責任者等試験実施状況

区分		年度	H29	H30	R元	R2	R3
丙種火薬類製造 保安責任者	受験者数(人)	3	2	0	1	0	
	合格者数(人)	2	2	0	1	0	
	合格率(%)	66.7	100	—	100	—	
甲種火薬類取扱 保安責任者	受験者数(人)	46	51	33	31	34	
	合格者数(人)	23	22	16	12	19	
	合格率(%)	50.0	43.1	48.5	38.7	55.9	
乙種火薬類取扱 保安責任者	受験者数(人)	17	15	14	15	14	
	合格者数(人)	3	8	7	7	4	
	合格率(%)	17.6	53.3	50.0	46.7	28.6	
合計	受験者数(人)	66	68	47	47	48	
	合格者数(人)	28	32	23	20	23	
	合格率(%)	42.4	47.1	48.9	42.6	47.9	

(3) 立入検査等の実施

火薬類の保管管理の徹底を図るため、製造施設及び火薬庫について毎年定期的に保安検査を行い、立入検査は消費者については年2回、販売業者、製造業者については年1回実施している。〔第29表〕〔第30表〕

第 29 表 火薬類製造業者等立入検査の実施状況

区分 \ 年度	H29	H30	R 元	R2	R3
製 造 業 者	4	4	4	3	1
販 売 業 者	16	15	13	10	11
消 費 者	48	45	47	43	125
火 薬 庫	70	69	64	57	55
販売業者の庫外貯蔵所	8	11	11	5	4
消費者の庫外貯蔵所	4	4	4	3	2

第 30 表 火薬類製造業者等の違反件数

区分 \ 年度	H29	H30	R 元	R2	R3
製 造 業 者	0	0	0	0	0
販 売 業 者	6	3	0	0	0
消 費 者	0	0	0	0	0

4 電気工事業等指導事業

電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気用品安全法の規則にもとづき、電気工事に従事する者の免状の交付と電気工事業の登録等を実施し、さらに電気工事業者及び電気用品販売業者への立入検査を行うことにより、電気工作物及び電気用品に関する事故発生の未然防止を図っている。〔第31表〕〔第32表〕〔第33表〕〔第34表〕〔第35表〕

第31表 第一種電気工事士免状交付状況

区分 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
試験合格者	108	96	121	97	167
講習修了者	0	0	0	0	0
認定によるもの	26	24	34	13	21
計	134	120	155	110	188
累計	10,123	10,243	10,398	10,508	10,696

第32表 第二種電気工事士免状交付状況

区分 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
試験合格者	913	1,043	942	834	1,232
養成施設修了者	2	2	4	4	1
認定によるもの	0	0	0	0	0
計	915	1,045	946	838	1,233
累計	32,044	33,089	34,035	34,873	36,106

第33表 電気工事業者登録及び届出

区分 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
登録数	222	208	205	272	214
通知数	0	0	2	0	3
みなし登録数	54	30	27	40	45
計	276	238	234	312	262
登録・届出者数	1,826	1,828	1,846	1,836	1,878

(注) 登録には登録更新分が含まれている。

第34表 電気工事業者立入検査等実施状況

区分 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
立入検査件数	6	6	8	0	0
指導件数	5	6	8	0	0
現地調査件数	158	174	156	167	175

第 35 表 電気用品販売業者立入検査実施状況

区分 \ 年度	H29	H30	R 元	R2	R3
立 入 検 査 件 数	13	14	16	5	15
指 導 件 数	0	0	0	0	0

消 防 教 育 訓 練

第7 消防教育訓練

1 教育訓練

教育訓練の目的を達成するため、次に掲げる教育理念に基づき、各教育課程に応じた教育訓練を実施した。

- 1 消防防災の本質と責務及び基本理念を正しく認識させる。
- 2 消防防災活動に必要な規律と節度及び協調性を養成する。
- 3 豊かな人間性、公正明朗な品性と良識を涵養する。
- 4 強靱な体力、気力の錬成と敏活な行動力を養成する。
- 5 社会情勢の変化に即応できる高度な専門的知識と技術を修得させる。
- 6 寮生活を通じ、消防人として必要な協同精神と集団行動の重要性を体得させる。
- 7 地域社会の消防防災活動等に貢献できる人材を育成する。

第1表 教育訓練課程

対象	教育課程		目的	
消防職員	初任	初任科	令和3年4月1日付け新規採用者等を対象に、消防職員として必要な知識・技術全般にわたる基礎教育を行い、また各種講習等を実施して資格の取得を図る。	
	専科	警防科	警防課程	警防業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
		火災調査科	火災調査課程	火災調査担当者として必要な法令や調査技術等に関する専門的知識・技術を習得させ、資質の向上を図る。
		特殊災害科	特殊災害課程	化学物質、NBC災害等の消防対策に必要な専門的知識・技術を修得させ、資質の向上を図る。
		救助科	救助課程	救助業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。また救助隊員の資格を付与する。
			水難救助課程	水難救助業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
	救急科	救急課程	救急業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。また救急隊員の資格を付与する。	
	幹部	中級幹部科		中級幹部として必要な識見と管理能力及び幹部として相応しい人格と指導力を養う。
		上級幹部科		上級幹部として必要な識見と管理能力及び幹部として相応しい人格と指導力を養う。
	特別	指揮課程		指揮者として必要な現場指揮能力及び専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
		指導救命士課程		救急救命士・救急隊員の教育指導及び再教育等を担う人材の育成を図る。
気管挿管追加講習(ビデオ喉頭鏡)		短期の講習、研修により専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。		
水難救助教育指導者養成講習		水難救助課程教育にかかる指導者の養成を図る。		
気管挿管フォローアップ研修		短期の講習、研修により専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。		
一日入校等		AFT訓練など		
消防団員	普通	普通科	消防団員に必要な基礎的知識と技能を修得させ、資質の向上を図る。	
	指揮幹部	現場指揮課程	班長、部長の階級の者に対して、必要な知識と技術、指揮監督能力等の向上を図る。	
		分団指揮課程・指導員科	副分団長以上の階級の者に対して、訓練担当指導員として必要な知識と技術、指揮力等の向上を図る。	
	特別	機関員科	消防団の機関員として必要な基礎的知識と技術及び緊急自動車安全運行要領を修得させ、資質の向上を図る。	
一日入校等		AFT訓練及び警防技術を修得させる。		
その他	自衛消防隊員		自衛消防隊員として必要な消防防災の知識と技能を修得させ、資質の向上を図る。	
	少年消防クラブ員・子ども会等研修		少年消防クラブ員や子ども会等に対して、消防業務に必要な知識や技術の体験を通じ、防災意識の向上を図る。	
	一般防災教育等		要請のあった市町及び企業等の消防防災担当または一般住民等に対し、消防防災の知識及び技能の修得を図る。	

第2表 令和3年度教育訓練実施状況

R4.3.31

対象	教育課程		実日数 (日)	教育時間 (延時間)	修了者数 (人)	実施期間等		
消防職員	初任	初任科	120	836	61	R3.4.6~R3.12.3		
	専科	警防科	警防課程	10	70	27	R4.1.31~R4.2.10	
		火災調査科	火災調査課程	10	70	34	R4.1.24~R4.2.4	
		特殊災害科	特殊災害課程	5	35	18	R4.2.14~R4.2.22	
		救助科	水難救助課程	10	70	13	R3.5.24~R3.6.4	
			救助課程	22	154	31	R3.8.23~R3.9.22	
	救急科	救急課程	38	280	63	R3.8.18~R3.10.12		
	幹部	中級幹部科	7	49	23	R4.2.24~R4.3.4		
		上級幹部科	4	28	14	R4.1.11~R4.1.14		
	特別	指揮課程		5	35	20	R3.12.13~R3.12.17	
		指導救命士課程		1	7	22	R3.4.20(第3期後期日程)	
		指導救命士課程		10	70	22	R3.5.10~R3.5.21	
		気管挿管追加講習(ビデオ喉頭鏡)		2	14	12	R3.7.13~R3.7.14	
		水難救助課程指導者養成講習		27	189	11	随時実施	
		気管挿管フォローアップ研修①		1	7	14	R3.6.25	
気管挿管フォローアップ研修②		1	7	11	R3.12.24			
一日入校等				801				
小計			273		1,197			
消防団員	普通	普通科	2	14	17	R3.6.26~R3.6.27		
	指揮幹部	現場指揮課程①		2	14	18	R3.10.30~R3.10.31	
		現場指揮課程②		2	14	19	R3.12.11~R3.12.12	
		現場指揮課程③		2	14	0	中止	
		分団指揮課程・指導員科①		2	14	16	R3.10.9~R3.10.10	
		分団指揮課程・指導員科②		2	14	19	R3.10.23~R3.10.24	
	特別	機関員科		2	17	7	R4.2.19~R4.2.20	
一日入校等				634				
小計			14		730			
その他関係者	自衛消防隊員	一般	2	14	14	R3.12.20~R3.12.21		
		特定	3	21	8	R4.1.19~R4.1.21		
	県職員新規採用研修		1	7	0	中止		
	少年消防クラブ員、子ども会等研修				116			
	一般防災教育等				171			
小計			6		309			
合計			293		2,236			
その他の施設利用者数(人)					1,279	合計	3,515	

第3表 消防学校修了者数推移状況

区分	年度	年度							累計
		S31~H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
消防職員	初任科	24,553	102	80	76	72	76	61	32,955
	専科		217	194	190	173	203	186	
	幹部		53	66	52	63	49	37	
	特別		967	1,224	1,306	1,353	689	913	
	小計		1,339	1,564	1,624	1,661	1,017	1,197	
消防団員	普通科	64,315	26	29	30	30	0	17	69,385
	幹部科		97	76	75	72	42	37	
	指導員科		36	46	40	37	0	35	
	機関員科		22	21	23	19	11	7	
	その他		1,064	565	701	961	317	634	
小計	1,245	737	869	1,119	370	730			
その他	自衛消防隊員	20,649	91	76	55	48	15	22	24,442
	県職員		142	113	114	128	0	0	
	その他		619	690	782	459	152	287	
	小計		852	879	951	635	167	309	
合計		109,517	3,436	3,180	3,444	3,415	1,554	2,236	126,782

第4表 消防職員教育訓練修了者数（平成29～令和3年度）

課程	初任科						警防科警防課程						予防査察科予防査察課程					
	年度	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3
津市	9	10	8	10	2	39	4	3	4	3	4	18		2		2		4
四日市市	15	9	9	14	14	61	3	3	3	3	3	15		3		3		6
伊勢市	10	11	10		2	33	2	2	2	1	2	9		2		2		4
桑名市	5	6	7	12	6	36	2	2	1	2	1	8		1		2		3
鈴鹿市	8	4	7	5	7	31	2	2	2	2	1	9		2		2		4
亀山市	4	3	1	4	2	14		1		1	1	3		1		1		2
鳥羽市	1	2	2	1	2	8	1	1	1	1	1	5		1				1
熊野市	1	2	2	2	1	8								2		2		4
三重紀北	5	4	3	2	2	16	1	2	1	2	3	9		1		1		2
伊賀市	2	3	3	2	2	12	1	1		2	1	5		1		2		3
名張市	3	6	3	2		14								1		1		2
松阪地区	12	5	11	8	13	49	4	4	4	4	4	20		4		4		8
志摩市※	3		6	6	3	18	2	2	2	3	3	12		2		3		5
菰野町	2	6		3	2	13		1		1	1	3				1		1
紀勢地区		5		5	3	13	3	1			2	6		2				2
その他																		
防災航空隊																		
県外																		
計	80	76	72	76	61	365	25	25	20	25	27	122		25		26		51

課程	火災調査科火災調査課程						危険物科危険物課程						特殊災害科特殊災害課程					
	年度	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3
津市	4		4		2	10		1		1		2	2			2	2	6
四日市市	3		3		4	10		1		1		2	1			1	1	3
伊勢市	2		2		2	6		2		2		4	2			2	2	6
桑名市	1		1		2	4		1				1					2	2
鈴鹿市	2		2		2	6		2		2		4	2			2	1	5
亀山市			1		1	2		1		1		2						
鳥羽市	1		1		1	3		1		1		2	1			1	1	3
熊野市	2		2		2	6												
三重紀北	1		1		1	3		1		1		2	1			1	1	3
伊賀市	1		2		2	5				2		2	1				1	2
名張市	2		2		2	6		1		1		2	1			1	1	3
松阪地区	4		4		4	12		2		2		4	2			2	2	6
志摩市※	2		2		3	7		2				2	2			2	2	6
菰野町	1				1	2		1				1	1			1	1	3
紀勢地区	2		4		5	11							1			1	1	3
その他																		
防災航空隊																		
県外																		
計	28		31		34	93		16		14		30	17			16	18	51

※R元年度、R2年度は2か年で実施。

課程	救助科救助課程						救助科水難救助課程						救急科救急課程					
	年度	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3
津市	4	4	4	3	4	19	2	3	2	2	2	11	9	10	8	10	3	40
四日市市	3	3	3	3	3	15	2	3	3	3	3	14	15	9	9	14	14	61
伊勢市	2	2	2	2	4	12	2	3	4	3	2	14	10	10	10		2	32
桑名市	2	2	2	2	1	9	1	1	1	1	1	5	5	6	7	12	6	36
鈴鹿市	2	2	2	2	1	9	1	2	2	2	1	8	8	4	7	5	7	31
亀山市	1	2	2	1	1	7							4	3	1	4	2	14
鳥羽市	1	1	1	1	1	5	1	1		1	1	4	1	2	2	1	2	8
熊野市				1	1	2							1	2	2	2	1	8
三重紀北	3	3	3	3	3	15	1	1	1		1	4	5	4	3	2	2	16
伊賀市	1	1	1	2	1	6							2	3	3	2	2	12
名張市	1	2	1	1	2	7							3	6	3	2		14
松阪地区	4	4	4	4	4	20	2	3	3	2		10	12	5	11	8	13	49
志摩市※	2	2	2	3	3	12	2	2	2	2	2	10	3		6	6	3	18
菰野町	1	1	1	1	1	5							2	6		3	2	13
紀勢地区	3	1	3		1	8								5		5	3	13
その他													1			1	1	3
防災航空隊																		
県外									1			1						
計	30	30	31	29	31	151	14	19	19	16	13	81	81	75	72	77	63	368

課程	初級幹部科						中級幹部科						上級幹部科					
	年度	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3
津市	2	1	1	1		5	2	1	1	1	2	7	2		1		1	4
四日市市	4	4	4	4		16	1	1	1	1	1	5	1		1		1	3
伊勢市	2	2	2	2		8	2	2	2	2	2	10	2		2		2	6
桑名市	3	2	2	2		9	2	1	2	2	2	9						
鈴鹿市	2	2	2	2		8	2	2	2	2	1	9	1		2		1	4
亀山市	1	1	1			3		1	1		1	3					1	1
鳥羽市	1	1	1	1		4	1	1	1	1	1	5			1		1	2
熊野市	1		1	1		3	1					1						
三重紀北	1	2	2	2		7	2	1	2	2	3	10	1		1		1	3
伊賀市	1	1	1	2		5	1	1	1	2	1	6						
名張市	2	2	1	3		8	4	4	4	2		14						
松阪地区	4	4	4	4		16	4	4	4	4	4	20	2		2		2	6
志摩市※	2	2	2	2		8	2	2	2	2	2	10	1		1		1	3
菰野町							1		1		1	3						
紀勢地区	3	3	1			7	2	4	2	2	2	12			1		3	4
その他																		
防災航空隊																		
県外																		
計	29	27	25	26		107	27	25	26	23	23	124	10		12		14	36

課程	指揮課程						はしご自動車講習						気管挿管講習						
	年度	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3	小計
津市	2	2	2	1	1	8		2		2		4							
四日市市	1	1	1	1	1	5		1		1		2							
伊勢市	2	2	2	2	2	10		2		2		4							
桑名市				1	1	2													
鈴鹿市	2	2	2	2	1	9		2		2		4							
亀山市	1					1				4		4							
鳥羽市	1	1	1	1	1	5		1		1		2							
熊野市	2	1	2	1	2	8													
三重紀北	3	3	2	2	2	12		1		1		2							
伊賀市	1	1	1	2		5													
名張市	2	2	2	1	1	8		1		1		2							
松阪地区	2	2	2	2	2	10		2		2		4							
志摩市※	2	2	2	2	2	10													
菰野町	2	1	1	1	1	6		1		1		2							
紀勢地区	2	2	2		3	9													
その他																			
防災航空隊																			
県外																			
計	25	22	22	19	20	108		13		17		30							

課程	救急救命士ブラッシュアップ講習						気管挿管追加講習（ビデオ喉頭鏡）						救急救命士処置拡大講習						
	年度	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3	小計
津市	3		2			5	2	2	2	1	1	8							
四日市市	4		6			10	1	1	1	1	1	5		4					4
伊勢市	4		4			8	1	1	1	1	1	5		5					5
桑名市							1		1	1	1	4							
鈴鹿市			4			4	2	2	1	1		6		3					3
亀山市	2					2	1	1	1			3							
鳥羽市	1		1			2	1	1		1		3							
熊野市			1			1													
三重紀北	2		2			4													
伊賀市			1			1	2			2	2	6		3					3
名張市			3			3	2	1	1	1	1	6		1					1
松阪地区	5		4			9	3	3	3	3	3	15		7					7
志摩市※	3		3			6	2	2	2	2	2	10		4					4
菰野町			3			3	2					2		1					1
紀勢地区	3		2			5	1	1	1	1		4							
その他																			
防災航空隊																			
県外																			
計	27		36			63	21	15	14	15	12	77		28					28

課程	水難救助教育指導員養成講習						ブラッシュアップ指導者講習						指導救急救命士課程						
	年度	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3	小計
津市	2	2	2	2	2	10								2	2	2		4	10
四日市市	2	1	1	1	1	6								2	2	2		4	10
伊勢市	1	1	1	1	1	5								2	1	2		4	9
桑名市	1	1	1	1	1	5								1	1	1		3	6
鈴鹿市	1	1	1	1	1	5								2	2	2		4	10
亀山市														2	2	1		2	7
鳥羽市	1	2	2	1	1	7								1	1	1		2	5
熊野市														1	1	1		2	5
三重紀北	2	1	1	1	1	6								1	1	2		4	8
伊賀市														1	1	1		3	6
名張市																2		4	6
松阪地区	3	2	2	2	2	11								2	2	2		4	10
志摩市※	1	1	1	1	1	5								2	2	2		2	8
菰野町																		1	1
紀勢地区														1	1	1		1	4
その他																			
防災航空隊																			
県外																			
計	14	12	12	11	11	60								20	19	22		44	105

※R2年度の分をR3年度に実施。

課程	気管挿管フォローアップ研修						年度別計						県内 消防本部 職員数A	割合 B/A	合計 B
	年度	H29	H30	R元	R2	R3	小計	H29	H30	R元	R2	R3			
津市	2	2	2	2	2	10	53	47	45	43	32	220	366	0.60	220
四日市市	1	1	1	1	1	5	59	47	48	52	52	258	367	0.70	258
伊勢市	2	2	2	2	1	9	48	50	48	24	29	199	199	1.00	199
桑名市	1	1	1	1	1	5	25	25	27	39	28	144	256	0.56	144
鈴鹿市	2	2	2	2	2	10	39	36	40	34	30	179	205	0.87	179
亀山市	2	2	2	2	2	10	18	18	11	18	13	78	86	0.91	78
鳥羽市	2	3	1	1	1	8	16	20	16	14	16	82	46	1.78	82
熊野市	1	2	2	2	1	8	10	10	13	11	10	54	79	0.68	54
三重紀北					1	1	29	25	24	20	25	123	107	1.15	123
伊賀市	6	4	4	4	5	23	20	20	18	24	20	102	172	0.59	102
名張市	2	2	2	2	1	9	22	29	24	18	12	105	118	0.89	105
松阪地区	2	2	3	3	3	13	67	55	63	54	60	299	285	1.05	299
志摩市※	2	2	2	2	2	10	33	27	37	36	31	164	145	1.13	164
菰野町					1	1	12	18	6	12	12	60	56	1.07	60
紀勢地区	2	2	3	1	1	9	23	27	20	15	25	110	89	1.24	110
その他			7			7	1		7	1	1	10			
防災航空隊															
県外									1			1			
計	27	27	34	25	25	138	475	454	448	415	396	2,188	2,576	0.85	2,177

附 表

(附表1) 消防の概要

区分 市町等名		消防本部等					消防団			消防ポンプ		
		消防本部数	消防署数	出張所等数	消防吏員数	普通自動車ポンプ数	分団数	団員数	普通自動車ポンプ数	整備数	算定数	比率 (%)
市	津市	1	4	9	364		73	2,022	21	139	139	100.0
	四日市市	1	3	8	375	8	25	543	25	41	41	100.0
	伊勢市	1	1	6	200	1	22	515	3	53	53	100.0
	松阪市						49	1,224	0	109	163	66.9
	桑名市	1	3	5	254	9	25	643	2	35	35	100.0
	鈴鹿市	1	2	4	213	6	24	463	3	35	35	100.0
	名張市	1	1	2	116	5	9	419	4	59	58	101.7
	尾鷲市						15	191	1	21	23	91.3
	亀山市	1	1	2	81	3	13	390	1	46	46	100.0
	鳥羽市	1	1	1	47	1	9	468	6	40	40	100.0
	熊野市	1	1	3	80	5	12	363	0	47	47	100.0
	いなべ市						14	322	13	30	29	103.4
	志摩市	1	1	5	146	1	29	653	0	69	69	100.0
	伊賀市	1	1	7	174	9	11	1,374	5	125	158	79.1
桑名郡	木曾岬町						5	82	0	5	5	100.0
員弁郡	東員町						4	93	3	7	7	100.0
三重郡	菰野町	1	1		57	1	7	160	10	14	14	100.0
	朝日町						6	61	0	7	7	100.0
	川越町						11	112	0	11	11	100.0
多気郡	多気町						8	316	0	29	32	90.6
	明和町						6	212	0	30	32	93.8
	大台町						10	323	0	39	39	100.0
度会郡	玉城町						4	63	0	6	6	100.0
	度会町						6	165	1	55	55	100.0
	大紀町						7	263	3	40	40	100.0
	南伊勢町						9	552	0	37	37	100.0
北牟婁郡	紀北町						10	346	0	33	37	89.2
南牟婁郡	御浜町						4	124	3	9	9	100.0
	紀宝町						4	160	1	22	22	100.0
消防組合	三重紀北消防組合	1	3	1	106	5						
	松阪地区広域消防組合	1	4	5	292	10						
	志摩広域消防組合											
	紀勢地区広域消防組合	1	1	3	88	4						
合計		15	28	61	2,593	68	431	12,622	105	1,156	1,252	92.3

※「消防本部等」、「消防団」の項は、令和4年度消防防災震災対策現況調査による。(令和4年4月1日現在)

※「消防ポンプ」、「消防水利」の項は、令和4年度消防施設整備計画実態調査による。(令和4年4月1日現在)

※「令和2年度消防費」の項は、令和2年度地方財政状況調査(令和2年4月1日現在)、「令和3年度消防費」の項は、令和3年度地方財政状況調査(令和3年4月1日現在)による。

※「令和2年度消防費」、「令和3年度消防費」の項中、【消防費に係わる基準財政需要額】は、合併市町村については、単純積算による。

※「消防費歳出決算額」の項の()書きは、組合分と市町分が重複した合計。

※「人口1人当たりの消防費」及び「1世帯当たりの消防費」は、令和2年度については令和3年1月1日現在の、令和3年度については令和4年1月1日現在の住民基本台帳に基づく合計で割った額。

(附表1) 消防の概要(続き)

区分 市町等名	消防水利			令和2年度消防費				
	整備数	算定数	比率 (%)	決算額 (千円)	要する 消防費 (千円)	人口 1人 当たり (千円)	1世帯 当たり (千円)	
市	津市	4,763	5,443	87.5	3,940,181	3,525,724	14.3	31.1
	四日市市	2,963	3,299	89.8	4,927,096	3,464,198	15.8	34.7
	伊勢市	1,004	1,658	60.6	2,309,069	1,617,398	18.6	41.4
	松阪市	1,750	2,098	83.4	2,796,365	2,011,872	17.3	37.7
	桑名市	1,757	2,204	79.7	3,042,941	1,692,227	21.5	50.7
	鈴鹿市	1,653	2,124	77.8	2,787,196	2,039,722	14.0	31.9
	名張市	1,025	1,214	84.4	1,282,108	932,395	16.5	37.1
	尾鷲市	360	411	87.6	476,277	314,116	27.7	51.4
	亀山市	643	943	68.2	1,049,072	711,531	21.2	48.4
	鳥羽市	447	486	92.0	1,069,464	320,591	59.3	127.5
	熊野市	205	578	35.5	800,046	342,023	48.8	91.3
	いなべ市	136	343	39.7	1,228,480	776,648	27.1	65.6
	志摩市	611	916	66.7	1,429,926	866,001	29.6	62.8
	伊賀市	1,493	2,330	64.1	1,679,841	1,340,344	18.7	41.4
桑名郡	木曽岬町	962	1,222	78.7	160,708	131,248	25.9	63.6
員弁郡	東員町	377	426	88.5	593,731	390,621	22.9	59.5
三重郡	菰野町	758	798	95.0	693,314	556,947	16.6	41.3
	朝日町	104	98	106.1	167,804	198,634	15.3	40.0
	川越町	272	231	117.7	337,123	254,779	22.1	49.2
多気郡	多気町	84	94	89.4	348,237	298,007	24.3	60.7
	明和町	350	438	79.9	350,782	353,263	15.2	37.9
	大台町	308	453	68.0	476,142	242,307	53.2	115.0
度会郡	玉城町	145	336	43.2	499,384	261,755	32.5	85.8
	度会町	123	264	46.6	184,245	178,273	23.0	59.8
	大紀町	229	223	102.7	1,068,303	233,358	131.5	270.0
	南伊勢町	276	377	73.2	614,798	290,689	51.3	105.6
北牟婁郡	紀北町	491	575	85.4	1,189,390	335,069	77.9	148.7
南牟婁郡	御浜町	149	400	37.3	251,709	176,472	30.1	60.4
	紀宝町	164	274	59.9	313,188	239,423	29.2	60.1
消防組合	三重紀北消防組合				551,875			
	松阪地区広域消防組合				2,596,986			
	志摩広域消防組合				964,601			
	紀勢地区広域消防組合				743,863			
合計	23,602	30,256	78.0	36,066,920 (40,924,245)	24,095,635	20.0	44.7	

※「消防本部等」、「消防団」の項は、令和4年度消防防災震災対策現況調査による。(令和4年4月1日現在)

※「消防ポンプ」、「消防水利」の項は、令和4年度消防施設整備計画実態調査による。(令和4年4月1日現在)

※「令和2年度消防費」の項は、令和2年度地方財政状況調査(令和2年4月1日現在)、「令和3年度消防費」の項は、令和3年度地方財政状況調査(令和3年4月1日現在)による。

※「令和2年度消防費」、「令和3年度消防費」の項中、【消防費に係わる基準財政需要額】は、合併市町村については、単純積算による。

※「消防費歳出決算額」の項の()書きは、組合分と市町分が重複した合計。

※「人口1人当たりの消防費」及び「1世帯当たりの消防費」は、令和2年度については令和3年1月1日現在の、令和3年度については令和4年1月1日現在の住民基本台帳に基づく合計で割った額。

令和3年度消防費				人口 (令和4年1 月1日現在)	世帯数 (令和4年1 月1日現在)
(決消 算防 費 額 歳 出 千 円)	(要る消 額基防 準費 財に 政係 需わ 千 円)	(り人 の口 の消 一 防 費 当 た 千 円)	(消一 千防 円費 世 帯 当 り の)		
3,653,651	3,587,583	13.3	28.8	274,065	126,922
5,215,508	3,455,583	16.8	36.6	309,825	142,498
2,686,489	1,625,703	21.8	48.1	123,189	55,885
2,821,238	2,028,815	17.6	38.0	160,624	74,234
2,655,502	1,729,529	18.9	44.1	140,134	60,278
2,665,463	2,068,034	13.5	30.5	197,512	87,528
1,095,840	932,490	14.2	31.6	76,909	34,663
486,702	311,372	29.0	53.2	16,802	9,145
890,627	732,385	18.0	40.9	49,438	21,778
860,115	312,495	48.7	103.4	17,648	8,319
812,928	342,599	50.5	93.6	16,112	8,686
1,061,253	802,913	23.6	56.8	44,919	18,685
1,629,008	850,660	34.5	72.1	47,272	22,599
1,702,800	1,372,398	19.3	42.2	88,325	40,336
198,459	154,674	32.6	79.4	6,081	2,500
432,293	407,967	16.7	43.1	25,891	10,041
719,433	575,312	17.3	42.5	41,476	16,916
150,726	230,829	13.6	35.4	11,071	4,260
478,270	278,823	30.9	67.9	15,477	7,048
345,829	307,499	24.4	60.3	14,176	5,735
328,186	362,583	14.3	35.0	22,991	9,371
427,724	249,175	49.1	105.2	8,710	4,065
687,685	276,167	45.0	117.8	15,271	5,836
522,078	199,813	66.2	169.9	7,892	3,072
1,302,472	232,175	165.4	334.8	7,875	3,890
568,929	288,253	48.9	99.3	11,637	5,727
619,086	335,568	41.8	79.0	14,824	7,839
317,005	192,407	38.5	76.6	8,237	4,137
315,794	245,419	29.8	60.6	10,585	5,213
628,062					
2,630,529					
723,582					
35,651,093 (39,633,266)	24,489,223	20.0	44.2	1,784,968	807,206

(附表2) 令和3年 市町別火災発生件数及び火災による損害額

区分 市町		建物火災		林野火災		車両火災		船舶火災		航空機火災	
		件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額
市	津市	44	160,745	3	0	12	11,198	0	0	0	0
	四日市市	36	105,970	1	0	10	5,147	0	0	0	0
	伊勢市	12	394,096	0	0	1	1,901	0	0	0	0
	松阪市	35	160,053	0	0	8	4,668	0	0	0	0
	桑名市	15	105,099	2	0	6	1,859	0	0	0	0
	鈴鹿市	32	99,950	3	0	7	1,898	0	0	0	0
	名張市	10	6,650	1	0	0	269	0	0	0	0
	尾鷲市	2	659	0	0	2	274	0	0	0	0
	亀山市	4	1,139	0	0	6	6,142	0	0	0	0
	鳥羽市	7	61,134	1	0	0	0	0	0	0	0
	熊野市	2	5,302	2	774	1	34	0	0	0	0
	いなべ市	10	9,196	1	0	0	0	0	0	0	0
	志摩市	14	54,860	0	0	0	180	1	500	0	0
	伊賀市	24	45,214	5	299	8	4,857	0	0	0	0
	市計	247	1,210,067	19	1,073	61	38,427	1	500	0	0
町	木曾岬町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	東員町	7	10,624	0	0	1	82	0	0	0	0
	菰野町	5	6,226	0	0	3	1,533	0	0	0	0
	朝日町	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	川越町	1	7	0	0	2	2,390	0	0	0	0
	多気町	2	9,694	0	0	1	12	0	0	0	0
	明和町	2	2,647	0	0	0	48	0	0	0	0
	大台町	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	玉城町	2	1,969	1	0	0	0	0	0	0	0
	度会町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大紀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南伊勢町 (旧南勢町)	3	3,532	0	0	1	200	0	0	0	0
	南伊勢町 (旧南島町)	1	66	0	0	0	0	1	800	0	0
	紀北町	3	29,511	1	0	1	120	0	0	0	0
	御浜町	1	323	0	0	1	2,160	0	0	0	0
	紀宝町	0	0	0	0	1	100	0	0	0	0
	町計	29	64,605	2	0	11	6,645	1	800	0	0
県計	276	1,274,672	21	1,073	72	45,072	2	1,300	0	0	

(単位：千円)

その他（爆発含）		合計		建物焼損		林野焼損	出火率(件/万人) ※人口1万人当たり の出火件数
件数	損害額	件数	損害額	床面積(m ²)	表面積(m ²)	面積(a)	
34	1,418	93	173,361	5,512	82	8	3.4
22	1,022	69	112,139	1,484	92	3	2.2
18	16	31	396,013	733	76	0	2.5
25	1,154	68	165,875	1,886	46	0	4.2
15	4,711	38	111,669	1,241	83	6	2.7
15	1,963	57	103,811	2,050	502	15	2.9
4	390	15	7,309	137	16	1	1.9
2	0	6	933	95	38	0	3.5
9	39,289	19	46,570	0	12	0	3.8
5	0	13	61,134	545	13	2	7.2
2	8	7	6,118	196	0	33	4.3
7	165	18	9,361	134	1	1	4.0
8	1,407	23	56,947	928	153	2	4.8
38	854	75	51,224	1,416	65	106	8.4
204	52,397	532	1,302,464	16,357	1,179	177	3.4
1	0	2	1	0	0	0	3.2
2	4	10	10,710	106	22	0	3.9
6	162	14	7,921	179	1	0	3.4
0	0	0					0.0
2	0	5	2,397	0	0	0	3.3
4	2	7	9,708	522	1	0	4.9
3	11	5	2,706	298	0	0	2.2
3	10	4	15	0	0	0	4.5
4	0	7	1,969	15	3	0	4.6
3	35	3	35	0	0	0	3.8
2	10	2	10	0	0	0	2.5
1	30	5	3,762	185	67	0	7.1
1	0	3	866	5	0	0	6.0
7	66	12	29,697	440	115	3	7.9
4	1	6	2,484	17	0	0	7.2
3	0	4	100	0	0	0	3.7
46	331	89	72,381	1,767	209	3	4.0
250	52,728	621	1,374,845	18,124	1,388	180	3.4

(附表3) 令和3年救急活動状況

区分	消防本部	①～⑪合計	①火災	②自然災害	③水難	④交通	⑤労働災害
救急 出動 件数	津市	14,671	5	0	10	921	128
	四日市市	14,409	60	0	12	1,058	155
	伊勢市	7,705	45	1	5	508	54
	桑名市	8,975	65	1	8	603	97
	鈴鹿市	8,907	24	0	2	726	72
	名張市	3,400	1	0	1	186	27
	亀山市	2,102	6	0	1	190	37
	鳥羽市	1,280	2	0	4	68	15
	熊野市	2,094	1	0	2	76	30
	志摩市	3,893	3	0	13	163	37
	伊賀市	4,380	43	0	0	327	79
	菰野町	1,458	1	0	0	123	19
	三重紀北 消防組合	2,099	5	0	9	68	18
	松阪地区広域 消防組合	13,403	49	1	5	799	92
	紀勢地区広域 消防組合	1,684	0	0	2	64	17
合計	90,460	310	3	74	5,880	877	
搬送 件数	津市	12,931	3	0	5	783	124
	四日市市	12,773	8	0	9	911	147
	伊勢市	7,171	3	0	2	432	53
	桑名市	8,289	15	0	5	533	93
	鈴鹿市	8,187	3	0	1	648	72
	名張市	3,025	0	0	0	172	27
	亀山市	1,948	3	0	0	162	36
	鳥羽市	1,203	2	0	2	60	15
	熊野市	1,934	1	0	1	67	30

⑥運動競技	⑦一般負傷	⑧加 害	⑨自損行為	⑩急 病	⑪そ の 他	不 搬 送
61	2,435	41	134	9,495	1,441	1,740
99	2,025	55	113	9,701	1,131	1,636
53	1,116	13	52	5,336	522	534
13	1,365	21	63	5,682	1,057	686
47	1,360	23	78	5,772	803	720
15	553	5	36	2,259	317	375
1	384	9	19	1,377	78	154
5	255	4	4	854	69	77
5	345	2	14	1,431	188	160
5	667	5	24	2,572	404	188
8	675	9	27	2,747	465	551
10	253	9	11	966	66	57
5	338	0	15	1,358	283	89
106	2,085	34	71	9,212	949	511
11	274	0	7	1,124	185	91
444	14,130	230	668	59,886	7,958	7,569
56	2,162	28	93	8,322	1,355	
97	1,841	40	71	8,612	1,037	
53	1,058	11	31	5,049	479	
12	1,293	18	40	5,280	1,000	
47	1,253	17	53	5,316	777	
14	503	3	27	1,984	295	
1	365	6	14	1,286	75	
5	243	4	3	801	68	
5	324	1	5	1,315	185	

区分	消 防 本 部	①～⑪合計	①火 災	②自然災害	③水 難	④交 通	⑤労働災害
搬 送 件 数	志 摩 市	3,705	0	0	11	150	37
	伊 賀 市	3,829	7	0	0	277	75
	菰 野 町	1,401	1	0	0	115	18
	三 重 紀 北 消 防 組 合	2,010	4	0	5	65	18
	松 阪 地 区 広 域 消 防 組 合	12,892	13	1	0	746	89
	紀 勢 地 区 広 域 消 防 組 合	1,593	0	0	0	50	17
	合 計	82,891	63	1	41	5,171	851
搬 送 人 員	津 市	13,003	3	0	5	844	124
	四 日 市 市	12,862	9	0	9	977	147
	伊 勢 市	7,202	4	0	2	459	53
	桑 名 市	8,349	17	0	5	575	94
	鈴 鹿 市	8,243	3	0	1	696	72
	名 張 市	3,044	0	0	0	190	27
	亀 山 市	1,976	3	0	0	189	36
	鳥 羽 市	1,212	2	0	2	62	15
	熊 野 市	1,944	1	0	1	73	30
	志 摩 市	3,727	0	0	11	167	37
	伊 賀 市	3,857	7	0	0	301	76
	菰 野 町	1,413	1	0	0	127	18
	三 重 紀 北 消 防 組 合	2,016	5	0	5	67	18
	松 阪 地 区 広 域 消 防 組 合	12,990	14	1	0	833	89
	紀 勢 地 区 広 域 消 防 組 合	1,599	0	0	0	54	17
合 計	83,437	69	1	41	5,614	853	

⑥運動競技	⑦一般負傷	⑧加 害	⑨自損行為	⑩急 病	⑪そ の 他	不 搬 送
5	639	5	17	2,444	397	
8	608	6	20	2,382	446	
10	249	9	9	926	64	
5	323	0	8	1,306	276	
106	2,038	30	52	8,884	933	
11	259	0	3	1,073	180	
435	13,158	178	446	54,980	7,567	
56	2,166	28	93	8,327	1,357	
100	1,849	40	71	8,623	1,037	
53	1,058	11	31	5,052	479	
12	1,300	19	40	5,288	999	
48	1,258	18	53	5,318	776	
14	503	3	27	1,985	295	
1	365	7	14	1,286	75	
5	246	4	3	805	68	
5	325	1	5	1,318	185	
5	643	6	17	2,444	397	
8	610	6	20	2,383	446	
10	249	9	9	926	64	
5	324	0	8	1,308	276	
106	2,040	30	52	8,892	933	
11	260	0	3	1,074	180	
439	13,196	182	446	55,029	7,567	

(附表4) 令和3年事故種別救助出動件数及び救助活動件数

消防本部	救助種別 件数区分	火 災		交通事故	水難事故	風水害等 自然事故
		建 物	建物以外			
津 市	出動件数	3	0	89	6	0
	活動件数	3	0	55	5	0
四日市市	出動件数	4	0	54	9	0
	活動件数	4	0	36	7	0
伊 勢 市	出動件数	2	0	38	4	0
	活動件数	2	0	21	2	0
桑 名 市	出動件数	2	0	46	7	0
	活動件数	2	0	30	6	0
鈴 鹿 市	出動件数	2	0	23	3	0
	活動件数	2	0	10	0	0
名 張 市	出動件数	0	0	23	3	0
	活動件数	0	0	17	3	0
亀 山 市	出動件数	0	0	16	0	0
	活動件数	0	0	7	0	0
鳥 羽 市	出動件数	0	0	3	3	0
	活動件数	0	0	3	3	0
熊 野 市	出動件数	0	0	3	2	0
	活動件数	0	0	3	2	0
志 摩 市	出動件数	0	0	13	8	0
	活動件数	0	0	4	4	0
伊 賀 市	出動件数	0	0	35	0	0
	活動件数	0	0	16	0	0
菰 野 町	出動件数	0	0	11	0	0
	活動件数	0	0	7	0	0
三重紀北 消防組合	出動件数	0	0	12	2	0
	活動件数	0	0	6	1	0
松阪地区 広域消防組合	出動件数	8	0	32	5	0
	活動件数	8	0	19	5	0
紀勢地区 広域消防組合	出動件数	0	0	10	1	0
	活動件数	0	0	5	0	0
出 動 件 数 合 計		21	0	408	53	0
活 動 件 数 合 計		21	0	239	38	0

※救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数です。

※救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数です。

※火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上しています。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっています。

機 械 に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	そ の 他 の 事 故	合 計
1	51	0	0	37	187
0	44	0	0	28	135
3	67	2	0	24	163
2	52	1	0	17	119
2	15	0	0	17	78
1	14	0	0	9	49
3	8	0	0	27	93
0	6	0	0	19	63
1	8	1	0	18	56
0	4	0	0	15	31
2	18	1	0	16	63
1	14	1	0	14	50
0	5	0	0	11	32
0	3	0	0	9	19
0	2	0	0	1	9
0	2	0	0	1	9
2	0	0	0	7	14
2	0	0	0	7	14
0	2	0	0	0	23
0	1	0	0	0	9
2	10	0	0	5	52
2	6	0	0	4	28
1	1	0	0	16	29
0	0	0	0	14	21
0	0	0	0	7	21
0	0	0	0	7	14
2	13	2	0	28	90
2	9	2	0	20	65
1	1	0	0	7	20
1	1	0	0	4	11
20	201	6	0	221	930
11	156	4	0	168	637

(附表5) 階級別消防職員及び消防団員数

団体名		消防職員											
		合計	消防吏員										その他職員
			消防総監	消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	
市	津市	364 (14)			1	11	23	36 (1)	108 (2)	111 (6)		74 (5)	2
	四日市市	375 (17)			1	6	14	53 (1)	93 (5)	124 (7)		84 (4)	1 (1)
	伊勢市	200 (7)			1	2	11	27	18	81 (3)	2	58 (4)	6
	松阪市												
	桑名市	254 (6)			1	4	14	37	70 (2)	83 (4)	2	43	4 (1)
	鈴鹿市	213 (5)			1	8	9	34	63	51 (1)		47 (4)	16
	名張市	116 (3)				1	4	26	41	15		29 (3)	1
	尾鷲市												
	亀山市	81 (3)					1	21	23	12	3 (1)	21 (2)	
	鳥羽市	47 (1)					1	7	11	12	6	10 (1)	1
	熊野市	80					1	9	32	21	7	10	
	いなべ市												
	志摩市	146 (4)				1	6	15	38	42		44 (4)	1
	伊賀市	174 (6)				1	10	33	58	40 (2)		32 (4)	3 (2)
桑名郡	木曾岬町												
員弁郡	東員町												
三重郡	菰野町	57					1	10	16	7	6	17	
	朝日町												
	川越町												
多気郡	多気町												
	明和町												
	大台町												
度会郡	玉城町												
	度会町												
	大紀町												
	南伊勢町												
北牟婁郡	紀北町												
南牟婁郡	御浜町												
	紀宝町												
消防組合	三重紀北消防組合	106				1	7	12	26	26	3	31	
	松阪地区広域消防組合	292 (7)			1	4	12	35	67 (1)	81 (3)	15	77 (3)	2 (1)
	紀勢地区広域消防組合	88					1	12	23	31		21	
合計		2,593 (73)			6	39	115	367 (2)	687 (10)	737 (26)	44 (1)	598 (34)	37 (5)

() 内は女性消防職員又は女性消防団員であり、内数である。

(令和4年4月1日現在)

消防団員									
合計	非常勤消防団員							定数	水兼防務者
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		
2,022 (154)	1	37	73 (8)	73 (8)	161 (11)	344 (11)	1,333 (116)	2,287	2,022
543 (36)	1	4	25 (1)	25 (1)	49 (1)	94 (6)	345 (27)	620	
515 (17)	1	8 (1)	23 (1)	48 (2)	48 (1)	48 (2)	339 (10)	559	515
1,224 (55)	1	18	49 (5)	50 (5)	67 (5)	146 (6)	893 (34)	1,420	1,224
643 (9)	1	12	28 (1)	33 (1)	37 (1)	86 (2)	446 (4)	776	643
463 (18)	1	6	24 (1)	24 (1)	24 (1)	70 (1)	314 (14)	475	443
419 (20)	1	1	9	10	26 (1)	66 (2)	306 (17)	500	419
191 (15)	1	3	14 (1)	13 (1)	17 (1)	28 (4)	115 (8)	220	191
390 (16)	1	6	13 (1)	26 (2)	44 (2)	46 (2)	254 (9)	415	390
468 (17)	1	4	13	10	28 (1)	82 (6)	330 (10)	490	468
363 (15)	1	2	12	12	34	69 (2)	233 (13)	500	363
322 (8)	1	4	18	14	14	34	237 (8)	327	322
653 (12)	1	7	31	37	61	90 (1)	426 (11)	800	653
1,374 (19)	1	3	11 (1)	24	36 (1)	130 (1)	1,169 (16)	1,450	1,374
82	1	1	5	5		25	45	82	82
93 (6)	1	1	4	4		9 (1)	74 (5)	98	93
160 (1)	1	2	7	10		10	130 (1)	168	160
61	1	2	5	6			47	62	
112	1	2	11	11		11	76	118	112
316 (22)	1	3	8 (1)	16 (2)		27	261 (19)	330	316
212 (7)	1	1	6 (1)	6 (1)	29 (1)	31 (1)	138 (3)	225	212
323 (22)	1	4	10 (1)	10 (1)		35	263 (20)	405	323
63 (5)	1	1	4			6 (1)	51 (4)	70	63
165	1	1	5	5	1	35	117	165	165
263	1	5	7	7	21	35	187	320	263
552 (15)	1	3	9	9	31	72 (1)	427 (14)	610	
346 (21)	1	4	10 (2)	10 (2)	32 (2)	63 (4)	226 (11)	400	346
124	1	1	4	4	4	8	102	150	124
160 (6)	1	2	4	4	15	25 (1)	109 (5)	185	160
12,622 (516)	29	148 (1)	442 (25)	506 (27)	779 (29)	1,725 (55)	8,993 (379)	14,227	11,446

(附表6) 消防ポンプ等現有状況

区分 市町等名		消 防 本 部 ・ 署 現 有										
		普通消防 ポンプ 自動車 (B-1以上)	水槽付消防 ポンプ 自動車 (B-1以上)	はしご付消防 (ポンプ) 自動車				(屈折はしご ポンプ) 自動車	大型 高所放水 車	泡 原液搬 送車	化学 消防自 動車	救 急自 動車
				18m 以下	24m	30m	38m 以上					
市	津市		19			1	1				2	16
	四日市市	8	10			1	1	1	1	2	2	14
	伊勢市	1	8			1					1	9
	松阪市											
	桑名市	9	6			1		1			3	10
	鈴鹿市	6	6			1		1			1	9
	名張市	5	2			1					1	6
	尾鷲市											
	亀山市	3	1			1					1	4
	鳥羽市	1	1			1					1	3
	熊野市	5	1									5
	いなべ市											
	志摩市	1	6									8
	伊賀市	9	2			1						9
桑名郡	木曾岬町											
員弁郡	東員町											
三重郡	菟野町	1	1			1						3
	朝日町											
	川越町											
多気郡	多気町											
	明和町											
	大台町											
度会郡	玉城町											
	度会町											
	大紀町											
	南伊勢町											
北牟婁郡	紀北町											
南牟婁郡	御浜町											
	紀宝町											
消防 組合	三重紀北 消防組合	5	3						1		1	7
	松阪地区広 域消防組合	10	4				1				1	14
	紀勢地区広 域消防組合	4	3									5
合 計		68	73			10	3	3	2	2	14	122

※令和4年度消防防災・震災対策現況調査による。

※はしご付消防（ポンプ）自動車、屈折はしご付消防（ポンプ）自動車には、ポンプ付でない車両を含む。

(令和3年4月1日現在)

指揮車	消防艇	救助工作車	消防団現有									
			小型動力ポンプ			普通消防ポンプ自動車 (B-1以上)	水槽付消防ポンプ自動車 (B-1以上)	化学消防自動車	小型動力ポンプ			
			積載車	車両不積載	手引動力ポンプ				積載車	車両不積載	手引動力ポンプ	
2		2				21				87		
1		3				23	1					
1		1				3	1			46	1	
										100	10	
2		2	3			2				24	2	
1		1	2	8		3				22		
2		1				4				31		18
						1				16	2	
1		1		4		1				33	1	9
1		1				6				23	9	
1						4				23	13	2
						13	3			9	1	
1		1	6							61	3	
1		1		13		6				110		
										5		
						3	2			1		
1		1				10				2		
							1			5	1	
							1			12	1	
										31		
										8	20	
										35	4	
						1	1			3	3	
						1				1	38	
						3				32	11	9
										44	21	
										27		2
						3				7		
						1	1			11	8	
1		1		4								
1		2	11									
		1										
17		19	22	29		109	11			809	149	40

(附表7) 消防水利等現有狀況

区分 市町等名		合計	消 火 栓			防 火 水 槽						
						小 計				公		
			小計	公設	私設	防 火 水 槽				井戸	防 火	
						100m ³ 以上	60~ 100m ³ 未満	40~ 60m ³ 未満	20~ 40m ³ 未満		100m ³ 以上	60~ 100m ³ 未満
市	津市	9,263	7,874	7,542	332	43	120	863	268		11	81
	四日市市	6,678	5,919	5,919		48	58	370	70	48	45	51
	伊勢市	1,853	1,026	1,026		17	6	416	66	282	15	5
	松阪市	5,497	4,698	4,671	27	26	43	558	124		13	24
	桑名市	4,225	3,302	3,299	3	3	27	429	47		3	27
	鈴鹿市	3,118	2,651	2,651		22	11	311	90		22	11
	名張市	1,876	1,312	1,312		6	27	501	30		1	16
	尾鷲市	705	626	617	9	10	1	17		19	10	1
	亀山市	1,273	614	614		17	22	494	126		7	6
	鳥羽市	566	449	441	8	3	9	86	16		1	6
	熊野市	416	247	243	4			70	25			
	いなべ市	2,565	1,998	1,998		2	3	495	42		2	3
	志摩市	1,390	1,160	1,151	9	3	4	193	1		3	4
	伊賀市	2,249	1,155	1,155		8	42	873	163		8	42
桑名郡	木曾岬町	236	117	117				33	1			
員弁郡	東員町	1,127	919	919		3	4	86	9		3	4
三重郡	菰野町	1,830	1,439	1,437	2	12	4	51	56		9	4
	朝日町	263	221	221				29	7			
	川越町	573	542	542			2	23		3		2
多気郡	多気町	1,029	832	832		9	4	68	116		6	4
	明和町	1,215	781	774	7		3	128	34	238		1
	大台町	422	116	116				238	47			
度会郡	玉城町	314	162	162		4	6	86	50		2	3
	度会町	508	410	410		1	1	90	4		1	1
	大紀町	968	693	693		3	2	109	56	4	1	2
	南伊勢町	610	475	475			1	63	10	6		1
北牟婁郡	紀北町	1,046	845	841	4		6	56	25	82		6
南牟婁郡	御浜町	602	492	492		1		31	36	1	1	
	紀宝町	464	361	361			4	34	58			4
合 計		52,881	41,436	41,031	405	241	410	6,801	1,577	683	164	309

(令和4年4月1日現在)

及 び 井 戸								そ の 他					
設			私 設					小 計	河 川 ・ 溝 等	海 ・ 湖	プ ール	壕 ・ 池 等	そ の 他
水 槽		井 戸	防 火 水 槽				井 戸						
40～ 60m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満		100m ³ 以上	60～ 100m ³ 未満	40～ 60m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満							
731	193		32	39	132	75		95			95		
270	37	48	3	7	100	33		165	70	18	63	14	
408	66	282	2	1	8			40			27		13
460	111		13	19	98	13		48			39		9
324	47				105			417	343		43	31	
311	90							33	14			4	15
378	20		5	11	123	10							
17		19						32	16		16		
300	92		10	16	194	34							
66	11		2	3	20	5		3			3		
62	21				8	4		74	43	14	13	2	2
495	42							25			20	3	2
109	1				84			29	7	12	5	3	2
825	163				48			8			8		
33	1							85	12		2		71
86	9							106	100		6		
22	47		3		29	9		268	219		9	40	
29	6					1		6			3	3	
23		3						3			3		
46	116		3		22								
71	32	236		2	57	2	2	31	16	15			
238	47							21			20		1
42	47		2	3	44	3		6	1		5		
90	4							2			2		
107	56	2	2		2		2	101	72	20	9		
63	10	6						55	10	39	4	2	
52	24	82			4	1		32		22	9	1	
29	34	1			2	2		41	19		4	18	
34	56					2		7			7		
5,721	1,383	679	77	101	1,080	194	4	1,733	942	140	415	121	115

(附表8) 非常勤消防団員の報酬及び出動手当

区分 市町名		年 額 報 酬				
		団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長
津 市		143,500	89,000	57,500	40,000	37,500
四日市市		82,500	69,000	50,500	45,500	37,000
伊勢市		84,500	71,000	52,500	47,500	39,000
松阪市		120,000	74,500	50,500	45,500	37,000
桑名市		180,000	160,000	75,000	57,000	40,000
鈴鹿市		82,500	69,000	50,500	45,500	37,000
名張市		90,500	73,000	49,500	41,000	33,500
尾鷲市		88,000	70,000	52,000	42,000	31,000
亀山市		145,000	113,000	82,000	45,500	45,000
鳥羽市		82,500	69,000	50,500	45,500	37,000
熊野市		88,000	70,000	52,000	42,000	31,000
いなべ市		200,000	170,000	122,500	85,000	70,000
志摩市		250,000	150,000	79,000	45,500	37,500
伊賀市		90,000	70,000	50,000	38,500	31,000
桑名郡	木曾岬町	120,000	85,000	70,000	50,000	
員弁郡	東員町	170,000	135,000	110,000	85,000	
三重郡	菰野町	186,000	128,000	105,000	87,000	
	朝日町	130,000	90,000	75,000	59,000	
	川越町	130,000	90,000	75,000	59,000	
多気郡	多気町	90,000	65,000	50,000	45,000	
	明和町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000
	大台町	90,000	69,000	50,500	45,500	
度会郡	玉城町	112,000	87,000	62,000		
	度会町	120,000	87,000	63,000	51,000	42,000
	大紀町	135,000	95,000	65,000	60,000	48,000
	南伊勢町	150,000	90,000	68,000	48,000	41,000
北牟婁郡	紀北町	88,000	70,000	52,000	42,000	31,000
南牟婁郡	御浜町	87,000	65,000	52,000	42,000	32,000
	紀宝町	87,000	62,000	52,000	39,000	29,000
平均値		120,845	89,810	64,621	50,857	38,262
中央値		112,000	74,500	52,500	45,500	37,000

※令和4年度消防防災・震災対策現況調査による。

※「出動報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出動に換算した額。

※平均値・中央値は、報酬・手当を定めている団体の平均値・中央値である。

(令和4年4月1日現在)

(単位：円)

		出 動 報 酬 (1日あたり)				
班 長	団 員	火 災	風水害等	警 戒	訓 練	そ の 他
37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	3,000	3,000
37,000	36,500	10,000	10,000	4,000	4,000	2,500
39,000	38,000	8,000	8,000	5,000	5,000	4,000
37,000	36,500	8,100	8,100	3,500	3,500	3,500
40,000	36,500	8,000	8,000	2,800	4,000	2,000
37,000	36,500	8,000	8,000	5,000	5,000	1,500
33,000	31,500	8,000	8,000	3,500	3,500	3,500
30,000	25,000	8,000	8,000	4,100	4,100	4,100
41,000	36,500	8,000	8,000	4,000	4,000	3,000
37,000	36,500	8,000	8,000	3,000	3,000	2,000
30,000	25,000	8,000	8,000	4,500	4,500	4,500
60,000	40,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
37,000	36,500	8,000	8,000	3,000	3,000	2,000
30,500	28,500	8,000	8,000	8,000	4,000	4,000
40,000	40,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
60,000	40,000	8,000	8,000	5,000	5,000	
76,000	70,000	8,000	8,000	1,000	2,000	700
	45,000	4,000	4,000	3,000	3,000	3,000
50,000	45,000	4,000	4,000	3,000	3,000	3,000
40,000	36,500	8,000	8,000	2,500	2,500	1,000
37,000	36,500	8,264	8,264	8,264	8,264	2,000
40,000	36,500	8,000	8,000	6,000	6,000	6,000
43,500	36,500	5,000	5,000	3,100	3,100	
42,000	36,500	8,000	8,000	8,000	7,000	
44,000	36,500	8,000	8,000	5,000	5,000	
33,000	27,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
30,000	25,000	8,000	8,000	4,100	4,100	4,100
30,000	25,000	8,000	8,000	8,000	5,000	5,000
27,000	20,000	8,000	8,000	5,000	5,000	5,000
39,929	35,724	7,461	7,461	4,737	4,364	3,267
37,000	36,500	8,000	8,000	4,100	4,000	3,250

(附表9) 無線通信施設及び火災通報施設等の現況

		消防及び救急業務用無線局					救急指令装置		
		固定局及び基地局			移動局		小計 (a)+(b)	用救急指令専 (a)	置消防併用 と指令装 (b)
		固定局	基地局	携帯基地局	陸上移動局	携帯局			
市	津市		5		315				
	四日市市		1		310				
	伊勢市		2		209				
	松阪市								
	桑名市		2		184				
	鈴鹿市		3		147				
	名張市		1		105				
	尾鷲市								
	亀山市	12	4		45				
	鳥羽市		2		16	10			
	熊野市		3		56				
	いなべ市								
	志摩市		2		67				
伊賀市		2		157		8	8		
町	木曾岬町								
	東員町								
	菰野町		2		68				
	朝日町								
	川越町								
	多気町								
	明和町								
	大台町								
	玉城町								
	度会町								
	大紀町								
	南伊勢町								
	紀北町								
御浜町									
紀宝町									
消防組合	三重紀北合 消防組		5		128		1	1	
	松阪地区広域 消防組合	2	3		195		8	8	
	紀勢地区広域 消防組合		3		37				
合計		14	40		2,039	10	17	17	

※令和4年度消防防災・震災対策現況調査による。

(附表10) 主な事故種別区分による月別出動件数

【令和3年】

		1月		2月		3月		4月		5月		6月	
		件数	月内の 構成比	件数	月内の 構成比	件数	月内の 構成比	件数	月内の 構成比	件数	月内の 構成比	件数	月内の 構成比
三重県	急病	5,039	67.1%	4,094	64.4%	4,603	64.0%	4,680	64.7%	4,756	66.9%	4,664	66.3%
	年間構成比	8.4%		6.8%		7.7%		7.8%		7.9%		7.8%	
	交通事故	432	5.8%	408	6.4%	515	7.2%	482	6.7%	486	6.8%	437	6.2%
	年間構成比	7.3%		6.9%		8.8%		8.2%		8.3%		7.4%	
	一般負傷	1,154	15.4%	1,039	16.4%	1,146	15.9%	1,177	16.3%	1,088	15.3%	1,061	15.1%
	年間構成比	8.2%		7.4%		8.1%		8.3%		7.7%		7.5%	
	その他	886	11.8%	813	12.8%	929	12.9%	891	12.3%	778	10.9%	872	12.4%
	年間構成比	8.4%		7.7%		8.8%		8.4%		7.4%		8.3%	
	(うち転院搬送)	629	8.4%	580	9.1%	667	9.3%	658	9.1%	564	7.9%	622	8.8%
	年間構成比	8.4%		7.7%		8.9%		8.7%		7.5%		8.3%	
合計	7,511	100.0%	6,354	100.0%	7,193	100.0%	7,230	100.0%	7,108	100.0%	7,034	100.0%	
年間構成比	8.3%		7.0%		8.0%		8.0%		7.9%		7.8%		
全国	急病	342,936	65.9%	285,297	64.2%	319,970	64.6%	311,620	64.6%	321,976	66.0%	320,855	65.6%
	年間構成比	8.5%		7.0%		7.9%		7.7%		7.9%		7.9%	
	交通事故	26,790	5.2%	26,247	5.9%	29,604	6.0%	30,059	6.2%	28,501	5.9%	30,223	6.2%
	年間構成比	7.3%		7.1%		8.0%		8.2%		7.7%		8.2%	
	一般負傷	84,559	16.2%	72,769	16.4%	78,064	15.8%	74,829	15.5%	72,414	14.9%	72,121	14.8%
	年間構成比	8.7%		7.5%		8.1%		7.7%		7.5%		7.4%	
	その他	66,383	12.8%	59,862	13.5%	67,647	13.7%	66,137	13.7%	64,689	13.3%	65,612	13.4%
	年間構成比	8.3%		7.5%		8.4%		8.3%		8.1%		8.2%	
	(うち転院搬送)	44,346	8.5%	39,649	8.9%	44,456	9.0%	43,601	9.0%	41,462	8.5%	41,711	8.5%
	年間構成比	8.6%		7.6%		8.6%		8.4%		8.0%		8.0%	
合計	520,668	100.0%	444,175	100.0%	495,285	100.0%	482,645	100.0%	487,580	100.0%	488,811	100.0%	
年間構成比	8.4%		7.2%		8.0%		7.8%		7.9%		7.9%		

【令和2年】

		1月		2月		3月		4月		5月		6月	
		件数	月内の 構成比	件数	月内の 構成比	件数	月内の 構成比	件数	月内の 構成比	件数	月内の 構成比	件数	月内の 構成比
三重県	急病	5,862	67.9%	4,709	64.5%	4,494	65.3%	4,204	67.2%	4,229	65.8%	4,334	64.8%
	年間構成比	10.2%		8.2%		7.8%		7.3%		7.3%		7.5%	
	交通事故	514	5.9%	508	7.0%	518	7.5%	398	6.4%	426	6.6%	515	7.7%
	年間構成比	8.7%		8.6%		8.8%		6.8%		7.3%		8.8%	
	一般負傷	1,335	15.5%	1,179	16.2%	1,051	15.3%	976	15.6%	1,053	16.4%	1,032	15.4%
	年間構成比	9.6%		8.5%		7.5%		7.0%		7.6%		7.4%	
	その他	928	10.7%	903	12.4%	817	11.9%	680	10.9%	721	11.2%	804	12.0%
	年間構成比	9.3%		9.1%		8.2%		6.8%		7.3%		8.1%	
	(うち転院搬送)	694	8.0%	666	9.1%	602	8.8%	508	8.1%	521	8.1%	566	8.5%
	年間構成比	9.7%		9.3%		8.4%		7.1%		7.3%		7.9%	
合計	8,639	100.0%	7,299	100.0%	6,880	100.0%	6,258	100.0%	6,429	100.0%	6,685	100.0%	
年間構成比	9.9%		8.4%		7.9%		7.2%		7.4%		7.7%		
全国	急病	388,430	74.6%	327,089	73.6%	311,485	62.9%	277,227	57.4%	281,674	57.8%	292,315	59.8%
	年間構成比	10.1%		8.5%		8.1%		7.2%		7.3%		7.6%	
	交通事故	31,746	6.1%	31,110	7.0%	30,116	6.1%	22,816	4.7%	24,388	5.0%	29,643	6.1%
	年間構成比	8.7%		8.5%		8.2%		6.2%		6.7%		8.1%	
	一般負傷	90,646	17.4%	80,316	18.1%	75,697	15.3%	65,171	13.5%	68,654	14.1%	71,370	14.6%
	年間構成比	9.5%		8.4%		8.0%		6.8%		7.2%		7.5%	
	その他	71,446	13.7%	64,212	14.5%	61,398	12.4%	52,611	10.9%	53,506	11.0%	59,431	12.2%
	年間構成比	9.3%		8.4%		8.0%		6.9%		7.0%		7.8%	
	(うち転院搬送)	48,909	9.4%	42,884	9.7%	40,898	8.3%	35,179	7.3%	35,003	7.2%	37,817	7.7%
	年間構成比	10.0%		8.7%		8.3%		7.2%		7.1%		7.7%	
合計	582,268	111.8%	502,727	113.2%	478,696	96.7%	417,825	86.6%	428,222	87.8%	452,759	92.6%	
年間構成比	9.8%		8.5%		8.1%		7.0%		7.2%		7.6%		

7月		8月		9月		10月		11月		12月		年計	
件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の平均構成比
5,837	68.5%	6,079	69.8%	4,946	68.2%	4,855	64.5%	5,023	64.8%	5,311	64.2%	59,887	66.2%
9.7%		10.2%		8.3%		8.1%		8.4%		8.9%		100.0%	
550	6.5%	469	5.4%	407	5.6%	546	7.3%	580	7.5%	568	6.9%	5,880	6.5%
9.4%		8.0%		6.9%		9.3%		9.9%		9.7%		100.0%	
1,244	14.6%	1,205	13.8%	1,031	14.2%	1,279	17.0%	1,264	16.3%	1,442	17.4%	14,130	15.6%
8.8%		8.5%		7.3%		9.1%		8.9%		10.2%		100.0%	
896	10.5%	952	10.9%	867	12.0%	842	11.2%	883	11.4%	954	11.5%	10,563	11.7%
8.5%		9.0%		8.2%		8.0%		8.4%		9.0%		100.0%	
613	7.2%	630	7.2%	632	8.7%	600	8.0%	610	7.9%	719	8.7%	7,524	8.3%
8.1%		8.4%		8.4%		8.0%		8.1%		9.6%		100.0%	
8,527	100.0%	8,705	100.0%	7,251	100.0%	7,522	100.0%	7,750	100.0%	8,275	100.0%	90,460	100.0%
9.4%		9.6%		8.0%		8.3%		8.6%		9.1%		100.0%	
385,019	67.3%	401,597	69.3%	324,278	66.3%	338,977	63.9%	334,388	63.7%	367,793	63.5%	4,054,706	65.5%
9.5%		9.9%		8.0%		8.4%		8.2%		9.1%		100.0%	
32,387	5.7%	29,430	5.1%	28,783	5.9%	34,888	6.6%	34,544	6.6%	37,035	6.4%	368,491	6.0%
8.8%		8.0%		7.8%		9.5%		9.4%		10.1%		100.0%	
82,717	14.5%	78,684	13.6%	72,992	14.9%	89,321	16.8%	88,749	16.9%	101,911	17.6%	969,130	15.7%
8.5%		8.1%		7.5%		9.2%		9.2%		10.5%		100.0%	
71,953	12.6%	69,458	12.0%	62,745	12.8%	67,212	12.7%	67,172	12.8%	72,384	12.5%	801,254	12.9%
9.0%		8.7%		7.8%		8.4%		8.4%		9.0%		100.0%	
44,067	7.7%	43,812	7.6%	41,033	8.4%	42,915	8.1%	43,963	8.4%	47,468	8.2%	518,483	8.4%
8.5%		8.5%		7.9%		8.3%		8.5%		9.2%		100.0%	
572,076	100.0%	579,169	100.0%	488,798	100.0%	530,398	100.0%	524,853	100.0%	579,123	100.0%	6,193,581	100.0%
9.2%		9.4%		7.9%		8.6%		8.5%		9.4%		100.0%	

7月		8月		9月		10月		11月		12月		年計	
件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の平均構成比
4,730	66.3%	6,047	69.8%	4,770	66.0%	4,751	63.7%	4,597	64.1%	4,843	64.9%	57,570	63.6%
8.2%		10.5%		8.3%		8.3%		8.0%		8.4%		100.0%	
471	6.6%	473	5.5%	449	6.2%	519	7.0%	517	7.2%	567	7.6%	5,875	6.5%
8.0%		8.1%		7.6%		8.8%		8.8%		9.7%		100.0%	
1,103	15.5%	1,240	14.3%	1,164	16.1%	1,330	17.8%	1,234	17.2%	1,238	16.6%	13,935	15.4%
7.9%		8.9%		8.4%		9.5%		8.9%		8.9%		100.0%	
825	11.6%	907	10.5%	848	11.7%	858	11.5%	826	11.5%	817	10.9%	9,934	11.0%
8.3%		9.1%		8.5%		8.6%		8.3%		8.2%		100.0%	
587	8.2%	584	6.7%	603	8.3%	606	8.1%	599	8.3%	596	8.0%	7,132	7.9%
8.2%		8.2%		8.5%		8.5%		8.4%		8.4%		100.0%	
7,129	100.0%	8,667	100.0%	7,231	100.0%	7,458	100.0%	7,174	100.0%	7,465	100.0%	87,314	96.5%
8.2%		9.9%		8.3%		8.5%		8.2%		8.5%		100.0%	
315,304	55.1%	381,277	65.8%	316,992	64.9%	316,103	59.6%	306,268	58.4%	336,333	58.1%	3,850,497	62.2%
8.2%		9.9%		8.2%		8.2%		8.0%		8.7%		100.0%	
30,509	5.3%	32,013	5.5%	31,114	6.4%	34,239	6.5%	33,388	6.4%	35,173	6.1%	366,255	5.9%
8.3%		8.7%		8.5%		9.3%		9.1%		9.6%		100.0%	
76,706	13.4%	84,445	14.6%	78,034	16.0%	86,654	16.3%	82,454	15.7%	91,981	15.9%	952,128	15.4%
8.1%		8.9%		8.2%		9.1%		8.7%		9.7%		100.0%	
63,894	11.2%	70,518	12.2%	65,212	13.3%	67,927	12.8%	64,452	12.3%	69,790	12.1%	764,397	12.3%
8.4%		9.2%		8.5%		8.9%		8.4%		9.1%		100.0%	
39,503	6.9%	40,455	7.0%	40,182	8.2%	43,171	8.1%	41,206	7.9%	45,690	7.9%	490,897	7.9%
8.0%		8.2%		8.2%		8.8%		8.4%		9.3%		100.0%	
486,413	85.0%	568,253	98.1%	491,352	100.5%	504,923	95.2%	486,562	92.7%	533,277	92.1%	5,933,277	95.8%
8.2%		9.6%		8.3%		8.5%		8.2%		9.0%		100.0%	

(附表11) 消防本部別防火対象物数

防火対象物の区分		消防本部名		津市	四日市市	伊勢市	桑名市	鈴鹿市	亀山市	鳥羽市
1項	イ	劇場等	17	20	20	5	5			2
	ロ	公会堂等	238	189	141	152	124	61		22
2項	イ	キャバレー等	5		1	2	1			1
	ロ	遊技場等	22	20	16	21	18	2		
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								
	ニ	カラオケボックス等	10	11	3	3	4	1		
3項	イ	料理店等	8	4	1	9	3	1		1
	ロ	飲食店	261	327	137	163	153	30		32
4項		百貨店等	435	551	275	292	401	74		28
5項	イ	旅館等	57	51	94	29	41	17		155
	ロ	共同住宅等	2,986	3,741	751	1,543	2,209	373		139
6項	イ	病院等	217	223	108	127	154	39		9
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	154	152	58	122	53	32		12
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	268	250	128	163	174	43		18
	ニ	幼稚園等	54	60	16	19	29	8		1
7項		学校	519	421	200	226	155	68		50
8項		図書館等	14	9	17	9	8	6		8
9項	イ	特殊浴場	2	5	1	3				
	ロ	一般浴場	5	3	6	2	2			7
10項		停車場	10	9	10	8	3	2		1
11項		神社・寺院等	185	203	67	135	21	20		37
12項	イ	工場等	1,325	2,307	628	1,458	494	515		74
	ロ	テレビスタジオ等				1	2			
13項	イ	駐車場等	129	152	28	77	7	27		5
	ロ	航空機格納庫等	3		6	1				
14項		倉庫	939	1,827	423	782	518	305		33
15項		事務所等	1,574	1,913	502	948	465	295		84
16項	イ	特定複合用途防火対象物	835	740	384	359	704	156		89
	ロ	一般複合用途防火対象物	418	327	111	198	108	99		30
(16の2)項		地下街								
(16の3)項		準地下街								
17項		文化財	15	5	4	7		11		4
18項		アーケード	3	19	2	2		1		
19項		指定の山林								
合 計			10,708	13,539	4,138	6,866	5,856	2,186		842

(令和4年3月31日現在)

熊野市	伊賀市	菰野町	名張市	三重紀北 消防組合	松阪地区広域 消防組合	志摩市	紀勢地区広域 消防組合	合 計
2	1		5	2	24	4		107
33	145	37	90	69	201	72	69	1,643
				2	2		1	15
1	7	4	7	4	18	12	1	153
2		1	2	2	6			45
	12		1	2	15			57
16	68	39	62	22	189	38	10	1,547
46	144	62	136	49	368	104	34	2,999
35	37	35	20	49	49	246	20	935
152	545	271	425	126	1,689	184	45	15,179
23	55	19	46	17	170	43	11	1,261
24	42	22	44	39	138	36	25	953
48	84	28	65	38	195	51	23	1,576
4	4	1	8	3	25	2		234
78	118	40	95	38	274	65	38	2,385
6	13	5	5	3	17	5	3	128
	1		1		4		1	18
2	1	4	2	2	7	1		44
1	8	2	3	3	17	2		79
33	117	38	34	31	241	78	45	1,285
198	1,085	182	253	183	1,786	273	202	10,963
					3		31	37
8	38	21	27	13	38	27	5	602
					1			11
179	650	104	175	106	748	222	64	7,075
201	732	134	233	187	914	456	185	8,823
195	189	45	192	119	500	330	84	4,921
116	57	27	60	53	166	156	32	1,958
	27		2		34	3		112
			1		10			38
1,403	4,180	1,121	1,994	1,162	7,849	2,410	929	65,183

(附表12) 消防本部別5階以上(地階を除く)防火対象物数

防火対象物の区分		消防本部名		津市	四日市市	伊勢市	桑名市	鈴鹿市	亀山市	鳥羽市
1項	イ	劇場等		1	2	1				
	ロ	公会堂等			2			1		1
2項	イ	キャバレー等								
	ロ	遊技場等			1		1			
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								
	ニ	カラオケボックス等			1					
3項	イ	料理店等								
	ロ	飲食店		2	17	3				
4項		百貨店等		4	1		4	2		
5項	イ	旅館等		21	25	16	13	16	9	39
	ロ	共同住宅等		222	446	68	124	108	26	22
6項	イ	病院等		14	12	5	9	3		
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等		4	7		8	1		1
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等		1	6	1		2		
	ニ	幼稚園等								
7項		学校		40	21	3	3	7	1	
8項		図書館等			1					
9項	イ	特殊浴場								
	ロ	一般浴場								
10項		停車場								
11項		神社・寺院等		1	1		2			
12項	イ	工場等		8	39	1	18	3	8	
	ロ	テレビスタジオ等								
13項	イ	駐車場等		9	4		3			
	ロ	航空機格納庫等								
14項		倉庫		1	5		2		1	
15項		事務所等		76	66	17	14	8	1	2
16項	イ	特定複合用途防火対象物		65	118	26	25	37	2	2
	ロ	一般複合用途防火対象物		31	59	8	9	3		1
合 計				500	834	149	235	191	48	68

(令和4年3月31日現在)

熊野市	伊賀市	菰野町	名張市	三重紀北 消防組合	松阪地区広域 消防組合	志摩市	紀勢地区広域 消防組合	合 計
								4
								4
								2
								1
					1			1
					1			23
			1					12
2	6	8	3	2	11	25		196
5	39	11	23	3	86	25		1,208
1	4	1	2	1	10	1		63
	1	2	4	2	1		1	32
				1				11
	2		3		3			83
								1
								4
1	6	1	3		15			103
					1			17
	1	1						11
4	6	1	4	2	14	4	1	220
2	6	1	7	1	14	7		313
1	3	1	4		1	1	1	123
16	74	27	54	12	158	63	3	2,432

(附表13) 主な消防用設備の設置状況

令和4年3月31日現在

消防法施行令別表第1の防火対象物の区分		消防用設備 事項	自動火災報知設備					スプリンクラー設備					屋内消火栓設備				
			設置必要数	設置数	特例によるもの	設置率(%)	違反数	設置必要数	設置数	特例によるもの	設置率(%)	違反数	設置必要数	設置数	特例によるもの	設置率(%)	違反数
1項	イ	劇場等	97	96	1	100.0		20	18	2	100.0		71	68	3	100.0	
	ロ	公会堂等	682	658	23	99.9	1	7	6	1	100.0		110	105	5	100.0	
2項	イ	キャバレー等	3	3		100.0		5	5		100.0		2	2		100.0	
	ロ	遊技場等	142	142		100.0		8	8		100.0		41	41		100.0	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1	1		100.0											
	ニ	カラオケボックス等	47	47		100.0							2	2		100.0	
3項	イ	料理店等	45	43		95.6	2						6	5	1	100.0	
	ロ	飲食店	554	526	26	99.6	2	2	2		100.0		28	23	4	96.4	1
4項		百貨店等	1,626	1,603	12	99.3	11	166	166		100.0		230	221	2	97.0	7
5項	イ	旅館等	1,224	1,140	66	98.5	18	43	41	2	100.0		258	250	3	98.1	5
	ロ	共同住宅等	4,390	3,215	1,167	99.8	8	82	32	50	100.0		604	256	342	99.0	6
6項	イ	病院等	650	634	14	99.7	2	114	112	2	100.0		73	73		100.0	
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	953	952		99.9	1	918	915	1	99.8	2	61	60	1	100.0	
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	1,130	1,120	8	99.8	2	56	56		100.0		107	106	1	100.0	
	ニ	幼稚園等	207	207		100.0		6	6		100.0		43	42	1	100.0	
7項		学校	1,901	1,895	2	99.8	4	3	3		100.0		1,153	1,142	7	99.7	4
8項		図書館等	88	88		100.0							33	30	2	97.0	1
9項	イ	特殊浴場	19	19		100.0							8	8		100.0	
	ロ	一般浴場	17	17		100.0							7	6	1	100.0	
10項		停車場	24	24		100.0							9	6	3	100.0	
11項		神社・寺院等	117	116	1	100.0		2	2		100.0		31	28	1	93.5	2
12項	イ	工場等	6,021	5,536	173	94.8	312	69	69		100.0		2,066	1,702	96	87.0	268
	ロ	テレビスタジオ等	8	4		50.0	4										
13項	イ	駐車場等	215	206	8	99.5	1						2	2		100.0	
	ロ	航空機格納庫等	11	11		100.0							2		2	100.0	
14項		倉庫	2,876	2,699	73	96.4	104	33	32		97.0	1	799	671	40	89.0	88
15項		事務所等	2,428	2,255	153	99.2	20	17	17		100.0		687	592	78	97.5	17
16項	イ	特定複合用途防火対象物	2,802	2,292	478	98.9	32	243	239	4	100.0		266	255	9	99.2	2
	ロ	一般複合用途防火対象物	467	424	31	97.4	12	3	3		100.0		89	72	5	86.5	12
(16の2)項		地下街															
(16の3)項		準地下街															
17項		文化財	89	85	3	98.9	1						3	3		100.0	
合計			28,834	26,058	2,239	98.1	537	1,797	1,732	62	99.8	3	6,791	5,771	607	93.9	413

(注) 設置率は、特例によるものを含みます。

(附表14) 違反対象物公表制度の県内消防本部の実施時期

市区町村	管轄消防本部	公表制度の実施・検討状況	実施時期	制度の概要ページURL 公表対象物掲載ページURL
桑名市・いなべ市・員弁郡東員町・桑名郡木曾岬町	桑名市消防本部	実施済	平成30年4月	http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/23.71295.241.574.html http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/23.71295.c.html/71295/20190920-13336.pdf
四日市市・三重郡朝日町・三重郡川越町	四日市市消防本部	実施済	平成29年10月	https://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/preventive_info/p_ihan_tai_sho.html https://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/doc/ihan-list.pdf
三重郡菟野町	菟野町消防本部	実施済	令和2年4月	http://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1558484396398/index.html http://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1558484396398/simple/taisyoubutu.pdf
鈴鹿市	鈴鹿市消防本部	実施済	平成30年4月	https://www.city.suzuka.lg.jp/shobo/prevent/index05.html https://www.city.suzuka.lg.jp/kouhou/life/benri/pdf/ihantai_shobutsu.pdf
亀山市	亀山市消防本部	実施済	令和2年4月	https://www.city.kameyama.mie.jp/shobo/article/2019121700025/ https://www.city.kameyama.mie.jp/shobo/article/2019121700025/file.contents/kouhyou.pdf
津市	津市消防本部	実施済	平成30年4月	https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1495412276118/index.html https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1495412276118/simple/tsufire-kouhyou.pdf
松阪市・多気郡多気町・多気郡明和町	松阪地区広域消防組合消防本部	実施済	平成30年4月	http://www.mie-matsusaka119.jp/tatemono/judai/ http://www.mie-matsusaka119.jp/wp/wp-content/uploads/2020/10/028192b915e79c7371ff8696d309b236-1.pdf
伊勢市・度会郡玉城町・度会郡度会町	伊勢市消防本部	実施済	令和2年4月	https://www.city.ise.mie.jp/syoubou/kasaiyobo/1005549.html https://www.city.ise.mie.jp/res/projects/default_project/_page_/001/005/549/kouhyou_r2_11_6.pdf
鳥羽市	鳥羽市消防本部	実施済	令和2年4月	http://www.city.toba.mie.jp/yobou/kouhyouseido.html http://www.city.toba.mie.jp/yobou/documents/kouhyoutaisyoubutsu.pdf
志摩市・度会郡南伊勢町	志摩市消防本部	実施済	令和2年4月	http://www.shima-area.or.jp/?page_id=4431 http://www.shima-area.or.jp/?page_id=4821
多気郡大台町・度会郡南伊勢町・度会郡大紀町	紀勢地区広域消防組合消防本部	実施済	令和2年4月	http://www.ma.mctv.ne.jp/~kisei_fd/09prev.html#yb_02 http://www.ma.mctv.ne.jp/~kisei_fd/03_YB/public_it_R21030.pdf
尾鷲市・北牟婁郡紀北町	三重紀北消防組合消防本部	実施済	令和2年4月	http://www.kihokufd119.jp/ihantai_shou/index.html http://www.kihokufd119.jp/ihantai_shou/pdf_data/kouhyou_tai_shoubutu.pdf
能野市・南牟婁郡御浜町・南牟婁郡紀宝町	熊野市消防本部	実施済	令和2年4月	http://www.city.kumano.mie.jp/kurasi/syoubou/ihan_taisyoubutu_kouhyou/01/ihan_kouhyou.htm http://www.city.kumano.mie.jp/kurasi/syoubou/ihan_taisyoubutu_kouhyou/02/ihan_list.htm
伊賀市	伊賀市消防本部	実施済	令和2年4月	https://www.city.iga.lg.jp/0000004589.html https://www.city.iga.lg.jp/cms/files/contents/0000004/4589/itiranhyou.pdf
名張市	名張市消防本部	実施済	令和2年4月	http://www.city.nabari.lg.jp/s069/20190425175613.html http://www.city.nabari.lg.jp/s069/ihantai_syoubutsuitiranhyou.pdf

※ 公表の対象となるのは、不特定多数の方が出入りする建物等の重大な消防法令違反に関する情報。(重大な消防法令違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が未設置等をいう。)

※ 公表する内容は管轄の消防本部により異なる。(建物名、住所、違反の内容等)

(附表15) 危険物施設数の推移

年度	製造等の別 合計	製造所	貯蔵所							
			小計	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	貯蔵		地下貯蔵所	簡易貯蔵所	
						準特定	特定			
平成7年	12,883	180	9,088	1,357	3,667		401	251	1,711	91
8	12,976	187	9,170	1,366	3,679		402	264	1,738	90
9	13,032	192	9,229	1,368	3,689		402	281	1,752	91
10	13,004	195	9,229	1,358	3,675		398	290	1,746	83
11	12,950	196	9,189	1,347	3,646	174	398	288	1,742	81
12	12,899	196	9,140	1,348	3,600	148	397	296	1,763	76
13	12,837	193	9,086	1,330	3,567	147	395	285	1,743	71
14	12,728	185	9,001	1,307	3,513	144	392	277	1,735	72
15	12,723	186	9,020	1,316	3,471	129	381	287	1,736	66
16	12,576	188	8,910	1,316	3,393	128	378	300	1,716	59
17	12,440	189	8,803	1,310	3,353	127	370	303	1,695	57
18	12,288	191	8,695	1,323	3,304	130	362	311	1,649	55
19	12,097	189	8,550	1,304	3,234	128	360	317	1,621	52
20	11,841	197	8,371	1,306	3,137	127	359	315	1,584	53
21	11,573	192	8,194	1,286	3,085	127	359	311	1,543	51
22	11,399	193	8,098	1,292	3,041	127	359	306	1,497	50
23	11,153	192	7,905	1,290	2,970	127	359	294	1,447	45
24	11,001	195	7,808	1,296	2,923	124	353	294	1,400	43
25	10,818	192	7,671	1,282	2,870	127	353	297	1,354	43
26	10,625	191	7,539	1,274	2,818	126	338	290	1,320	39
27	10,540	193	7,472	1,267	2,793	126	338	290	1,295	36
28	10,487	193	7,441	1,281	2,752	117	336	291	1,276	37
29	10,314	192	7,306	1,275	2,695	116	324	287	1,252	35
30	10,220	195	7,246	1,275	2,656	115	320	283	1,229	36
令和元年	10,099	197	7,184	1,271	2,612	114	316	279	1,206	35
2	10,021	200	7,135	1,255	2,592	115	316	278	1,176	34
3	9,920	202	7,052	1,263	2,558	114	314	276	1,153	32

(令和4年3月31日現在)

移貯 動 タ 蔵 ン ク 所	被 牽 引	屋 外 貯 蔵 所	取 扱 所						事 業 所
			小 計	給 油 取 扱 所	第 販 売 一 取 扱 種 所	第 販 売 二 取 扱 種 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
1,583	207	428	3,615	1,818	23	6	72	1,696	4,492
1,609	206	424	3,619	1,803	23	6	72	1,715	4,517
1,633	210	415	3,611	1,784	23	6	72	1,726	4,548
1,703	245	374	3,580	1,766	23	5	72	1,714	4,539
1,712	244	373	3,565	1,738	23	5	72	1,727	4,487
1,714	253	343	3,563	1,712	22	5	72	1,752	4,477
1,764	263	326	3,558	1,700	21	5	72	1,760	4,355
1,784	272	313	3,542	1,679	21	5	72	1,765	4,297
1,836	282	308	3,517	1,664	19	5	71	1,758	4,291
1,826	304	300	3,478	1,636	19	5	72	1,746	4,183
1,783	298	302	3,448	1,626	19	5	71	1,727	4,172
1,749	303	304	3,402	1,605	18	5	69	1,705	4,154
1,729	284	293	3,358	1,573	17	5	69	1,694	4,176
1,679	289	297	3,273	1,524	17	5	67	1,660	4,136
1,628	283	290	3,187	1,484	17	5	66	1,615	4,106
1,614	278	298	3,108	1,445	17	5	66	1,575	4,045
1,569	259	290	3,056	1,403	17	5	65	1,566	3,949
1,560	272	292	2,998	1,369	16	5	64	1,544	3,856
1,530	291	295	2,955	1,348	16	5	63	1,523	3,800
1,510	305	288	2,895	1,321	16	5	63	1,490	3,719
1,506	306	285	2,875	1,304	15	5	62	1,489	3,712
1,524	298	280	2,853	1,292	15	5	62	1,479	3,602
1,494	314	268	2,816	1,267	14	5	62	1,468	3,510
1,501	328	266	2,779	1,250	14	5	62	1,448	3,463
1,517	338	264	2,718	1,219	14	5	60	1,420	3,353
1,536	359	264	2,686	1,198	14	5	60	1,409	3,291
1,509	359	261	2,666	1,185	13	4	60	1,404	3,230

(附表16) 令和3年度消防本部別危険物施設数及び事業所数

区分 消防本部	合計	製造所	貯蔵所							
			小計	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	標準		屋内貯蔵所	地下貯蔵所	簡易貯蔵所
						特 定	特 定			
津市	875	9	605	152	91	0	0	20	198	2
四日市市	3,987	133	3,146	366	1,624	89	311	60	139	14
伊勢市	393	2	273	52	39	1	0	9	93	3
桑名市	1,005	20	679	119	211	1	2	40	134	3
鈴鹿市	510	1	297	103	63	0	0	5	77	1
名張市	201	5	129	48	15	0	0	4	40	2
亀山市	330	2	204	49	62	0	0	42	39	0
鳥羽市	184	0	135	12	52	0	0	10	39	3
熊野市	150	0	84	10	16	6	0	5	25	0
伊賀市	765	23	507	176	132	0	0	9	123	0
菰野町	176	1	117	31	16	0	0	7	34	1
三重紀北消防組合	199	0	135	19	42	0	0	9	23	0
松阪地区広域消防組合	760	6	511	110	110	17	1	50	101	3
志摩市	255	0	153	11	44	0	0	5	75	0
紀勢地区広域消防組合	130	0	77	5	41	0	0	1	13	0
合計	9,920	202	7,052	1,263	2,558	114	314	276	1,153	32

(令和4年3月31日現在)

		取 扱 所						事 業 所
移貯 動 タ蔵 ン ク所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第販 売 一取 扱 種所	第販 売 二取 扱 種所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
122	20	261	144	1	1	0	115	435
828	115	708	193	4	0	59	452	656
69	8	118	69	1	0	0	48	221
128	44	306	118	0	0	0	188	415
39	9	212	114	1	0	0	97	243
12	8	67	27	0	0	0	40	92
7	5	124	48	0	0	0	76	114
18	1	49	31	0	0	0	18	63
26	2	66	34	1	0	0	31	73
45	22	235	117	0	2	0	116	301
24	4	58	34	0	1	0	23	112
35	7	64	40	1	0	0	23	63
123	14	243	115	4	0	0	124	267
17	1	102	62	0	0	1	39	129
16	1	53	39	0	0	0	14	46
1,509	261	2,666	1,185	13	4	60	1,404	3,230

消 防 防 災 年 報

令和 5 年 3 月

三 重 県 防 災 対 策 部

(問い合わせ先)

〒514-8570 津市広明町13番地

電話	消 防 ・ 保 安 課	(059)224-2108
	防 災 対 策 総 務 課	(059)224-2181
	防 災 企 画 ・ 地 域 支 援 課	(059)224-2184
	災 害 対 策 課	(059)224-2189
	災 害 即 応 ・ 連 携 課	(059)224-2186